平成 30 年　第1回定例会

南種子町議会会議録

平成 30 年　3月　　5日　開会

平成 30 年　3月　19 日　閉会

南種子町議会

平成30年第１回南種子町議会定例会会議録目次

第１号（３月５日）（月曜日）

１．開　　会 …… 6
１．開　　議 …… 6
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
１．日程第２　会期の決定 …… 6
１．日程第３　議長諸報告 …… 6
１．日程第４　町長行政報告 …… 7
１．日程第５　平成30年度施政方針及び提案理由の説明 …… 9
町長説明 …… 9
１．休　　憩 …… 23
１．日程第６　議案第23号　平成30年度南種子町一般会計予算 …… 23
総務課長説明 …… 23
質疑 …… 27
５番　広浜喜一郎君 …… 27
７番　立石靖夫君 …… 29
６番　上園和信君 …… 33
１．休　　憩 …… 34
１．休　　憩 …… 34
１．日程第７　議案第24号　平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算 …… 35
保健福祉課長説明 …… 35
質疑 …… 35
８番　日髙澄夫君 …… 36
１．日程第８　議案第25号　平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算 …… 38
建設課長説明 …… 38
質疑 …… 40
１．日程第９　議案第26号　平成30年度南種子町介護保険特別会計予算 …… 40
保健福祉課長説明 …… 40
質疑 …… 40
１．日程第10　議案第27号　平成30年度南種子町後期高齢者医療保険

特別会計予算 …… 41
保健福祉課長説明 …… 41
質疑 …… 41
１．日程第11　議案第２号　南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について …… 42
保健福祉課長説明 …… 42
質疑 …… 43
討論 …… 43
採決 …… 43
１．日程第12　議案第３号　南種子町税条例の一部を改正する条例制定について …… 43
税務課徴収確保対策担当参事説明 …… 43
質疑 …… 43
８番　日髙澄夫君 …… 43
７番　立石靖夫君 …… 44
６番　上園和信君 …… 46
討論 …… 47
採決 …… 47
１．日程第13　議案第４号　南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について …… 47
企画課長説明 …… 47
質疑 …… 48
８番　日髙澄夫君 …… 48
７番　立石靖夫君 …… 50
６番　上園和信君 …… 51
１．休　　憩 …… 53
５番　広浜喜一郎君 …… 53
討論 …… 53
８番　日髙澄夫君 …… 54
採決 …… 54
１．日程第14　議案第５号　南種子町後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例制定について…………… 54
保健福祉課長説明……………………………………………… 54
質疑……………………………………………………………… 55
討論……………………………………………………………… 55
採決……………………………………………………………… 55
1．休　　憩……………………………………………………… 55
1．日程第15　議案第６号　南種子町国民健康保険条例の一部を改正
する条例制定について………………………… 55
保健福祉課長説明……………………………………………… 55
質疑……………………………………………………………… 56
討論……………………………………………………………… 56
採決……………………………………………………………… 56
1．日程第16　議案第７号　南種子町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例制定について……………………… 56
税務課徴収確保対策担当参事説明…………………………… 56
質疑……………………………………………………………… 58
討論……………………………………………………………… 58
採決……………………………………………………………… 58
1．日程第17　議案第８号　南種子町指定居宅介護支援等の事業の人
員及び運営に関する基準等を定める条例
の制定について………………………………… 58
保健福祉課長説明……………………………………………… 58
質疑……………………………………………………………… 59
討論……………………………………………………………… 59
採決……………………………………………………………… 59
1．日程第18　議案第９号　南種子町介護保険条例の一部を改正する
条例制定について……………………………… 59
保健福祉課長説明……………………………………………… 59
質疑……………………………………………………………… 60
討論……………………………………………………………… 60
採決……………………………………………………………… 60
1．日程第19　議案第10号　南種子町指定介護予防支援等の事業の人
員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例制定について…………………　61
保健福祉課長説明……………………………………………………　61
質疑…………………………………………………………………　62
討論…………………………………………………………………　62
採決…………………………………………………………………　62
1．日程第20　議案第11号　南種子町指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例制定につ
いて……………………………………　62
保健福祉課長説明……………………………………………………　62
質疑…………………………………………………………………　64
討論…………………………………………………………………　64
採決…………………………………………………………………　64
1．日程第21　議案第12号　南種子町指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の人員、設備及び運営並びに指
定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について…………………………　64
保健福祉課長説明……………………………………………………　64
質疑…………………………………………………………………　65
討論…………………………………………………………………　65
採決…………………………………………………………………　65
1．日程第22　議案第13号　南種子町多目的交流施設設置条例の一部
を改正する条例制定について………………　65
企画課長説明…………………………………………………………　65
質疑…………………………………………………………………　66
7番　立石靖夫君……………………………………………………　66
1．休　　憩…………………………………………………………　68
討論…………………………………………………………………　68
採決…………………………………………………………………　68
1．日程第23　議案第14号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管
理に関する条例制定について………………　68

建設課長説明…………………………………………………………… 69
質疑………………………………………………………………………… 69
８番　日髙澄夫君……………………………………………………… 69
４番　塩釜俊朗君……………………………………………………… 70
１．休　　憩………………………………………………………………… 70
６番　上園和信君……………………………………………………… 72
１．休　　憩………………………………………………………………… 74
１．追加日程第１　議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件……………… 74
町長説明…………………………………………………………………… 75
採決………………………………………………………………………… 75
１．日程第24　議案第15号　南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について…………………………………… 75
建設課長説明…………………………………………………………… 75
質疑………………………………………………………………………… 76
討論………………………………………………………………………… 76
採決………………………………………………………………………… 76
１．日程第25　議案第16号　南種子辺地総合整備計画の変更について……… 76
総務課長説明…………………………………………………………… 76
質疑………………………………………………………………………… 77
討論………………………………………………………………………… 77
採決………………………………………………………………………… 77
１．日程第26　議案第17号　南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について………………………………… 77
総合農政課長説明……………………………………………………… 77
質疑………………………………………………………………………… 78
７番　立石靖夫君……………………………………………………… 78
討論………………………………………………………………………… 79
採決………………………………………………………………………… 79
１．日程第27　議案第18号　平成29年度南種子町一般会計補正予算（第11号）………………………………… 80
総務課長説明…………………………………………………………… 80
質疑………………………………………………………………………… 83

５番　広浜喜一郎君 …… 84
討論 …… 84
採決 …… 84
１．日程第28　議案第19号　平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第６号） …… 85
保健福祉課長説明 …… 85
質疑 …… 86
討論 …… 86
採決 …… 86
１．日程第29　議案第20号　平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号） …… 86
建設課長説明 …… 86
質疑 …… 87
討論 …… 87
採決 …… 87
１．日程第30　議案第21号　平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号） …… 87
保健福祉課長説明 …… 88
質疑 …… 88
討論 …… 89
採決 …… 89
１．日程第31　議案第22号　平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号） …… 89
保健福祉課長説明 …… 89
質疑 …… 89
討論 …… 90
採決 …… 90
１．散　　会 …… 90

第２号（３月16日）（金曜日）

１．開　　議 …… 92
１．日程第１　一般質問 …… 92
２番　柳田　博君 …… 92
１．キャトルセンター運営について

２．陳情事項の処理状況について
３．防災無線の放送内容の充実を
４．スクールバスの運行について
５．防災対策について
１．休　　憩 …… 102
１番　河野浩二君 …… 102
１．企業誘致について
２．ロケット打上げ初号機から50年経過するが、当町の対応は
３．堆肥センター・キャトルセンターの将来に向けての対応について
４．特用林産物の振興について
５．南西諸島首長サミットを企画・立案できないか
１．休　　憩 …… 121
７番　立石靖夫君 …… 121
１．米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会解散について
２．公共交通バス路線継続政策は
３．社会教育施設の整備促進について
１．休　　憩 …… 127
１．休　　憩 …… 136
３番　大﨑照男君 …… 136
１．防犯対策について
２．地域おこし協力隊員について
３．高齢者施策について
４．結婚(婚活)対策について
５．コミュニティバスについて
４番　塩釜俊朗君 …… 143
１．消防水利について
２．トンミー市場対策について
３．障がい者優先調達推進法の対応について
４．子育て支援策について
５．南種子健康公園周辺整備について
１．散　　会 …… 160

第３号（３月19日）（月曜日）

１．開　　議 …… 163
１．日程第１　一般質問 …… 163
６番　上園和信君 …… 163
１．地域医療の充実について
２．高齢者などのゴミ出し支援について
３．行政組織機構の改革と人事配置について
１．休　　憩 …… 177
５番　広浜喜一郎君 …… 177
１．公立種子島病院の運営について
２．シルバー人材センターの運営について
３．キャトルセンターの運営について
４．堆肥センターの運営について
１．休　　憩 …… 193
８番　日髙澄夫君 …… 193
１．国保税について
２．南種子町職員の交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程（昭和62年９月21日訓令第５号）について
３．産米農家対策について
９番　西園　茂君 …… 202
１．さとうきび生産回復対策について
１．休　　憩 …… 215
１．日程第２　提案理由の説明 …… 215
町長説明 …… 215
１．日程第３　議案第28号　町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について …… 215
総務課長説明 …… 215
質疑 …… 216
５番　広浜喜一郎君 …… 216
１．休　　憩 …… 217
７番　立石靖夫君 …… 217
６番　上園和信君 …… 217
討論 …… 218
採決 …… 218
１．日程第４　議案第29号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に関する条例制定について……………………　218
　　建設課長説明…………………………………………………………………　218
　　質疑………………………………………………………………………………　219
　　討論………………………………………………………………………………　219
　　採決………………………………………………………………………………　219
１．日程第５　議案第23号　平成30年度南種子町一般会計予算……………　219
１．日程第６　議案第24号　平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定
　　　　　　　　　　　　　特別会計予算……………………………………　219
１．日程第７　議案第25号　平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計
　　　　　　　　　　　　　予算………………………………………………　220
１．日程第８　議案第26号　平成30年度南種子町介護保険特別会計予算……　220
１．日程第９　議案第27号　平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特
　　　　　　　　　　　　　別会計予算………………………………………　220
　　産業厚生委員長説明……………………………………………………………　220
　　総務文教委員長説明……………………………………………………………　225
　　質疑………………………………………………………………………………　229
　　　７番　立石靖夫君……………………………………………………………　230
　　討論………………………………………………………………………………　230
　　　５番　広浜喜一郎君…………………………………………………………　231
　　採決………………………………………………………………………………　231
１．休　　憩…………………………………………………………………………　233
１．日程第10　発議第１号　さとうきび生産回復対策並びに品質取引に
　　　　　　　　　　　　　係る基準糖度帯の見直しを求める意見書………　233
　　４番　塩釜俊朗君説明…………………………………………………………　233
　　質疑………………………………………………………………………………　234
　　　８番　日高澄夫君……………………………………………………………　234
１．休　　憩…………………………………………………………………………　235
　　討論………………………………………………………………………………　235
　　採決………………………………………………………………………………　235
１．日程第11　発議第２号　国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業
　　　　　　　　　　　　　費納付金の見直しを求める意見書………………　235
　　８番　日高澄夫君説明…………………………………………………………　235
　　質疑………………………………………………………………………………　237
　　討論………………………………………………………………………………　237

採決 …… 237
１．日程第12　発議第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を
求める意見書 …… 237
８番　日髙澄夫君説明 …… 237
質疑 …… 238
６番　上園和信君 …… 238
１．休　　憩 …… 238
討論 …… 239
採決 …… 239
１．日程第13　委員長報告（産業厚生委員会） …… 239
１．日程第14　閉会中の継続調査申し出 …… 243
１．日程第15　議員派遣 …… 244
１．閉　　会 …… 244

平成30年第１回南種子町議会定例会会期日程

３月５日開会～３月19日閉会　会期15日間

月	日	曜	日　程	備　　考
３	５	月	本　会　議 （開　会）	１．議長諸報告 ２．行政報告 ３．平成３０年度施政方針及び提案理由の説明 ４．平成３０年度予算（説明－委員会付託） ５．議案審議 (1)条例　１４件（議案第２号～第１５号） (2)事件　　２件（議案第１６号～第１７号） (3)予算　　５件（議案第１８号～第２２号）
	６	火	委　員　会	予算委員会
	７	水	委　員　会	予算委員会・議会運営委員会
	８	木	休　　会	
	９	金	休　　会	
	10	㊏	休　　会	
	11	㊐	休　　会	
	12	月	休　　会	
	13	火	休　　会	
	14	水	休　　会	

	15	木	休　　会	
	16	金	本　会　議	１．一般質問（５名）・総務文教委員会・産業厚生委員会
	17	㊏	休　　会	
	18	㊐	休　　会	
	19	月	本　会　議 （閉　会）	１．一般質問（４名） ２．平成３０年度予算審査特別委員会報告（報告－採決） ３．委員長報告（産業厚生委員会） ４．閉会中の所管事務調査 ５．議員派遣

平成30年第１回南種子町議会定例会

第　　１　　日

平成30年３月５日

平成30年第１回南種子町議会定例会会議録

平成30年３月５日（月曜日）　午前10時開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　議長諸報告

○日程第４　行政報告

○日程第５　平成３０年度施政方針及び提案理由の説明

○日程第６　議案第23号　平成３０年度南種子町一般会計予算

○日程第７　議案第24号　平成３０年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

○日程第８　議案第25号　平成３０年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

○日程第９　議案第26号　平成３０年度南種子町介護保険特別会計予算

○日程第10　議案第27号　平成３０年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○日程第11　議案第２号　南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第12　議案第３号　南種子町税条例の一部を改正する条例制定について

○日程第13　議案第４号　南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第14　議案第５号　南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第15　議案第６号　南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○日程第16　議案第７号　南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○日程第17　議案第８号　南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について

○日程第18　議案第９号　南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○日程第19　議案第10号　南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○日程第20　議案第11号　南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○日程第21　議案第12号　南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○日程第22　議案第13号　南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○日程第23　議案第14号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について

○追加日程第１　議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件

○日程第24　議案第15号　南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第25　議案第16号　南種子辺地総合整備計画の変更について

○日程第26　議案第17号　南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について

○日程第27　議案第18号　平成２９年度南種子町一般会計補正予算（第１１号）

○日程第28　議案第19号　平成２９年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正算（第６号）

○日程第29　議案第20号　平成２９年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

○日程第30　議案第21号　平成２９年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）

○日程第31　議案第22号　平成２９年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）

２．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

３．出席議員（10名）

１番	河野浩二君	２番	柳田　博君
３番	大﨑照男君	４番	塩釜俊朗君
５番	広浜喜一郎君	６番	上園和信君

７番	立石靖夫君	８番	日髙澄夫君
９番	西園　茂君	１０番	小園實重君

４．欠席議員（０名）

５．出席事務局職員

局長	濱田広文君	書記	長田智寛君

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越　修君	副町長	長田　繁君
教育長	遠藤　修君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	髙田真盛君
会計管理者兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	河口恵一朗君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課徴収確保対策担当参事	岩坪勝則君
税務課徴税課税係長	西村一広君	税務課収納管理・保険税係長	外園幸喜君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	島﨑憲一郎君
保育園長	園田一浩君	教育委員会管理課長兼給食センター所長兼社会教育課長	小脇隆則君
農業委員会事務局長	古市義朗君		

△　開　会　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

開　議

○議長（小園實重君）　ただいまから平成30年第１回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

―――――――・――・―――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、８番、日髙澄夫君、９番、西園　茂君を指名します。

―――――――・――・―――――――

日程第２　会期の決定

○議長（小園實重君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日３月５日から３月19日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、会期は、本日３月５日から19日までの15日間に決定しました。

―――――――・――・―――――――

日程第３　議長諸報告

○議長（小園實重君）　日程第３、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。

局長。

○事務局長（濱田広文君）　御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の平成29年11月分から平成30年１月分までを配付しております。

次に、各種行事、業務、動静については、平成29年12月13日から平成30年３月４日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

まず、議長会関係の会議でありますが、２月20日、県町村議会議長会定期総会が開催され、平成28年度の決算の承認と平成30年度事業計画及び予算が提案され、原

案可決しております。

また、地方創生のさらなる推進ほか９件の決議が採択されました。

同日、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催され、平成28年度の決算の承認と平成30年度事業計画及び予算が提案され、原案可決しております。

次に、一部事務組合関係でありますが、２月13日、熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、条例５件と平成29年度補正予算（第３号）、平成30年度予算が提案され、原案可決しております。

同日、種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催され、平成29年度補正予算（第２号）、平成30年度予算が提案され、原案可決しております。

２月27日、中南衛生管理組合議会定例会及び公立種子島病院組合議会定例会が開催され、それぞれの組合の平成29年度補正予算、平成30年度予算が提案され、原案可決されております。

次に、その他の会議でありますが、２月16日、種子島屋久島振興協議会総会が開催され、平成30年度事業計画及び予算が提案され、原案可決されております。

以上で、報告を終わります。

○議長（小園實重君）　これで議長諸報告を終わります。

―――――――・――・―――――――

日程第４　行政報告

○議長（小園實重君）　日程第４、行政報告を行います。

町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　行政報告３件について申し上げたいと存じます。

まず、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会からの離脱について報告いたします。

平成19年２月22日に初めて馬毛島がＦＣＬＰ、つまり訓練候補地として報道されたことを受け、米軍基地の移設候補地として西之表市の馬毛島が検討されていることについて、周辺住民の生活にかかわる熊毛地域共通の問題として位置づけ、平成19年４月に本協議会が設立されました。

平成23年６月21日に日米安全保障協議委員会において、「馬毛島を検討対象とし、米軍の空母艦載機の恒久的な施設として使用されることになる」と合意され、翌月の７月２日には防衛副大臣や事務次官等関係者が種子島へ来島し、本問題への理解を深めるため説明がなされました。

当時の協議会は、騒音や日常生活の安全、基地経済への依存など米軍基地等の恒久的な移設により、本地域への悪影響が懸念されることを理由に反対の立場を示し、反対署名活動や各種団体への説明会、防衛省への抗議活動を行っていましたが、島民間においても、島民団体等による反対運動や防衛省による住民説明会が行われる

など、本問題にかかわる活動が活発になっていました。

本協議会は設立当初、反対色の強い活動を展開しており、このことが原因で平成25年２月15日に中種子町議会、平成27年７月14日に南種子町議会が離脱しました。

離脱の理由として、中種子町議会は、国に対して説明を求め、町にどのようなメリット、デメリットがあるか判断したい。南種子町議会は、公正中立の立場で調査し、町民に情報を伝えることが議会の責務としております。

本協議会で本問題の取り組みを始め約10年の年月が流れ、その間、本問題にかかわる民意も各市町においても異なることが明らかにされてきました。

平成29年３月に改選された西之表市長が本協議会の新会長となった平成29年の５月27日の通常総会時に、中種子町長及び南種子町長がこれまでの反対色の強い協議会では離脱も辞さないという意向に、新会長が、本協議会は賛成・反対を問わず、ニュートラルな立場で情報を収集し、郡民に正確な情報を提供する組織であると協議会の方向性を示し、既に離脱していた中種子町議会及び南種子町議会の再加入についても言及しました。

しかし、これまでの反対色の強い本協議会の性質を払拭することは困難との意見もあり、平成29年12月26日の臨時総会では中種子町長が地元議会との足並みをそろえる必要があることを理由に離脱し、同日、私も書面にて離脱する旨を表明し、平成30年２月７日付で離脱届を文書で提出いたしました。

このことから、本協議会においては、本問題の主な地域である種子島の関係自治体のほとんどが離脱した状況での本協議会の存続は極めて困難であり、解散が妥当であるとの結論に達し、平成30年２月16日に解散いたしました。

次に、南日本放送でＦＭ方式によるＡＭラジオの補完放送開始について報告いたします。

２月20日から南日本放送でＦＭ方式によるラジオ補完放送が、周波数82.3メガヘルツで開始されました。本中継局は、西之表市の十六番にある既存の中継塔に南日本放送のＦＭ発信局を設置したものであります。本中継局は、中波ラジオの難視聴地域の解消を図ることを目的とし、総務省の平成29年度無線システム普及支援事業費等補助金を活用して整備されたものであります。

また、この事業で、きれいな音でラジオが聞こえることにより、災害時の情報伝達手段がふえ、災害時の活用にも期待されるところであります。

建設費7,746万2,000円、国庫補助金4,786万3,000円、種子島１市２町負担金2,393万2,000円、うち本町の負担金618万6,000円となっています。

今まで聞こえにくかった南日本放送のラジオがＦＭできれいに聞こえることにより、住民の生活の中でラジオのさらなる活用がふえることを期待しています。

次に、第23期宇宙留学生の受け入れについて報告いたします。

宇宙留学制度につきましては、これまでに667名の留学生を受け入れてきたところであります。

少子高齢化で人口が減少する中、当初は複式学級の解消、教育の相乗効果、地域活性化を図るなどの目的で、平成８年度から山村留学制度を立ち上げ、現在まで日本一の宇宙留学制度として充実発展してきているところであります。

これまでの里親留学に加え、複式学級の解消や３学級編制の維持などにより小規模校の存続を図るために、平成29年度から、町外の家族または一部親子が指定された住居に居住する家族留学と町外の児童が祖父母や叔父、叔母宅に移住する親戚留学を行うこととしたところであります。

平成30年度第23期の受け入れについては、関係者の協力によりまして、里親留学と家族留学を合わせまして、男子33名、女子15名の計48名を決定したところでございます。学校別には、茎南小学校８名、西野小学校５名、大川小学校７名、島間小学校６名、平山小学校６名、花峰小学校８名、長谷小学校８名となっております。

今後も地域活性化、さらには一人でも多くの仲間が切磋琢磨しながら勉強や運動をすることで大きな教育の成果がなされ、その相乗効果が期待されるものと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小園實重君）　これで行政報告を終わります。

―――――・――・―――――

日程第５　平成30年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（小園實重君）　日程第５、町長提出の議案第２号から議案第27号までの計26件を一括上程します。

平成30年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　平成30年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案につき、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

我が国においては、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善により、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われるものの、価値観の多様化、急速な情報化などによる社会システムの急激な変化や将来予測が明確につかない行き先の不透明感により、誰もが暮らしへの不安感を抱える状況が続いております。

片や世界情勢に目を向けますと、北朝鮮をめぐる軍事的緊張の高まり、欧米諸国における政治経済情勢の不安定化など、世界的には混迷の様相を呈しております。

こうした中、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みに加え、生産性革命と人づくり革命を車の両輪とする新しい政策パッケージの推進を図る一方、経済・財政再生計画に基づき、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出改革等を着実に推進し、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けて取り組むこととしております。

本町の財政状況は、多額の借入金に依存した財政構造に変わりはなく、特に起債償還額が町税収と同額程度になっている状況から、今後も厳しい財政運営が予想されるところであり、経済情勢や国の予算の動向を念頭に慎重かつ効率的な行財政運営を心がけるとともに、将来を見据え、町民の視点に立った行政運営を基本理念として各施策を推進してまいります。

それでは、各施策の主な項目につきまして申し述べたいと存じます。

まず、農林水産業政策についてであります。

本町農業は、基幹産業として重要な役割を果たし、地域経済を支えております。

今日の農業・農村を取り巻く状況は、農業所得の減少、担い手農家の不足や農業従事者の高齢化、農家戸数の減少、過疎化の進行により産地力低下、生産・流通コストの上昇、消費者ニーズの多様化、耕作放棄地の再生、持続的な地域営農の推進など課題を抱えているところであります。

このような状況の中で、本町の基幹産業である農業を発展させるため、本年度計画しております主な事業を踏まえて申し上げたいと存じます。

人・農地プランの地域話し合い活動の充実、農業振興地域整備計画策定、農地の集積有効活用を図るための農地中間管理事業、新規就農者育成確保の農業次世代人材投資事業、高収益化と高付加価値化を進め、地域経済の循環づくり、担い手農家の育成など効果的な経営支援に努めてまいります。

本町の基幹作物である早期水稲は、平成30年度から生産数量目標の配分、米の直接支払い交付金廃止など国の施策見直しが示され、水田農業確立推進活動事業、さとうきび振興対策として、優良種苗供給対策事業関係で機械整備の増産強化対策事業、でん粉用原料用さつまいも増産対策事業費を計上し、経営安定対策と生産量の確保に努めます。

次に、園芸、果樹、茶、葉たばこ等については、本町のバイオ堆肥の使用を奨励し、生産性の向上に努め、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを推進するため、各種の事業と特定有人国境離島交付金による農産物輸送コスト支援事業による販売促進、販路拡大に努めます。特に、園芸高収益作物栽培への取り組みを積極的に展開してまいります。

レザーリーフファンは、かごしまブランド産地指定10周年の節目を過ぎ新たな時

代を迎えております。レザーハウス施設の老朽化対策として、花き産地維持対策事業、その他園芸品目を含めた低コスト施設、木柱の平張り施設導入体系の実証を行い、さらなる振興対策を講じます。

畜産につきましては、子牛価格の好調により農業生産額の４割を占め、飼育頭数も横ばい傾向にあり、経営形態も法人化するなど大規模経営がふえつつあります。さらなる畜産振興を図るため、畜産担い手育成総合整備事業、家畜伝染病の予防とまん延防止対策、肉用牛貸付基金による優良牛導入支援を行い、生産基盤の強化に努めます。

肉用牛キャトルセンターについては、飼育改善による預託頭数の確保、預託料改定による運営の適正化を図り、施設の有効活用による増頭対策を強化します。施設の適正運営と優良雌牛対策として繁殖牛の導入検討を実施してまいります。

町堆肥センターの運営については、優良堆肥の生産供給を基本に、販売価格の見直しにより運営の改善に努めます。今後、堆肥生産拡大、堆肥宣伝の強化、利用促進による運営の適正化を図ってまいります。

近年、本町において鹿による農産物被害が増加している状況であります。このため町鳥獣被害対策協議会を中心に、中種子町境の平山、長谷、島間を重点地区に指定し、わな免許取得・更新の全額補助対策を行い、人材の育成や研修会を開催し、鹿被害防止に努めてまいります。

次に林業でありますが、林業情勢は木材価格の低迷が続く中、木質バイオマス発電用の燃料など新たな需要が広がり、町森林整備計画に基づく森林管理を進めるとともに地元産材の利用促進を図ります。森林整備地域活動支援事業を活用した森林整備の効率的な施業の支援を行い、除間伐、利用間伐、新植の推進、地元産材、特用林産物の戦略産品輸送支援事業費を計上し、林業の振興を図ります。

また、特用林産物であるシキミについては、市場から高い評価を受けており、新規作物で取り組んでいるヒサカキも含め、生産拡大に向けた取り組みを推進します。

次に水産業でありますが、水産資源の大幅な減少や魚価の低迷で厳しい状況の中、漁場の環境整備を行う、つくり育てる漁業の推進による水産業の振興を図ります。

漁業振興の具体的な対策として、離島漁業再生支援事業、ブリ人工種苗中間育成施設整備に伴う種子島周辺漁業対策事業、広域漁場整備事業負担金、鮮魚活魚の島外出荷輸送コスト支援事業を計上しております。

農業農村整備事業につきましては、生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

本年度計画しております具体的な事業につきまして申し述べますと、まず県営事業では、中山間地域総合整備事業南種子地区、県営農地環境整備事業河内浦地区、

農地整備事業通作保全南種子１期、農村災害対策整備事業、農業競争力強化基盤整備事業経営体育成型茎永地区、県営事業全体５地区の計上をしており、これに伴います町負担金も計上しております。

町単独による整備事業は、事業効果を精査し、計画的な生産体制の整備に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみ共同活動、農地・水路等の維持管理の支援事業として14地区分も計上しております。

次に、農業委員会でありますが、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るために、農地等の利用の最適化を推進する必要があることから、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の適正化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられました。農業委員会は、農地等の利用の最適化、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などの推進に引き続き取り組んでまいります。

農業委員会の主たる業務であります農地利用の最適化を飛躍的に実現するために農地利用最適化推進指針を公表し、担い手への農地利用集積・集約化の起点となる、貸したい、借りたい、総点検活動を実践することが農業委員会に課せられた重要な役割であります。

国が運用を開始した農地情報公開システム全国農地ナビの情報活用促進、農業委員会で管理している農地基本台帳及び農地地図情報の公表など、農家への情報提供のサービス向上に努め、農業・農村が持つ多面的機能を発揮できるよう集落・地域における話し合い活動を関係機関と一体となり進めてまいります。本町におきましても、農業委員会、農地利用最適化推進委員を含め、関係機関一体となり農地振興に努めてまいります。

次に、建設事業でありますが、これまで、急速な経済成長にあわせ整備を図ってきた道路や港湾、漁港等社会資本の維持管理、メンテナンス需要がますます増大していく状況にあります。このような状況で効果的、効率的なメンテナンス事業を導入していくことは喫緊の課題となっております。

町民に身近な生活環境の整備及び社会資本の維持管理を含めた生産基盤の整備促進を図る重要な施策として、各補助事業等の推進を図ってまいります。

まず、道路整備事業でありますが、国庫補助事業で、継続事業として改良舗装工事を実施してまいります。そのほか、橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、策定結果を踏まえ老朽化した橋梁の整備について、県のメンテナンス会議等の指導助言を踏まえた整備計画を推進してまいります。

道路建設単独事業では、維持補修、舗装改修工事、歩道整備工事、防護柵取りか

え工事を行い、町道の維持保全、安全確保に努めてまいります。

都市公園の整備につきましては、宇宙ヶ丘公園を初め都市公園の維持管理に努めてまいります。

河川管理につきましては、施設点検の拡充を図り、寄り洲除去等維持管理に努めてまいります。

居住環境整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後事業化に向けて検討するとともに、今年度も引き続き公営住宅等の維持管理を推進し、入居者が安全・安心して居住できるよう努めてまいります。

港湾・漁港整備につきましては、航路・泊地のしゅんせつを初めとした維持管理経費の増大が見込まれる状況であり、各施設のメンテナンス事業の導入は喫緊の課題となっている中で、利用船舶数の減少などから国の補助事業の導入が厳しい環境にあります。施設の拠点化の検討を進め実施可能な事業の導入を検討し、引き続き施設の安全確保と維持管理に努めてまいります。

建設工事発注契約事務につきましては、電子入札の導入を踏まえておりますが、対象業種の拡大を図り、さらに契約事務の効率化を推進してまいります。

県実施事業の国道・県道整備につきましては、国道58号線の上中地区の継続での事業整備を図っているところであり、その他の地元要望箇所についても、新規事業として要望中であり、本町の基幹道のさらなる安全性の向上を図る計画であります。

県事業の島間港整備につきましては、これまで関係機関等連携を図り整備予算確保に向けて精力的に要望してきております。静穏度向上を目指し、防波堤西を整備中であります。引き続き、改修工事の早期完成とあわせて、高速船寄港実現化のために関係機関と連携を取り事業化に向けた取り組みを推進してまいります。

島間港改修事業につきましては、しゅんせつ事業を初め地元負担を伴う総合補助事業についても、地元の要望に合わせた事業推進を図ってまいります。

県営事業の河川・砂防工事については、県管理河川古川川の改修要望についても、関係法令に基づく地元説明会を終え、国への事業要望を進めております。通常の維持管理についても、引き続き要望してまいります。通常砂防事業として西之田代の小川地区ほか１地区、地すべり対策として河内地区の事業推進に努めてまいります。

水道事業でありますが、本町の住民生活に直結する水道供給施設の重要性を常に認識し、安定的な水道水の供給に鋭意推進しているところであります。給水対象区域を町内全域として簡易水道事業統合計画に基づき、中央地区と野大野地区の統合事業の推進に取り組みます。そのほか簡易水道施設においては、道路改良事業に伴う配水管移設工事や施設の老朽化による補修工事等設備の維持管理とメンテナンスの事業の推進に努めてまいります。

水道事業について、水道施設の維持管理及び老朽化施設の更新等を行い、平成31年度から上水道事業として企業会計化の取り組みを図ってまいります。基金が枯渇しており、一般会計からの法定外繰入金も増大してきておりますが、水道使用料金の改定について、平成29年度利用料金から18％増額の料金改定を行い、より安定した経営への基盤づくりを図ってまいります。

次に、福祉・子育て支援、健康づくり、環境政策でございます。

平成30年１月末の本町の65歳以上の人口は1,989名、高齢化率は34.57％でありまして、年少人口率は12.6％となっており、全国的な人口減少の中で、本町においても少子化及び超高齢化が急速に進展することが予想されているところでございます。引き続き、町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等各種計画に基づき、施策を積極的に実施し、地域包括システムの構築に向け、自治公民館を中核とした地域での支え合いの仕組みづくりを進め、住民が安心して暮らせる、小さくても輝く町づくりを推進してまいります。

また、住民のセーフティネットを強化し、住民サービスの一層の向上と一人一人を大事にするまちづくりを進めるため、平成31年度、福祉事務所設置に向けて準備を進めます。

仕事と家庭の両立支援のため、放課後児童クラブの全校区での開設、高校生年齢までの医療費・学校給食費等の実質無料、出産祝い金などの施策を引き続き実施し、保育料の引き下げを検討するなど「子育てしやすい日本一のまち」を推進してまいります。

健康増進と福祉施設である河内温泉センターは、年間８万人近くの利用をいただいております。二酸化炭素排出抑制対策事業等を活用した給湯設備の効率化を引き続き検討し、運営をシルバー人材センターに委託するなどにより、経費縮減、利用者の利便性を図り、広報活動の充実とあわせて利用促進に努めてまいります。

次に、保健衛生、国保、後期高齢者、環境保全についてでありますが、町民の生涯を通しての健康づくりのために、医療関係機関と連携しながら、特定健診受診率60％を目指すなど各種健診受診率の向上を図り、保健師、管理栄養士等による受診後の訪問指導を徹底してまいります。

また、各種健康講座、栄養指導教室の開催などにより、生活習慣病及び感染症の予防対策等に努めてまいります。

また、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業、平成30年度から県が財政の責任者となる国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

一般廃棄物の適正処理と減量を図るため、各集落公民館等と連携し、分別の徹底を行い、焼却施設等の改修、衛生自治会等との連携による宇宙の町にふさわしいご

みステーションの整備を進め、環境保全、公害等の防止に万全を期した運用に努めてまいります。

次に、保育園であります。

「子供が健康で安心して過ごせる環境の中で、集団生活を通して豊かで健全な心身の発達を培う」を保育理念に掲げ、年齢に応じた基本的生活習慣を身につけさせながら、保護者が安心して預けたいと思える場所を目指して保育を行なってまいります。

また、保護者の思いに寄り添いながら、子育てへの不安解消やアドバイスも行なってまいります。

これまで配慮が必要な子供の保育に携わり、一人一人違う個性に向き合ってきたキャリアを生かし、子供の「できる」を援助し、就学を視野に入れた教育相談や巡回療育相談も実施してまいります。

子育て支援センターでは、自家保育親子へ活動内容の情報発信を拡充し、新規参加者の掘り起しを行い、子育ての不安解消、支援の一助となるように努めてまいります。

教育についてでございます。

教育文化の振興については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、生涯学習・生涯教育の観点に立ち、人間性豊かで、たくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、社会のめまぐるしい変化の中で、知・徳・体の調和のとれた生きる力を備え、伝統と文化を尊重し、これらを育んできた我が郷土と国を愛する態度を養い、日本人としての誇りを持ち、国家及び地域社会に貢献できる人材育成に努めてまいります。

このために基礎・基本の定着を重視し、一人一人の個性を生かす教育の充実に努めるとともに、国・県の方向を注視しながら、特色ある学校づくりを目指し、必要な条件整備を総合的に推進してまいります。

英語教育については、ＡＬＴや英語指導助手の配置を行い、多様化する国際社会に対応できる児童生徒の育成に努めます。

また、小規模校のメリットを最大限に生かしながら、引き続き、施設分離型小中一貫教育の充実を図ります。特に、小中学校における体験活動等においては、ＪＡＸＡや宇宙関連企業等との連携を強化しながら、地域とともにある学校づくりの視点に立った、学校教育の振興を図ってまいります。

23年目を迎えた宇宙留学制度は、小規模校の活性化と交流人口拡大を目指し、里親の確保に努めるとともに、家族留学・親戚留学制度の充実を図ります。

学校施設の整備については、緊急を要するものの中から計画的に整備してまいります。西野小学校については、危険校舎の改築事業等を行い、設備の整備充実を図ります。

南種子中学校のスクールバス運行については、町が取得したバスを運行委託し、運行形態を見直します。

子供たちが「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校では、食育の取り組みを推進し、学校給食センターでは、米飯給食を週４回とし、南種子産の米や地場野菜の活用など地産地消に配慮した安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

なお、学校給食費については、少子化対策の一環として、保護者の負担軽減を図るための完全無償化を継続し、学校給食の充実に努めます。

生涯学習の推進についてでありますが、町民が心豊かでぬくもりと生きがいに満ちた活力あるまちづくりのため、生涯各期にわたり、いつでも自由に学習できる機会を提供し、町民の自主的・意欲的な姿勢を大切にしながら、地域課題、町民のニーズに対応した講座や人材バンクの充実、推進の拠点となる社会教育施設の整備を図り、「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を引き続き推進してまいります。

また、行政と公民館が一体となり、地域力の向上と発展を目指して、公民館活動の充実を図り、地域コミュニティー拠点の強化に努めてまいります。

社会教育については、住民が主体となり、健やかで豊かな人間性の育成を目指し、地域課題を解決していくためのリーダーの育成、社会教育団体や地区公民館組織等との連携強化を図ります。

また、地域ぐるみでの安全・安心な環境づくりを推進するため、年３回のクリーン作戦などによる地域環境整備の推進等を図ってまいります。

青少年の健全育成については、郷土に伝わる伝統と気風を生かしながら、本町の未来を担う人材を育成する家庭、学校、地域が連携し、家庭の教育力と人材育成に対する意識向上を図るともに、地域等と一体となり青少年育成の日の活動を充実してまいります。

また、友好都市等との交流や、ふるさと学寮、南種子さわやか子供表彰事業、宇宙へはばたけたこあげ大会など青少年交流を行うとともに、家庭教育においては３つの実践・プラスワン運動を具現化できるように努めます。

芸術文化の振興でありますが、町内の豊かな伝統文化と団体や個人の多種多様な文化活動を振興するため、文化団体の育成・支援、伝統文化の継承・記録・保存に努めてまいります。

文化財の保護活用につきましては、埋蔵文化財センターを中心として、埋蔵文化財の保護活用の適正化を図るとともに、神社、仏閣などの文化財の普及啓発を進めてまいります。

赤米文化交流事業につきましては、昨年度南種子町で赤米サミット・赤米伝統文化連絡協議会を開催し、３市町が連携しながら赤米の日本遺産登録を目指した取り組みを進めております。今年度は岡山県総社市において赤米サミットが開催予定であり、赤米の伝統文化を生かした文化交流、赤米児童交流等を進めてまいります。

社会体育につきましては、多様なスポーツ活動が活発に展開される中で、町民が生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも、スポーツに親しめるように、個々の体力づくりや健康づくりのために、スポーツクラブ宙太くんの活性化や指導者の育成に努めるとともに、社会体育施設の維持管理、環境整備を図ってまいります。

また、町民大運動会の実施、スポーツ少年団の県大会等への出場補助、体育協会加盟団体組織の活性化など、町民の健康増進や体力・競技力向上に努めてまいります。

次に、税務についてでありますが、厳しい景気の中で自主財源確保は非常に重要な行政課題であります。今後とも、さらなる課税客体の適正把握による課税に努めてまいります。

今年度の町税は７億3,435万6,000円の計上で、前年度に比較して0.6％の減となっております。厳しい情勢の中で自主財源確保は非常に重要な行政課題であり、今後ともさらなる課税客体の適正把握による課税に努めてまいります。

国民健康保険税は、本年度から県が運営主体となり新制度としてスタートいたしますが、保険税率の決定、賦課徴収事務等の細かい作業は、引き続き町が行うことになることから、県との連携により安定した運営と税負担の公平性を図ってまいります。

口座振替の推進、新規滞納者への早めの催促、高額滞納者との納税相談を実施し、納税への理解を深め収納率の向上に努めます。

また、納期限内納付者との公平性を保つため、法に基づき滞納整理を積極的に進めます。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、今年度は平山地区の一部を計画的に実施してまいります。

次に、企画部門でありますが、平成27年度に策定した地方版総合戦略「トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略」に基づき、政策目標を明確にし、客観的な指標に基づく検証を行い、継続的な取り組み改善に努めます。

宇宙開発の促進につきましては、平成29年度は、準天頂衛星「みちびき２号」、

「３号」、「４号」、気候変動観測衛星「しきさい」及び低高度衛星技術試験機「つばめ」、情報収集衛星が打ち上げられたところでございます。

また、次世代主力ロケットＨ３のエンジンＬＥ－９の試験も始まっており、我が国の宇宙開発が着実に発展することが期待されております。今年度は、種子島からのロケットが打ち上げられてから50周年の節目を迎えます。種子島宇宙センターと協力しながら、種子島宇宙センター開設50周年記念事業を実施してまいります。

また、人工衛星を海外からの直接種子島に搬入するための種子島空港滑走路の延長、ロケット輸送代替道路整備など、整備拡充に向けた要望活動を推進してまいります。

特定有人国境離島法による運賃低廉化や物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進を対象に有効に活用してまいります。

地域おこし協力隊の活用については、引き続き本町のＰＲ情報の発信、地場産品の販売支援、移住情報の発信、相談、イベントの開催支援を推進してまいります。

交通対策については、コミュニティバスの運行を継続するとともに、基幹路線の公共交通対策を種子島１市２町で継続協議してまいります。種子島空港バス路線の維持対策につきましては、種子島空港バス対策協議会を通して、住民の皆様の利便性を確保してまいります。種子島中央高校への通学支援については、引き続き助成を実施してまいります。

自然保護についてでありますが、ふるさと南種子町のかけがえのない自然環境を守り育て次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施してまいります。

人材育成事業については、子供たちの海外ホームステイ事業などを実施してまいります。

広報については、常に住民との結びつきを密にしていくためのパイプ役であることから、多くの行政施策を盛り込み、情報収集の内容と充実を図り、広く親しまれる広報紙づくりを目指します。

交流事業については、全国離島から中学生が集う国土交通大臣杯第11回全国離島交流野球大会を種子島で開催いたします。

また、種子島ロケットコンテストへの支援を行い、宇宙の町・南種子町ならではの交流人口の増加を目指してまいります。

国は、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として、観光立国推進基本法を平成19年に制定しています。また、県においては、観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、基幹産業である農林水産業等の産業と密接な関係を有する総合的な産業であると位置づけしております。

観光イベント事業として、ロケット祭は特に、花火大会が来場された皆様から大変な好評をいただいておりますので、本年度も町民の皆様に満足していただけるような内容の充実を図ってまいります。

種子島宇宙芸術祭は、ＪＡＸＡや三菱重工業株式会社等の協力のもとで、平成29年度からは種子島全島で組織する種子島宇宙芸術祭実行委員会が主体になって開催されております。本年度も開催に向けて支援をしてまいります。

商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するために、商工会やスタンプ会、特産品協会へ引き続き支援をしてまいります。特産品については、町特産品協会を主体として、第14回関西かごしまファンデーに参加し、本町の特産品と観光のＰＲを図ってまいります。

消費者の安全確保に関しましては、高齢者消費者のトラブルの防止など、関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

独身男女交流イベント実行委員会が主催する、町内の未婚男性を対象とした婚活イベント第５回星コンの開催を支援いたします。

地方創生事業の取り組みとして、事業を幅広く展開する方や新規に起業する方に対して、支援策として起業家育成セミナーを継続して開催してまいります。

空き家対策、移住対策として、空き家改修、住宅建築、中古住宅取得に結びつくような施策を速やかに検討してまいります。

滞在型教育旅行として人気の高いグリーンツーリズムについては、みなみたねグリーンツーリズム協議会において、今後も受け入れ家庭の指導・支援を図ってまいります。

ふるさと納税については、引き続き多くの方に南種子町を応援していただけるような魅力あるまちづくりを進めるとともに、ふるさと納税として寄附を行った方々に贈る種子島の特色ある返礼品を充実させ、民間ポータルサイトなどと連携した情報発信の強化に努めてまいります。

次に、行政諸般の施策についてでありますが、近年の多種多様で高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化に取り組みます。

防災対策については、地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要でありますので、防災知識の普及・啓発など、自主防災組織の育成強化に努めてまいります。また、自然災害を想定した住民参加型の防災訓練の実施を予定しております。

交通安全対策につきましては、それぞれ事故の特徴に応じた事故防止対策を行う

とともに、依然として高齢者が当事者となる交通事故が多く発生していることから、高齢者交通安全教室など、関係機関・団体等と連携し年齢に応じた交通安全教育の推進に努めてまいります。

選挙関係については、平成31年４月執行予定の県議会議員選挙及び町長・町議会議員選挙の準備作業も年度末より必要となってくるため、選挙の公正な執行と明るい選挙を推進するための啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進については、本町の基幹産業である農業振興を図るための組織のあり方についての検討が必要であると思っております。それは１市２町の主要作物、例えばさとうきび、甘しょの２品目が３年も本町が何と言っても一番下であるという、そういうことであり、良質のバイオ堆肥が農家に周知されていないことにあると私は思っているところであります。そのためには、堆肥の生産量の増産対策、キャトルセンターを屋久島町の経営方式に変えるため、関係機関・団体との十分な協議を経て、早急に実現するため取り組みたいと考えております。当然のことながら、内容がまとまった段階で議会には報告いたします。

また、平成31年度から上水道事業に向けての対応など、機構改革に早期に取り組むとともに、第６次南種子町行財政改革大綱に掲げる「自立・自興　参加と連帯によるまちづくり」の構築に向け、全庁一丸となって質の高い行財政体制の確立に努めてまいります。

次に、予算及び各議案について一括して説明を申し上げます。

まず、議案第23号から議案第27号の平成30年度当初予算の主な内容について説明申し上げます。

平成30年度一般会計予算、総額54億5,400万円となり、前年度当初予算に対しまして1.3％の増となりました。

また、特別会計につきましては、国民健康保険会計が８億4,452万7,000円で18.3％の減、簡易水道会計が４億4,518万1,000円で1.3％の減、介護保険会計が６億8,153万3,000円で11％の減、後期高齢者医療保険会計が8,800万円で6.1％の増となり、特別会計の総額で20億5,924万1,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入についてでありますが、町税については、平成29年度の実績見込みと町内の経済状況を勘案し、0.6％減の７億3,435万6,000円を計上しております。

次に、地方譲与税の交付金については、平成29年度実績見込みと地方財政計画を勘案し、前年度比1.6％増の１億6,590万円を計上しております。

次に、地方交付税についてでありますが、平成29年度の交付決定額等の諸要因を勘案し、前年度と同程度の21億5,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金・県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しております。

次に、繰入金については、一般会計の不足額を補うため、減債基金から１億5,000万円、財政調整基金から２億6,400万円、町有施設整備事業から1,000万円を繰り入れることとしております。

次に、町債については、前年度比24.9％減の５億3,570万円となっております。

過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置等のある有利債を活用しているところでありまして、通常分３億9,570万円、臨時財政対策債で１億4,000万円を計上しております。

その他の歳入につきましても、従来の実績等を勘案し、見込み額を計上したところであります。

次に、歳出でありますが、義務的経費につきましては21億4,532万9,000円で、前年度比0.6％の減となっております。

これは、扶助費の減が主な要因でありまして、児童手当、子供のための教育・保育給付費の減額などによるものでございます。

次に、投資的経費については７億9,413万7,000円で、前年度比7.8％の減となっております。

主な事業として、橋梁長寿命化修繕事業１億6,342万2,000円、西野小学校校舎建設工事１億5,766万8,000円、福祉センター改修工事1,956万円、長谷公園環境整備事業1,336万5,000円、高規格救急車購入費2,836万6,000円などであります。

次に、その他経費については24億9,453万4,000円で、前年比で6.4％の増となっております。

主なものといたしましては、ふるさと納税受注管理業務手数料１億3,300万円、一般廃棄物処理施設運転管理業務委託4,730万4,000円、道路維持管理経費7,927万2,000円、公立種子島病院組合負担金１億8,478万円、熊毛地区消防組合負担金１億5,104万4,000円、国民健康保険特別会計繰出金１億2,911万5,000円であります。

以上、平成30年度の一般会計予算の概要について述べましたが、特別会計を含めた詳細については、後ほど予算審議の折に御説明申し上げます。

次に、議案第18号から議案第22号の平成29年度補正予算についての概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので7,279万6,000円を減額し、予算の総額を57億3,183万4,000円とするものであります。

特別会計補正につきましては、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる予算

の所要額の補正をするものでございます。

それでは、条例案件から順次要約して説明申し上げます。

議案第２号は、南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、個人番号の利用範囲を定める事務について条例改正するものでございます。

議案第３号は、南種子町税条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、納期前納付に係る報奨金制度の廃止に伴い、条例改正するものでございます。

議案第４号は、南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、宿泊施設としての利用範囲を変更するため、条例改正するものでございます。

議案第５号は、南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等が改正されることに伴い、条例改正をするものでございます。

議案第６号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、国民健康保険法等が改正されることに伴い、条例改正するものでございます。

議案第７号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、被保険者に係る所得割額等を改正するため条例改正するものでございます。

議案第８号は、南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてでございまして、居宅介護支援事業所の指定について、権限移譲に伴い条例制定するものでございます。

議案第９号から議案第12号は、介護保険事業等の基準となる省令等が改正されたことに伴い、条例改正するものでございます。

議案第13号は、南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、宇宙留学制度にかかわる家族留学の入居の手続について条例を改正するものでございます。

議案第14号は、南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定についてでございまして、地域防災拠点施設の設置に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第15号は、南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、都市緑地法等が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第16号は、南種子辺地総合整備計画の変更についてでございまして、長期振興計画に基づき、事業費の変更等をするものでございます。

議案第17号は、南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてでございまして、平山地区生産組合を指定管理者に指定するものでございます。

今期定例議会に提出しております案件は、以上26件を提案しております。

詳細については、議案審議の折に担当課長から説明させますので、よろしく御審議方の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。平成30年度における施策の基本方針と各会計補正予算など各議案について申し上げましたが、町議会及び町民各位の御理解と御協力をお願いいたしまして施政方針といたします。

○議長（小園實重君）　これで平成30年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

――――――――・――・――――――――

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時２８分

――――――――・――・――――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――・――・――――――――

日程第６　議案第23号　平成30年度南種子町一般会計予算

日程第７　議案第24号　平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第８　議案第25号　平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

日程第９　議案第26号　平成30年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第10　議案第27号　平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（小園實重君）　日程第６、議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算から日程第10、議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算までを一括して議題とします。

議案第23号から議案第27号までの平成30年度予算案５件について、順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度一般会計当初予算については、先ほど、町長から予算編成方針及び提案理由の中で概略御説明申し上げましたので、私からは、別途配付しております平成30年度当初予算資料、Ａ４サイズの３枚つづりに沿って、増減の大きいものを中心に概要の御説明を申し上げます。

それでは、説明資料の２ページをお願いいたします。一般会計の歳入総額については、54億5,400万円で、前年度比1.3％の増となっております。まず、町税については、７億3,435万6,000円で、前年度比0.6％の減となっており、固定資産税及び町たばこ税の減額が主なものであります。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については、平成29年度の実績見込みと地方財政計画に基づき試算しております。このうち、地方消費税交付金については、引き上げ分に係る地方消費税収分を社会保障施策に要する経費として活用することとしております。

次に、地方交付税については、国は、平成30年度の地方交付税総額を前年度比２％の減としておりますが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、平成29年度の水準を上回る額を確保することとしております。

このようなことを踏まえ、本町の諸要因を勘案し、平成29年度と同額の21億5,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金、県支出金については、国、県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところであり、国庫支出金では４億9,701万3,000円で、前年度比8.5％の増となっております。

主なものといたしましては、戦略産品輸送支援事業補助金、防災・安全社会資本整備交付金、学校施設環境改善交付金の増額、子どものための教育・保育給付費負担金、社会資本整備総合交付金の減額などであります。

次に、寄附金については、平成29年度の実績や今後の見込みを勘案して、前年度比300％増の２億円を計上しております。

次に、繰入金については４億2,711万円で、前年度比1.1％の増となっております。

一般財源の不足額を補うため、減債基金から１億5,000万円、財政調整基金から２億6,400万円、町有施設整備事業基金から1,000万円の繰り入れを行ったところであります。

次に、諸収入については１億5,028万4,000円で、前年度比12.5％の増となっており、畜産担い手育成総合整備事業の増額が主なものであります。

次に、町債については５億3,570万円で、前年度比24.9％の減となっております。町債の発行に当たっては、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置等のある有利債を活用しているところであり、情報通信基盤整備事業債、廃棄物処理施

設整備事業債の減額が主なものであります。

なお、当初予算に計上している起債事業の内訳については、５ページに列記しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が歳入であります。

次に、歳出を説明いたします。

３ページをお開きください。歳出については、目的別と性質別について示しております。目的別比較表から御説明いたします。

まず、総務費については８億4,934万7,000円で、前年度比6.1％の減となっております。主なものといたしましては、ふるさと納税推進事業費の増額、情報通信基盤整備事業費の減額などであります。

次に、民生費については７億8,645万円で、前年度比0.6％の減となっております。主なものといたしましては、福祉センター改修工事、生きがい活動室空調機器購入に伴う増額、子どものための教育・保育給付費の減額などであります。

次に、衛生費については４億4,087万4,000円で、前年度比15.3％の減となっております。主なものとしましては、カーボンマネジメント強化事業１号事業計画策定業務委託、清掃センター設備工事、中南衛生管理組合負担金の減額などであります。

次に、農林水産業費については７億640万7,000円で、前年度比22.2％の増となっております。主なものといたしましては、農業者休養施設改修工事、花き産地維持対策事業、畜産担い手総合整備事業、発効促進剤運搬業務委託、農道等整備補助事業費、広域漁場整備事業負担金、種子島周辺漁業対策事業の増額などであります。

次に、商工費については１億2,303万9,000円で、前年度比14.8％の増となっております。これは、観光物産館運営費を農林水産業費から商工費へ移動したことによるものであります。

次に、土木費については５億22万円で、前年度比0.6％の減となっております。主なものとしましては、橋梁長寿命化修繕事業の増額、堂中野線道路改良事業、道路建設単独事業、宇都浦線道路改良事業、役場本町線道路改良事業の減額などであります。

次に、消防費については２億1,940万7,000円で、前年度比10.2％の増となっております。主なものといたしましては、高規格救急車購入に伴う熊毛地区消防組合負担金の増額であります。

次に、教育費については６億3,825万9,000円で、前年度比8.8％の増となっております。主なものといたしましては、西野小学校建設事業の増額、小学校営繕工事、町テニスコート大型改修事業の減額などであります。

次に、公債費については７億3,573万6,000円で、前年度比0.8％の減となってお

ります。

次に、諸支出金については３億6,016万7,000円で、前年度比1.1％の増となっております。主なものといたしましては、各特別会計への繰出金でありまして、法定外分として簡易水道特別会計に2,675万円を繰り出すこととしております。

次に、４ページの性質別比較表をお願いいたします。まず、義務的経費については、前年度比で0.6％、1,263万4,000円の減となっております。主なものといたしましては、子どものための教育・保育給付費、長期債償還の利子分の減額などであります。

次に、投資的経費の普通建設事業費については、前年度比で7.8％、6,722万3,000円の減となっております。主なものといたしましては、種子島周辺漁業対策事業、新栄町焼野線道路改良事業、橋梁長寿命化修繕事業、西野小校舎建設事業、福祉センター改修事業、長谷公園環境整備事業の増額、清掃センター設備補修工事、堂中野線道路改良事業、宇都浦線道路改良事業、役場本町線道路改良事業の減額などであります。

次に、その他の経費については、前年度比で6.4％、１億5,088万4,000円の増となっております。まず、物件費については、前年度比で11.4％、１億358万4,000円の増となっており、ふるさと納税受注管理等業務手数料の増が主なものであります。

次に、維持補修費等については、前年度比で10％、990万6,000円の増となっており、道路維持管理経費の増額が主なものであります。

次に、補助費等については、前年度比で4.1％、3,807万6,000円の増となっており、全国離島中学生野球大会実行委員会、種子島路線バス運行助成、花き産地維持対策事業、畜産担い手育成総合整備事業の増額、航路・航空路運賃低廉化事業、中南衛生管理組合負担金の減額が主なものであります。

次に、繰出金については、前年度比で１％、352万3,000円の増となっており、介護保険特別会計への繰出金の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

以上で、性質別の説明を終わります。

最後の5ページに、平成30年度起債事業の内訳と繰出金の充当状況を示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書をお願いします。

予算書の表紙から５枚目の裏面をお開きください。第２表、継続費であります。学校建設事業については、総額及び年割額を定めるものであります。

次に、第３表、債務負担行為であります。南種子町が借り受ける標準積算システム機器保守外６件について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。詳

細についてはお目通しをお願いいたします。

次に、第４表、地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。利率につきましては、現在の状況を勘案し、年３％以内としているところであります。

最後に、最初のページに戻りますので、予算書の表紙を開けていただきたいと思います。

第５条、一時借入金については、その最高額を10億円に定めるものであります。

次に、第６条、歳出予算の流用については、法令等で定められたもの以外で、予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な予算内容につきましては、後ほど設置されます予算委員会の中で、それぞれの担当課が資料に基づき御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、平成30年度一般会計当初予算の説明を終わります。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　私は、産業厚生委員会ですので、総務費に関する予算の内容を聞くことができません。そこで、質問をいたします。総務費の一般管理費、予算書の21ページになります。給料の中の特別職給料が1,633万2,000円となっておりますが、29年度の当初予算では1,469万9,000円でしたので、163万5,000円の増額となっておりますが、これは29年度まで実施してきておりました三役の給料の10％減額が実施されないからだと思われます。今議会においては、その特例に関する条例制定の議案も提出されておりませんが、町長の公約でもあります、実施しない理由は何なのか、町長に伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　ただいまの質問でありますが、私が当選した最初の議会で多分質問があったのではないかというように思いますが、そのとき、私は４年間続けるというのを表明し、答えたのではないかと記憶しておりますが、町長になってみて、やっぱりあの当時の世相の状況として、通常１割、10％カットするというのがあちこち全国的にもあったわけでありまして、そういうことでやっぱりやらざるを得ないのかなという、相手方の立場もありましたので、そういうふうにして、当選して即、その辺のことをしたわけでありますが、実際、町長になってみて、１月の例でいうと、１月に１日休むというのはほとんどないのではないかと。365日動いているわけでありますから、正確にいうと、病気で休んだことはありませんから、何か

で２日か３日休んだというのが状況じゃないかと思うのですが、そういうようにやっておるのが現状でありまして、現状では国の関係の役員として、これは全国離島振興協議会の理事を拝命しておりますから、やっぱり離島へき地のそれとかずっと今までは評議員でありましたが今度は理事になりました。それから、船の関係を含んだ、そういったような活動というようなことも含んでおりまして、それに関連した出張関係ありますが、これは全て協議会から旅費は出るわけでありますけども、それが一つあります。

それから、県関係の件では３つぐらいのいわゆる議員というのがありまして、つまり国保対策議会の議員とか、そのほか高齢者対策議会とか、そのほか市と町の経済対策委員会というのは、これは年二、三回しかありませんが、そういったような役割をこなすというような状況の中では、平均してみても、ここ一、二年は月の半分は出張しているのが現状であります。

これは私だけではなくて、大半の首長がそうなっているわけでありますが、これを考えたとき、来年の４月の末には選挙がありますから、これをやっぱり選挙の盾として扱うというのはよろしくないというふうに考えているわけでありまして、だから、あと１年でありますが、あのとき私の報酬だけを削除すればよかったわけでありますが、そういうことは毛頭はなくて、三役の給与を削減するということでありましたが、他の市町村、県下の市町村のその実態を踏まえて、うちの町だけが特別に事業を減らしているわけではなくて、より県下では進んだ行政運営が入っていく中では、やっぱり副町長、教育長に対する負担も相当あるわけでありまして、この辺は金で買える問題ではないんですが、来年の選挙のことも含んで、こういうのを選挙の公約に上げてはいけないということも含んで、多分広浜議員ではなかったかと思うのですが、私に質問をしたのは。あのとき４年間はちゃんと実施しますと言っておりましたが、それをかえたのは事実でございますので、私はこの件については、いつかは住民に対して発言の機会もあると思うのですが、４月早々から校区座談会も開きますし、広報紙を通しても、この件についてはふれて住民に釈明をしたいとこう考えて、提案をしていないというのが現状でございますので、それについてのいろんな意見は多々あると思いますから、これは私の考え方としてそのようにやっていきたいという方針を貫きたいと思います。貫きたいという表現でいうと、３年前のその辺と違うわけでありますが、３年の経過をへてそうした方が望ましいということで提案をいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（小園實重君）　５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　今の答弁では、出張が多いとか忙しいからだとか、そういう

のは理由にならないと思いますよ。今おっしゃるように、平成27年第２回定例会で私がこの件について質問をしておりますが、10％の減額は１年で終わるつもりなのかの質問をしております。町長の答弁が４年間の任期でありますので、条例としては各年度ごとに提案をすると言明をしております。議会での答弁を無視した議会軽視のやり方ではないですか、町長、再度答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そういうことを言われるのはもちろんだと思いますよ。ですが、私が公約をしたことを全て実現するというのは全国1,710いくらの自治体でもいないと思いますが、いろんな構想をして選挙公約にするわけでありますから、だから、そういう点でやっていく中で、県下、あるいは全国の自治体との比較も含めながら、それをかえていくというのはあっていいというのが判断でありまして、あと１年になりましたから、あと１年の来年の選挙でこういったことが選挙の公約として出されないような、そういう点では、私は、今回提案しないほうがいいという判断で出したということでございますので、これはそのように御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小園實重君）　５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　約束したのを守るのが町長の務めだと、私は思います。この提案どおりの予算でしたら、議会での答弁を無視した当初予算だと思いますので、ほかの議員はどう思っているかしりませんが、私は反対をしたいと思っております。

以上です。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　名越町長の今期の最後の予算編成になっておりまして、かねがね名越町長が強く訴えているのが、農林水産業であります。それに商工費とか今回は特に増額して予算化しているようであります。これに対しては、私は非常に評価をするところでありますが、実は、これも先ほどの同僚議員の話になりますが、29年度の本会議の一般質問の中で、堆肥センターを民間委託するということを表明いたしましたが、30年度するのかどうか、その方針だけ答弁をお願いをします。

しない場合はどういう理由でしないのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　堆肥センターについては、実をいうと、今堆肥センター、堆肥ができない状態になっています。つまり、堆肥をつくっていた職員がやめまして、今全く研修しない者がやっているようですが、僕はちょっとやめさせようと思っているんですよ。

この件については、実は堆肥センターをつくって、もう６年になるんですが、私は堆肥センターをつくって１年もしないうちに選挙で落選したので、その間の堆肥の購入状況とかその辺を含んで、山有という会社としては、これが当たり前に、私がやってきたという立場でしか私にものを言いませんから、３カ月前くらいから２回にわたって大説教を受けました。

これはどういうことかというと、６年たっても堆肥が全くふえないという、わずか1,000トンぐらいでやっていて、それで成り立つのかという、そういうような意見でありましたが、この辺でまた、そこをずっと、その後、最近、堆肥を使っている農家、使わない農家に聞いてまわったところ、町の堆肥は効かないと、そういうようなことを言われてがっかりしたわけでありますね。

これはどういうことかというと、堆肥の生産方法が若干異なっている。つまり、うちの場合は、農家の堆肥だけを主にしてやっているわけであります。若干、草払いの草をやっておりますが、最初ここで私がこれをやろうと思って講演に来たときの社長の話では、例えば、この堆肥で牛１頭とか豚なんかが10日ぐらいで全部骨もなくなるんだという、そういう強力な菌でもって堆肥をつくるということでありましたから、私もその辺で思っておったんですが、それにはやっぱり問題がかいろいろあったようでありまして、それをつくって使用している奄美大島なんかはやっぱり堆肥でも10何トンとかそれは使っていますから、こういうような点をいえば、やっぱりそこに切りかえないといけないというようなことを最近思って、この辺については、ちょっと時間がなくなって申しわけありませんが、社長は私と会ってくれませんので、専務のほうが今、堆肥のほうの社長になっております。

実質的には、山村さんが権限を持っているようでありますから、何とかしてほしいということで、どうしてもうちの堆肥の生産を鹿児島と同じような形での堆肥生産に切り替えてほしいというようなことでありましたが、私が２年いくら前に町長になって、そのとき山村さんのところに行って、研修を受けた職員が退職していませんでしたので、全くそれも素人でずっとやってきたわけでありますから、その間の内容をいって、これではどうしようもないから、やっぱり研修をさせてほしいといって来てもらったんですが、それも１回か２回は来ていただいたのですが、実を言うと、標準として１日３万円の日当と、それから完全に旅費とかを向こうが出してのそれになっていると。その点が安いとか高いとかいうことについては、私は今回、行った場合も、その辺は言いませんでしたが、そういうようなことも含んで、私のところの堆肥が進まないということで、もう堆肥を出すことはできないという、菌を出すことはできないという、こういうことになったんだろうと思うんですが、その後、堆肥センターの社長である専務のほうと話した結果、菌も出すということ

になって、600トンの菌は本年度についてはこっちに出すと回答が来たのですが、そういったような中で、研修に行ったことがない西園君が急にやめるということで、実は２月の16日か17日にもうやめていなくなっているのですが、何か堆肥センターではつくっているということでありますけど、これはやっぱり話にならないわけでありますから、四、五日うちにまたそういったようなのを詰めてどうするかというような問題を考えなければいけないということです。

私が方針に出している点では、後ほどまた個別に質問もあると思いますから申し上げますと、やっぱり屋久島のような方式で切りかえることによって……（発言する者あり）わかりました。では、民間委託については現状のところ考えておりません。だから、それをどうやっていくかということを今後、牛の生産者との関係も含んで、検討をして、４月、５月の段階ではまとめて議会に相談をしたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　町長、山有の社長とも仲よく話をして、議会も調査に行って、それで町長は次の年度からは民間委託するという約束をしてたんですよね。だから、その従業員がやめてうまくいっていないとか、そういうのは理由にならんわけですよね。町長は４年目になるわけですから、その間、３年間の間にどのようにやっていこうという方針を持って、民間委託をするということで表明したわけですから、やはり、町長、それは町長の責任ではないですか。私はそう思いますよ。

だから、やはり今のバイオ堆肥のこの消費についても、昨年も私は一般質問の中だったと思うのですが、今回もそのバイオ堆肥の試験圃場を設置する予算も計上しているようですが、町民にそのような知らせをする表示版の設置、これも私は言いましたよ。看板はああいう紙ではなくて、木製の看板をつくって町民に知らせて消費させるべきではないかというふうにしたのですが、それも聞かない、そういうことで堆肥の消費はできないと思うのですよ。このことについて町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そうですね、何か結論めいたようなことを私は言ったのですが、実は、その件で、山有さんがもうそれを堆肥を出すという契約を南種子町とできないと今言っている状況の中にあるものですから、ぜひ委託してほしいということで前に行ったんですが、それは請けてくれませんでしたから、あと３月までの間に期間がありますので、その辺で委託していただければ一番いいわけですから、それが可能かどうかという点も含んで、どうしてもそこは進めなければいけないと思っておりますから、永山さんが専務だったのですが、この方が堆肥の社長になっている

ようです。で、ことしの１月ごろ私が行ったときは、会長が社長でまだかわっておりませんでしたから、そのとき、私にだめだと、もうこれは南種子町とはできないという、そういうことで１時間50分間、本当に一言も私は言えませんでした。怒られました。

それから、２回目また何とか考えてほしいといったんですがそのときも相手にされませんで、しかし、食事は２回ともさせてもらいましたけど、そういうような状況の中で、今度、永山さんが社長になって、僕は今１回、２週間ぐらい前に行きました。その前に堆肥を送ってもらうような相談も担当はやりましたけど、連絡させましたけど、その辺についても今度は、トン当たり5,000円だと、これでは話にならんので、そういう状況の中では、菌を２倍入れる、あるいは3倍入れるという、そういう点でいったら、菌を多くすることで可能ではないかなどということがありましたが、私も言ってきたことが本当に無責任なようでございますから、これも十分踏まえた上で、やっぱり１週間、２週間、そして３月ぐらいの間にそこを含んで、本当はもうやっていただきたいんですよ。

鹿児島と同じような製造方法を今度しようということで、それには、例えば、それに有して５年ぐらいでやめる職員はだめだというんですよ。そこまでちょっと今度新しい社長と話をしましたから、だから、そこ辺を含んでということは、その菌をあっちでもこっちでも自分たちでやるような形でやってもらったら困るというのが一つありまして、この会期中に時間がありますので、行くことを私、念頭に置いておりますから、本当に言われるとおり、現在言えるとすれば、そういうことも含んでという思いがありますが、これは今、やっぱり間違いだなという思いもしておりますから、そこでしばらく時間をいただきたいと思います。

立石議員から言われたことについては、当然のことながらそういう方針だけ、捨ててはいないのですが、そうなっていないということを今言っておって、それから進めることによって、進んだ場合には、そういう方向で行きたいという考え方は捨ててはいないわけでありますので、御理解いただきたいと。

何も答えない中で、つまり急に西園という職員がやめたことで、もう全く製造できておりませんので、緊急を要する問題として、二、三日うちにまた対応したいと、こう考えているところです。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　今の答弁で町長がもう一回行って相談をしてみるということでありますので、３月中にぜひ行って、それでどうしてもいけないということになればもう仕方がないわけでありまして、やっぱりそういう努力をすべきであろうと、係長とか課長をやるのではなくて、やはり町長が行って、それでやっぱりその答え

を出していくという方向でお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　町長、職員が２月末で退職して、堆肥は全然つくっていないという重大な答弁をしたところでありますが、それにもかかわらず、平成30年度の堆肥センターの予算、3,000万円を計上をしております。これは、平成30年度から操業は大丈夫ですかね。

それと、昨年の何月議会かちょっと忘れましたが、堆肥センターは29年度中に民間に委託するというちゃんと明言をしておりますが、それとの関連性について町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　民間委託については、今私が立石議員の質問に答えたとおりでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。今つくってないように私は言ったのですが、私はつくっていないと思っていましたけど、残っている職員がやっているということでございますので、でもそれは全くやり方の知識は見よう見まねで多分やっていると思いますから、それにはやっぱりことしの１月、堆肥の品質検査をしました。その堆肥の品質検査を見た結果、やはり窒素分が少ないとか、こういうのがあって堆肥がきかないというのが一つあるということは、ちょっと私も聞いておりましたから、その辺を1回、向こうに申し上げました。そしたら、その辺が堆肥生産の実質の問題等があるようでありまして、だから、それは立石議員がおっしゃるように、やっぱり民間委託をして同じようなものをつくってくれというのをこの前ちょっと私も１回は言ってきておりますから、そういう方向を踏まえて、同じ堆肥をつくって、菌もきちんとつくるような、そういうことでないとどうしようもないというのを思っておりまして、ちょっと曖昧なことになってしまいましたが、堆肥はもちろんやるということを前提に予算化はしておりますので、それをできるだけ早く、研修にやらんといかんようになっておりますが、３月分の旅費は全くないそうでいけないということですから、そこらを含んでやっぱり民間に委託するという、向こうに了解してもらうというようなことでどういう条件があるかというのを、ちょっと緊急に、議会中にまた答弁することはできると思いますので、しばらく時間をいただきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　総合農政課長、町長は堆肥をつくっていないとの話がありましたが、つくっているということで理解をしてよろしいですか。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　堆肥センターの製造状況ですが、２月末で堆肥センターの発酵の担当をしております西園が退職をし、この西園については研修とここでの現地指導を受けたところであります。今現在はそのときに現地指導を受けたときの堆肥生産の生産マニュアルというのがありまして、それに基づいて、今現在の職員３名の中で製造をしているところであります。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後１時20分とします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　０時１０分

再開　午後　１時１８分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許可します。町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　町長として恥ずかしい発言をしておりましたので、ここで発言に対しての考え方を申し上げたいと思います。

堆肥センターの堆肥の窒素分が少ないという旨のことを私は言ったわけでありますが、これは農家を回ったその段階で、以前からたくさん取っていた人が取っていなくて何か窒素分が不足していてだめだといわれたことをそのまま言ったわけですが、実際に堆肥の検査もやっているようでありますから、それによると別に問題なく成分は含んでいるということでございますので、そこについては私の過ちであったと。

つまり、いい加減な発言をしたということで、御理解いただきたいと、このように思います。申しわけございません、どうも。（「その部分の答弁を取り消すということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時２０分

再開　午後　１時２１分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　再開します。

町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　成分の件については、私の考えが間違っておりました。誤った発言をしましたので、取り消させていただきたいと、このようにおわびして訂正申し上げたいと思います。

○議長（小園實重君）　次に、議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について、御説明申し上げます。

平成30年度から国民健康保険制度の主体は県が担うことになり、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うことになったところでございます。このため鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、県と市町村が一体となって保険事務を共通認識のもとで実施し、効率的な国保運営を行っていかなければならないところでございます。

鹿児島県の市町村国保における医療費は、平成27年度が1,824億円、平成20年度の1,630億円と比較すると194億円増加しており、高齢化の進展、医療技術の高度化等により年々増加の一途でございます。

また、平成27年度決算における国保財政の収支状況につきましては、形式収支で約49億円の赤字、単年度収支で約27億円の赤字でございまして、法定外繰入においては約63億円を37保険者が決算補填等の目的で実施をしており、繰上充用に関しましては７保険者が総額約57億円を計上しているところでございます。

本町の国保における収入の根幹であります国民健康保険税の状況は、現在、税の申告の期間中ではございますが、畜産は昨年と変わらず堅調でございまして、農作物におきましては、水稲は平年並みでございますが、甘しょ、さとうきびは相次ぐ台風の影響を受け、収量・品質ともに平年を下回る予想でございます。

医療費につきましては、健康増進の基本であります特定健診と特定保健指導の実施率60％を目指し、国保被保険者の健診意識の向上を図るための取り組みを行い、受診率向上に努めてまいるとともに、健診及び人間ドックへの助成を引き続き実施し、受診しやすい環境づくりを図り、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えます。

平成30年度の予算総額は８億4,452万7,000円となっており、昨年との比較で18.27％の減となっております。

詳細については、予算委員会の折、御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　国民健康保険税条例の改正案が出ておりますけれども、その中で、きのうの晩からの防災無線でも申告が始まったようでありますが、29年の所得が確定するのが、その申告が終了する３月14・15日の確定申告が終わった後になると思いますが、そこの中で実質この応能応益の所得割、均等割、平等割の率は、今回提出されている条例で決まるということのようですが、実際は６月議会で所得が把握されてから税額が決まるという格好になっていくわけですか。

もう１点は、その場合には例年やられているように、税率は決まったけれども、６月までの１期分あるいは２期分については従前の方法でやるというような、そういう方向で行くんでしょうか、お伺いをします。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えをします。

確かに税率の変更につきましては、所得確定後に行うのが通常の作業でございますけれども、今回は大きな制度改正でもあり、方向性について県内の情勢も含め、早目に出す必要が生じてきたところでございます。

県が示します標準税率で行こうという方向で決めたことから、課税方式の変更も含め、もう６月まで待つ必要もないことから、今回提案をするということに決めたところでございます。

なお、第１期目の賦課については、従前どおりの形になるということをお伝えしておきます。

以上です。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　12月議会で私の質問に対する税務課長の答弁で、ちょっと読んでみたいと思います。

「平成30年度の税率を市町村で決定していくようになるわけでありますけれども、本町の考え方としましては、平成29年分の所得の確定は申告が終わらないと確定しないという状況もございます。所得の見込みがかなり推計が難しい状況にもありますので、６月の本算定前に確定した所得に対する税額等を求めまして、税率改正についてはそのときに判断をしたい。」ということです。

町長、このことについて今議会で決めなければならなくなったというふうに今、参事が答弁をしましたけれども、税務課長は６月の国保運営協議会にも多分諮るだろうというふうに私は質問をしておったわけです。

それなりに情報提供をお願いしたいというふうなことも言っておりましたけれども、課長が答弁したことと、もうすんなり県が標準を出したからそれで行こうというふうなことであったとすれば、私が60対40になぜできないのかというのは、もう

何にもならんわけですよ。一般質問の項目としては何にもならんわけですよ。ですから、６月議会で私は改正をするというふうな気持ちでおったもんだから、あえて３月議会で60対40にできないのかと、なぜできないのかということを質問をするつもりで一般質問の通告をやっておるわけですが。

本来なら６月議会でずっとやってきたわけですけれども、私が一番問題にするのは、県が示したから単純に事務的にじゃあ県の言うとおりにしましょうという、そういう行政、名越行政でいいのかということです。いかがですか。町長答弁で。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　この国保税のことは日髙議員がよく研究されて、これはもう数年前からずっとこのことにこだわって質問してきたことも事実でございますが、全県的なそういう状況の中ではやはり県で統一してやったほうがやりやすいというようなことを担当課としても判断をしたのでありましょうし、ちょっと私とは違う答弁になってしまったが、そういうことで多分よしとしたんじゃないかというふうに思います。

これを小さな町村が別々にやるということになると、負担がどう変わっていくかというようなことになりますから、その関係でいろいろ問題が出てきたとすれば、また別の方法で救う方法がないかとか、そういうことでしかできないんじゃないかなあという思いもしておりまして、私としては相対的には全県的にやっているような方法を選んだほうが望ましいというようなことで判断いたしましたので、日髙議員に対しては本当に申しわけなく思うんですが、そういう状況で今提案しているということであります。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　町長、そこが大問題なわけですよ。職員が事務的にやりやすいということで、その所得の低い人、特にそういう人たちもひっくるめて、この一本線で１つの線で物事を考えるというのが行政の本質ですよ、今現在の。その本質ではだめだから、いろいろと問題が出ているわけです。今この私が持っている「議会と自治体」の中で、こういうふうなことも言われているんです。

全国知事会は、子育て支援の観点からの子供に係る保険料、均等割。そこを軽減をするように国に要請をしております。また、都道府県に移行することによって、知事会は１兆円の助成がないとだめだと、赤字は相変わらず赤字になるというふうなことで要請をやっています。

それで、特に進んだところでは、埼玉県の富士見市、ふじみ野市では、４月から第３子以降の子供の均等割を全額免除する条例を12月議会で可決をしているわけですよ。こういう当然なことを当然として、この物事の判断をする自治体があるとい

うことですよ。

それをただ事務的にやりやすいから、じゃあ県の言うとおり何も考えんでやろうじゃないかというようなことではなくて、もうちょっとこの所得分布も考えたりして、とにかく境界層についてはどのくらいの所得の額を決めて、それじゃあ２割軽減を充当しようじゃないかと、そういう判断が、町長は職員に「こうしなさい」と言ったらできるわけですよ。それを町長以下全職員が、県の言うとおりにやりましょうということでは先には進ないと思うんですが、そこら辺についてどういうふうに町長、思いますか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　日髙議員の言うように税務課長が答弁したことですから、私はその辺についてはきちんとわかっていたわけでありますが、今回、各機関ごとに県ばかりじゃなくて熊毛の市町を含んで１市３町のそういう状況も踏まえて、やっぱりこれは同じようにやったほうが望ましいと。だから、中種子町、西之表市にしてみれば、西之表は１万4,000人、中種子町は八千幾らであります。

しかし、小さいところは小さいなりにいろいろあると思いますが、私は私として例えば給食費の関係とか医療費の問題とか、それぞれ他の町にないこともやっておりますから、そういった感覚でもってやればいいことじゃないかというように思いもしますが、全体的に検討をした結果として、やっぱり他の市町と一緒にやったほうが望ましいという判断をしたのは私です。

だから、その辺については日髙議員のそれとはちょっと違いますので、このことによってどういう現象が起きるかということも、また後ほどこの辺についてはこれで通してもらって対応をすることもあり得るかなあということも、今になってみればそういう考えであります。もう提案をしておりますので、そのように行きたいというのが本音でございます。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　それでは、平成30年度南種子町簡易水道事業当初予算について、予算書に基づいて説明をいたします。

表紙をあけて最初のページです。

第１条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億4,518万1,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表

歳入歳出予算によるところであります。

第２条地方債ですが、地方自治法第230条第１項の規定により、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、第２表地方債において定めるところです。

次に、第３条一時借入金ですが、地方自治法第235条の３第２項の規定により、借り入れの最高額は１億円と定めるところであります。

それでは、歳入から主なものについて説明を申し上げます。

歳入３ページでございますが、水道使用料につきましては、平成29年４月分水道使用料より平均18％の増額改定を行い、平成29年度実績から１億3,660万円の計上です。前年度当初予算と比較しまして230万円の増額を見込んでおります。分担金及び負担金につきましては、給水装置負担金収入としまして80万円を見込んでいます。

次に、国庫支出金ですが、中央統合簡易水道事業分として１億1,340万円を計上しております。

繰入金でありますが、一般会計繰入金として6,520万6,000円の計上で、これにつきましては起債元利償還金や職員給料に充当いたします。

次に、４ページをお開きいただきたいと思います。

繰越金につきましては100万円を見込んでおります。

次に、諸収入については、雑入として、排水管移設工事補償費等として598万5,000円を計上しております。

次に、町債についてでありますが、中央統合簡易水道事業での借り入れで１億2,200万円でございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

歳出の５ページから６ページでございますが、総務費の一般管理費につきましては7,850万9,000円の計上で、前年度比で12.8％の減になっております。

次に、同じく６ページから７ページでございますが、簡易水道施設費に5,215万2,000円の計上で、前年対比2.9％増になっております。１節の光熱水費2,160万円、修繕費に618万7,000円、工事請負費1,498万4,000円が主なものとなっております。

次に、中央統合簡易水道事業費ですが、２億3,550万円の計上です。これは簡易水道統合計画に基づく中央地区統合簡易水道事業分の計上であります。

次に、８ページですが、公債費につきましては、元金・利子合わせて7,601万3,000円の計上でございます。

同じく８ページですが、予備費につきましては300万円の計上であります。

以上で説明を終わりますが、９ページ以降は、法令に基づき、給与費の明細、債

務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、地方債の現在残高等に関する調べでございます。ごらんいただきたいと思います。

本予算の詳細内容につきましては、この後設置されます予算委員会において説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算の概要について、御説明申し上げます。

平成30年度は、高齢化社会を見据え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止及び介護予防に重点をおいた第７期の介護保険事業のスタートの年度でもございます。事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を見据え、2025年に向けて中長期的な視点で取り組み、地域包括支援センターなどの体制を強化し、地区・集落公民館や介護保険事業所などと連携しながら、住民主体の介護予防活動の推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定となっているところでございます。平成30年度から平成32年度までの第７期計画では、第６期と同様に所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階の９段階とし、今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用増加と介護保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものにするため、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けているところでございます。

被保険者の理解を得ながら、適正賦課及び収納に努めてまいりたいと考えます。

平成30年度の予算額は６億8,153万3,000円となっており、前年対比で11％の減となっているところでございます。保険給付費の減額が主なものでございます。

以上、概要について説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について、御説明申し上げます。

後期高齢者医療費制度につきましては、平成20年度の施行から10年が経過し、安定的な運営がなされているところでございます。

高齢者の皆さんが安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、国においては今後とも持続可能な制度となるよう、制度改革に向けた検討が進められているところでございます。

後期高齢者医療の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第３項により２年ごとに見直しを行っておりますが、平成30・31年度に係る保険料に適用される保険料率は、平成28・29年度の保険料率と比較し、均等割額で1,000円減、所得割率で0.4ポイント減となったところでございます。

保険料率が下がった主な要因は、国が示した診療報酬率がマイナス改定になったこと等が挙げられます。

また、保険料軽減の特例措置は国費負担となっており、低所得者に対する「均等割額の軽減」「所得割額の軽減」「被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減」等、段階的に見直しが行われております。

賦課限度額に関しましては、医療給付費の増加が見込まれる中、受益と負担の関係等により、現行の57万円から62万円へ引き上げが行われたところでございます。

今回は診療報酬率のマイナス改定により、保険料率もマイナス改定となりましたが、被保険者の増加や１人当たりの医療費が伸びている現状から、２年後の保険料率は上昇傾向にあると考えられます。

本町における平成30年度の予算総額につきましては、8,800万円、昨年比較で6.07％の増となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手

元に配付の平成30年度一般会計特別会計予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第27号までの予算案５件については、それぞれの委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、別紙日程表に従って審議されるようお願いします。

――――――・――・――――――

日程第11　議案第２号　南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第11、議案第２号南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第２号について御説明申し上げます。

議案第２号は、南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項に基づき、福祉・保健・医療に係る事務において独自利用を行うためのものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第４条第１項は、法第９条第２項から委任された事項として個人番号の利用範囲について定め、第２項は、規定する事務を処理するため必要な限度で利用することができ、また法の規定により特定個人情報の提供を受けることができる場合は利用することができない旨、第４項は、個人情報の利用に関し、条例規則等で書面の提出が義務づけられている場合は提出があったものとみなす旨それぞれ規定をしております。

別表第１は、個人番号を利用できる独自利用事務を規定をしております。

１は、南種子町子ども医療費助成条例、２は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、３は、南種子町重度心身障害者医療費助成条例のそれぞれの医療費の助成に関する事務でございます。

別表第２は、特定個人情報を関係各部署が連携して独自利用する事務でございま

して、法に規定する特定個人情報以外の事務を規定するものでございます。

附則として、この条例は、平成30年４月１日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２号南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第12　議案第３号　南種子町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第12、議案第３号南種子町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　議案第３号について御説明いたします。

議案第３号は、南種子町税条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、個人町民税と固定資産税において、納期限前に全額を一括して納めた場合、報奨金を支払う制度について廃止をするものです。

新旧対照表をごらんください。

町民税について、第42条第２項及び第３項について廃止のため削除するものです。

それから、固定資産税について、第70条第２項及び第３項について廃止のため削除するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　町長にお伺いをします。この報奨金削除の理由として、法律に

よるものか、それとも首長の個人的な発想によるものか、お伺いをします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　私の町だけ残っておりましたので、これはやっぱり他の町と同じようにしたいというのが私の考え方です。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　それが法律によるものかどうか、わかっておればお伺いをします。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えします。

県下の中でも随時取り組まれてきていたようですけれども、法律によるものではないというふうに解釈しております。独自の納期内納税を推進するための策であったというふうに解釈しておるところです。

以上です。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　できるものなら納税を啓発するためにも、こういうのはあったほうがいいのではないかと思うんですが、それをもう他市町村がやっていないからというふうなことじゃなくてやっぱり先ほども言いましたけれども、この独自の発想というのをしっかりと持って納税者あるいは被保険者に対してしっかりとした方針を示すというのが一番大事ではないかと思うんですが。

他市町村並みという格好で物事を事務的に処理をするのであれば、いかがなものかというふうに思いますが、町長、そういう点で町長の独自の判断は、やっぱり他市町村並みにやらなければいけないということですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　税ですから、当然のことながら納期限前に納めるということがあっていいと思っておりますし、私としては全体では約129万円を要しておりますから、やっぱり幾分経費節減の問題も含んで当然、今までやっている方については納めてもらえるとものと、そういう判断のもとでこういう改正をするということでございます。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　税務課参事の答弁でいいと思うんですが、実際に29年度はこの納期前で何件あって、どれだけの金額があったのか答弁ができれば答弁してください。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えをします。

まず、件数ですけれども、固定資産税でございますが、29年度のデータで、個人のほうが934件、そして法人が119件となっております。金額的には個人のほうで65万8,240円、そして法人のほうで63万7,840円の報奨金の額ということになっております。あと住民税につきましては、件数が161件で、交付額が26万1,290円となっております。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　29年度の実績でそれだけというようなことですが、なぜこれを廃止をして何かいいことがあるわけですかね。私はこの納期前の納入でやはり実績は幾らかあるんじゃないかなあと思ったりしているんですが、これがなくなったときにそれじゃあ納期内に支払いをすればいいんだなあというような、この納税者の意識になるんじゃないかと思うんですが、その辺、税務課としてはどのように考えているか。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えをします。

制度の目的というのが、まず納期限内納付の対策として始まったことだというふうには推測をしているところです。平成29年度から納期限を過ぎますと延滞金を徴収することになりましたので、期限内に納めさせ、滞納者をふやさないという対策が講じられたというふうに思い、そして廃止をするものです。また、固定資産税の収納額で約80％以上を占める法人の方につきましては、廃止をしても結果的には納まってくる税でございますので、大きな影響はないと判断をしたところです。

そしてまた、公平性の観点から、町民税で言わせていただければ、普通納付者のみの適用で特別徴収者には適用しないものでありまして、他の税についても該当しない面がありますので、公平性の問題からも廃止という方向を決めたところでございます。

以上です。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　法人については納税証明とか、いろいろな観点から納税していただくというのは、それはもっともだと思うんですよ。そうすると、この制度があるために個人が、それじゃあ納期前に納めてという考えが今まではあったと思うんですよ。それが全くなくなるということで、あったほうが私はいいと思うんですよ。それをなくすることで得をすることがあるのかどうか、参事、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　確かに住民税だけの関係で言わせていただければ、利用される方は伸びてはきているんですけれども、その納期内納付と

いう形の中を検討したときに延滞金の徴収を29年度から始め、現在今進行してきているわけです。その影響だと思うんですが、現年度の収納率のほうも伸びてきておりますので、その対策としては交換ができるのかなあというふうに判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　納期内納入の原則からやっぱり残すべきだと思いますが、特別徴収との整合性をとるためという今の答弁でありますが、この特別徴収というのは給料から毎月引かれるようになっているわけですよね。それで、普通徴収分はその納期内納入という制度ですけれども、延滞金を取り始めたので、これを廃止するということですが、延滞金は全額徴収することになっていますか。予算上、平成30年度は幾らを見込んでおりますか。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えします。

この延滞金を取るからとか、そういう交換条件だけでもないんですけれども、我々の税務課の判断としましては、もうそういう対策が十分にとれたというふうな判断をしましたので、今回、削除をするということです。延滞金については、もう全額徴収をしますという方向で周知を図っておりますので、税額を納めた後でございますけれども、それについてはその後、延滞金の徴収に入るということになっております。

今回の予算額につきましては10万円を計上しております。

○議長（小園實重君）　６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　延滞金の額が10万円と、ちょっとおかしいですよね。参事、10万円ですか。本当に10万円かどうか、もう一回確認を。

○議長（小園實重君）　税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　お答えします。

延滞金の計上額については10万円でございます。低いかもしれませんが、延滞金は先ほども言いましたけれども、税額のほうをまず全て納め終わってから回収を始めるということで税法のほうでも定められておりますので、これまで延滞金の徴収を進めてまいりました。その中で、いろんな策を講じられまして大体、納められる方は納めていただいている状況でございます。今以降、残っている方につきましては、大変苦しい家庭、世帯、そういったふうな方たちでして、なかなか大きな額は見込めないんじゃないのかなあというふうに判断をしております。

そしてまた、延滞金につきましては、入ってくるたびに更正をかけていきまして

ふやしていっておりますので、その対応をしておりますので御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３号南種子町税条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第13　議案第４号　南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第13、議案第４号南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　議案第４号について御説明申し上げます。

議案第４号は、自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、集団宿泊学習、野外活動等の学校教育活動及び研修その他社会教育活動のために自然の家の施設及び設備を利用させることは継続しながら、現在利用できない、例えばロケット打ち上げなどのときに他の宿泊施設に宿泊できないときに、希望する方にも宿泊が可能とするなど自然の家をさらに活用できるようにするため、現在の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づくものから、地方自治法第244条の２の規定に基づくものに改定するものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

第１条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づくものから、地方自治法第244条の２の規定に基づくものに改定するものです。

第４条、第６条、第７条は、教育委員会から町長へ変更するための条文整理でご

ざいます。

第７条の第１項から第３号につきましては、条例の表現の整理をするものでございます。

第８条、第13条、第14条についても、教育委員会から町長への条文の整理をするものでございます。

参考に、教育委員会が南種子町自然の家の設置に関する条例施行規則を廃止する規則の案と南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の案を添付してございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　教育長にお伺いをしますが、現行条例でどういう不都合が生じているのか。不都合が生じるおそれがあるか、お伺いをします。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　教育施設でございますので、研修目的と教育でない場合は貸し出しすることができませんので、そういう場合は支障があると思います。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　そういうことですから、町長、あえて町長に改正をするということになると、この改正条例がもし可決されたら、町長の、首長の裁量権というのがもう恣意的なものも含めて大きくなるわけですよ。裁量権が。このあれは条例の第４条のカッコ３項で、その他南種子町教育委員会が適当であると認める者というふうに、ここを教育委員会が町長にかわるわけですから、教育委員会の教育長の裁量権と町長の裁量権といったらとんでも大きさになっていくわけですよね。

ただ、今、企画課長が限定的に説明をした、打ち上げ時に観光客が宇宙ヶ丘公園で野宿をするから、雨がふって大変だからトレーニングセンターにお願いできないかということの質疑もありました、何年か前には。それじゃあ、そういうのをそこの自然の家にお願いをするかというと、どこでもいいわけでしょう。トレーニングセンターでも、そういう場合であれば。ですから、やっぱり改正条例で首長の恣意的なこの裁量権というのは許さないと。やっぱり教育委員会がしっかりとこの教育に関する、そういう裁量でもってやるということであれば何ら問題はないわけであって。

今、不都合が生じていないということですから、何もこの改正をする必要がないと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　企画課長が挙げた例のほかにそれぞれ関係団体からの要請というのもあるわけでありまして、それが使用計画に入っていない場合は多くの人に南種子に泊まっていただいて、それでここで消費をしていただくということは大事かなあというのが南種子町長として、ほかの部署から来た人をここで迎えると、で、泊らせると。それで、南種子でいろいろ消費をしてもらうという考え方がありますので、私は改正をするということに踏み切ったというか、そういう方向で条例を提案させていただきました。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　再度お伺いをしますが、旅館業との関係もありますよ。今度こっちが職員の事務的な手続とか配慮によって、旅館業に１軒１軒問い合わせをして満杯かと、西之表市、中種子町、南種子町の施設が満杯かというのをもし、お尋ねがあった場合に１軒１軒、旅館にお伺いをしますか、満室だというのを。

そういうことを含め、やっぱり町長の裁量権になると、企画課あるいは企画課の職員が全部するわけですよ。ほかの人たちもするかもしれませんよ、町長部局の皆さんについては。教育委員会教育長ということに裁量権を小さくすれば、教育関係の行事しかされないわけですから、そういう点からすると問題がないと思います。

あえて、このじゃあ大きなところ、トレーニングセンターでもいいですが、自然の家でもいいですけれども、雑魚寝させた場合に犯罪が起きないとは限らんわけですよ。そういうことも含めて物事を考えれば、やっぱり首長の裁量権というのは小さくして、現行のままで自然の家というのは運営したほうがいいと思うんですが。

再度、町長にお伺いをします。この取り下げる考えはないかどうかです。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　今、日髙議員の考え方の意見を持つ人も、確かに町民の中にはいると思います。私としては、やっぱり南種子町に多くの方が来るわけですから、だからもしそれを貸す場合には、それぞれの責任を持ってやってもらうようなことでないとだめだと思うんですよ。だから、それは当然のことながら責任が持てるかどうかとかのことについては、その貸し借りの段階できちんとせんといかんと、こういう思いを持っております。これは今、観光の関係でも言っているように農家民宿の関係も、もちろんあるわけですよ。

だから、そういったようなことも広くすることによって、例えばロケットの打ち上げのときは１基打ち上げに従事している人というのが1,000人もいるわけでして、これが打ち上げごとに来るということ。そのほかと言えば、打ち上げの１週間、10日などというのは、もう全てホテルは種子島に二千五、六百あるわけですが、これは閉まってしまいますから。

だから、そういうようなことも含んで、さらに来てもらうということを考えた場合には、あいている、その宿泊施設がうまく利用できたらいいんじゃないかと思うところでありますので、そこについてはやっぱり多くの方に南種子町に来てもらうということを私としては優先したいということがあります。これは西之表市、中種子町へ行ってくださいということは、町としてはいえません。だから、やっぱり私は、１人でも南種子町に泊まってもらいたいということを主張していきたいという、そういう考え方から提案した次第でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君）　３回質疑が終わりましたけれど。（「今２回だよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「じゃあ済みません、もう一回」と呼ぶ者あり）（笑声）特別に。

８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　これまでも４回目があったからな。（笑声）

町長、そういうことであれば逆の発想をして、上中のトレーニングセンター、それから中央公民館の施設、これを開放しなさいよ。わざわざ向こうまで行かないでいいように。何ら変わりないはずじゃないか。各トレーニングセンター、中央公民館の条例改正をして、上中に泊まらせればいいんじゃないですか。何で自然の家ですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　逆に、あなたは、どうしてそれがいけないと言うんですか。それを聞きたいですよ。

○８番（日髙澄夫君）　教育施設だからよ。教育施設だから。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　教育施設はそこに保ちながら、やはり多く泊まってもらうと、きちんとしたそういう施設のない中で、やっぱり所持する団体とか個人じゃないと泊まらせることはできないということだと私は思いますよ。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　この問題は私が12月定例会の一般質問で、町長の考えをただしたんですが、私の思うような条例改正ができるんじゃないかなと、このように思っていますが。

教育長、一番心配しているのは、島間中学校を自然の家に整備したときに、文部科学省の補助を恐らく受けてやっているんじゃないかということで、この補助金適正化法はもう切れているのかどうかです。その辺、わかっていれば、お願いいたします。

○議長（小園實重君）　社会教育課長、小脇隆則君。

○教育委員会社会教育課長（小脇隆則君）　ただいまの件につきましては、文科省の補助を受けているということもあるんですが、県のほうにも確認をしたところ、届け出をすれば大丈夫だということでしたので、問題ありません。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　問題ないということでありますが、先ほど同僚議員がこの高校の跡地の問題、まあ校舎の問題だと思うんですが、これにも宿泊させたらどうかというような話が出ましたが、私は自然の家で対応がしかれるということであれば、やはりこの中央公民館、これを全体を社会教育課が使用しているということで、もうちょっと社会教育課の整備ができないのかなあと。あと今後ほかの面にも活用できるようなスペースであるんじゃないかと、このように考えております。このことについては総務文教委員会でも調査して、やはり整理できれば何かの活用にしたらいいんじゃないかなと、このように思っていますが。

その辺、社会教育課としては、どうしてもあの施設が今後、必要なのかどうか。総２階建てが何棟かありますが、あれは本当にこの社会教育施設で完全に使用されているかどうか。必要であるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　お答えします。

前の棟のほうは、郷土館と埋蔵文化財センターが使っております。（「上、下」と呼ぶ者あり）上のほうと下のほうもです。それに児童クラブが１階でちょっと使っていますが、このこっち側のＪＡ側の棟、あれは図書館が半分上下１、２階、会議室があって調理室があって、その上なんですけれど、旧理科室だと思われるんですが、あそこは使っていない状態なんです。

私も来たときに何でこの部屋を使わないのかと聞いたら、あの棟全体が耐震度が弱くて、以前は書籍なんかをずうっと置いていたんだけれど、それも危ないということで取り除いているというような状態ですので、２階はほとんど使っていない部分があると、そういうような状態です。２棟あるんですけれど、十分に使っているかと言われると、そういう状態ではない、それが現状でございます。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　教育委員会の管理から町長部局へ移管するわけですよね。その理由を町長がまだはっきり答弁をしていませんので、その理由と、どうして教育委員会から移管しなければならないのかという理由です。

あと、こういう一部改正に当たっては、南種子町の法規審議会というのがありますよね。この審議は経てきたのか。

それと、この条例を見ると、第２条は、子供たちの健全育成と集団宿泊、野外活

動が目的だというふうになっていますが、これが全然改正されていないと。この条文の内容が。

あと、そのロケットを打ち上げるときの宿泊にも使うということですが、研修目的以外の一般宿泊ができる施設なのか。この４点について、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　法規審議会につきましては、かけさせていただきました。この議案をつくるときに方法が２つありましたけれど、一つは、廃止をして新しくつくるという方法、もう一つは、ただ改正をするという方法、確認をとったところ、改正でよいということでありましたので、改正の提案で出してございます。

それから、使用方法ですけれど、考え方的に今の自然の家の性質を保ちながら、先ほど言いましたロケット打ち上げのときに泊まれない場合にも泊まれるという、町長裁量権のところを認めればいいのではないかということで、町長が認めた場合ということを追加してございます。

済みません、あと２点ありましたが……。（「改正しなければならない理由です」と呼ぶ者あり）改正は、先ほども教育委員会から話がございましたけれど……。（「教育委員会から」と呼ぶ者あり）はい。教育委員会の場合は、地方自治法の第180条の８に教育委員会ができるところが明確に書いてございますので、先ほど言いました、そのロケット関係の宿で泊まらせる場合はできないと解釈しましたので、町長のほうに移管をして改正しないことには使えないのではないのかなということで出したところでございます。（「第２条との関係」と呼ぶ者あり）

第２条のほうには、先ほども言いましたけれども、青少年の集団宿泊学習、野外活動などの学校教育活動及び研修その他社会教育活動と書いてございますが、それ以外に町長が認める者というのがございますので、先ほど言ったロケット関係の打ち上げのときで、ほかの宿が満杯で泊まれないときに自然の家に泊まれるようにするために「町長が認めれば泊まれます」というふうにすればということで提案しているものでございます。

○議長（小園實重君）　６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　その改正の理由がどうもしっくり来ない。それで、この第２条は、児童生徒が豊かな自然環境の中で集団生活、それから児童生徒の健全育成に資することを目的とすると。ここの改正も必要ではないかなという質問なんですよ。一般住民が使える施設だとかですね。ここがやっぱりそのように改正をしていかないと、この条例改正の意味がなくなってくるんじゃないかなと。

それで、ちょっと今気づいたことですが、文言の訂正もしていますよね。棄損とか、おそれとか。それで、この別表の使用料を見ると「バーベキューセット」、こ

こが「バーベキュウ」になっている。正確には「バーベキュー」この横線じゃないかなと思うんですけれど、こういうところも見直してほしいと思うんですが。

その第２条については、どう考えるのか。このままでいいのかお伺いします。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　第２条の問題もございますけれど、まだ説明していない中で、今まで実際に社会教育課のほうで管理しております。今後の利用も、ほとんどこれまでの利用プラスその打ち上げのときにほかの宿が満杯で泊まれない場合に泊まらせるというふうにしていますけれど、実際の運用は変わらず社会教育課のほうでやっていただきたいと思っておりますので、プラスそのロケット打ち上げのときに泊まれるケースができるというのをするために改正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。（「議長、暫時休憩」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　２時２７分

再開　午後　２時３５分

―――――・――・―――――

○議長（小園實重君）　休憩を閉じて再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　１点だけ。第４条の第３項で、その他町長が適当であると認める者ということで相当範囲も広くなると思われますが、今、企画課長等の説明ではロケット打ち上げ時の観光企画も求められるということですが、前にいろいろありました自衛隊の隊員の宿泊も当然できるということになるのかどうか、伺います。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　規則の使用者の範囲で、第４条の第３項に「その他町長が適当であると認める者。」と書いてございますので、そのときの町長の判断によると思います。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対討論を許します。８番、日髙澄夫君。

［日髙澄夫君登壇］

○８番（日髙澄夫君）　議案第４号南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対をいたします。

反対理由は、休憩も含めていろいろ質疑が交わされました。その中で、教育長に質疑をしましたところ、現行条例で十分だというふうな発言がありましたので、私は改正をする必要はないという判断から、反対討論に参加します。

○議長（小園實重君）　賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。採決は起立によって行います。

議案第４号は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第４号南種子町自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第14　議案第５号　南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第14、議案第５号南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第５号について御説明申し上げます。

議案第５号は、南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、平成30年４月１日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の２が新設されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いでございまして、本来、後期高齢者医療の資格は、住民票のある住所地で取得をするものでございます。病院等に入院等をするために広域外へ住所を変更した場合には、病院等施設の所在地の医療負担の軽減のため、入院等をする前の住所地での資格が継続されることになります。

それでは、新旧対照表をお開きをいただきたいと思います。

第３条第２号から第４号に「法第55条の２第２項において準用する場合を含

む。」を加え、住所地の特例を受けた国民健康保険の被保険者が75歳に達したとき、または政令で定める程度の障害の状態にある旨、従前住所地後期高齢者医療広域連合会が認定した者は、前住所地の被保険者となる規定、第５号を追加するものでございます。

附則としまして、後期高齢者医療制度開始時の特例でございますが、第２条及び第３条を削り、第４条を第２条とするものでございます。

また、この条例は、平成30年４月１日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５号南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、14時50分まで休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時４２分

再開　午後　２時４８分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第15　議案第６号　南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第15、議案第６号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第６号について御説明申し上げます。

議案第６号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正するため、議会の議決を

求めるものでございます。

この条例は、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年４月１日から施行することに伴い改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第１章表題以降、「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に改め、また、第２章表題以降、「国民健康保険運営協議会」を「南種子町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第16　議案第７号　南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第16、議案第７号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課参事、岩坪勝則君。

○税務課徴収確保対策担当参事（岩坪勝則君）　議案第７号について、御説明いたします。

議案第７号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度の改定に伴い、税率、算定方式の改正を行うもので、税率については、鹿児島県が示した標準保険税率を参考とし、算定方式については、所得割、資産割、均等割、平等割の４方式から、資産割

をなくした３方式へ提案するものです。

新旧対照表をお開きください。

第２条でございますが、改正前は、国民健康保険に要する費用として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計額であったわけですが、新制度では、国民健康保険事業に要する納付金として県に納めることに変わるため、条文を改正するものです。

第２項から第４項では、算定方法について、４方式から資産割の計算をなくした３方式に改正するものです。

第３条から第５条の２につきましては、基礎課税額いわゆる医療給付分ですけれども、これについての改正をするものです。

第３条では、所得割額の算定率について、100分の6.5を100分の6.2に引き下げ、第４条では、資産割について削除するものです。

第５条で均等割額について、１人につき２万5,000円を２万5,300円に引き上げます。第５条の２で、平等割について、２万3,000円を１万7,800円に引き下げ、特定世帯について１万1,500円を8,900円に、特定継続世帯について、１万7,250円を１万3,350円にそれぞれ引き下げるものです。

第６条から第７条の３までは、後期高齢者支援金等課税額について改正するものです。

第６条では、所得割100分の1.0を100分の2.3に引き上げ、第７条で資産割について削除するものです。

第７条の２では、均等割額9,000円を9,600円に、第７条の３では、平等割額8,000円を6,700円に改め、特定世帯4,250円を3,350円、特定継続世帯についても6,375円を5,025円にそれぞれ引き下げるものです。

第８条から第９条の３までは、介護納付金課税額について改正するものです。

第８条では、所得割100分の1.0を100分の1.8に引き上げ、第９条で資産割について削除するものです。

第９条の２では、均等割額8,000円を9,700円に、第９条の３では、平等割額6,500円を4,700円に改めるものです。

この改正によりまして、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、所得割額8.50％が10.30％へ、資産割が30.00％がゼロ％へ、均等割額４万2,000円が４万4,600円、平等割額は３万8,000円が２万9,200円となります。

次に、第23条でございますが、第５条の医療給付費分の被保険者均等割額の改正により、国民健康保険税の減額について、所得に応じて適用される７割、５割、２割の軽減額について定めるものでございます。軽減は、均等割と平等割に適用さ

れ、基礎課税額いわゆる医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて軽減されますので、第５条、第７条、第９条に関する額について、軽減された額に改正するものです。

なお、この条例は、平成30年４月１日から施行することとし、改正後の南種子町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることとして規定しております。

以上で終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第７号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第17　議案第８号　南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（小園實重君）　日程第17、議案第８号南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第８号について御説明いたします。

議案第８号は、南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されることになったところでございます。この権限移譲に伴い、居宅介護支援の運営基準等を条例で定めるものでございます。

国の基準を基本として、一部については、鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に規定されていた基準に準じて条例制定

を行うものでございます。

制定条例をごらんいただきたいと思います。

第１条は、制定の趣旨について、第２条は用語の規定について、第３条は事業の人員及び運営に関する基準について、第４条は利用者に対する虐待防止等について、第５条は指定居宅介護支援事業者の指定等を受けることができる者について、それぞれ定めるものでございます。

附則において、この条例は平成30年４月１日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第８号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第８号南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第18　議案第９号　南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第18、議案第９号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第９号について、御説明申し上げます。

議案第９号は、南種子町介護保険条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

介護保険料は、介護保険計画に基づき、３年に１度見直しをすることとされております。今回の条例改正は、第７期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を定めるものでございます。

介護保険料基準額を、平成30年度から平成32年度までの第７期介護保険事業計画の給付見込みから、保険料基準額を月額4,900円とし、第６期と同額に据え置くものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第４条中、「平成27年度から平成29年度まで」を第７期介護保険事業計画期間である「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものです。

第４条第１項は、第１段階の保険料を現行の２万6,500円から２万9,400円に改めるものでございます。

第17条は、罰則の改正でございます。

介護保険法の改正により、市町村の質問検査権について、第２号被保険者の配偶者もしくは第２号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者、またはこれらであった者について、その対象となるよう範囲が拡大されたところでございます。

さらに、これに伴い、これらの者が正当な理由なしに物件の提出等を命ぜられて、これに従わない場合には、条例で10万円以下の過料に科す規定を設けることができることとされたため、改正するものでございます。

附則として、第１条で、施行期日について、平成30年４月１日としております。

第２条、経過措置については、改正後の介護保険条例第４条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によることとしているところでございます。

第３条については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、特に所得の低い方を対象に部分的な実施となったため、平成30年度から32年度までの保険料率の特例として、第１段階の２万9,400円を２万6,500円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――・――・―――――――

日程第19　議案第10号　南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第19、議案第10号南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第10号について、御説明申し上げます。

議案第10号は、南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、基準等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携、医療と介護の連携強化として、入院時における医療機関との連携促進及び平時からの医療機関との連携促進の規定を加えること等、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をお開きをいただきたいと思います。

第２条第４項は、障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携についての改正でございます。

障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするものでございます。

２ページをお願いいたします。第６条第３項は、医療と介護の連携強化として、入院時における医療機関との連携促進についての改正でございます。

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供することを義務づけるものでございます。

３ページをお願いいたします。第32条第１項第14号の２は、医療と介護の連携強化について、平時からの医療機関と連携促進についての改正でございます。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態について、ケアマネ

ジャーから医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものでございます。

附則として、この条例は、平成30年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第10号南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――・――・――――――――

日程第20　議案第11号　南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第20、議案第11号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第11号について、御説明申し上げます。

議案第11号は、南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、新たに介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがった共生型サービスが開始されるなど、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の公布により、改正されました基準に基づき条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、高齢者と障害児、障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たな共生型サービスに伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準の追加及び日常的な医学管理やみとり、ターミナル等の機能、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」の創設に伴い、規定を加えること等の所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の１ページをお願いいたします。

目次、第５節を第６節とし、第５節に共生型地域密着型サービスに関する基準を加えるものでございます。

第１条、見出し「趣旨」では、新たに市町村の条例で定めることになった介護保険の根拠条項を追加するものでございます。

２ページをお願いします。第２条では、用語の定義に、新たに共生型地域密着型サービスを追加をしております。

第６条から５ページ第47条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護看護、夜間訪問型訪問介護について、オペレーター（利用者から通報を受ける業務に当たる従事者）でございますが、などの基準の緩和を図るものでございます。

第５節、地域密着型通所介護における共生型地域密着型サービスに関する基準を新たに追加するもので、第59条の20の２は、共生型、地域密着型通所介護の人員、設備、運営に関する基準を規定をしております。

７ページをお願いいたします。第59条の20の３では、介護保険事業施設の準用等について定めております。

第６節第59条の25、８ページでございますが、介護保険法の改正により、18人以下の利用定員の通所介護事業所が地域密着型に移行したことによる改正でございます。

９ページから10ページ、第65条第１項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者と通所介護の利用者の１日当たりの合計を３人から12人以下とするものでございます。

15ページをお願いいたします。第117条第７項、指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針、16ページの第138条第６項、地域密着型特定施設入居者生活介護、19ページの第157条第６項、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、20ページの第182条第８項、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の取り扱い方針において、身体的拘束等の適正化を図るための措置及び緊急時の対応等の規定を追加するものでございます。

21ページをお願いいたします。第191条から26ページ、第199条については、看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所の従業員数、利用定員、運営について規定をするものでございます。

27ページ、附則では、介護医療院の創設により、現行の介護療養病床の経過措置期間について、６年間の延長に伴い、附則第10条から第12条までの規定中、「平成30年３月31日」を「平成36年３月31日」に改め、第15条及び第16条については、経過措置期間の基準の特例を定めたものでございます。

なお、この条例は、平成30年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第11号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第21　議案第12号　南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第21、議案第12号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第12号について、御説明申し上げます。

議案第12号は、南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容については、議案第11号と同様の改正内容になっておりますが、条例の根拠条項が異なるものでございます。

新旧対照表の１ページをごらんいただきたいと思います。

第５条第１項、それから４ページ、第60条第３項、第72条、第73条は、創設された「介護医療院」を加えるものでございます。

１ページから２ページ、第９条は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しについての改正で、普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員を１施設当たり３人以下から、１ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に改正するものでございます。

４ページをお願いいたします。第78条の第３項は、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第22　議案第13号　南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第22、議案第13号南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　議案第13号について、御説明申し上げます。

議案第13号は、南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定につ

いて、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この改正は、南種子町多目的交流施設としては、現状では、連続して28日以上の利用はできないこととなっておりますが、宇宙留学制度の家族留学による世帯が利用する場合、最大１年間利用できるように改正するものであります。また、家族留学世帯が入居しない場合は、既存の交流施設として利用できるように、現状の利用も可能とするようにしているものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の１ページをごらんください。第１条は、施設設置については、地方自治法第244条の規定に基づくものですが、その条文が明記されていなかったための条文整理でございます。

第６条は、宇宙留学制度による家族留学制度の入居で、連帯保証人の誓約書の提出を定めるものでございます。

２ページをお開き願います。第７条は、連帯保証人の変更などについて定めるものでございます。

第８条は、使用料等について、家族留学制度で利用する場合の月額及び支払い期限、月の途中での退去の場合の日割り計算を定めるものでございます。月額設定につきましては、ほかの家族留学世帯の入居する家賃などを参考に設定したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　この多目的交流施設設置の目的については、条例で本町における町民相互または町民と町外との交流を促進するということで設置をしたと思うんです。この条例ができたのは、22年の12月だったと思うんですが、このときも、いろいろ町長の提案によって、Ｕターンされた方が町民との交流をする場所にするんだというようなことで設置をしたわけですが、私の12月の一般質問において、教育長は、この家族留学の住宅をどうするのかという質問に対して、公営住宅、それから教職員住宅、民間住宅を借りて対応をすると答弁をしておりますが、この多目的交流施設まで利用するということになった理由について、企画課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　お答えいたします。

教育委員会のほうで、家族留学の募集をしまして、たくさん申し込みがありまし

て、住宅を一生懸命探されました。その中で、数がやっぱり足りないということで、教育委員会のほうから相談がありまして、多目的交流施設を使わせてもらえませんかという話がございました。多目的交流施設につきましては、過去の補助金の問題もありまして、全く廃止するわけにはいかないところがございましたので、多目的交流施設としても使える場合と家族留学で使える場合と、制度的には２制度置いておく必要があるということで、今回の改正を提案するものでございます。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　私が質問しているのは、この家族留学の住宅問題について12月に、公営住宅とか、教職員住宅、民間住宅を借りて対応するんだということで答弁をされたんですが、民間住宅にしても、探したが対応できなかったという理由なのかどうかです。

それから１点、このＵターン者の町内の居住者との交流の場にするんだということで設置をした施設が、このようになると施設を利用できなくなるんですよね、でしょ、企画課長。

だから１年間はできないということになるんですよね。そのような、今までの設置目的からしたときに反するんですが、そのことについてはどうするということなんですか。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　お答えいたします。

家族留学で入った場合でも、地域の方と交流をすることには変わりはいわけですので、そこは別に条例に違反するということではないと思っております。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　１年間は、家族留学が入ったら使用できないんです。だから、Ｕターン者と、それから地元の住民が交流する場があるのかどうか、代替があるのかどうかです。それから、教育長、公営住宅、教職員住宅、民間住宅を探してもなかったのかどうか、それを答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君）　平成30年度の家族留学については、最終的には10世帯の受け入れということになったんですが、そのうち、公営住宅、僻地教員住宅、それからこの多目的交流施設、これに８世帯、それから民間に２世帯の10世帯を受け入れるように、今、予定をしているところでございます。

Ｕターン者の町内との交流ということなんですけれども、これについては、先ほども条例改正で決定をいただきましたが、自然の家の活用も可能になるというふうに考えております。

○７番（立石靖夫君）　議長、ちょっと、暫時休憩してください。

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

――――――――・――・――――――――

休憩　午後　３時２７分

再開　午後　３時３８分

――――――――・――・――――――――

○議長（小園實重君）　再開します。企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君）　多目的交流施設の目的に沿った運用につきましては、今後、先ほど話しが出ましたけども、ほかの定住施設も含めましてどうあるべきかということをもっと詰めながら、予算も確保して対応したいと思います。

○議長（小園實重君）　管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君）　家族留学の住宅の確保につきましては、公営住宅、僻地教員住宅、それから民間等お願いをしてきたところでございますが、今回、多目的交流施設に入れていただいて調整を図りたいということでございまして、家族留学世帯を、当初11世帯予定をしておりましたが、10世帯になったということで、多目的交流施設については、１世帯、家族留学を入れさせていただきたいというような状況になっているところでございます。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第13号南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――・――・――――――――

日程第23　議案第14号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第23、議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　それでは、議案第14号について御説明いたします。

議案第14号は、南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例制定は、平成26年度より社会資本整備総合交付金事業で整備を進めてきておりました地域防災拠点施設が、平成29年度で完成したことから、同施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

第１条は、この条例の制定趣旨に関する規定であります。

第２条は、防災拠点施設の設置に関する規定であります。

第３条は、施設の名称及び位置を規定するものであります。

第４条は、設置目的を達成するための業務を規定するものであります。

第５条については、施設の管理に関する規定であります。

第６条は、利用の許可、第７条はその取り消しについて規定するものであります。

第８条は、損害の賠償について規定するものであります。

第９条は、施設の管理運営に関する規定であり、第２項では、地方自治法第244条の２第３項の規定により、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定するものです。

第10条は、この条例に規定するもののほか、管理に関する事項を規則に委任する旨の規定です。

なお、附則おいて、この条例は、平成30年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　課長、純粋に考えたとき、今、この設置条例が公布されるわけですけども、これまで、あおぞら保育園が運動会をやってきました。そういう活用することも含めれば、この設置基準、趣旨、設置、１条、２条とこの許可との関係、ここにもやっぱり許可の中で、第６条、許可を受けなければならないですが、これは地域防災拠点施設を利用する者は町長の許可を受けなければならないということになっておりますけども、裁量の幅ではないと思うんですが、この趣旨と設置との関係から見ると、本来なら、純粋に考えれば、あおぞら保育園の運動会の練習とか運動会は、前之峯に行ってやるべきじゃないかと思うんですけども、その辺の整合性なんかというのは、庁舎内で話し合いをやっていますか。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　ただいまの御質問についてでありますけれども、今回、条例の制定を受けて供用開始することになります。その際においては、地方自治法に規定する公の施設となるわけですので、当然、そこを占用する方々については、この許可を必要として、その申請の内容によって許可をして、その期間、占用をして使用することになるかと思います。

ただいま御指摘のあおぞら保育園のそういう行事等については、当然、安全性の問題等をいうときに、直近のあの広場を大いに利用していただくのがいいのではないかというふうに思っております。今後、この管理については、この防災拠点施設ということもありまして、この条例制定後、この条例施行と同時に総務課のほうに管理を移管するということで部内でも協議をしておりますので、そこについては、その都度、その申請に応じて町長が許可を判断するということになっていこうかと思います。

○議長（小園實重君）　よろしいですか。４番、塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　基本的なことをお聞きしたいと思いますが、この防災拠点施設の面積とそれからこの施設、どういうような施設があるかというのは、私ももう当然、道の脇から見ておるんですけれども、防災倉庫もあると思うんですが、これらについては、防災関係の物品等はもう既に入っているのかどうか。総務課との関連がありますけれども、これについてお聞きいたしたいと思います。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　ただいまの御質問ですが、面積の部分については、19万2,687.35平方メートルです。済いません。（発言する者あり）平方メートルですので、ちょっと待ってください。（発言する者あり）済いません、1,920.687平方メートルです。済いません、失礼しました。（発言する者あり）

○議長（小園實重君）　建設課長、しっかり答弁願います。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　済いません。（発言する者あり）

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　３時４７分

再開　午後　３時４７分

―――――・――・―――――

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　済いません。ちょっと資料を違ったところを見ておりました。申しわけございません。

全体面積は9,100平方メートルです。

○議長（小園實重君）　施設内容について、総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　私のほうからは、今、備蓄とかそういうものが入っているかという質問でしたので、備蓄倉庫のほうがもう完成をしております。28年度と29年度の予算でそれぞれ購入をしております。簡易ベッド、それから乾パン、それから水のほうを年次的にそろえていっている状況です。

○議長（小園實重君）　４番、塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　防災訓練などの活用に関することとこういうようなことで第４条で示しておりますが、私がちょっと見たところ、駐車場が非常に多いような感じがするわけですが、そういったときに、いわば公園じゃなくて、先ほど同僚議員が言いました保育園のいろんな運動会とかそういうふうなことにも活用しているわけですが、全然駐車場と、それから、いわば芝生広場の間、あの間が多分、消防とかの防災訓練に活用してくると理解をするわけですが、そういうふうな面積で足りるのかどうか、いろんな方法の中においては足りるんじゃないかというような判断で、ああいうような場所を設定したのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　ただいまの御質問ですが、この防災拠点施設については、道路を有効活用した中で、情報等の一元化を図るために、役場周辺の防災拠点と位置づけ、その中の一部について位置的にも利便性、緊急時の防災体制が迅速に行われるということで、旧中学校跡地を活用しての事業として導入をしております。先ほど申し上げましたとおり、施設自体が9,100平方メートルの限定的な枠の中にございますので、これが有事のときに情報を一元化して集約して、一時的な避難の場所として、向こうに避難をし、その後、トレセンですとかほかの役場周辺の施設が建物として安全性があるということであれば、そこへ随時避難を誘導していくというようなところで、大きくは地震を想定した施設というふうに取り組んでいるところです。

広さ的には、通常の利用については、最終的にはそういう防災のための一時避難施設ということでありますので、通常の使用については、必要な範囲でその目的に合わせた利用の仕方をしていかざるを得ないということになろうかと思いますので、今、考えられるいろんな訓練等についても、当然、両方に道路がございますので、その道路の安全性等も十分に考慮した中で使用していかなければなりませんので、その危険性のあるような訓練については、当然、もうそれが安全にできる場所を設定して訓練を行っていくということになろうかと思いますので、御理解をお願いい

たします。

○議長（小園實重君）　４番、塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　私、以前、この防災拠点施設を施工する中で、上中の地域には子供の遊び場所がないと、そういうふうな質問をした経緯があるんですが、その中で、その補助事業導入後、完成をしてから、単独事業でもそういうふうな方向でつぎ込めれば、ああいうふうな施設にも子供の広場ができるんじゃないかと、そういうふうな答弁をいただいたわけですが、先ほどから同僚議員も話をしましたけれども、保育園が主に活用していた広場、あれについては、当然、町民あるいは子供たちは自由に使えるような形を町民に示していただけるのかどうか。それとも防災拠点施設としての許認可があるのでできないのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　この件に関しましては、当然、町民のため、住民のための公の施設ですので、平常時、そういう災害が起きたりとか、特別、占用して訓練を行わなければならないとかそういうとき以外は自由に使用できる環境になるかと思いますので、現在も保育園の子供たちはその都度、天気のいい日は使用したりしておりますので、そのような状況で町民に広く利用していただけるものと思っております。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　ただいまの課長の意見と、子供が自由にたくさん来たときに事故が起きたら責任は誰がとるのかというのはまたついてきますから、これについてはやっぱり十分、内部協議をしないといけないんじゃないかなあというのを感じております。

以上です。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑ありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　３点、お尋ねをいたします。

中之上の２７８９番地とありますが、実際の範囲はどこからどこをいうのか、あおぞら広場とかいう看板が立っていますが、正式には防災拠点施設というのが正式名称だと思います。

２点目、食料とか水は備蓄をされているということです。それで、避難施設ですので宿泊も考えられます。何せ屋根がないので、夜なんかどうするのか、宿泊用の災害用の防災テント、そういうのも設置はしているのか。

あと、これはちょっと地方自治法の関係になりますが、この第１条に第244条の２の規定に基づいて設置をするというになっております。さっき説明のあった多目

的交流施設、これは地方自治法第244条の規定によって設置するとなっていますが、この地方自治法の第244条の２と第244条の違いはどういうとこにあるんですか。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。休憩が必要ですか。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　範囲については、この地番につきましては、代表の地番をとっておりますので、番地の地番数についてはちょっと若干また時間をいただかないと、ちょっと手持ちで全地番はここに把握しておりませんが、一応、今回の提案条例の地番については、一番役場側の入り口のほうの元中学校の校門があったところの代表地番を入れております。そのように御理解をいただきたいと思います。

全体の範囲としましては、役場側の上中西之線に隣接した区域から、それぞれに役場本町線、それから役場共栄線、この道路に囲まれたあおぞら保育園までのあの区画についてが公園の敷地ということで、先ほども申し上げましたとおり、動態としては、そういう道路を使って避難、誘導ができる中での施設ということで、そういう趣旨で、道路改良事業の一環として整備を進めてきている事業でございます。

あと、避難のテント等の対応については、後ほどまた総務課のほうからもその説明をしていただきたいと思いますが、今後、そういうふうに整備が進められていくことになろうかと思いますが、今回の施設自体の考え方としては、先ほども説明をさせていただいたとおり、特に地震のとき、津波等含めてですが、一時避難施設でありますので、そこに避難をして、それが時間帯がどういう時間帯なのかわかりませんけれども、夜間とか天候も想定をされますが、その後、トレセンを初めとしたそういう公共施設が屋根等を含めてそういうのが大丈夫なのかどうか、余震等の関係もあるかと思いますが、現実に災害が起きた場合、想定どおりいくかは非常に厳しいんですが、そういう建物が住民を入れても大丈夫だという安全性が確認できた場合、そこに誘導するという想定にはなっているところです。

ただ、その地震の規模とか状態によって、余震等があればすぐそこに誘導できるという状態ではなくなりますので、先ほど言ったような仮のテントですとか、そういう応急の施設が必要にはなってくるかと思いますので、そこについては、今後、４月からこの施設自体を総務課のほうに引き継ぎますので、そちらのほうでまた整備をしていただくということになるのかもしれませんけれども、そういう趣旨での施設であります。

地番については、後ほど調べて御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　次に、総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　ただいまの質問ですが、今、建設課長が述べられたとおりですが、あくまでも一時避難施設ということになっておりますので、宿泊等については、当然、公共施設等一番安全な施設へ、そこからまた搬送するというふうな形

になろうかと思います。ただ、当然、即できない部分もでてきますので、一定量の防災テントというかそれにかわるようなものについては、今後、検討しながら保管をしていくような形になってくるかと思っているところです。

○議長（小園實重君）　建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　先ほどのこの条例の、地方自治法の根拠法令の関係ですが、244条については、公の施設を規定したものであります。244条の２については、公の施設の設置、管理及び廃止について規定したものでありますので、より明確に表示するものとしては、この第244条の２の規定を明示するのが妥当かと思います。

○議長（小園實重君）　６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　その防災拠点施設の中に、広場とか訓練施設とか、それから駐車場もありますよね。あの駐車場も含まれるのかという質問です。それで、今、地方自治法244条の２、この条項を見ると、「普通地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」この条文です。ちょっと合わないような気はするんですけど。２です。それで244条は、「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設を設けるものとする」とこのような条文になっていますけど。

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　４時０３分

再開　午後　４時３７分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き再開します。

町長から提出された議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について、撤回したいとの申し出があります。議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

――――――・――・――――――

追加日程第１　議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件

○議長（小園實重君）　追加日程第１、議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及

び管理に関する条例制定について撤回の件を議題とします。

名越町長から、議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の理由の説明を求めます。町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　ただいま議長の説明がありましたとおり議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について、条文中、位置の地番に誤りがあるため撤回をいたします。

先ほど、文書で議長に届け出ましたので、どうぞよろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君）　ただいま議題となっています議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第14号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について撤回の件を許可することに決定しました。

――――――・――・――――――

日程第24　議案第15号　南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第24、議案第15号南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号は、南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）により、都市公園を設置する地方公共団体は、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、同令に定める基準を参酌して条例で定める旨の改正が行われたことから、南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例にその基準を追加し、当該条例の一部を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、３枚目、新旧対照表をお開きをお願いいたします。

本町が設置及び管理する都市公園の公園施設の設置基準を定める南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例第１条の３の規定に、新たに第６号として、政令第

８条第１項の「条例で定める割合は、100分の50とする。」旨の規定を追加するものであります。

これまでも、都市公園の公園施設に関する制限等を規定した都市公園法施行令第８条第１項には、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないこととする規定があったことから、特に、今回の改正により、設置基準が見直されるという内容ではありませんが、本文上にこの規定を新たに追加するという改正でございます。

今後、特に、本町の都市公園の設置状況に影響があるという改正内容ではございません。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第15号南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第25　議案第16号　南種子辺地総合整備計画の変更について

○議長（小園實重君）　日程第25、議案第16号南種子辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　議案第16号について御説明申し上げます。

議案第16号は、南種子辺地総合整備計画の一部を変更するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、計画変更に当たっては、法第３条第４項において、議会提案前に県知事との事前協議が義務付けられておりますので、この計画については、既に県の承認を

受けている内容でございます。

１枚めくっていただきまして、計画書の１枚目から２枚目、辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情については、文言等の変更はありません。

次に、計画書の３枚目をお開きください。

公共的施設の整備計画でありますが、平成26年度から平成30年度までの５カ年計画でありまして、表内括弧書きが変更後の数値となります。これまでの実績と今後の事業見込みにより変更するものでございます。

変更後の合計数値が、事業費で20億3,066万4,000円、うち特定財源を10億4,061万8,000円、一般財源を９億9,004万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を９億6,920万円としたところであります。

後ろから２枚目の年次計画表は参考資料でございますので、お目通しいただきたいと思いますが、最後のページの平成28年度までは、実績の数値でございます。平成29年度から平成30年度につきましては、長期振興計画や平成30年度当初予算など、全体的な事業調整の結果、今後の事業見込みによる今回の変更となってございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第16号南種子辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

―――――――・――・―――――――

日程第26　議案第17号　南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について

○議長（小園實重君）　日程第26、議案第17号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　それでは、議案第17号について御説明いたします。

議案第17号は、南種子町農業者休養施設の指定管理者を指定するため、地方自治

法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の名称でございますが、南種子町農業者休養施設でございます。

今回の指定する指定管理者となる団体の名称は、平山地区生産組合組合長坂口純徳でございます。

指定管理者となる団体の住所につきましては、南種子町平山153番地であります。

指定期間につきましては、平成30年４月１日から平成33年３月31日であります。

なお、提案理由としまして、南種子町農業者休養施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、平山地区生産組合を管理者として指定するものでございます。

御審議方よろしくお願いをいたします。以上で説明を終わります。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　今までの、この管理委託について、どのようであったのかどうか。

私の記憶では、平山地区の公民館長が委託を受けて、平山地区公民館長が町の補助金にプラスをして委託をしていたというのが私の記憶なんですが、昨年度は40万円の委託に対して、30年度は120万計上しているようですが、金額も大きいし、この平山地区の生産組合、これが当たり前の組織であるのかどうか、今、活動しているのかどうか、総合農政課長、答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　これまでの指定管理状況でありますが、ここの施設につきましては、昭和56年、57年に農業者休養施設の目的として、農業者の健康増進と地域社会における総合連携意識を高めるため、住民福祉の向上を期する目的で、県単村づくりのモデル事業で建設したところであります。

平成18年の７月からは、南種子町の公の施設の指定管理の手続に基づく条例に基づいて、平山地区生産組合が指定管理を受けて、３年という形で、直近でいきますと、平成27年から本年度の29年までということで指定管理を受けているとこであります。

質問の答弁の順番は前後しますが、今現在指定管理をしております平山地区生産組合につきましては、平山地区自治公民館の中で、実質、平山地区の公民館長が平山地区生産組合の会長ということで、ここについては、平山地区自治公民館と連携した組織ということになっております。

指定管理料を、今現在、年40万円の指定管理で、29年度まで３年間の指定管理を行っておりますが、今回120万ということで、指定管理の引き上げをしたわけですが、10年ほど前に燃油高騰により、維持管理が厳しくなったということがあって、

当初25万から今現在40万という形になっております。

今回の40万から120万に引き上げになった委託料につきましては、これまでも衛生管理対策を行っているんですが、新たな衛生管理が求められる、その対策費用と、ボイラーの燃費をよくするための保守点検業務を行わなければいけないということと、今回計上しております施設整備等に伴いまして、電気料関係の年間約30万が新たな発生ということが見込まれております。

それ以外に、現在、管理人につきましては、地元密着型ということで、平山地区生産組合のほうで管理人を雇ってしているわけですが、その中で、賃金関係について、今現在どうしても運営上、40万で厳しいということが昨年度から出てきまして、協議の結果、今回、管理人の賃金と燃料高騰に対する90万を含めまして、120万ということでなったとこであります。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　課長、向こうの運営時間について、何時から何時、営業するのかどうかお伺いします。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　今現在の営業時間につきましては、13時から20時までになっております。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　前の管理者の場合は、朝９時、10時ごろから、沸かしてやっていたんですが、向こうの管理者については、やはりそのような考えで、例えば、９時、10時ごろから湯を沸かして、それから１時から営業するというような考えでいいわけですか。答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　営業時間につきましては、13時からということでなっておりますが、ボイラー関係につきましては、本年度入れかえをさせてもらいまして、ボイラーの熱効率もよくなりまして、12時30分からの出勤という形でとって、終わりを20時30分という形で管理人を雇っているような状況であります。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第17号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

―――――――・――・―――――――

日程第27　議案第18号　平成29年度南種子町一般会計補正予算（第11号）

○議長（小園實重君）　日程第27、議案第18号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　議案第18号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。予算書の表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,279万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,183万4,000円とするものであります。

第１表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、４枚目をお開きください。

第２表の繰越明許費補正については、追加２件でありまして、施工方法の関係で、出水期、６月から10月を外した工程で発注しておりましたが、年度内完成が見込まれないため、新栄町焼野線道路改良事業で3,124万9,000円、橋梁長寿命化修繕事業で2,626万6,000円を繰り越すものであります。

次に、同ページ、第３表の地方債補正については、変更４件であります。

過疎対策事業については、テニスコート改修事業債ほか９件をそれぞれ変更し、限度額を２億3,020万円に変更するものであります。

辺地対策事業については、宇都浦線道路改良事業債ほか11件をそれぞれ変更し、限度額を２億8,860万円に変更するものであります。

災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業債30万円を減額し、限度額を1,220万円に変更するものであります。

緊急防災減災事業については、農道等システム整備事業債90万円を減額し、限度額を870万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

今回の補正内容としましては、各事業の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものであります。

また、人件費については、職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

まず、歳出予算の８ページをお開きください。

８ページから９ページ、企画費については、航路・航空路運賃低廉化事業の事業費確定に伴う減額が主なもので、1,704万7,000円を減額するものであります。

次に、９ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税業務手数料の増額が主なもので、4,064万3,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、戸籍住民基本台帳費については、個人番号カード交付事業費の確定に伴う減額が主なもので、156万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページから12ページ、衆議院議員選挙費については、選挙執行に伴う不用額の減額が主なもので、120万1,000円を減額するものであります。

次に、13ページ、温泉センター管理費については、燃料費の価格改定に伴う今後の所要見込みによる増額が主なもので、129万4,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の今後の所要見込みに伴うもので、665万3,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、臨時福祉給付金事業費については、臨時福祉給付金補助金の実績見込みに伴う減額が主なもので、157万1,000円を減額するものであります。

次に、14ページ、児童福祉総務費については、子どものための教育・保育給付費の実績見込みに伴う減額が主なもので、936万3,000円を減額するものであります。

次に、15ページ、清掃総務費については、離島対策事業協力出えん金の実績見込みに伴う減額が主なもので、343万6,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、農業委員会費については、農地利用最適化交付金事業実績に伴う報酬増額が主なもので、311万1,000円を増額するものであります。

次に、16ページ、農業支援対策費については、機構集積支援事業費の実績見込みに伴う増額が主なもので、768万8,000円を増額するものであります。

次に、17ページ、林業振興費については、森林整備地域活動支援事業費の確定に伴う減額が主なもので、194万6,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、造林事業費については、森林環境保全直接支援事業委託の執行残に伴う減額が主なもので、427万8,000円を減額するものであります。

次に、18ページ、土木総務費については、県単事業負担金の決定に伴う減額が主なもので、753万6,000円を減額するものであります。

次に、21ページ、事務局費については、奨学資金貸付金の実績見込みに伴う減額が主なもので、592万7,000円を減額するものであります。

次に、22ページ、学校営繕費については、西野小校舎建設設計業務委託、小学校営繕工事の執行残に伴う減額が主なもので、640万6,000円を減額するものであります。

次に、23ページ、教育振興費については、通学バス購入の執行残に伴う減額が主なもので、1,209万9,000円を減額するものであります。

次に、26ページ、体育施設費については、町テニスコート大型改修事業の執行残に伴う減額が主なもので、2,169万円を減額するものであります。

次に、27ページ、公共土木施設の現年発生補助災害復旧費については、災害復旧工事の事業費確定による減額に伴うもので、203万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計への繰出金でありまして、介護保険特別会計への繰出金の減額が主なもので、443万5,000円を減額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。

１ページをお開きください。

まず、町税については、法人町民税、固定資産税、町たばこ税の実績見込みによるものであります。

次に、同ページ、地方消費税交付金については、地方消費税交付金、社会保障財源交付金の実績見込みによるもので、767万3,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、地方交付税については、補正予算対応のため財源保留しておりました普通交付税１億1,926万円を増額するものであります。

次に、同ページから２ページ、使用料及び手数料については、公営住宅使用料170万4,000円、温泉センター使用料200万円の減額、九州電力株式会社道路使用料136万8,000円の増額が主なものであります。

次に、３ページ、国庫支出金については、子どものための教育・保育給付費負担金619万2,000円、臨時福祉給付金補助金（経済対策分）160万5,000円の減額、児童手当国庫負担金146万8,000円、地域子ども子育て支援事業補助金238万3,000円の増額が主なものであります。

次に、４ページから５ページ、県支出金については、子どものための教育・保育給付費県負担金309万6,000円、松くい虫伐倒駆除事業補助金455万2,000円の減額、機構集積支援事業費補助金1,024万7,000円、森林病害虫駆除事業委託金413万8,000円の増額が主なものであります。

次に、同ページ、ふるさと応援寄附金の見込みに伴うもので、4,502万円を増額

するものであります。

次に、同ページ、繰入金については、歳入決定や歳出の不用額等の減額に伴うもので、減債基金１億7,000万円、財政調整基金218万6,000円の繰り戻しが主なものであります。

次に、６ページ、諸収入については、離島対策支援事業協力資金出えん261万8,000円の減額、熊毛地区消防組合精算返納金212万4,000円、ロケットマラソン大会精算返納金234万3,000円の増額が主なもので、412万9,000円を増額するものであります。

最後に７ページ、町債については、通学施設整備事業債（通学バス）1,060万円、テニスコート改修事業債2,240万円、情報通信基盤整備事業債2,210万円の減額が主なものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の１、議会費、８ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の２、総務費、８ページから12ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の３、民生費、12ページから14ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の４、衛生費、14ページから15ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の６、農林水産業費、15ページから17ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の７、商工費、18ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の８、土木費、18ページから19ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の９、消防費、19ページから20ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の10、教育費、21ページから26ページ、質疑はありませんか。

５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　教育振興費で、通学バスの1,001万1,000円の減額ありますけれども、関連してですけれども、先ほどちょっと話がありましたが、新車を６台役場前の駐車場に並べてありますが、新車を雨ざらし、日ざらしで、どうしてかなという、町民からの意見等もあります。

簡単な車庫でもいいですがつくる計画はないのかどうか、教育長に伺います。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　お答えします。

今、バスを買っていただきましたので、これからは、そのようなことも考えていかなければならないなと思っております。

○議長（小園實重君）　款の10、教育費、ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の11、災害復旧費、27ページ、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　款の13、諸支出金、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　次に、歳入、款の１、町税から款の20、町債まで、一括して質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　次に、第２表繰越明許費補正、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　次に、第３表地方債補正、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　次に、全般にわたり質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第28　議案第19号　平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第６号）

○議長（小園實重君）　日程第28、議案第19号平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第６号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第19号平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,290万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,514万1,000円とするものでございます。

第１表歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明申し上げます。

歳入の１ページをお願いします。

款の５、国庫支出金及び款の６、県支出金につきましては、交付決定通知書等に基づき、それぞれ増額及び減額をするものでございます。

款の13、繰入金でございますが、３月までの実績見込みにより、職員給与費等繰入金は48万6,000円増額し、出産育児一時金繰入金は56万円減額するものでございます。

２ページ、国民健康保険基金繰入金につきましては、200万円を追加するものでございます。

款の15、諸収入の診療報酬審査等支払返還金でございますが、国保連合会の一般会計積立資産の残金を各保険者に返還するものでございます。

次に、歳出、３ページをお願いいたします。

款の１、総務費につきましては、人件費及び事務費等の実績見込みにより、項の１、総務管理費、項の２、徴税費、合わせて48万6,000円を増額するものでございます。

款の２、保険給付費につきましては、項の１、療養諸費及び、４ページ、項の２、高額療養費、項の６、出産育児諸費の実績見込みにより、総額3,505万3,000円を減額するものでございます。

款の８、保健施設費につきましては、特定健診及び特定保健指導の実績見込みにより、140万円を減額するものでございます。

款の11、諸支出金につきましては、平成28年度の療養給付費等負担金の精算確定により、336万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第19号平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第６号）は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第29　議案第20号　平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

○議長（小園實重君）　日程第29、議案第20号平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　それでは、平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について説明をいたします。

第５号補正予算書をごらんください。

平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,202万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億1,624万8,000円とするものでございます。

第１表歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に、第２表地方債補正ですが、変更１件であります。

簡易水道事業債を減額し、限度額の変更を行うもので、限度額を１億1,260万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の主なものを歳入から説明をいたします。

まず、款の１、使用料及び手数料ですが、水道使用料を224万5,000円減額するものです。

次に、款の１、使用料及び手数料ですが、給水装置検査手数料を減額することから、総額で１万1,000円の手数料を減額するものです。

次に、款の２、分担金及び負担金ですが、給水装置負担金14万円、給水施設の増設見込み減に伴い減額するものです。

次に、款の３、国庫支出金ですが、中央統合簡易水道事業国庫補助金を2,653万2,000円、事業費の変更に伴い減額するものです。

次に、款の５、財産収入ですが、原水売払収入4,000円を増額するものです。

次に、款の８、諸収入ですが、雑入で、消費税還付金の増額等から680万3,000円を増額するものです。

次に、款の９、町債ですが、簡易水道事業債を1,990万円減額補正するものです。

次に、３ページ、歳出でございますが、款の１、総務費、一般管理費については、支出見込み額の確定に伴う減額補正が主であります。

款の２、事業費の簡易水道施設費ですが、精算見込みによる減額補正が主なものです。

中央統合簡易水道事業費については、国庫補助金の決定により、事業費額変更に伴う減額の補正を行うものであります。

款の４、諸支出金、その他会計繰出金については、長期債利子償還金繰出金を15万9,000円減額補正するものです。

款の５、予備費については、200万円減額補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

―――――――・――・―――――――

日程第30　議案第21号　平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）

○議長（小園實重君）　日程第30、議案第21号平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第21号平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。

１枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,293万円を減額し、予算の総額を７億523万円とするものでございます。

第１表歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の１ページをお願いいたします。

款の１、介護保険料は、当該者の死亡、転出、転入、資格取得等による特別徴収保険料の減額と普通徴収保険料の増額でございます。

款の４、国庫支出金、款の５、支払基金交付金、款の６、県支出金につきましては、介護給付費の減額、地域支援事業の増額補正に基づき、それぞれ負担割合によって減額及び増額するものでございます。

２ページでございますが、款の10、繰入金、項の１、一般会計繰入金につきましても、介護給付費の減額、地域支援事業の増額補正に基づき、それぞれ負担割合によって減額及び増額するものでございます。項の２、介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額625万1,000円を基金に繰り戻すものでございます。

款の13、雑入につきましては、介護保険事業に係る手数料の剰余金の返還金及び共同処理相当分の返還金でございます。

次に、歳出、３ページをお願いいたします。

款の２、保険給付費につきましては、今年度の、これまでの実績により、今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、居宅介護サービス給付費で500万の減額、地域密着型介護サービス給付費で1,500万の減額、施設介護サービス給付費で500万円の減額、介護予防サービス給付費で500万円の減額、地域密着型介護予防サービス給付費で100万円の増額、介護予防サービス計画給付費で100万円の減額でございます。特定入所者介護サービス費で300万円の減額、それぞれ行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第31　議案第22号　平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（小園實重君）　日程第31、議案第22号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　議案第22号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

１枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,729万5,000円とするものでございます。

第１表歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の１ページをお願いいたします。

款の４、繰入金でございますが、歳出、一般管理費の減額に伴い、25万1,000円を減額するものでございます。

款の６、諸収入でございますが、保険料還付金及び還付加算金として、５万4,000円を追加するものでございます。

次に、歳出の２ページをお願いいたします。

款の１、総務費でございますが、職員手当等、役務費については、３月までの実績見込みにより減額するものでございます。

款の４、諸支出金につきましては、保険料還付金及び還付加算金として、５万4,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質

疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許可します。町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　今回の議会の初日に当たりまして、私の不徳のいたすところで、皆さん方に大変な御迷惑をおかけしたと、心からおわび申し上げたいと存じます。

いろいろ出張の連続もありましたし、言いわけになって申しわけございませんが、職員との打ち合わせも少ない中での今回の議会になった次第でありまして、今後、十分その辺を反省しながら、皆さん方に迷惑のかからないように努めてまいりたいと、こういう所存でございます。

また、一方では、議案提案する資料の中での不手際もございました。これについても、今後こういったことがないようなことで、一生懸命努力をいたしますので、今後とも、どうぞよろしく御指導いただきまして、おわびの御挨拶とさせていただきます。

―――――・――・―――――

散　会

○議長（小園實重君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は３月16日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

―――――・――・―――――

散　会　午後　５時２７分

平成30年第１回南種子町議会定例会

第　　２　　日

平成30年３月16日

平成30年第１回南種子町議会定例会会議録

平成30年３月16日（金曜日）　午前10時開議

１．議事日程（第２号）

○日程第１　一般質問

２．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

３．出席議員（１０名）

１番	河野浩二君	２番	柳田　博君
３番	大﨑照男君	４番	塩釜俊朗君
５番	広浜喜一郎君	６番	上園和信君
７番	立石靖夫君	８番	日髙澄夫君
９番	西園　茂君	１０番	小園實重君

４．欠席議員（０名）

５．出席事務局職員

局　長　濱田広文君　　書　記　長田智寛君

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越　修君	副町長	長田　繁君
教育長	遠藤　修君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	髙田真盛君
会計管理者兼会計課長	小川ひとみさん	企画課課長補佐兼観光経済係長	山田直樹君
企画課企画開発係長	石堂裕司君	保健福祉課長	小西嘉秋君
税務課徴収確保対策担当参事	岩坪勝則君	総合農政課長	羽生幸一君
建設課長	島﨑憲一郎君	保育園長	園田一浩君
教育委員会管理課長兼給食センター所長兼社会教育課長	小脇隆則君	農業委員会事務局長	古市義朗君

△　開　会　午前１０時００分

―――――――・――・――――――

開　議

○議長（小園實重君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

―――――――・――・――――――

日程第１　一般質問

○議長（小園實重君）　日程第１、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

初めに、柳田　博君。

［柳田　博君登壇］

○２番（柳田　博君）　おはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

その前に、３月２日金曜日、平成29年度ロケット打ち上げ成功祝賀会が１市２町の首長はもとより、ＪＡＸＡ所長、関係各位の出席で盛大に開催されました。それもそのはず、Ｈ－ⅡＡロケットが32機連続打ち上げに成功し、今年度も単年度では５機と、過去最多となり、打ち上げ成功率は何と97.4％となったということです。

政府は、情報収集衛星による監視体制の構築に、これまで約１兆3,000億円を投じているわけで、これからも安全保障に絡む衛生は宇宙政策に主軸を置いているといいますから、ロケット打ち上げ産業の失敗は許されません。

次年度から、大型のＨ３ロケットの打ち上げに向け、開発中であるといいます。竹崎発射場から1968年９月17日に、全長約３メートルの気象観測用ＳＢロケットを打ち上げたのが始まり。ことしの９月、50周年を迎えるに当たり、記念イベントも開催されるということです。本当に我が種子島、南種子町を国内外に発信するよい年ではないでしょうか。

さて、１つ目の質問ですが、キャトルセンターの運営についてであります。私は赤字をどうのこうのという質問ではなく、町民から私に問われることで、町民に説明することが大事であるということから、質問をするわけです。

キャトルセンターをつくった初期の目的を、まず町長に伺いたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　柳田議員の御質問にお答えいたします。

キャトルセンターの目的は、畜産農家の労働力軽減による飼養頭数の規模拡大、畜舎等への投資抑制、高齢者の経営維持による畜産振興であります。

町内の生産牛の飼育頭数は、キャトルセンター施設の効果もあり、施設を計画した平成20年度と平成29年度比較で３％の伸びとなっております。

熊毛郡内の飼養頭数が減少する中、頭数維持が図られているのは本町のみであります。キャトルセンターの施設への預託率は、子牛出荷割合の約25％と増加傾向にあり、キャトルセンターの効果も発揮され、初期の畜産振興の目的は達成されておると思っておるところでございます。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　今町長の御答弁では、初期の目的は達成しているということでございますが、私どもやっぱり地域に帰り、地区に帰りますと、畜産農家からいろいろと役員と幾度となく協議をした中で、行政もそういった意をくんでいただいて、建設をしたんだというふうに伺っているところでございます。

伸びが３％ということでございますので、なぜ赤字が出るのかなというのが、特に懸念するところでございます。

次に、キャトルセンターの建設当時から、畜産農家戸数の推移はどうなっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　本町の畜産農家の推移でございますが、キャトルセンターの建設計画をした平成20年度は、116戸でございました。平成29年度で88戸と、10年間で28戸、31％も減少している状況であります。この10年間の畜産をやめた方の状況でございますが、一番多いのは、肥育頭数が10頭程度の高齢者農家、続いて多いのが、体調不良のためや複合経営から普通作への転換等であると察知しているところでございます。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　28年度88戸ということでございます。28戸も減少しているということでございます。

これは、いろいろ諸条件があると思うんですけども、その畜産農家が、生産牛農家がキャトルセンターを利用、預託している戸数は何戸でしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　キャトルセンターの利用の畜産農家数につきましては、平成29年度で22戸であります。

年次別にいきますと、平成22年、開設当初ですが25戸、平成23年に33戸、平成24年に38戸、平成25年に28戸、平成26年26戸、平成27年23戸で、平成28年22戸という

ような状況であります。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　22年に25戸、その後だんだんよくなって、預託農家もふえてきているというような格好ですけれども、途中から減ってると。それで、28年度は22戸ということでございます。この預託をしない理由等を把握しているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　キャトルセンターに預託しない理由についてでございますが、預託者が期待している競り市出荷時の増体率のばらつきに対する不満で、預託を控えることや、去勢後の受け入れ時期がおくれること、平成25年度より子牛価格が１頭当たり46万を超え、肥育管理の機運が高まり、畜産専業化の規模拡大が進んだことなどにより、預託者が減少しているということを押さえているところでございます。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　預託をしない理由を、十分るる把握をしてるわけですけれども、それに向けた解消はどうすればいいのかというのが問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。

今後、全農家が預託すれば、経営的にも黒字も見込まれるんじゃないかというふうに思います。

そういったところで、預託の推進を今後の方策としてどんなように思っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　預ける農家のほうから、飼育料を上げてもらっていいということであって、200円実は上げるようにしました。

そういうことでいけば、現段階でもトントンでいくという、それは間違いないわけでありますが、預託推進対策として、これまでの経過を踏まえてキャトルセンター運営協議会、それから利用組合を中心に、預託者と預託頭数の確保の推進、飼養管理技術の向上、去勢前受け入れ体制改善等により対策を行っているところであります。これは、現時点ではそうしております。

特に、飼養管理技術向上の対策として、次年度対策となりますが、屋久島ではキャトルセンターの使用管理者の技術取得研修等も実施しておりますので、本町においてもさらなる技術向上を図って、増頭を図る計画であります。

預託者の期待に沿える安定した飼養管理技術の確立が、キャトルセンターの信用、信頼につながって、自然と施設の活用が図られ、畜産振興が今以上に役立つ施設に

なるものと考えております。

飼養管理体制の見直しや農業関連施設の管理体制の見直しを行うため、県の畜産課の御指導もいただき、私ども直接行ってお話しをしたところでございますが、キャトルセンターでの良質子牛の飼育に努めてまいりたいと。

もうちょっと具体的なことを言えば、預かってから２カ月間預かる、前は３カ月でしたが、今は２カ月に競りの関係で変わってしまったんですね。預けてから販売するまでのその期間の、つまり増体率というか、肉のつき方とか、その辺は１市２町の中で屋久島を含んで、私のとこが何といってもトップでありますから、そういう点はいいんじゃないかという思いと、それから、改革しようという点では、もうちょっと工夫があるということを県の指導もいただいておりますんで、またこれについても預ける人たちとも協議しながら、それを実践していこうという考えでございます。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　今このキャトルセンターの経営内容について、いろいろとるるお聞きしましたけれども、いい面も多々あるわけです。しかし、反省する点も多いようであります。

私は、行政の運営する事業は、もう大きな黒字はなくてもいいと思うんですよね。赤字でも結構だと思うんですけど、やっぱり農家の手助けとなり、多少の赤字はやむを得ないと私は思うわけですけども、これからもやっぱり農家の高齢化とか、そういう危機感を農家は募ってるわけですので、そこ辺を解消できるように、牛の価格も非常によくなってきてると。

それから、キャトルセンターの出品飼育牛も、非常に高値で売買されているということから、これからも頑張って飼育専門者を導入して、これからも継続してやっていただければなというふうに思うところでございますので、よろしくお願いします。

次に、陳情事項の処理状況について質問いたします。

これまでいろんな陳情申し入れ等がなされてきております。進捗が余り私たちには見えてこないので、お聞きするところでございます。

その中でも、昨年６月の定例会で採択した上中中心商店街に駐車場及びトイレの設置の陳情についてであります。

この件については、昨年第４回定例会の一般質問の中で、同僚議員からも質問があり、「即実行します」と答弁しながら、交渉事であるので、いつとは言えないと答弁をしておられます。

現在、商店も大分少なくなり、費用対効果で見ますと首をかしげることもあろう

かと思いますが、設置するといろいろな効果も出てくるんではないかと私は思います。早期の実現をという声が多く聞かれます。執行部の技量ある裁量を希望するところですが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　昨年６月の定例会で採択されました上中中心商店街に駐車場及びトイレ設置の陳情についてでございますが、目的は中心市街地の活性化でございますので、どのような対策が効果的なのか、現在使える事業調査、費用対効果、設置場所の設定など、検討を進めているところでございますので、中心市街地の活性化に向けて、対策を速やかに実施したいと考えております。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　なかなか商店街も商店も少なくなって、費用対効果ということで、全町民からすると上中の中心部だけかというふうなことも、よく言われるんじゃないかなと思うんですけども、しかし駐車場設置、トイレを設置する中で、これから活性化が図られるんじゃないかなというふうに思うわけですので、一日も早く実現できるように、協議のほうも進めていただければなというふうに思うところでございます。

次に、防災無線の放送内容の充実をということでございます。

朝夕の情報の周知等で、町民は非常に助かっております。認識も新たになったり、忘れたことを思い出されたり、非常に貴重なことでございます。しかし、ほかにも町民だからこそとか、町民にはといった周知することがあるのではと、町民の声をよく聞きます。

例えばどんなことかと私が反対に聞きますと、イベントも以前からするとすごく減ってきてると。そういった中で、開催されるイベントは全部周知、知らせてほしいとか、特に鹿児島県の女子駅伝競走大会ですか、それから県下一周駅伝競走大会の本町からの選抜選手だとか、出走区間だとか、日間の経緯とか、人それぞれ朝晩日にちを言ったり、時間を言うようなこともあります。

また、町民歌をとかいう希望もさまざまでありますが、放送に耳を傾けさせるということが大事なのではないかというふうに思います。

また、防災関連の放送設備であることは重々わかっておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　防災行政無線の放送内容につきましては、防災、防犯、行政事務、試験放送に限り放送することとされておりますが、南種子町が設置した施設でありますので、今後につきましては各課とも連携し、今御質問の内容も十分踏まえ

て、放送内容等の検討をして、住民への情報周知の徹底を図りたいと。

このためには、役場関係だけじゃなくて、そのほか各種団体等にもその旨をお伝えして、やはり南種子町の出来事を町民に知らせるというのは、人口が少なくなっていく現状では必要だと思いますので、そのように対応していきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　そのように私は質問して、お願いをするわけですけれども、そのようにやっていくと、やっていただけるというふうなお答えですので、ありがたく頂戴したいと思います。

一辺倒の放送だと、高齢者とかは、また何か言ってるというような感覚で、もう放送にも耳を傾けない状況があるような感じがします。そういった中で、やっぱり貴重なというか、重要な放送を耳を傾けて聞くというのが、大事な姿勢じゃないかなというふうに思いますので、それがえてして自然災害とか、そういったときの役に立つんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり興味のある放送も、これからどんどんしていただければなというふうに思うところでございます。

次に、町購入のスクールバス６台の運行についてであります。

通告には、スクールバスの運行とコミュニティバスの運行、バスの所管は管理課とばかり思っておりました。教育長に答弁を求めておりましたが、縦割り行政であるということをしっかり忘れておりました。

しかし、私だけではなく町民もそう思っていることは申し添えておきますが、今月、３月も残すところ半月足らず、新年度ももうすぐそこまで来ております。

そこで、スクールバスの運行ルートは決定し、時刻表などもできているのでしょうか。また、昨年までは雨の中でバスを待つ子供たちの姿も質問にも出ておりました。購入時の話では、バス停の問題も解決できるということで、私も賛同した経緯もあります。まずはスクールバス運行ルート、時刻表のことについて教育長に伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　柳田議員の御質問にお答えします。

スクールバスは、これまで貸し切りバスとして大型バス４台を業者に委託して運営しておりましたが、今年度スクールバスを購入しましたので、平成３０年度からは運行委託のみを業者に委託する方式に改めたところでございます。

運行ルートにつきましては、これまでと基本的には変更ありません。これまでは茎永線、平山線、西之線、島間線の４路線でありましたが、乗車時間が長い西之線、島間線を改善するために、大川線をふやし５路線運行としたところでございます。

町民の混乗運行を可能とするために、茎永線はこれまでと逆回りでの運行に変更しております。

時刻表につきましては、試乗運行を行い、現在運行業者と最終の調整をしているところであります。バス停についても、できるだけ自宅から遠くないように配慮したところであります。現在、新１年生については、南種子中学校の入学説明会時に、路線予定図及びバス通学申請書を配布し、保護者へも十分説明し、バス通学の希望調査を実施している段階であります。

新２年、３年生についても、年度内に路線予定図を配布し、周知を図ることにしております。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　４路線を５路線に路線を増して運行していただけるということでございます。これは、購入時の議案の中でも説明受けた内容でございます。

ただ、私が言うのは、今までどおり料金は取らない状態で運行するというようなことで、バスを見てみると白ナンバーになっておるようでございます。営業では使えないということでございますので、どこに運行会社が決まったのか、そこら辺は答弁できませんか。

○議長（小園實重君）　管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君）　今月入札をいたしまして、大和バスさんに決定をしております。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　今まで貸し切りバスで走行していただいた大和バスということでございます。この会社に、この場で言っていいのかどうかわかりませんけども、やっぱり子供たちというか、保護者からの声も聞くんですけども、非常にバスの運転手が厳しくて、バスの中でおしゃべりもできないというふうな話もよく聞くわけですね。

そういった中で、やっぱりそこら辺も学校であった、部活であった事柄も、子供たちは話をしながら登下校もしたらいいんじゃないかなと、私は思うんですよね。そこら辺について十分指導をしながらやっていただければなというふうに思います。

それと、子供に入学時に時刻表とか、そういうのを配布するということですが、できるだけ早く、早い時期に保護者、それからそれに関係する人たちも、早く知りたいというふうな声を聞きますので、もう日はあまりありませんけども、できるだけ早い時期に配布なりしていただければなというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　子供のバスの中での過ごし方っていうのは、運転に支障のない程度に会話をするというようなことでの指導は、していきたいと思います。

それから、時刻表につきましては、実際にはもうできているのでありますが、それぞれの路線を運転手が走って、それでいいのかどうか、今やっているところでございますので、年度内には配布できるようにしたいと思っております。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　早々な手続をしていただければなというふうに思います。

次に、スクールバス利用の空き時間帯を利用して、コミュニティバスとして運行するといったことで、私も購入に賛成をしてきた経緯があります。運行ルート時刻表等は決定しているのか、いつから運行するのか、町民への周知はどのような方法でされるのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　企画課企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　柳田議員の御質問にお答えいたします。

中学校の通学バスの空き時間を活用して、コミュニティバス運行を追加委託することにつきまして、コミュニティバスと民間バス等の運行時刻表を現在すり合わせながら検討を進めておりますが、現在のところ決定はいたしておりません。

病院や河内温泉センター、上中中心部など、利用者の動向なども含め、町民の利便性を向上させるため、早い段階で運用ができるように努力しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　貸し切りバスが３月いっぱいで契約が切れるということですよね。そうすると、４月１日からは、町民は足がなくなるわけですね。だから、一刻も早くそういった決定をして、周知をするべきじゃないかなというように思います。

それから、先ほどもスクールバスの件でも言いましたけども、運行するに当たって料金を今100円とか取ってるはずですよね。そこら辺を料金を取れないナンバーになってる、営業ではできないというふうに私は認識してるんですが、そこら辺の料金はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小園實重君）　企画課企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　お答えいたします。

４月１日からバスのほうが中学校の通学バスについては運行いたしますが、今の柳田議員のほうからありました、町民の方が乗れないということにつきましては、現在高校のスクールバスの空き時間を活用したコミュニティバスは、そのまま運行をすることになっておりますので、そこについては支障ないものと考えております。

それから、コミュニティバスにつきましては、片道一律100円で乗車できるよう

になっておりますので、そこについても変わりはないものと思っております。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　私どももこの議員として、今６台のバスのうち５台を運用するということで聞いて、認識はしてるんですけども、その他にコミュニティバスが今２台ありますよね。それと併用して、同時というか７台で運行するというように認識していいんでしょうか。

○議長（小園實重君）　開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　現在運行しておりますコミュニティバス、それから民間の路線バス、そして今回の中学校の通学バスの空き時間を活用したコミュニティバスのことですが、それぞれの系統連携というのがございます。系統の路線の見直し、そういったものも含めまして、もちろん運行事業者との調整もあり、その後町の地域公共交通会議などですぐすぐの運行はできませんが、検討をしていく必要がございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　教育長にもう一回聞きたいと思いますが、このスクールバスは、このコミュニティバスに利用できるということをはっきり言えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　お答えします。

まず、スクールバスに関しましては、生徒が乗って余裕の座席があったら一般の人も乗れます。大体１路線５名ぐらいは乗れるんじゃないかなと試算をしているところです。ですから、子供の通学に合わせて乗ることは可能です。

それ以外の時間、通学バスとして運行する以外の時間は、コミュニティバスとしての利用は可能でございます。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　確認の意味で今聞いたところでございます。

次に移りたいと思います。

平成30年度町長の施政方針の中で、防災対策について述べられております。防災対策については、地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であり、防災知識の普及、啓発など、自主防災組織の育成強化に努める。

また、自然災害を想定した住民参加型の防災訓練を実施の予定とありますが、私は３年ほど前から申し上げております。自然災害はいつ来るのかわかりません。今かもしれないのです。地域の方々がいつ、どこへ、どうやって避難するのかわかっていないのが現状です。悠長なことは言っておれないわけでありまして、地域ごと

のマニュアルを早急につくらなければならないと思いますが、その考えは。

また、北朝鮮がここにきて制裁解除の見返りに、非核化や核ミサイルの実験を凍結とか、いろいろな駆け引きがなされているようでございます。言うことを聞かないのが北朝鮮というように、いつ北朝鮮から核弾頭が飛んで来るかわからない。このことについても、早急に具体的な、かつ実践的な避難訓練内容を示すことが大事であると思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　柳田議員の御質問にお答えいたします。

弾道ミサイルが発射された場合は、極めて短時間で飛来することが予想されるわけであります。ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、国からの緊急情報を瞬時に伝えるＪアラートを使用し、防災行政無線等を通じて緊急情報を伝達いたします。

現在行っている訓練といたしましては、全国一斉訓練におきまして、国からのＪアラートを通じた防災行政無線による情報伝達訓練及び独自に役場によるＪアラート受信機からの情報伝達訓練を行っております。

先ほど述べましたが、弾道ミサイルは短時間で飛来する可能性があるために、Ｊアラートによりまして、まず第１報で発射情報、それから避難の呼びかけ、第２報では直ちに避難することの呼びかけ、第３報では、落下場所等についての情報が流れることになっております。これが国、県を通して市町村に通じているそういう状況でございます。

今後も、国による情報伝達訓練の参加及び独自の情報伝達訓練の実施を継続していき、住民への周知徹底を図り、引き続き危機管理の体制に十分注視してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　そのＪアラートで防災無線を通じて周知を図っていくということでございます。しかし、核弾頭が飛んでくると、どこに逃げても一緒じゃないかなというのは思うんですよね。そういったところで、避難するシェルターとか、そういったものはどうなっているのか、もう全く種子島には飛んでこないという思惑があるのか、そこら辺はどういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　弾道ミサイル関係につきましては、現在の情報ではグアムのほうの米軍基地、それからアメリカ本土に対するミサイルの発射等があった場合の経路等については、種子島は特に被害の出るような、落下するような経路には今のところ入ってないような状況であります。

先ほども申しましたように、もう弾道ミサイルが発射しましたら、数分で日本には到達しますので、なかなか全体での避難とか、例えばシェルターにしても、もう逃げるまでの時間が数分しかありませんので、シェルターをつくるとすれば、もう相当数つくらないと町内のカバーができないような状況ですので、その辺については、国の情報とか北朝鮮の情報等も速やかに収集をしながら、安全に避難できる場所、数分間でできるようなそれぞれの地区等においての場所等については、周知をしていかないといけないのかなというふうに思っているとこです。

○議長（小園實重君）　柳田　博君。

○２番（柳田　博君）　南種子町の人口も激減しております。こういったもので人の生命というものが脅かされることのないように、また人口が減っていかないように、ひとつ行政として対応を十分しなければいけないところじゃないかなというふうに思っておりますので、今まで私が今質問したものについては、早急な対応をよろしくお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君）　これで柳田　博君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時４４分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河野浩二君。

［河野浩二君登壇］

○１番（河野浩二君）　2018年、種子島で初めてロケットを打ち上げてから50年がたちます。この場所は、今では、「世界一美しい発射場」とも言われ、世界最高水準の打ち上げ成功率を誇るまでになりました。巨大なロケットを宇宙へ送るというミッションの裏には、たくさんの人のかかわりがあることを、私たちは忘れていません。

発射の轟音を日常の音として生活してくれている皆さん、いつもの仕事を中断して安全確保に協力してくださる皆さん、ロケット発射を身に来てくださる皆さん、ロケットが通った後には白い道が残ります。無事に打ち上げられた後に残るこの道を、皆さんと一緒に見られることが何よりもうれしい、そう思います。

50年間、ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

そう結んでいるこの文章は、既にお気づきの方もおありでしょうが、宇宙航空研究開発機構、通称ＪＡＸＡの初号機が打ち上げられてから50年を記念するポスターの文章です。センター所長を初め、十数名の職員が、約２週間をかけて丁寧に考案し

たポスターと伺っております。

また、バックの写真は竹崎射場で、「初号機打ち上げの志を忘れないために」との思いもあるようです。感謝の心を全面に散りばめた、本当にすばらしいポスターと感じた次第です。町民の一人としてお礼を申し上げたいと存じます。

質問に入ります。

現在、総務文教委員会に付託されている所管事務調査は企業誘致であります。冒頭で述べました宇宙センターの誘致は、その当時、種子島、鹿児島はもとより、日本最大の企業誘致ではなかったでしょうか。その後、宇宙関連のメーカー、事務所がセンター内に入り、また、コスモテックの事業拡大などがありましたが、長谷地区の有尾に展開された日本液体水素を最後に、宇宙関連の進出はとまっております。

昨年10月、議会議員全員での視察研修で訪れた三菱重工業本社とＪＡＸＡにおいても、当面、種子島への新しい企業進出は考えられないとのことでした。

そこでお伺いいたしますが、現在、大小を問わず、職種を問わず、南種子町へ進出希望の企業はないかお聞きいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　河野議員の御質問にお答えいたします。

現在、南種子町への進出については、検討をしている企業はありますが、現時点で進出希望の企業はございません。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　今の答弁の中で、検討をしている企業はあると、ただ進出が決定はしてないという答弁でございましたが、その検討している企業というのは、どのような職種の企業か御存じでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　具体的に名称を言うことは、いろいろありまして、これこそ今８社が事務所を持っているわけでありますが、そのほか三、四社ありますけれども、実質的には打ち上げの時だけ来る企業もありますから、そのほかの点であるということだけはわかっておりますけれども、今はちょっと名称を申し上げるわけにはいきません。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　全くないわけではないということで、希望を持って思っておきたいと、そのように思います。

ただ、そういう進出をしたい、検討したいというその話が、なぜ前に進まないのか、その何か具体的な理由を考えたことがございますでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　宇宙開発でございますから、そういう具体的な点をやるような状況じゃなくて、やっぱり１機打ち上げるのに大変な費用をかけておるわけでありますし、例えば、ロケット関連に所属するその整備期間だけでも、1,000人近い人が今１カ月間かけてやっておるんですよ。今は１カ月以上かかっていると思いますけど。これを考えたときに、ロケットの打ち上げが、本町でしかできないこの大型ロケット、これが種子島でやっているわけですから、これは、例えば内之浦でやっているのは、ここで火薬を詰めて持っていって向こうでは上を乗せるだけの状況というのは、もう数年前の議会でもいろいろ申し上げましたが、基本的には１つにしようじゃないかという議会の意見もあったわけですよ。

ですけど、県のほうの考えも含んで、これはやっぱり日本の宇宙開発は鹿児島県でやるという点では２つあったほうがいいということも、ＪＡＸＡにも、それから国の機関にも申し上げた結果として残っているわけでありまして、現段階では、もう北海道でもどこでも打ち上げるようになっておって、打ち上げているわけですから、そういうことを考えたとき、我が町にロケット関係企業として進出するという点では、十分このＪＡＸＡとの関係とか、三菱が総括的な点をやっておりますから、それとの横のつながり等いろいろありまして、個々について担当課としては、それぞれおつきあいをしておりますので、そういうことの中から、あるとすれば考えなければいけないと。

例えば、奄美大島で部品をつくっているところが一応あるんですよ。それも御承知のとおりだと思いますけども、こういうのもあるわけですから、なぜここでできないのかということになると、ロケットを積んでくるとき、そういうのを積んできて、またやればいいんじゃないかと。つまり四、五十人ずつ毎年、町外に出ているわけですから、これを呼び寄せるというのは簡単だと私は思っているんですね。

だから、そういう点で言うと、本町での関係で言うと、例えば、打ち上げてから通信を全て請け負っているここの企業がありますが、その企業は大学を持っていて、やっぱり地元の人が、その大学を出て、ここに就職してもらえればいいよねという、そういうこともきちんと私に伝わってくるわけでありますから、こういうことも含みながら、子供たちが少なくなっていく状況、つまり中学校が何回も少なくなっていくわけですから、そういう状況の中でどうしていくかなどということも考えあわせながら、総合的にやっぱり議会のほうもやっているようでございますので、検討する必要があるかなと、このように思います。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　私も、先ほど申し上げましたＪＡＸＡにおいても、三菱重工業

さんにおいても、今のところ種子島にそういった企業を進出させることは非常に難しいというようなことも伺っておりますし、もうなかなかその宇宙関連ということから、かなり厳しいのかな思ってます。

私が申し上げたいのは、そういう宇宙関連企業ばかりではなくて、せっかく光ケーブル、大変なお金を拠出していただきまして、参加していただきまして、全町に布設、施設をされました。この光ケーブルがあることによって相当距離が短くなった、もう日本の、東京－種子島間が相当短くなった、世界とも短くなったとようなことでございますので、その光ケーブルを使った宇宙関連以外のことも、企業もあると思います。

それから、我が町は農業の町でございますから、我が町では、なかなか加工業、農産物を利用した加工業というのもございません。そのようなことも含めて、全職種を考えた、グローバルに考えた、トータルに考えたそういった企業進出、これも農政課も含めて、企画課の皆さんも含めて、これは全職員なんです。議会もそうですね、私どもで、やっぱり構築、考えていかなければならないと思っているところでございますので、一緒に皆さんでやっていければなと思っているところでございます。

次に参ります。執行部と宇宙関連企業との懇話会が発足していると聞くが、その内容について伺います。これも非常に恐縮ですが、また宇宙関係にまた戻ってしまいそうですけども、これはそういうことで、宇宙関連ですから内容についてちょっとお伺いをしておきます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　宇宙関連企業懇話会につきましては、種子島宇宙センター、三菱重工業株式会社（ミルセット）、それから川崎重工業株式会社種子島現地事務所があります。株式会社ＩＨＩエアロスペース射場整備グループ、それから日油株式会社種子島事業所、宇宙技術開発株式会社種子島事業所第１事業部射場システム技術部、株式会社コスモテック南日本事業部、株式会社スペースサービス種子島事業所の８社と本町とで意見交換会を行う会議でございまして、これまで南種子町からは、南種子町への関連企業の進出の依頼、ふるさと納税の依頼、光ファイバーサービス開始によりまして、そういったことをお知らせしているということにしております。

また、各企業からは、南種子町への提言、要望事項などの御意見をいただいているところでございます。

これからも宇宙関連企業との意見交換会のための懇話会を開催してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　この宇宙関連企業懇話会、実は議会のほうでもやりたいということで、時期は同じだったんですが、せっかく執行部のほうがやるということで、議長は非常にやりたかったということで、もう下調べもしておったわけでございますが、それにちょっと申しわけなかったんですけども、議会はこの際、遠慮して、執行部を見守りたいというようなことでございました。

ですが、どうもこの開催回数が少ないように伺っておりますが、今まで何回開催されましたでしょうか。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　河野浩二議員の御質問にお答えいたします。

宇宙関連企業懇話会につきましては、平成28年度に１回開催をしてございます。29年度開催につきましては、検討したところでございますが、先ほど冒頭に河野議員から御挨拶のありましたロケットの打ち上げ関係で、関連企業の時間の調整がつかないということで、29年度については見送ったところでございます。そのほか、東京方面で、町長以下職員も出向いて、関連企業との懇話会協議を行っているところでございます。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　町長につきましては、町長のアグレッシブな営業活動、東京、名古屋、いろいろ。それはそのようだろうと思います。なかなか庁舎にいないということは、そういったことで出張で大変な御苦労をなされながら営業活動をしていると、そのようにも伺っておるわけでございますが、せっかく執行部主催でこの懇話会を立ち上げたわけですから、相手の御迷惑もございましょうが、ぜひ半年に１回ぐらいは、ちゃんとした時間で、別に飲み方をする必要はございませんので、１時間程度でも集まって、どうでしょうかという気持ちですね。南種子町の気持ちを、その方たちに少しでもわかっていただければ、また違った展開が出てくるのじゃないかなと思いますので、ぜひ私ども議会としては、そういうことは多分しないと思いますので、執行部のほうで、せっかくこの懇話会ができましたから、これを育てていただきたいと、今後のためにもですね、そのように思うところでございます。町長、所管があったらお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　先般の打ち上げ成功祝賀会の折、関連企業は全部顔出ししたわけでありますが、その中で、皆さんがどういう当たり方をしたかは別にいたしまして、三菱が責任を持ってやるという、その８社の中に、来ている全ての会社は関連しているわけですね。非常に細かなそれがありまして、だから１機の整備に1,000

人の人が来て、１カ月も、Ｈ３になると１カ月ぐらいで済むそうでありますが、今のＨ－Ⅱの場合で言うと、やっぱり40日もかかって、ずっとここにいてやるわけでありますから、そういうことをすれば、具体的な内容の点についての話というのは非常に難しい点があるので、だから私は出張の折、課長を含んで、少なくとも４社か５社ぐらいは回っているわけでありますが、そういうのをする中で、南種子との関係も含んで、これからそれぞれ議員のおっしゃること、町民の思っていることも、もうそのとおりであるわけでありますが、それも踏まえながら対応していくということについては、今後も続ける必要があるんじゃないかと、このように思っております。

具体的には、例えば、何かをしてほしいということをここで言った場合に、その次に、ここではできないという、今度は東京にお願いしますと、すぐ入ってくるんですよ。だから、そういう点が、一つのロケットを打ち上げるというシステムの中で関連しているということだけは知っておいていただきたいなと、このように思います。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　今、企画課長さんが御病気だそうで、早く回復してくだされば いいなと思っているところでございますが。

きのう企画課に行きましたら、係長さんたちが３人いらっしゃいまして、私どもはどうかすると、すぐ課長とお話をして、その下で一番小隊長として頑張っていらっしゃる人たちの話をなかなか聞く機会がないのでございますが、また課長とは違う先見の考え方、いろんな情報を知っていらっしゃっていて、非常に私は勉強になって、ああ、これは時々は係長さんともお話をしなければいけないなというふうな思いをしました。

聞いたところによりますと、今、宇宙開発事業団の職員の若手の皆さんとか、うちの地域おこし協力隊の皆さんですね、ああいう人たちとの会話であるとか、商工会青年部ともお話をしたりとか、何かそういう盛り上がりが、この町にあるそうでございます。非常にうれしく思って、その人たちが元気がないと、もう私たち老体が幾ら何やかんや言うたって、これは口で終わるような話が多いわけでございまして、そういう人たちが活動をしっかりとやっていけば、また私どもも頑張って、何とか犠牲になってでも彼らを守ってやろうというような気持ちにもなってきますので、ぜひそういった形で若い人たちを育てるという意味で、企業誘致、そこら辺に結びついていければいいのかなと、このように思うところでございます。

次に参ります。ことしの１月末、県庁の産業立地課を訪れた際、企業立地優遇制度の御案内、今これはちょっと向こうにあるんですけども、企業立地優遇制度の御

案内というパンフレットがございました。立派なパンフレットで、私は初めて見たんですが。

南種子町の欄に、課税免除だけが記載されており、ほかには見当たりませんでした。ちなみに西之表市は、課税免除に加え、各種補助金もあるそうです。南種子町もこの制度を拡大実施する考えがないか伺います。

つまり、多分、この南種子町、中種子町も同じでしたけども、課税免除というのは固定資産税だけらしいです。ほかのところはもう少し、例えば土地も用意してあげたりとか、これは難しいところでしょうけど、何かこうしますよ、補助金少しあげましょうかみたいな、そういうことだと思うんですね。このことについて、南種子町もこの制度を拡大実施、また検討する考えはないか、町長にお伺いいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　現在、南種子町では、南種子町過疎地域産業開発促進条例というのがあるわけでありまして、町内に工場を、農林水産業等の販売業に係る事業所、もしくは旅館を新設し、または増設する者に対して、固定資産税の課税免除がありますよと、これは多分１市２町一緒だと思いますが、そういうのがあるわけでありますが、また、南種子町企業立地促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例によりまして、固定資産の課税減免制度がございます。また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金による雇用機会拡充事業等があります。

他の制度については、費用面も含めて検討してまいりたいと、このように思いますので、具体的な点については、私のほうからはちょっと答えられないところでございます。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　企業も今、景気はよろしゅうございますが、やはりなるべく有利な税金にしろ補助金にしろ、そういったものがあるところを、まず狙うと思うんですよね。ですから、そういう面において、私どもの財政も非常に厳しいところにあろうかとは思いますが、企業がふえると、そこにいろんなものが財政として入ってくるわけでございますので、そういった観点から、要するに企業立地優遇制度、このことについて、一度検討していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、また産業立地課で伺った話ですが、鹿児島市内に精密プレス金型を製造している企業があり、その会社の代表取締役は南種子町出身だということを聞きつけました。資本金9,000万、従業員数は76人と中堅の企業であります。私は初めて知ったわけでございますが、町長はその会社を御存じでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　残念ながら初めて聞きました。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　本日は、これ個人情報に当たるかもしれないので名前も企業名も今のところは申し上げません。今、総務文教委員会で、ちょっとそのことについては進めているところでございますが。

実は、そこの社長のいとこ、要するに当町役場の課長級の方が、そこの社長のいとこだそうでございます。当然、この中にいらっしゃいます。名前は申し上げません。このように、灯台もと暗しということもあります。インターネット等、あらゆるものを駆使して探す必要があるのではないでしょうか。そういう社長さん、要するに経営者の人ですね。

やっぱり経営者が地元出身だと、非常に愛着がずっと残っていると思うんですよね。ですから、アプローチがしやすいわけです。そういう意味においては、会社の経営者、そういうことは町としては知っておく必要がある、私はそのように思います。個人情報がいろいろございますので難しいところもあるでしょうが、そこの社長さんと、私、電話でお話をさせていただいたんですが、非常に温厚なすばらしい方でございました。うちのそちらにいるいとこさんも温厚な方でございますけども。ふるさとに錦を飾る、その社長さんも、まあ電話ですから若干ではありますが、その気概があるように思いました。昔から南種子町に出したいんだけどなというような話も、そのいとこさんとするそうでございます。

ですから、ぜひそういうところと交渉、営業をいたしまして、今回の場合は、私ども議会を先行でやりますので、町長もその話がうまく行きそうだったら、また町長も乗っていただいて、やっていただければと思います。町長、所管を一言、どうぞお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　その企業については、わかっておりました。ですが、私としては、やっぱり企業との関係というのは、そういうのがひとつあるということですよ。まだほかにもあるんですよ。ですが、やっぱりここについては、議会は私と違った立場で調査、いろいろやるという、それで町長に、これをやれということで来ると思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

このことを考えますときに、全ての当町出身者の当該企業経営者を把握してないわけでありますから、これは非常に重要なことでありまして、ちょっと考えていたんですよ。言ったからということではなくて、どうしても新しい、来年度やるべきこととして、おったわけでありますが、当然、出身者、地元の人たちを含んで、団体の協力も得て、抽出してみたいと、ちょっとオープンにはできませんが、そうい

うのを個別にやるような方法を通して、もちろん企画課になりますけども、やっていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　個人情報のこともあり、またお互いの交渉事でございますので、軽々に余りこういう話をやりますと、言うてみれば、期待感だけが先に行って、なかなか成功しないというのもありますから、十分にその辺のことも気をつけながら、しっかりと、こうやっていければなと思います。私ども議会も今回、ちょっとこれで勉強をいろいろしてみたいと思います。

先ほど町長が申し上げましたこのロケット関係のもので、伊仙町に立地しているんですかね、日本マルコというのは、ロケットのコネクター。これの社長さんは、何でこの伊仙町につくったのかといったら、非常に簡単な理由でございまして、ヨットが好きだったそうですね。それでヨットハーバーがあって、そこにヨットを寄せるのが非常によかったので、ああ、いい島だなと。そしたら、その伊仙町の町長さんなり何なりが、それならぜひうちに寄って、いつでもいらしてください、それでついでに会社もつくってくださいと、そういうような感覚でつくったそうでございます。

そして、それをまた聞きつけた与論町が、私のところにもつくってくれというようなことを、私のところにもヨットハーバーありますよというようなことで、そしてそこは要するにロケット関係じゃなくて、ホロホロチョウという鳥が養鶏がいるそうなんですが、そのホロホロチョウをやるということでございます。

それで私も、先ほど鹿児島県の課長補佐さんでしたが、じゃあ南種子町もぜひ今のうちに手を挙げておく必要がありますねと言ったら、手を挙げている分はいいかもしれませんが、一度手を挙げてみたらどうですかと。要するに、順番取りですね。そういうことで、そういったことがありますので、ちょっと軽い話で申しわけないんですが。そういうこともございますから、よろしくお願いを申し上げて次に参ります。

次に、ＪＡＸＡ50周年記念事業について、その概要と、当町ではどのようなことを企画しているか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　さっきの補足を少し申し上げますと、それについては、ＪＡＸＡの理事長が種子島に来たら必ず私のところに来るんですよ。わずか10分か15分ぐらいでありますが。そういう関連もありまして、うちの町がやっぱり打ち上げに職員を、１回打ち上げに二、三十人は出しているわけでありますから、こういう連携がないと打ち上げができないという、これは50年の歴史がありますので、町民のや

っぱり理解、そういうことを含んで、もちろん議会の理解をいただいてやっているわけでありますが、関連企業は一層、ＪＡＸＡとの関係を含んで、我が町との連携はとりたいというのは本音でございますから、ちょっと表には出ませんが、それぞれ職員たちは関連企業との交わりも実際やっているわけでありますので御理解いただきたいと思います。

ただいまの件については、昭和43年の９月17日に宇宙センター、竹崎の小型射場で最初のロケット、ＳＢロケットを打ち上げたわけですね。これは係長のほうから出ましたが、50年を迎えるわけでありますので、先般、２週間ぐらい前に向こうでＪＡＸＡが祭りをしまして、私も案内受けましたので行ってきました。本当、あの跡がまだ残っているわけでありますので、それはまた町としても、それぞれ考える旨をＪＡＸＡには伝えてありますが。ＪＡＸＡ、種子島宇宙センターと協力をして記念事業を実施したいというふうに考えておるわけであります。具体的には、企画課のほうが打ち合わせを始めておりますので。

実行委員会をいずれにしても立ち上げます。そこで決定をいたして、もちろん私どもの提案を協議していただくという方式になると思うんですが、記念式典でありますとか、それから宇宙イラストコンクールや宇宙の町おこしサミットなどを実施したいというのが担当課から私に届いている内容でございますので、こういったことを特に考えていきたいと。このイベントを契機として、宇宙留学生のネットワーク組織を立ち上げる計画も中に入っております。

つまり、23年の間に、22年、もう過ぎたんですね。600名の宇宙留学生が卒業して行っているわけですね。それで、やっぱり中学生もしてほしいとか、現在では、30年度の場合で言いますと百三十数名も来たわけでございますので、それには親子ももちろんありますけども、こういうことを考えたときに、条件としては非常に恵まれているわけでありますから、この辺を含んで、ＪＡＸＡとは綿密な打ち合わせをする中で、記念イベントをしたいと。

何と言ってもＪＡＸＡが、この式典的な点はやると思いますが、そういう具体的な点を含んで、こちらの実行委員会でもやりますが、そのＪＡＸＡの考え方も取り入れてやっていこうということは、所長からもそういう話も伺っておりますので、こういったようなことで取り組んでまいりたいというのが、現段階での南種子町の考え方です。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　私が冒頭、ポスターの文書を読ませていただきました。今、非常に宇宙センターと我が町の関係は、もうすばらしく良好に私は進んでいるのかなと思います。もちろん、いろんな、所長さんの人柄であるとか、町長の人柄も含め

てですね、そういう関係、要するに蜜月の時代ではないかなと、私はこのように思います。

こういう機会に、ぜひもっともっとＪＡＸＡと緊密な関係を構築していかなければならないと思い、それでポスターを読ませていただきました。

このポスターの内容は、全て南種子町に対して発しているんですね、これ感謝の言葉です。南種子町の職員の皆さんとか、住民の皆さんとか、土地の皆さんとか、その人たちに対してありがとうって言っているわけですね。自分たちがどうのこうのじゃなくて。ですから、私は町民の一人としてお礼申し上げたいと言ったのは、そのことなんですけども。そういう意味で、非常にいい関係にありますので、ぜひ今後もこの関係をずっと続けていければなと思うところでございます。

先ほど、二、三日前、宇宙センターを訪れました。私ごときに次長も管理課長も出てきてくださいまして、非常に恐縮をした次第でございますけども。ＪＡＸＡでは、既に単独で実行委員会を設立していると、２月に立ち上げたと。というのは、別に南種子町を相手にするわけじゃなくて、あくまでもＪＡＸＡが50周年というようなことで、ＪＡＸＡでもしっかりとした実行委員会をつくる、そして、ＪＡＸＡは南種子町が実行委員会をつくるということも知ってましたし、その中に役員も投入するということも、もちろん存じておりました。

その中で、ＪＡＸＡでは、町の主催するイベントには積極的に参加したいと。夏祭りにも出たいと。夏休みの屋台をやりたいみたいな。ですから、ぜひふるさと祭りにも出てくださいよというようなことを私、申し上げてきましたけども。非常にやる気いっぱいでおりますので、町民と職員が触れ合ういい機会でないかなということでした。

それから、ちょっとうれしかったのは、このＪＡＸＡの計画では、宇宙センターの元野球場、今、宇宙センターの野球場は使われておりません。あそこはゴルフ場になっているんですけども、まだマウンドも残っているようでですね、あそこを今度、離島甲子園が種子島で開催されますが、そこの決勝戦で使いたいというようなことをお二人が言ってくださって、そこの整備もちゃんとするというような話。もちろん決定事項ではございませんが、そういう話も伺っております。いい話だなと、私も思ったところでございます。

それプラス、これ私の個人的要望ですが、町での記念行事として、毎年、当町で開催されているロケットコンテスト、３日前、４日前、私ども議会中でしたね、開催されました。天気が心配されましたが、残り２日が非常に好天でございまして、ああ、よかったなというふうに思っているところでございます。

ロケットコンテストに、特にまたこの宇宙開発のこれの50周年記念を乗せていた

だいて、次の大会でいいんです。というのは、来年の３月ですから。30年度には間違いございませんので、乗せられるんですよ。乗せられるんです。ですから、このロケットコンテストに特に力を入れてもらいたいと思うが、どうでしょう。石堂係長が先日開催された第14回種子島ロケットコンテストの担当係長だったということでございますので、その模様等をちょっとお話しいただければと思います。

○議長（小園實重君）　企画課企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　河野浩二議員の御質問にお答えいたします。

種子島ロケットコンテストにつきましては、既に御承知のとおり、早いもので平成29年度第14回目を迎えたところでございます。去る３月８日から10日までの３日間、町内の各種施設と、もちろん種子島宇宙センターにおいてイベントが開催させたところでございます。手づくりによるモデルロケットや、衛星機能モデルを開発、製作し、打ち上げることで、物づくりの奥深さ、面白さを体感するとともに、宇宙開発の普及啓発や地域の活性化を目的として、本大会を実行委員会で主催をしているところでございます。

南種子町を初めとする鹿児島県や九州管内の経済団体、そして日本宇宙少年団など多くの後援をいただきまして、また三菱重工、川崎重工、宇宙技術開発、コスモテックなど、多くの関連企業にも御協賛をいただいている大会でございます。

今年度開催されました大会につきましては、約300名の学生が訪れております。このロケットをつくることの技術発表、それからもちろん打ち上げするロケットコンテスト大会、それから宇宙関連企業との交流の場を持つ技術者交流会など、多くのプログラムの内容となっております。全国的に年々人気を増しております本大会につきましても、平成30年度も多くの学生にお越しいただければなと思っております。

あわせて、関係団体、そして地域の方々も含めまして盛大にまたイベントが開催できますことを努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　町は、これに対して、どれぐらいの予算、あと補助を行っておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君）　企画課企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　お答えいたします。

まず、主催となっております種子島ロケットコンテスト大会実行委員会、こちらの組織でございますが、ＪＡＸＡ、それから鹿児島県の宇宙開発促進協議会、南種子町の宇宙開発推進協力会、九州大学が入ってございます。

まず、お金としましては、南種子町の宇宙開発推進協力会のほうから大会のトロ

フィー関係全てを出させていただいております。そして、南種子町は後援でございますが、後援としまして、技術者交流会の折に、おもてなしということで豚汁等の提供をさせてございますが、そこら辺に係る材料、それから人的な報償を行っております。あとはお金ではございませんが、職員、関係者それぞれの人的なものも協力をしておりますが、金額的には、平成29年度で５万円弱の予算になってございます。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　ロケットマラソンもなくなって、非常に寂しくなりましたが、あれは費用対効果の問題が一番の原因でやめたと、私はそのように思っておりますが、このロケットコンテストは300人ほどの人が、長い人は１週間泊まるそうですね。南種子町の旅館、民宿を使っているわけですよ。

それでまた、係長さんあたりから聞いたんですけども、全国若者がツイッターでやりとりをしますよね、私はよう使わないですけども。その中で、コンビニの商品が全部なくなったとかいうようなことが流れてくるそうですね。それは全国に流れるわけですよ。そうすると、相当な人が集まってやっているんだなと。大体コンビニの商品がなくなるということは、これはあり得ないことですよね。時々、船が欠航したときなんかというのはありますけれども、そういうことを考えても、これは相当の経済効果があると、私はそのように思います。

また、もう一ついいのは、若者が町を歩くんですね。普段、人を見ないんですよ、私、中心地に住んでますけれども、日曜日なんかは左を見ても右を見ても、車も通ってなかったり人も通ってなかったりするわけですよね。その中で、ジーパンはいた、そんなにきれいな格好していらっしゃいませんけども、そういう「オタク」みたいな、「ロケット」みたいなそういう人たちが、町を歩くだけでも、私どもは元気が出てきますね。

ですから、この大会に別にお金をかけることはありません、金額ふやしてどうしろという話じゃありませんけども、この大会も一つの重要なイベントとして行政としては考えていただいて、特にまたＪＡＸＡの50周年のこともございます。ぜひ力を入れて、次の大会、来年の30年度ですか、非常に難儀をされています麻生教授、麻生教授も退官が近いそうでございます。その辺のことも含めて、この大会が末長く続くようなことを、やはり今から考えておく必要があるんじゃないかなと思うわけでございますので、申し上げておきます。

もう一つ、話違いますけども、きょうは皆さんの中から話が出なかったから申し上げますが、ラジオのＭＢＣ放送がＦＭ化されて、私は非常にうれしいです。昔、中学校、小学校、「城山スズメ」を聞きたくても「城山スズメ」が聞けないわけで

すよね、ガーガーガーガー言って。ところが今ＦＭできちんと入りますね。あれをＭＢＣのラジオ放送がしっかりと大きく、何で今ごろなのかなと思うぐらいの気持ちでございますが。あれが聞こえることによって、いろんな意味で、やはりそこに南種子町民、種子島の人に情報が入るということ、テレビだけではなくてですね。あれは本当にいい事業であったなと思っています。このことも、ぜひ町民に大々的に知らせてあげて、そして、ＭＢＣがきれいにクリアーに入るよと、「城山スズメ」も聞こえるよというようなことを案内していただければ、また種子島のよさが、またひとつふえるのではないかと思いますので、この辺のこともお願いをいたしておきたいと思います。

先ほど、同僚議員からキャトルセンターのことがありました。私も先ほど同僚議員の考えと全く同じでございまして、要するに赤字がどうの、あれがどうのというその文句をつけるつもりは毛頭ございません。文句は言うかもしれませんが。要するになかなか前に進まないというのがあって、そのことについて、ちょっと質問いたします。

私は議員になる前から議会傍聴が好きで、この両センターの質問は耳にタコができるほど聞かされました。多分一般質問のベストスリーには必ず入っている質問と思います。

しかしながら、それほど議論を重ねても、なかなか問題の全容が見えてこない、これが現在の状況ではないでしょうか。

しかしながら、この両施設は名越町政が立ち上げた行政課題であります。名越町長の今任期、来期も出られるのかもしれませんが、今期は残り１年と１カ月であります。何としても、この間に全てを解決できなくても、基本となる道しるべ、これは作成してもらいたいと思いますが、このことについて伺うとともに、民営化は進んでいるのか、それとも断念するのか、言明をしていただければ幸いでございます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　河野議員、ちょっと短く言いますと、ロケットコンテストは、来年は事務局を私のところでやるようになりまして、麻生先生が退官、あと１年ですけど、何か関連することをやるということで私に頼むということで。これは開催する内容については、宇宙センターに行って、ＪＡＸＡの所長と私と、それから麻生先生と、そういう協議、こういうふうにやっていこうという、ことしのことについても、そういう協議をやっているわけですから。これについては、やっぱり河野議員の言うとおりでございますので、ここについては、きちんとやっていくということでお願いしたいと、このように思っております。

堆肥センターについては、本当に議員の皆さんにもう、私自体も歯がゆい思いを

してまいりました。現状態勢については、できていないわけでありますから、一般質問含んで、それを踏まえて、私は翌日は早速、鹿児島に行きました。飛んでいきました。それで山村社長がいなかったので、専務といろいろお話をして帰ってきたんですが、帰ってきて３日後に、ちょっと連絡があって、社長から出てこいというような、そういう内容のことだったので行きました。朝の７時で行って、９時から２時まで、みっちりお話しましたが、基本的には先が見えてきましたので、内容的には私としては、鹿児島で、つまり山村さんの堆肥が今全世界に行っとるんですよ、本当に。もう各国。一月の３分の１は外国です。それぐらい、つまり汚いものをきれいにするという、その特許がＹＭ菌でございますので、これではっきり言うと、自分のがんも、大腸がんも治したんですよ。そういうようなことも含んで、これはあの人は宣伝しませんから、絶対自分の点をよくしませんけども。それはうちは始めてもう本当、七、八年なるわけですが、なかなか先に進んでなかったというのは事実でございますから。

そこで、私としては、鹿児島でつくっている堆肥をここでやってほしいというようなことの話を、最悪の場合は堆肥だけでも送ってほしいという、それを言ったんですが、基本的にはここでつくるような、何かこう、社長の５時間の中で話が出てまいりましたので、具体的な点については決定しないと一般に公言するわけいきませんので、これについては、向こうからこちらに来て、具体的な打ち合わせをして、うちも副町長を中心として、企画委員会みたいなので、これからは取り組んでいくということで。

つまり方向としては、議会の意見のとおりでございますので、建っている建物の提供はもちろんのことでありますが、こちらにある材料、それからここで使ってない材料のそのほかのものも含んだそれをやっていこうということで、14日、民営化の方向が、私としては見えてきたと思いますので、十分な協議を進める中で、できましたら６月の議会あたりでは議会に相談するようになるんじゃないかということで御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　堆肥センターのことも語り始めると相当時間を食いますので、私は今回のこの堆肥センターは、この辺で終わっておきたいと思います。

もう一つ言わなければいけなかった。ごめんなさい。この堆肥センターの②のところですね、ちょっと内容が違うかもしれませんが、文章をつくりましたので質問ということで読まさせていただきます。

両センターの必要性等については、言わずと知れたことです。ＮＨＫの大河ドラマ「西郷どん」を視聴していましたら、島津斉彬公の政治信条が紹介されました。

曰く「経済の根本は勧農なり、勧農は政の基本なり」、つまり政治経済の基本は農業であると言い切っているのです。たとえ時代は違っても、南種子においては、この政治信条が絶対今でも必要だと思います。

西郷どんによく似た体格の同僚議員が、委員会、本会議でほえまくっております。「農業の基本は土づくり、つまりは良質の堆肥をつくることだ」と。意見が私と時折食い違う同僚でありますが、このことについては、完全同意であります。彼の思いをぜひともかなえてやってもらいたいと思っております。

もう一度、これまでの両センターの運営を、山有さんはもとより、総合農政課、町長と職員と綿密に協議して再構築していただきたいと思います。

先ほど町長の所管は聞きましたので、一言で結構です、総合農政課長、所感をお願いいたします。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　堆肥センター、キャトルセンターの良質な運営についてですが、ここにつきましては、平成21年、22年に農業振興のための施設ということで、ここにつきましては、土づくり、あとキャトルセンター関係と堆肥センター、循環型農業、今言われた形の農業振興のために活用でき、それが農業振興につながる施設として頑張っていきたいと思っております。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　総合農政課が中心になって、そしてその堆肥等にかかわっている人たち、その人たちが頑張らないと、町長の頭の中にあるものだけでは先に進まない、うまく行かないと思います。綿密に協議を町長ともしながら、執行部の考え、そして総合農政課の考え、そしてそこで働いている人たちの考え、そして本当に仕事がやりやすい状況なのかどうなのか、マニュアルはしっかりとできているのか、ちゃんとした原料を使って、ちゃんとした堆肥ができているのか、この辺のことをしっかりと協議をしていただきたい。それで進んでいただきたいと思います。

時間がございませんので、ちょっと急がなければいけません。

続きまして、特用林産物の振興について質問します。聞き慣れない言葉ですので、簡単で私なりに勉強したことを申し上げます。

特用林産物とは、山林でとれる多彩な産物のうち、木材を除くほぼ全てのものの総称だそうです。キノコ、栗、タケノコや山菜類、そしてシキミ、サカキなどです。これまでどのような振興策を展開してきたか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　本町の特用林産物として、墓や仏壇、あるいは神棚に備える枝物のシキミ、ヒサカキの振興を推進しているところでございます。市場に出回って

いる大半は中国産でありまして、近年、農産物の産地表示の普及等によりまして、国産志向が高まってきている中でございますから、価格も安定して、種子島の温暖な気候を生かした露地栽培が可能で、山林や遊休農地の活用も見込まれ、農機具等の設備投資も少なく、軽量で手入れも比較的しやすいなど、有利な作物であります。今後、高収益作物として産地の拡大を図ってまいります。

振興対策でありますが、平成10年度より国県、町の苗供給補助事業を活用して、シキミ生産拡大が始まりました。平成12年度、南種子町花木生産組合を設立して、県地域振興事業を活用し、平成23年には冷蔵庫、集出荷施設の整備、平成26年度においては、優良種苗供給体制確立のために育苗ハウスを整備、28年には、町単独の種苗導入助成や県事業の省力化機械導入対策の振興を図っているところでございます。

平成24年度、種子島全域でシキミ生産拡大産地をつくるため、種子島しきみ生産組合に改めて、毎月の理事会や出荷、芽揃会や産地研修、それから直接花屋さんや市場への販売促進をするなど、自主的に活発な活動を展開しておりまして、生産拡大を図っているところでございます。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　３年ほど前から南種子町で、このヒサカキの生産が始まったと聞きました。多分、皆さん、ヒサカキを余り見たことないんじゃないかと思うんですよね。私は、きのう生産組合長のところをお伺いいたしまして、ヒサカキとはどんなものだろうかということで、丁寧にまた説明もしていただきまして、そしてヒサカキを見てまいりました。

種子島の宮司さんは使いません。私どももほとんど庭には植えてないです。ただ、ヒサカキ、本サカキ、マサカキとかいろいろあるんですが、まず本サカキが本当らしいんですが、本サカキは関東以北では育たないそうです。したがいまして、そのヒサカキ、言ってみれば「非」と書いて「非榊」と言う場合もありますが、それじゃあんまりでしょうから、姫と書いてですね、「姫榊」と今読んでいるそうでございます。これが今、このヒサカキが主流になるんじゃないかなと私は思うんです。

というのは、種子島、私は熊野神社にも、あちこちの神社にも宮司に電話をしましたけども、「知らない」と、そういうものは見たことがないということでございました。余りきれいなやつが育たないんですよね、本サカキはですね。ですけど、そのヒサカキであれば、さっき町長もおっしゃいましたが、要するにイシハラゴットウでも育つそうでございます。それで別に太陽も関係ない。マサカキのほうは、何かこう日陰で、とにかく丁寧にやらないと、きれいなサカキはできないというようなことで、今90％ほどが中国からの輸入に頼っているということですが、このヒ

サカキがこれからの主流になるんじゃないかというふうに思っているわけでございます。

ぜひ町長、このヒサカキを徹底的にもう一度検証、検討して、まだ会員も10名ほどだと思いますが、非常に単収もよくて、何分、例えば安納芋とか、かんしょとかというのは、毎年つくり変えなければいけないわけですよね。その木はちゃんとやれば、100年も持つそうですよ。100年持つということは子孫に100年、その財産をあげるようなもんですね。そういうことで、それでシキミはシキミでやってもらいたいんですが、シキミとヒサカキは、じゃあどうなのかっていうと、これは神道と仏教というのがありますから、シキミは仏教で使いますよね。

ただ、組合長の話ですと仕事のさばきが違うそうです。さばき方が非常に簡単らしいです。それでシキミとなるとちょっとかさばってやりにくいというようなことが、もちろんシキミをやめなさいという話じゃないですよ。ですけども、このヒサカキは今後伸びるんじゃないかというようなことを聞きました。

これがこの11月の15日、16日、本年ですね。わざわざこの南種子町において、全国大会があるそうでございます。このことについて御存じか、また所感をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　わかりました。日が浅いわけでありますが、種子島のしきみ生産組合のその販売促進活動を実施する中、シキミと同じ枝物の神棚に備えるヒサカキの出会いがあり、同組合の産地研修で東京都八丈島に伺ったのが導入の始まりと聞いております。

また、役場在籍中に、八丈島にレザーの産地拡大がなされる前、視察研修、柳田町長のときに熊毛の１市４町の首長と総務課長が、私、総務課長でございましたので行きまして、そういうことを除いて、今度、そのヒサカキの点で、そういう出会いがあったようでございます。まさにもうかる農業、これから高収益作物として感じたところでありますので、ヒサカキの生産拡大を含め、種子島は、今やレザー、ロベ、シキミ、ヒサカキの枝物、葉物のブランド産地が図られようとしております。グリーンアイランド種子島で、さらなる振興対策を講じて、もうかる農業の産地化を目指していくと、こういうことです。

国産榊生産組合の会、全国大会が種子島でということは、今議員のおっしゃるとおりでございます。11月の15・16日ということに決まったようでありますが、南種子町の枝物振興のために28年度、静岡県で全国大会がありまして、そこにうちは副町長と担当係長を出席させましたが、ヒサカキの振興に力を入れているというところも察知してきたところであります。

本年度は、佐賀県で開催される大会が、総合農政課長、担当課長を出席させました。全国の生産状況、収支状況についても調査をしたところでございますので、その結果、今後有望な作物であり、取り組んで間もない種子島の意気込みを感じ、全国大会が開かれる、この候補地になったということでありますが、実際はもう決まっているわけでありますね。

１月には全国大会の下見のために、全国会長である八丈島の奥山会長が参りまして、私の部屋にも参りましたが、ヒサカキ栽培について伺ったところ、３ヘクタールで3,000万、そういうような状況でございますので、これを今後、生産拡大に向けて、栽培技術の確立やいろんな面で支援をしてまいりたいと、こういうことで、この辺では、やはり動力の点で機械が要らないとか、そういう点で非常に有利だというのは議員のおっしゃるとおりだとも考えております。

○議長（小園實重君）　河野浩二君。

○１番（河野浩二君）　時間がございません。もう最後の質問ですが、この最後の質問は、私、通告を間違っておりまして、読み上げまして、一言町長の所感を伺って終わりにしたいと思います。

最後の質問ですが、これは通告の際、私の勇み足で南西諸島の範囲を間違って認識しておりました。薩南諸島、つまり鹿児島県内の島々と訂正させてください。

私の質問の意図するところは、このごろ奄美大島の世界遺産への登録がマスコミ等で大きく取り上げられ、屋久島とセットになって観光振興が大きく進展するのではないか、また大河ドラマ「西郷どん」人気で奄美が大きくクローズアップされております。これに何とか便乗できないかと考え、通告をした次第です。

ただ、名越町長においては、県離島振興協議会の理事ということで、毎年１回、サミット的な会議に出席をされております。ですから、今回は要望だけ申し上げます。

○議長（小園實重君）　残り１分です。

○１番（河野浩二君）　それは、鹿児島市内で県下の島々が一堂に会して、物産展、文化芸能大会を開催できないかというものです。明治維新150周年、大河ドラマ「西郷どん」、そして種子島宇宙センター50周年と、よい機会と考えますが、いかがでしょうか、町長の所感を簡単にお願いいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　市町村長は、鹿児島県の場合は全国離島もありますが、全国離島の鹿児島県の理事も私もやっておりますし、この辺では、そのほか県の段階、市町村の段階、熊毛の段階、いろいろあるわけです。多々ありまして、これを町が主催してやるという点でいくと、もう大変な、人がまず必要ですね、事務局関係含ん

で。だから、これはやっぱりいろんな会議の中で、そういったような点でやればどうかという提案の中で、県の町村会あたりで、やっぱり全国離島、県離島を含むとか、そういうことを、鹿児島県は離島が多いわけでありますから、その辺を含んで発言してまいりたいと、このように思います。

○１番（河野浩二君）　ありがとうございました。

○議長（小園實重君）　これで、河野浩二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後１時00分とします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時４５分

再開　午後　０時５９分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。立石靖夫君。

［立石靖夫君登壇］

○７番（立石靖夫君）　ただいまから通告に従い、一般質問をさせていただきます。

名越町長におかれましては、議員10人のうち９名の一般質問であります。大変でしょうが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

平成19年11月、日米安全保障協議会の共同文書で、馬毛島を米軍空母艦載機陸上離着陸訓練移転検討に明記されて以来、熊毛地区各市町首長及び議会議長で構成する米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会を設置しましたが、平成24年12月には中種子町議会が対策協議会から離脱、南種子町議会も平成27年７月離脱し、平成29年12月、馬毛島対策協議会臨時総会において、中種子町長が離脱を表明いたしました。

南種子町議会が馬毛島対策協議会から離脱してからも、名越町長は同僚議員の質問でも離脱の意向をただしたが真意は得られず、次の対策協議会で真意を伝えると答弁いたしました。30年２月17日開催の臨時総会前に離脱を文書で表明したと報じられました。当協議会には、町民の税金から負担金を拠出しており、離脱の理由も明かさず、離脱をいたしました。

そこで、名越町長が米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会から離脱した理由をお示しください。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　立石議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会は、設立当時、反対色の強い活動を展開しておりました。平成29年３月に改選された西之表市長が本協議会の新会長となった

平成29年５月17日の通常総会時に、中種子町長及び本町が、これまでの反対色の強い協議会では離脱も辞さないという意向に、新会長が、本協議会は賛成反対を問わず、ニュートラルな立場で情報を収集し、島民に正確な情報を提供する組織であると協議会の方向性を示しました。

しかし、これまでの反対色の強い本協議会の性質を払拭することは困難と考え、平成30年２月７日付で協議会へ離脱届を提出したところでございます。

理由についての件がありましたが、これは報道されておりませんが、協議会の中で私は市長にいろんなことを申し上げておりますので、その辺については省きます。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　町長、私は最初質問の中でも、やはり町長が、今まで同僚議員からも、離脱をする理由について再三質問があったわけで、今回町長が文書をもってこの離脱をするという理由について、町民に示さなければいけないいんですよ。

だから、議会としても、中種子町の議会が離脱をした理由、それから南種子町議会が離脱をした理由、町民にちゃんと提示しているわけですよ。だから、首長がつくったこの協議会を離脱する場合には、町民に示すことが一番大事だと思うんですよ。もう一回答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　つまり新市長が、会長がニュートラルな方向で進むという、ニュートラルとは自動車で言ったら真ん中なんですよ。前に行くのか後ろに行くのか、はっきりしなさいと僕は詰め寄っているんですよ。たまたまそれを言った後、僕は東京出張、全国離島の理事会がありましたので、そこに出かけんといけんかったもんですから、あとは全て聞かずに行ったんですが。

その辺は、そのとき議長は特別に来ておりましたので、それは別といたしまして、そういう状況があって、真ん中では話にならんのじゃないかと、つまり立石議員が言うように、ニュートラルということは何をするのかということを僕は詰め寄ってるんですよ。だから、それは新市長が議会で多分施政方針を述べるだろうから、それによって判断するというのを伝えてきたんですが、結果的には、その次の会のとき、中種子町が離脱するということであったので、私も離脱するという、そういうことを決定して、会の最後まで私はいるつもりでいたんですが、私が離脱するというのを言っていたというか新聞でも報道されましたから。そうしたら、西之表市長が離脱届を出してもらわんと困るということで、それは前日、私に電話来たんですよ、市長から。内輪では、そういうことがありました。でもニュートラルですから。ところがもうそのとき解散というのは、ちょっと私に市長から聞こえてきておりましたので離脱したということでございます。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　実は、３月１日発行の町の広報誌の中に、この協議会からこのようなチラシを出しておりました。この理由を私、見てみますと、とにかく中種子町が離脱をした、南種子町も書面にて離脱をしたということで、組織が成り立たないというようなまとめの内容になっているんじゃないかなと、私はこのように思ったわけです。

私は、前市長が米軍移設反対協議会を設立し、移設反対を貫いてきました。新市長は選挙公約で反対を表明し、当選後はニュートラルな立場で正確な情報を収集すると運営方針を転換したことが、まず私はこの原因だろうと。中種子町、南種子町の議会、中種子町長が抜けた状態で協議会は続けられないと、他の町を原因にしているんじゃないかな、私はこのように思います。

また、新市長は、30年の１月22日、市議会全員協議会で、馬毛島を青少年育成の体験活動など３項目の活用案を市議会に報告し、２月16日、鹿児島市において臨時総会を秘密会議にし、広域組織では移設問題を扱うのは難しいとの意見が多かったという。馬毛島については、教育などに活用するとした西之表市の活用案を示し、地権者や国との意見交換をしていくと報じられました。

移設反対で結束した協議会の会長は、西之表市の活用案を報じることは、まことに軽率と私は思っております。このことについて、先ほども町長から答弁があったんですが、私のこの思いについて、名越町長の答弁があれば、他の町に何かこう原因をなすりつけているというような、この内容からしたときに捉えられるわけです。だから、中立、ニュートラルにしたということは、そもそもこの協議会を崩すことになったというような原因ではないかと私は思うんです。

私の思いに対して、町長はどのように思うか、答弁をします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　立石議員の立場では、両議会が離脱した後の点が、つまり入れないような秘密会議みたいな会議でずっとやってきておりましたが、私もそれに１回出ただけですからね。２回目に出たときに、ニュートラルというのが出てきて、そのような話があったんですが、私としては、馬毛島は日米安保条約のその中で決まっているわけでありまして、あの地主と折衝を国がやっている、そういう状況の中で、向こうを観光地にするという、今言った立石議員のおっしゃるような、そういう点が、私は不可能だと考えているんですよ。だから、そういった点にも会長がどう示すかということを思っていたんですが、ニュートラルで議会側もそういうことだということがわかりましたから、これでは馬毛島はどうなるのかというのはありましたが、だから、私はそのとき言ったことがあるんですが、馬毛島がやっぱり

これから平和のためにやろうとか、こういうことをしようとかという新しい提案があれば離脱はするが、また新たに加入することもあるわけだと、こういうことを一言は言いましたよ、それは議事録に残っているかどうかは別といたしまして。

だから、それは各市町、いろいろ考え方もあるし、私も基本的には議会がとったような態度と一緒でして、だから議会がその離脱した後、どういうことをしたかは議会のことですから、私は、うちの議会のことですよ、わかりませんけど、私の立場としては、やっぱり町長ですから、はっきりしてどういう立場に行くかというのを町民に知らせるような内容というのは一つも出てこなかったので、西之表市長にそういうことを発言している中で、そういうことであれば、解散という話がその中で出てきましたから。それで、もう解散するというのははっきりわかっていたわけですけど。

で、２月の何日かにその解散の会をするということだったんですが、それまで出さんでおったところが前日、今言ったとおり、市長から電話ありましたから、離脱するということだったのに出さなかったら、出してもらわんと困ると言ったので、じゃあわかりましたということで文書で職員が多分持っていったかどうかしたと思います。

そういうことで、立石議員の言うことは、基本的にはやっぱり私の考えていることと余り変わらないんじゃないかなというふうに思いますけど、これは直感ですよ、思いますけど、具体的に西之表市の状況というのはわからないので、南種子町長としては、やっぱりロケットの関係があって、宇宙開発の関係で、宇宙往還機の着陸場にするというのを鹿児島県宇宙開発促進協議会が決めているんですよ。これは私が２月の協力会がある段階で、ロケットの打ち上げの説明だけ聞いて、協力会としてどういう役割を果たすのかという提案をしたんですよ。そのとき、知事は、かわったばっかりだったんですが、女性の副知事が来てました。その副知事は、ちゃんと知事に伝えたと思うんですよ。で、６月の議会で、ちょっと具体的な点を私は申し上げたところ、６月の議会では宇宙往還機の着陸場として馬毛島の運動を展開するという、そこで協力会でもはっきり出てきましたので、そのようなことも含んで、もう離脱したということを御理解いただければと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　課長がおれば、詳しく聞きたかったと思うんですが、この経緯について、課長補佐、わかれば答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　お答えします。

平成19年２月22日に初めて馬毛島がＦＣＬＰ訓練候補地として報道されたことを

受け、米軍基地の移設候補地として西之表市の馬毛島が検討されていることについて、周辺住民の生活にかかわる熊毛地域共通の問題と位置づけ、平成19年４月に本協議会が設置されました。

平成23年６月21日に、日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において、馬毛島を検討対象とし、米軍の空母艦載機の恒久的な施設として使用されることになると合意され、翌月の７月２日には、防衛副大臣や事務次官等関係者が種子島へ来島し、本問題への理解を求めるため説明がなされました。

当時の本協議会は、騒音や日常生活の安全、基地経済への依存など、米軍基地等の恒久的な移設により本地域への悪影響が懸念されることを理由に、反対の立場を示し、反対署名活動や各種団体への説明会、防衛省への抗議活動を行っていましたが、島民間においても、島民団体等による反対運動や防衛省による住民説明会が行われるなど、本問題に係る活動が活発になっていました。

本協議会は、設立当初、反対色の強い活動を展開しており、このことが原因で平成25年２月15日に中種子町議会、平成27年７月14日に南種子町議会が離脱しました。

離脱の理由として、中種子町議会は、国に対し説明を求め、町にどのようなメリット、デメリットがあるか判断したい、南種子町議会は、公正中立の立場で調査し、町民に情報を伝えることが議会の責務としております。

本協議会で本問題の取り組みを始め、約10年の年月が流れ、その間、本問題に係る民意も各市町において異なることが明らかにされてきました。平成29年３月に改選された西之表市長が本協議会の新会長となった平成29年５月17日の通常総会時に、中種子町長及び南種子町長が、これまでの反対色の強い協議会では離脱も辞さないという意向に、新会長が、本協議会は賛成反対を問わず、ニュートラルな立場で情報を収集し、郡民に正確な情報を提供する組織であると協議会の方向性を示し、既に離脱していた中種子町議会及び南種子町議会の再加入についても言及しました。

しかし、これまでの反対色の強い本協議会の性質を払拭することは困難との意見もあり、平成29年12月26日の臨時総会では、中種子町長が、地元議会との足並みをそろえる必要があることを理由に離脱し、同日、町長も書面にて離脱をする旨を表明し、平成30年２月７日付で離脱届を文書で提出しました。

このことから、本協議会においては、本問題の主地域である種子島の関係自治体のほとんどが離脱した状態での本協議会の存続は、極めて困難であり、解散が妥当であるとの結論に達し、平成30年２月16日に解散したところです。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　この協議会問題について、私は29年の12月26日の臨時総会、それから30年の２月17日の鹿児島での開催、これも島民といいますか、この皆さんが

傍聴をしたいけど、鹿児島でしたり秘密会議にしたり、いろいろしてるんですよね。

だから、私は、当初協議会の設立時、このことからしたときに、いろいろ市民や町民にアンケートをとって、この設立ができたわけでありまして、この協議会を終わるということに対しては、やはり市民や町民にひらかれた協議会であってほしかったなと、私はこのように思っているんですよ。

だからですね、選挙で公約したこの反対との公約を、今度は西之表市の政策内容にすりかえてしまったと、私はこのように思うところでありますが、これは町長もいろいろ考えてはおりますが。

この２月17日に、この協議会を終わったわけなんですが、あとのこの協議会の負担残額、これについても協議されたのかどうか私は疑問に思うんですが、課長補佐、わかれば、この協議会の残額に対して、どのように決めたのか答弁をお願いをします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　お答えします。

今まで負担金を納めた負担割合に応じまして、負担額をそれぞれの市町に返金するということになっております。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　それは協議会で決定したんですか。答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　そうすると、私がちょっと何カ月か過ぎてますが、690万ぐらいあったわけなんですが、その残金でこういうチラシをつくっておりますから幾分かは減っていると思うんですが、南種子町に返ってくる金額は幾らになるか、答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　済みません、今ちょっと詳しい数字を持ってきてませんので、後でお示ししたいと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　関連がありますから質問をしますが、平成29年度の鹿児島県の宇宙開発促進協議会総会においても、この馬毛島の活用策について、３項目、国のほうに要望するとなっておったと思うんですが、この３項目について答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　大変申しわけございません。後でまたお示ししたいと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　この宇宙開発促進協議会の総会の中で要望事項として織り込んでいるのは、３に、宇宙往還機着陸場の建設について要望するということになっておるんです。そうしますと、この鹿児島県は要望活動をしたのかどうか、わかれば町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　全く情報が入ってきておりません。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　この協議会というのは残念な協議会だなと、私個人は思っております。この宇宙開発促進協議会、これも町民の税金を使って負担をしている協議会であります。それから、馬毛島問題についても、町民の税金を使って負担をしている協議会であります。これが町民が知らないままに、このように本日まで進んできたと思うんです。だから、どれだけのその馬毛島問題の残額が返ってくるのか、資料がないということですが、議長、ここで休憩をとって、その資料の提出を求めます。

○議長（小園實重君）　休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　１時２５分

再開　午後　１時２９分

―――――・――・―――――

○議長（小園實重君）　休憩を閉じて再開します。

企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　お答えします。

南種子町への返金額なんですが、担当課で協議をし、最終的には総会で決まった額ですが、南種子町への返金額は124万2,596円でございます。（発言する者あり）

○議長（小園實重君）　その決定額の経緯について求められているようですが。企画課企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　立石靖夫議員の御質問にお答えいたします。先ほどお答えいたしましたが、再度繰り返しをいたします。

２月28日付で返還金のほうは入っておりますが、南種子町への返還額としまして124万2,596円でございます。こちらについては、支出割合に応じて１市３町で負担割合を決定しまして返還額を決めていますが、こちらについては西之表市で開催さ

れました会議の折に方向性を決めまして、その後、企画担当課長会で方向性を再度調査をいたしまして、その後南種子町については離脱をしてございます。その後、鹿児島市で開催されました総会の折には出席の権利はございませんので、残った委員でその内容について審議し、決議をしているところでございます。

以上です。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　だったらですね、私は中種子町長、南種子町長がいる中で決議をしたのかどうかということだったんですが、最終の臨時協議会に案内がなかったから、それは屋久島町と西之表市が決めたということだろうと思うんです。だから先ほどから私がやいやい聞くのは、西之表市と屋久島町で決めただけで、その前に南種子町、中種子町いる中でそういう雰囲気があったわけですから、この残額についての配分はこのようにしますとか、このようにしたらいいとかいう話しが出なかったのかなと私は思うところであります。

もう１点の、宇宙開発推進協議会の国への要望事項３点について、わかれば答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　要望事項の３項目についてお答えいたします。

まず、1項目めでございますが、宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030などに基づく取り組みを着実に進めるため、必要となる宇宙開発利用関連予算の額を確保し、当県の種子島、内之浦両ロケット打ち上げ施設を十分に活用すること。そのために、長期的展望のもと、両打ち上げ施設や周辺インフラの整備充実を図ること。

２項目めが、種子島、内之浦両ロケット打ち上げ施設を有する本県への航空宇宙関連産業の立地を支援すること。

最後に３項目めですが、宇宙往還機開発を推進するとともに、実用段階における宇宙往還機着陸場の馬毛島への建設及び宇宙往還機開発、着陸場関連試験、研究施設の当県内の適地への建設に配慮すること。

以上でございます。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　そういうことなんです。だから、西之表市が青少年の施設に活用するなどというのは、やはりその前にこういう宇宙関連の事業をしていただくように文部科学省、経済産業省、宇宙航空開発機構、これに要望するということにもう、前からなっていると思うんです。だから、西之表市の政策をこの協議会で出したのは、私は失敗だったと、このように思います。

答弁はいりません。次に入りますが、公共交通、上中西之表間のバス路線継続政

策について質問をいたします。

2017年の75歳以上による運転免許証の自主返納件数は、全国で25万2,677件、1998年、平成10年の制度導入以降で最も多く、2016年の約1.5倍で、９万3,306件増加したと報道されております。

鹿児島県では、全体の自主返納者が5,749件で、うち65歳以上は5,568件で、内訳は65歳から74歳1,204件、75歳以上79歳まで1,173件、80歳以上3,191件で高齢ドライバーの免許証返納者数はますます増加傾向であります。その分、高齢者においては生活に不便が生じていると思います。

全国の過疎地域においては、交通難民解消のため、タクシー会社との乗り合いタクシーの契約、タクシー会社との低額定期証契約等、高齢者の不便解消に努めております。本土都市部には多くの公共交通便が確保されていますが、我が離島である種子島や過疎地域は、公共交通の必要性を強く痛感しております。

そこで、種子島での運転免許証自主返納者数をお示しください。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　今、種子島警察署のほうに問い合わせをした結果、25年についてはデータがなしということで、数字が出ていないんですが、直近で言いますと、平成29年南種子町の自主返納者については19人というふうにお聞きをしているところです。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　昨年の一般質問でもですね、やはり19人ということで答弁をいただいておりますが、その後、自主返納がないのかどうか。これは、免許証返納者への特典について、町としては河内温泉センターの利用料金100円割引、南種子町スタンプ会加盟店の買い物優遇措置のポイントの２倍、島内の全タクシー業者による利用料金の１割の特典があると思いますが、これがなぜ、この総務課のほうでわからないのかどうか、警察に聞かなければわからない。私が交通担当に尋ねたらわかりませんと。それで警察に文書にて出さなければ資料はもらえないという返事だったんです。それがこういう特典があるのに、なぜ総務課でわからないのか総務課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　まず、運転免許証につきましては、公安委員会、警察等が管理して交付をしております。当然、返納数などについても全て警察署、公安委員会のほうに返納届け出をしないといけませんので、役場が直接その返納に携わる事務をしているわけではありませんので、数字等については全く報告もありませんので、役場のほうでは把握をしていないというのはそういう形になります。

あと、その自主返納のメリット制度につきましても、種子島警察署のほうでそれぞれの企業等に依頼をし、賛同企業を募った形で行っておりますので、これについても役場のほうとしてどこがどうだという事務に携わっておりません。あくまでも警察署のほうの管轄になりますので、役場のほうではちょっと把握ができていないような状況でありました。

昨年の場合についても、警察署のほうにそういう数字について把握をしたいんですがという話をしたんですが、資料がなかったり、データがなかったりして、直近の２年分とかぐらいしかなかなか出せないということでしたので、今回についてもそういう形での数字の調査結果ということになっております。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　警察が言うのも、申請書を出さなければ公表できませんよというのはもう十分わかります。だけど、町としてはこの免許証返納者に基づいてこういう特典を出しているんですよね。だから、河内温泉センターについては保健福祉課が券を発行するわけですからわかると思うんです。それから、スタンプ会にしても企画課のほうで何人おったと、だから何人分をスタンプ会のこの２倍をしていただくとか、こういうのはわからないわけですか。わからなくてこういう特典を誰が出すんですか。河内温泉センターの特典券、保健福祉課長に出すんですか。保健福祉課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　免許の返納者については、返納したという証明を提示して割引で温泉を利用している状況でございますので、どなたが返納したというのは把握をしていないということです。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　私はですね、誰がしたとは聞いていないんです。何名、この自主返納者がいるのかどうか、問うておるんです。だから、それがわからずにこの特典の券を発行する、これはどうかなと思いますが、町長、答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　警察も、誰が返納したとかそれを言うはずがありませんよ。ですから、役場としてはこういう制度があるということによって、返納したという証明書を持ってきたことによって割引しているという、それだけしかありませんので、今後やっぱり町の広報紙を通して、返納した場合はこういう特典がありますよと、遠慮なく申し出てくださいということを広報する必要がありますから、それは多分、立石議員の言わんとするところだと思いますので、それを察知して、やっぱり発行、内訳を出さないというのは役場全てそうですから、名前を出さない、いろんな数字

を出さないというふうに決まっておりますので、そういうことで御理解いただけたらどうかと思いますけど。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　これから、私が質問をするのに参考になるからですよ、私は誰々が自主返納したということを聞いていないんです。何人自主返納したのかということで聞いているわけで、何かそこに把握していなくてこの特典を与えているというようなことでは、やはり行政としてはもうちょっと考えるべきでないかなと私は思います。

そこで、やっぱり種子島全体ですると、この上中西之表間の公共交通バスを利用する方は、何人かいると思うんです。それでいろいろ、29年度は各首長が話をして、市町ごとに負担金を出してこの路線バスの支援をしてきたということであると思います。

30年度の予算を見てみますと、計上されているようですが、私が言いたいのはいつまでもこの市や町の一般財源から570万円ぐらいの運行補助ではなくて、やはり国の地方バス路線の維持費補助制度の、補助金対象の要件の緩和について、やはり国土交通省に要望したり、それから地元国会議員の先生方に要望したりするべきでないかと私は思うんですが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　要望するということもですが、町は１市２町で大和さんが営業、いわゆる通常バスとして、相当何回も通わせていましたから、それについて、だんだん人が少なくなって、１回１台当たり１点何人とかという、そういう中で大和さんがやってきて、便数を減らすということに３市町に申し出が来ていたわけです。それを、それじゃあ大変だなというようなことで、もうちょっと安くする方法ということは、大和さんが１便だけ残して、朝１便だけしか通わせないわけですから、そういうことでやることにすると住民が非常に困るので、市町村としてはそれを全部やめたということになれば、１市２町で車を買って運転するほうがこれはもう非常に安くつくわけです、はっきり言って。その2,000万どこの差じゃないですよ、うちのバス６台を買うことによって、お金は余りかかっていませんから。

そういう方法なんですが、大和さんはやはり既得権がありますから、これでやっていて赤字ということがありますので、３市町も実は困ってですね、中種子の町長と代表として大和さんと話をしてもらった結果、やっぱり2,400万を補償せよということにしたので、これは無理だと、後から年度を越えてから支出するのは行政はできないということで突っぱねたんですが、もうずっとそういうことである状況を聞いた結果、何とかせんといかんだろうということにして、2,000万を出すように

した。

29年度についても、そういう金額を今多分予算化していると思いますが、これについては30年度で１市２町で具体的な点を協議して、どうするかというのを結論を出そうということの協議を３市町でしているのが現状でございます。

だから、大和さんとも当然、そういうようなことも話をしながら、どこに落ち着くかというのは、だから、業者に負担をさせて赤字でやらせるわけにいかんので、2,000万であればこれは人件費等その程度は完全に補われるような状態でしょうから、そこの点も十分、既得権者ですから大和さんは、協議をして、30年度で決着をつけるという方向じゃないかなと思います。

要望の点については、それは当たり前ですが、これは法的に乗車人員がずっと下回っておれば、もう国の法律で決まっているもんですから、要望という、なかなか種子島だけが通るということにはならないということもあって、その要望まで至っていないのが現状ですから、こういう点については西之表市、中種子町ともまた話し合ってみたいと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　一、二年の赤字支援は私もいいと思うんです。だがしかし、国において生活交通路線のこの補助があるわけですよね。複数市町村にまたがり10キロ以上、１日の輸送量が15人から150人、１日の運行回数が３回以上、広域行政の中心都市等にアクセスする広域的、幹線的路線となっているのがこの条件なんです。

だから、この種子島の、上中西之表間は、常時５人以上乗っていなければ該当にならないということでありますので、これをやはり名越町長も全国の離島振興協議会の理事にもなっておりますので、こういう組織でやはりこの５人以上でなくて、２人とか３人とかいうこの基準を下げていただくようにすれば、バス購入からこういう国の補助までができるということになっておりますので、ぜひこういう国の、国土交通省の生活交通路線の基準の引き下げについて、ぜひこの要望をしていただきたいということをお願いしたいんですが、町長、答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　その趣旨については３人で検討したいと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　ぜひこの３人で、協議をするということもいいでしょうけど、やはり熊毛は熊毛の振興協議会もあるし、鹿児島県もあろうと思います、こういう組織がですね。その中の離島関係の首長の組織、このような方々にお願いをし、全国の離島の首長たちともタッグを組んで、ぜひこの国にこの条件の緩和をしていただくようにということで、お願いをするところであります。

次に、町長の政策についての質問を追加をしております。

社会体育の推進は、町民が生涯を通していつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しみ、楽しめるようなスポーツ活動の充実、社会体育施設の維持管理、環境整備を図るとなっております。

特に、平成30年度は県体熊毛地区大会が南種子町を中心に開催されると聞いておりますが、施設の整備について、まずゲートボール場及び陸上競技場周辺に桜の木の植栽と、ゲートボール場、陸上競技場の整備充実を図るべきではないかと思いますが、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　立石議員の御質問にお答えいたします。

社会体育施設の維持管理につきましては、季節ごとや大会前等において、草刈り等を含めて環境整備を図っているところでございます。

特に、夏場は２週間に１回の草刈りが必要な状況でありますので、平成30年度に常用草刈り機２台を購入し、活用を図ることにしております。今後、教育連盟にも草刈り等については十分御協力を要請したいと考えておりますので、もう既に町の体育協会長にはお願いしてありますが、ゲートボール場及び陸上競技場周辺については御指摘のとおりでございますから、これは早速、桜の木も植えるように今準備をしておりますので、植えているものもありますけども、この辺についても５メートルおきでなくては大きく木がなりますから、その辺を含んで全般的な環境も含んだ桜やそのほかの木もふやしていこうということを念頭に置いて、イベント開催をするにあたっての支障がないようにせんといかんわけですから、そこは十分協議せんといかんのかなと、こう思っております。

30年度は県民体育大会の熊毛地区大会で、ゲートボール会場がもちろん本町というのも決まっているということでございますので、これについても支障のないように年度当初、30年度になったらそのように早速取り組みたいと考えておりますので御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤修君。

○教育長（遠藤　修君）　お答えします。

今、町長が答弁しましたように、体育施設等については環境整備を図っていくところでございますが、桜の木の話が出てまいりましたので、あのあたりを見てみますと、大体10本程度しかないようでございます。そこで今、桜の木を10本ほど植えるということで、昨日も現地を見てちょっと場所を決めてきたところでございます。来週あたりから取りかかれるんじゃないかなと思います。

それから、ゲートボール場につきましては、熊毛地区大会の会場にもなりますの

で、ゲートボール協会と十分協議をしながら大会に支障がないように整備のほう図っていきたいと考えております。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　教育長、今の答弁ではあのようなこの広いところにゲートボール場の周辺、それから陸上競技場、私は希望をしているんです。やはり、この春になると桜が咲くんだと、ぜひあの会場に行って運動をしたり、花見をしたりしたいという環境づくりが必要でないかと。そこに10本などと、何年かかるのか知りませんが、まだ100本ぐらい植えると答弁してくださいよ。教育長、答弁お願いします。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤修君。

○教育長（遠藤　修君）　とりあえず10本でございまして、今後ずっと整備をしていけば、確かにいい場所になるんじゃないかなということは考えていきます。

○議長（小園實重君）　教育長、質問は100本っていうからその方向性について述べてください。10本プラスアルファの部分を述べてください。発言ありませんか。教育長、遠藤修君。

○教育長（遠藤　修君）　あの敷地に100本植えたら本当にどうなるのかなと、逆に、あそこはロケット打ち上げの見学場所でもありますので、本部席と反対側のほうはそういう訳にもいかないんじゃないかなと思ったり。また、今度本部席側はカジュマルがずっとありますので、そのあたりの関係もありますし、入口側はトイレがありまして、木の根が浄化槽のほうに入っていくというようなこともございますので、いろんな場所を検討しながら今後整備は進めていきたいと考えております。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　教育長、見たときに検討も何もいらないんですよ。空いているところに桜の木を植えて、それで高齢者がいろいろな競技をするときには夏場はその影に入るというような環境整備が私は必要だと思うんです。だから、100本と言いますけど、健康公園もあるんですよ。だから、町長記念に100本ぐらい植えるように計画してくださいよ。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　教育長は予算に関係することで言えないと思います。それは教育長の答弁はわかりますので、それについては連盟の意見も聞きながら十分意にかなうようなことをやっていきたいと思います。

　桜については、ほとんど無償提供で、もう幾らでもとれるような条件がありますから、そこをやりますので。ことしは50本来ておりますので、そういうのを含んでまた検討もしていきます。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　あと、時間がありませんが、社会教育施設、旧南種子高校跡の整備、これも外側からみますと非常にみすぼらしい、壁がもう剥げて、中についても整備をされておりません。そういうことで、ぜひ年次ごとに計画を立てて整備をしなければならないと思いますが、町長、簡単に計画について答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越修君。

○町長（名越　修君）　予算が何万円とかというのは教育長が返事していいですけど、やっぱり何億かかかるわけでございますので、これについてはきちんと、もう結論を言いますと、30年度中に総合的にあの辺の計画をつくらなければいけないと、どういうことかというと、道の駅の話も議員からも９名の方の意見としてでてきておりますから、そうすればロケットの町としてもそうですし、町民がいろいろ集まるところ、ありません。それも今の公民館、つまり南高の跡、校舎は全部危険校舎です、２階は。だから、そういうことを考えたら向こうに補強をするというよりも、つくり直すというのが一番最適なんです。

だから、そういう総合的な点を、ビジョンを職員もですが、外部の意見も聞きながらふさわしいような建物にせんといかんと。

一番問題は、いわゆる起債の返済額が税金を超えているんです。町税を、８億幾らを超えて償還しておりますので、それをするためにはことしの予算でもわずか３億しか返さない金額で予算化をしておりますので、それは理解をしていただいて、継続するということは、今伝えておきたいと思います。

○議長（小園實重君）　立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　時間がもう少ししかありません。29年度の第４回定例会の一般質問の中で、同僚議員がこの陸上競技場のトラックの外側にランニングコースとか、ウオーキングコースがありますが、この工事については町長は全面改修は無理としても、部分的な修理ぐらいは早急にしたいという答弁であります。

３月までのうち、いつやるか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　社会教育課長、小脇隆則君。

○教育委員会社会教育課長（小脇隆則君）　前之峯グラウンドの整備についてでございますけども、今全天候型の形で周辺部分だけをやっているわけですけれども、あそこをするだけでも二千数百万円、全体では２億程度かかるということで試算をしております。

それで、一応こういった事業をやる場合にはやはり補助事業を活用したいというのがありまして、スポーツくじ「ｔｏｔｏ」の事業が採択にはなるということで聞いてございますので、申請時期が11月前後ということになってございまして、今年度内にちょっと間に合わないということもございます。

そういったところも踏まえまして、十分協議をして進めさせていただきたいと思います。

○７番（立石靖夫君）　この前、一般質問でそのウオーキングするコースの凹凸がある部分については早急にしますと町長が言っているから。それをいつするのかということですよ。新年度にするのか、29年度の予算でするのかという。

○議長（小園實重君）　持ち時間が終了しましたが、前回ありましたその一般質問に対するウオーキングコースの簡易凹凸があるとか、早急にやるといったことに対しての整備時期の答弁を、社会教育課長、小脇隆則君。

○教育委員会社会教育課長（小脇隆則君）　当面は、歩くのに水が溜まるとか、溜まっていて支障があるとかいうようなことも聞いてございますので、その辺の解消は早急にやりたいと思います。

○議長（小園實重君）　以上で、立石靖夫君の質問を終わります。

ここで、14時15分まで休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１３分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大﨑照男君。

［大﨑照男君登壇］

○３番（大﨑照男君）　議長の許可をいただきましたので、通告に従い、５点、質問をいたします。

日本宇宙少年団南種子町宇宙科学分団は、1984年８月28日に、世界初めての宇宙少年団として発足し、34回目の活動を行い、このたび公益財団人安藤スポーツ食文化振興財団、日清食品グループが主催する第16回トム・ソーヤスクール企画において、一般部門全国第２位となり、優秀賞を受賞。宇宙時代の地球人を育てる自然体験活動支援事業が主なようです。

私たちが子供の時代は、親の手伝い、遊びなど、自然に体験をしましたから、このようなイベント的なグループ活動は必要なかったかもしれませんが、今の子供の時代は、このような活動が必要ではないでしょうか。優秀賞受賞、実にすばらしいことです。

それでは、一般質問をいたします。

防犯対策について。南種子町安全・安心まちづくり条例が、平成17年９月に設定されています。この条例は、町民生活の安全・安心に関し、町民の果たすべき責務

を明らかにするとともに、関係団体との協働及び関係機関との連携並びに町民安全意識の高揚を図り、町民の参画による生活の安全・安心に対する施策の推進及び町民の自主的な安全活動により、全ての町民が安全で安心して生活できる住みよい地域社会を実現することを目的とするとあります。

防犯活動ボランティアとして、町民が自主的に組織する団体であり、活動内容は、防犯パトロール活動などが主と思います。

町民の、時代の流れのせいもあり、昔に比べ大分治安が悪くなりました。あちらこちらで物がなくなる、いろんな犯罪を聞きます。上中商店街には防犯カメラもありますが、それも一部のみ、全ての町民は守れません。事件が起きてからでは、どうにもなりません。被害届を出すか事件が起きないと、警察は動いてはくれません。町民を守る、犯罪をなくすには、このような組織団体がぜひとも必要です。

制定されて12年、これまでの組織する団体の数、活動がなされているのかお教えください。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　大﨑議員の御質問にお答えいたします。

南種子町安全・安心まちづくり条例が制定されてから12年が経過しておりますが、現在、警察からのボランティア団体として委託されているのは３団体であります。

主な活動としましては、防犯活動の検討及び防犯パトロールに関する活動や、防犯知識の向上及び防犯意識啓発に関する活動が、主な活動のようでございます。

そのほか、種子島地区防犯協会地域安全モニターや種子島警察署少年ボランティアによる防犯パトロールや、交差点等での立哨活動も行っております。

町のほうでも、交通安全婦人部による青パト巡回や、教育委員会のスクールガード委託による巡回等も行っております。

町内小学校におきましても、各学期初めにＰＴＡ会員等による正門及び交差点等での立哨活動も行っているようでございますし、町といたしましては、交通安全関係含んで、町の防災無線を使って、毎日のようにやっているのが現状でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　主な団体は、３団体とお聞きいたしました。いろんな面から、いろんな活動内容で行っているようでございますけども、今後も、このような活動を継続し、町民のために、町を守るためにひとつ頑張っていただきたいものだと思います。

次に行きます。我が南種子町におきましては、地域おこし協力隊が存在しており

ます。それぞれの職場で活動し、活躍をしておられますが、町民もその働きぶりを知る必要があります。

また、隊員にしても、自分たちが働いている姿、活動を知ってもらう権利と、また、その働きぶりを見ると、町民の人たちも、ああ、こんな仕事しててくれてるんだなと、島外から来て頑張ってくれているんだなということを知ることになります。

ですから、そのようなことをいろんな面で知らされているようでございますけども、まだ南種子町の津々浦々を回ってみますと、隊員のことをよく知らない人、そういう方もいるようでございますので、その辺について、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　大﨑議員の質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、導入してから約１年が経過しようとしております。現在、７名の地域おこし協力隊員が活動しておりますが、現在の活動内容については、２人が地域情報発信事業ということで、町内の各イベントの動画を撮影し、インターネットを活用した動画配信を行い、多くの方に南種子町を知っていただく作業をしております。

また、人が集う場所ができないかという提案で、上中中心部の関係者の方と協議しながら、人が集う場所の設置に向けて検討を進めております。

１人は、種子島宇宙芸術祭の開催に向けての整理や準備を進めております。１人はトンミー市場に配置し、トンミー市場の情報発信や販売支援の作業を実施しておるところであります。

もう１人は、移住・定住の支援ということで、移住ガイドブックの作成や空き家調査、町のホームページなどの保守作業を実施しております。

さらに有機肥料を使った農作物のテストに向けた準備をしている人もおりまして、有機野菜の普及に向けた取り組みを進めるようにということでの担当をしていただいております。

１人は、ベンチの製作やアクセサリーの開発、販売へ向けた施策の準備をしておりますが、今後の活動については検討を進めながら、有意義な活用策を検討したいと考えておりますが、４月の広報紙に、この７名の活動の状況については、幾分詳しくカラー写真で紹介することとしておりますので、しばらくすればその内容は町民にはわかると、このように思います。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　協力隊員、全員で７人ということでございますが、それぞれの場所で活動をし、活躍をしているものと信じております。

このことについては、もちろん一人一人の７人の方々の考えもあり、活動してい

るものと思いますけども、なるべく、町長の答弁もございましたけども、執行部と行政との打ち合わせもし、いろんなお願いもし、活動しているようでございます。

このようなことで、また、先ほど私が町民に知ってもらえるようにということについてですが、その辺は今まで以上に、１年ちょっとたったばっかりですけども、知ってもらうように。そしてまた、利用というのか、言葉はちょっと悪いですけども、できるものであれば、そういうときにも町民のために何かなるようにしてもらいたいと思います。

それでは、高齢者施策について質問をさせていただきます。

鹿児島県は、2018年度一般会計当初予算を発表しました。少子高齢化に目配りを主に施策を考えているとの新聞などの報道です。

南種子町は、少子化対策については、結婚、婚活を初め、妊娠、出産、給食費無償化、医療費無償化、あらゆる面で支援がされて、実にすばらしい施策だと思います。

しかしながら、高齢者にとって支援がもう少し足りないんではないでしょうか。年金では、３度の飯のおかずさえも買うことさえできない、歯が痛くても歯医者さえいけない、そんな生活をしている高齢者がいっぱいいます。そういう方々への目配りを、これまで以上にしてもらえないでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　大﨑議員の御質問にお答えいたします。

南種子町は、少子化対策、子育て支援のための施策を充実して、子育てに優しい町を目指し、御指摘の事業を実施しているところでございます。

議員御指摘の高齢者支援については、地域包括支援センター、地域支え合い推進員が、65歳以上の全高齢者を対象に実態調査を行っております。その調査結果に基づいて、さまざまな困り事を抱える高齢者へ対応しているところでございます。

あわせて、平成31年度に福祉事務所を設置し、より細かな実態に沿った高齢者福祉対策を進めてまいる予定でございますので、御理解いただきますようにお願いしたいと思います。

大﨑議員から出されました生活困窮者、あるいはいろんな点で困っている人については、福祉におる職員を配置してるわけでありますので、そこで、行政連絡員として地区の公民館長、あるいは毎日１名がそれに従事するように、地区公民館に配置しているわけでありますから、御指摘の点については、福祉のほうでさらに内容を調査をして、その辺は何らかの救う方法はあると、私としては思いますから、速やかにどこどこの誰というような形はなかなか言えないかもしれませんが、その辺を福祉のほうに連絡していただければ、即対応するようになっておりますから、ぜ

ひ、そこは遠慮なく相談に行くように、また督励方お願いすればどうかなという思いをしております。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　その点をひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、婚活について質問をさせていただきます。

196回通常国会が開催中です。国家予算について審議中ですが、自治体が取り組むいわゆる婚活事業などを支援する内閣府所管の地域少子化対策重点推進交付金が、平成29年度補正20億円、平成30年度当初予算10億円、計上されています。自治体が行う新婚世帯を対象にした、家賃や引っ越し費用などの補助も支援するとのことでございます。

婚活について、時代も大分変わってまいりました。理由はいろいろとあろうかと思いますが、この件につきましては、執行部を初め行政がいろんな形で工夫、苦労をしながら対策に取り組んでいるとは思います。これまでの参加者の数と、結婚された数をお教えください。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　大﨑議員の質問にお答えします。

結婚対策につきましては、独身男女交流イベント実行委員会が組織され、そこが主催で「星コン」と銘打ち、独身男女交流イベントを実施しております。

これまで、平成25年度から平成29年度まで実施したところです。

これまでの参加者数は、男性は、南種子町の方で89人、女性は129人の合計218人です。そのうち、カップル成立したのが30組、そのうち結婚に至ったのが５組となっております。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　平成25年度スタートし、過去４回、婚活イベントを行っております。30年度も、第５回星コンと名づけ、婚活イベント補助金135万円を計上し、独身男女交流イベント実行委員会が主催し、町内の独身男性を対象とした婚活イベントとありますが、平成25年度にスタートし、これまでに４回の星コンを実施し、男性89人、女性129人、合計218人参加し、その中で30組のカップル成立、うち結婚に至ったのが５組。この参加した人数からいきますと、余りにも５組というのは少ないのではないかなと、私はそう思っているところでございます。

ちょっと言葉は悪いかもしれませんけども、129人という方々は、ほとんどは島外、町外者ですよね。その中に、旅費や宿泊費が出るから、ちょっと旅行がてらに、冷やかし感覚で来ている人がいっぱいいるんじゃないかと思います。

そこで、そういう方々の、女性の方々のチェックを十分にして来てもらっている

のか、その辺をお聞きします。

○議長（小園實重君）　企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君）　この婚活イベントは、実行委員会が主催しておりまして、その参加者の選定も、実行委員会がしております。最初のうちは、南種子をよく知ってもらおうということで、観光地とかそういったのを多く盛り込んでいたわけですけど、そういった観光を目的という人が最初のうちは来たので、そこで、観光地めぐりをなくして、本当に男性の方との触れ合いの場を多くしようということで、そのこともやっぱり実行委員会でもんで、そういうふうにやってきているところです。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　独身男女交流イベント実行委員会が、実際活動し、そして、そういう人が主体になってやっている会だと思いますけども、今申し上げましたように、行政のほうも一緒になって、一生懸命に頑張っているものと思います。本当に結婚できる人が１人でも多くなりますように、どうか努力をしてください。お願いします。

それでは、最後になりますけども、コミュニティバスの件について質問させていただきます。

コミュニティバスの町内路線についてですが、平山線、茎永線、西之線、島間線の５路線で運行されています。各集落を中心に運行がなされていると思いますが、平山線で浜田入口を始発、広田徳瀬は運行なし、広田入口を通過、茎永線でＡコープを始発、郡原三文字通過、郡原通行なし、島間線で牛野始発、牛野原、牛野平通行なし、平山線で、広田、徳瀬、茎永線で郡原島間線で、牛野原、牛野平を路線に入れてもらえないでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　具体的な点については、企画係長から説明させますが、先ほどの点で、私も、議員の質問内容を聞いて、そうだなという思いを直観しましたので、今回、私としては、やっぱり男性が本当に結婚しようと思っているのかどうかという点がありますから、これは、やっぱり嫁にとらんといかんわけですので、そこについて事務局のほうにというか、担当のほうには申し添えておきたいと、こう思います。それは、そのように御了解いただきたいと思います。

内容については、石堂係長のほうから説明させます。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　大﨑議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティバスの路線につきましては、なるべく多くの地域を走らせるという

ことで運行しているところでございますが、御指摘のとおり全ての地域をカバーできているわけではございません。

この地域の方々が、コミュニティバスを利用する場合につきましては、最寄りのバス停まで歩いて行く必要があります。この地域にまで運行する場合につきましては、運行時間の増加が考えられますし、それから、運行経費の増加なども必要になってまいります。

需要調査を行いまして、費用の所要額を調査の上、コミュニティバスの運行については、地域公共交通会議での審議も必要になりますので、御理解方、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　公立病院着の時間と出発時間、これは、どうも午前中の10時前後と、午後は、帰りは３時前後です。この辺が、町民の声を聞きますと、どうも時間が中途半端だと、ここをどうかできないものかなと。朝は早くもう少し、夕方は、もう少し遅くとか、そういうふうな時間帯ができないかお答えください。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　１つは、この会議については、運輸省の関係も来て、いわゆるここでタクシーの会社、それからバスの会社の代表者も来て、住民の代表を含んで審議会を開いて、そこで承認いただかなければだめなわけでございますが、ということは、現在やっている民間企業のそこを一概に、何というのかな、こっちで全部踏み倒すようなことをしてはいけないというような、その辺がありますので、こっちとしては、学校の子供たちを届けた後のその時間をうまくしてという点でいうと、先ほど、石堂のほうから説明がありましたが、経費的なもんとかその辺を含んで、やっぱり十分すり合わせをしないといけないと。

きのうも実は高校の通学バスついての審議会があったんです。今度開くのは、もう５月しかできませんから、中学生を運ぶバスの審議については、５月を通してからでないと適用しませんので、その辺については意見を踏まえながら、それと、バスが通っているそこ辺については、また十分それを保障しないといけないこともあったりしまして、十分調査をして、可能な限りやっぱり１人はどうかなと思うんですが、やっぱり温泉に行きたいとか、病院に行きたいというのがありますから、可能な限りそういうようなことに、やはり幾分金がかかってもやらんといかんのかなという思いもしておりますので、いましばらく検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　説明については十分に理解できました。今後は、４月からは、

スクールバスも通行できますので、その辺も踏まえて、何とか前向きに考えてください。

それと、高齢者、弱者についてですけども、高齢者、弱者が、コミュニティバスがちょっと段が高い。それで、なかなか乗りにくいとか、そういう話を聞きますし、だから乗りたくないとか、そういう声も聞きます。その辺の乗降に関しての手助けとか、そういうことは、運転手さんはしていけないということではないですよね。その辺は、できているのかお伺いします。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　お答えいたします。

現在運行していますコミュニティバスにつきましては、インターホンが乗降口についておりまして、乗降が困難とされる場合には、インターホンでお知らせいただければ、運転手が停車の際に補助をいたしまして、安全を確認してから走行するように対応しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　大﨑照男君。

○３番（大﨑照男君）　ただいま石堂係長が答弁してくれたことは、もう十分にわかっております。しかしながら、もう一度言わせてもらいますけども、乗りたいという方が、そのあたりを知らないのではないかなと思います。私も、ちょっとその辺のことを話するんですけども、なかなか、もう一度言いますけども、知らないようです。その辺をちょっと、説明ができればなと、何らかの形で、ひとつよろしくお願いします。答弁はいいです。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小園實重君）　これで、大﨑照男君の質問を終わります。

次に、塩釜俊朗君。

［塩釜俊朗君登壇］

○４番（塩釜俊朗君）　議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

町内の各公園には、早咲きの桜が満開になり、公園内ではウオーキング、ジョギングをする人たち、わざわざ見に来てくれる人の心を和ませておりました。３月の上旬には、大曲集落から下中山神集落までのヤマザクラ、郡原から河内までのヤマザクラが見どころだったのではないでしょうか。西之表市の古田地区では、川沿いに植えられた界隈で桜祭りが開催され、桜の下で休憩をしている人たちが見受けられました。長谷公園は、今回のロケット打ち上げ時には、桜の花も咲き、最高の絶景ではなかったのではないかと思いつつ、本町にもこのような場所が町民の癒しの場として活用できればと、このように思うことであります。

３月13日に、南種子中学校の卒業式が挙行され、66名の生徒が卒業をいたしまし

た。生徒の皆さんのこれからの活躍を期待したいものであります。

それでは、質問に入ります。

消防水利についてでありますが、近年、首都直下型地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備え、いろんな対策を講じているとテレビ、新聞等で報道されております。昨年12月の糸魚川大規模火災、また、県下での火災等が報道されております。

本町も、安心・安全なまちづくりを進めるためにも、その対策を講じるべきだと、このように思ったところであります。

消防水利に関する法規定、政令第25条の８、消防に必要な水利として利用できる河川、池、沼、その他の水利が消防法第20条第１項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において、設置する貯水施設は、当該基準に適しているものと示しております。これを基準にして施行しているものと理解をするところであります。

水利基準に基づく防火水槽及び消火栓は、町内に何カ所あるか、地区ごとにお聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　塩釜議員の御質問にお答えいたします。

消防水利の現状でございますが、まず、防火水槽についてでございます。

町全体で74基でありまして、内訳は、中央17基、島間11基、西之15基、茎永６基、平山８基、長谷５基、西海８基、下中４基であります。

次に、消火栓でありますが、町全体で124基でありまして、内訳は中央が39基、島間14基、西之29基、茎永16基、平山６基、長谷５基、西海７基、下中８基であります。

そのほか、小中学校のプール９カ所を消防水利としておりますので、町全体の消防水利施設は207カ所でございます。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　町全体で、防火水槽74、消火栓124との答弁でありますが、消防水利施設の配置については、消防水利にいたる距離が示されております。この防火水槽の設置基準にも示されておるわけですが、今示された74カ所、124カ所、この基準に満たされた数か、お聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　防火水槽及び消火栓の配置につきましては、それぞれ基準が掲げられておりますが、本町においても基準を考慮した上で、地域の状況及び要望等を踏まえまして、関係機関等の協議をして設置をしているところであります。

設置の時期と、現在が、住宅の数、それから人口等も考慮した上で、正確に全部が基準に満たしているというふうには考えていないところでありますが、当然、そういう場合については、また設置の必要箇所が出てくるかもしれません。

今現在、消防水利が設置している場所等について、しっかりもう一回調査をした上で、今後また関係機関との協議もして、設置を考えていきたいというふうに、今のところ考えているところであります。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　設置の基準というのがあるということは、総務課長も御理解をしていると、そういうふうなところでございまして、当然、いろんな火災とかそういうふうな問題が出たときに、今の防火水槽あるいは消火栓は足らないのではないかと、こういうふうに思ったところでございます。

そういう中で、総務課長は、今後調査をして、足らないときには実施をしていくというふうな答弁でございましたから、それはそれとして前向きに進めていただきたいと思います。

次に、構造、材質、強度等は、総務省消防庁の防火水槽の規格に合致しているかについて質問をいたします。

国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る基準では、耐震性貯水槽は、40トン以上の容量であることなどの基準を示してありますが、これは、平成８年の自治省告示第118号で示されております。

本町の場合、この時点以降、平成８年以降でありますけれども、この事業で施行したものについての防火水槽は、当然、この基準に合っていると、こういうふうに思うところでありますが、単独で施行したものについても、当然、規格に合致した防火水槽を設置をしていると、いなければならないと、こういうふうに思うわけでありますが、先ほど示された74カ所でありますが、防火水槽が基準に合致をしているかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　現在設置しております防火水槽につきましては、総務省消防庁の防火水槽の規格に合致したものを設置しております。

また、防火水槽の貯水量におきましては、74基全て40立米以上の防火水槽を設置して、火災等の消防活動に備えているところでございます。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　当然、40トン以上が基準ということでありますので、40トン以上の防火水槽の設置をする、まだ基準がありますけれども、これについては申し上げませんが、次に、消防水利の標識であります。

町内をずっと調査すると、防火水槽はあるが標識がない、あってもさびてよくわからない、このような箇所も多く見受けられるわけであります。

この標識というのは、当然、この設置基準にもあるわけでありまして、やっぱり町民も、こういう場所には防火水槽がありますよと、また、防火水利もありますよと、そういうふうな認識も必要ではないかと思うところであります。

ということは、防火水槽、防火関係の施設があれば、やっぱり町民も安心・安全な生活ができるということで、私は思うわけであります。

今後そういうふうな箇所は更新していくのか、そのことについての行政の考え方をお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　消防水利を設置した場合には、消防水利の標示をしなければならないこととなっているところでございますが、以前設置された標識が、昭和50年代に設置されたものがほとんどと、多く存在します。当然、年数がたっておりますので、腐食等により標識がなくなっているものや、文字が消えてわからないものがあるのが現状であります。

消防の幹部会等の時にも、各分団から、補修なり新しく設置の要望も出てきております。現在、年次的に設置を行っているところでありますが、まだ完了、全てが終わっていないのが現状であります。

当然、町民にも、消防水利の標識設置により、消防水利場所を知ってもらい、火災時の初期行動でとまどうことがないようにしないと、火事があった場合の対応におくれが出ることも想定されますので、この件については、早急な設置に引き続き努めていきたいというように考えております。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　年間を通じて数カ所程度設置をしているというような答弁でありますけども、大体年間に何基ぐらい設置をしてるのか。また、設置しない箇所、また、補修をしなければならない箇所、それは調査をして大体何カ所ぐらいあるのかわかりますか、お聞きをしておきます。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　具体的な設置の必要な箇所についての調査については、今のところしておりませんので、あと何カ所ぐらい残っているというのは、ちょっと把握はしておりません。

当然、春と秋の火災予防運動期間中におきましては、各分団を通じて、消防水利も含めて点検とか、清掃等も含めて実施をしているところであります。

当然その中で、必要な箇所等について、要望が上がってきますので、それについ

ては緊急性も含めて急ぐとことから、今、やっているところが現状であります。

箇所数についてのちょっとお答えはできないんですが、これについても引き続きそういう形で、年次的に標識の設置またはその補修等については、行っていきたいと思っております。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　防火水槽の設置箇所についてお聞きをいたしますが、公有地、私有地などに何カ所設置をしていて、私有地であれば町で購入すべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、どのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　防火水槽の設置箇所の公共用地と私有地の内訳についてでありますが、全体で74基設置されておりまして、そのうち私有地に設置しております防火水槽は38基であり、現在、無償による賃借契約をしてるところであります。

賃借の内容等を見ると、個人でしてる部分、それから、それぞれの集落だったり地区の共有地に設置をしている部分、それぞれいろいろとあります。

今後につきましては、当然、地権者との協議も必要ですので、そこの辺は今後協議をしながら考えていきたいというように思っております。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　74基中38基が無償であると、そういうことで答弁をいただきましたが、この無償は、年次的な更新、自動更新というふうなことで理解してよろしいですか。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　設置当初から自動更新という形になっております。当然、個人の分については、もう現在亡くなっている方もおりますので、それぞれの相続人のほうがしているんですが、当然、これから先、その相続人の方から、撤去だったり、有償での買い上げだったりというふうな依頼が来ることも予想されますので、そのときには地権者とよく協議をした上で、方向性を見出しながら協議をしていきたいというふうに考えてます。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　今、総務課長が答弁をしていただきましたように、やっぱり亡くなった方とか、相続、いろんな関係が多々出てくるんではないかと、そういうふうに思うわけであります。

ですから、自動更新であっても、ある程度は借りた方には、自動更新である意味、理由を言っていただいて、いろんな問題が起こらないような形での推進をしていただきたいと、これについてお願いをしておきたいと思います。

それから、防火水槽等、これを設置しているいろんな場所があると思うんですが、災害等が発生した場合の避難経路、これに支障がある場所はないか、あった場合の対応はどのようにしているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　現在配置しています防火水槽については、昭和40年代後半から60年代にかけて配置されているものが大部分であります。当時の配置状況から言わせていただければ、避難経路等については、安全確保の観点から、支障がないものと判断されて配置したものというふうに考えております。

現在、その点でちょっと、避難経路等で問題があるというふうなところは把握されてないような現状ではありますが、今後につきましては、現在の道路状況及び住宅状況等を踏まえながら調査もして、適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　次に、トンミー市場対策について質問をいたします。

昨年の３月定例会においても質問をいたしましたが、今年度は売り上げも伸ばし、評判もよく、順調に運営がなされているようであります。

平成29年の10月から、行政の事務関係が総合農政課から企画課に移管し、地域おこし協力隊員も、トンミー市場の担当として運営にかかわっているようであります。

昨年の私の一般質問時点での答弁でございますが、収支見込みの販売額は１億352万7,130円、収入の使用料1,407万9,471円、支出は1,401万815円、６万8,656円の黒字との答弁でありました。

平成29年度の販売額と収支見込み額をお伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　塩釜議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度のトンミー市場の販売額の見込みでございますが、１億2,278万円を見込んでおりまして、収支見込み額は、約250万円の黒字を見込んでいるところでございます。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　昨年より大分黒字というふうなことでございますが、生産者も、トンミー市場に対する気持ちというか、少しでも小遣いになればというふうな形での、生産者の、高齢者の方々は特にやっぱりうれしく思っています。売れるということがですね。

ですから、今後この形での、生産者あるいは行政とのタッグを組んで、よりよいトンミー市場にしていかなければいけないと、こういうふうに私は思うわけであり

ますが、今回、スクールバス６台を購入するということで、防災拠点施設の駐車場に停車をしております。町民も、どのような運行体制でいくのか、期待と興味があるようであります。

６台購入時の予算計上の折、質疑がなされたわけでありますが、先ほどの同僚議員の質問の答弁にも出ましたけれども、一般の方も乗りおりできるように協議し、そのようにしたいと、こういうような答弁でありました。

昨年の３月定例会において、スクールバスをコミュニティバス兼用として運行していますので、トンミー市場前にバス停を設置し、高齢者等の交通弱者、買い物弱者等に対応できるよう、バス停の設置をお願いをしておりました。その後、検討したのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　塩釜議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティバスのトンミー市場へのバスの停車につきましては、地域公共交通会議で審議が必要となりますので、審議の上、実施に向け協議してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　今の答弁では、この１年間は協議はしていなかったということですか。

○議長（小園實重君）　企画開発係長、石堂裕司君。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　お答えいたします。

路線のことで、少々お話をさせていただきたいと思いますが、コミュニティバスにつきましては、現在、４路線、２台のバスで高校の通学終えた後に運行しているところでございます。

そちらについては御理解をいただいていると思いますが、高校のスクールバス、高校生をおろした後に、平山線それから茎永線ということで、それぞれ走ってまいります。

平山線につきましては、例えば午前の便でいけば、高校から浜田に走って、上中のほうに走っていきます。最終、平山線は、河内温泉を終わりまして、そのまま今度は西之線として約20分近くの時間の間に、西之線のスタート位置に戻ります。

それから、茎永線ですが、茎永線、午前の便でいいますと、Ａコープ前をスタートいたしまして、同じ河内温泉センターを10時16分に発車いたします。その後、島間線として10時40分のスタートとして、牛野のほうへ走行してまいりますので、時間的な制約等も含めて詳細を今、系統も含めて調査をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　係長、もう一度、検討会はされたか、有無を。

○企画課企画開発係長（石堂裕司君）　お答えいたします。

地域公共交通会議での、平成29年度の会議では検討してございません。

以上です。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　私、当然、検討をしているものと、そういうふうなことを思っての質問でありますけれども、やっぱり町長が検討するということであれば、何らかの判断の中において、こういうようなことがありますよと、そういうことも、地域公共交通活性化再生協議会ですか、その中にも提案をして、できるかどうかというようなことを示していただきたかったと、こういうように思いますが、今後検討していくと、そういうことでありますので、理解をしますとともに期待をいたしたいと思います。

次に、道の駅指定の申請についてお伺いをいたします。

これも、昨年の３月定例会において、トンミー市場を道の駅に申請すべきではないかと、このような質問をいたしました。

趣旨については、十分理解していると思いますが、そのときの答弁として、検討するとの答弁でありました。

このことについて、私は、関係機関に問い合わせをしましたので、再度、質問をさせていただきます。

県の担当係に聞きますと、道の駅の整備状況ですが、鹿児島県内に登録している道の駅は21駅であり、そのうち本土に20駅、離島では大島に１駅ということであります。

隣接する道路は、国道に17カ所、主要地方道に３カ所、市道に１カ所ということであります。

ことしの１月に県庁に行き、県の道の駅担当係の方に話を伺ったところでありますが、この件については、本町の関係の係にも行ってきましたよと、そういうふうなことは話をさせていただきました。

道の駅登録・案内要綱の資料、既存施設を道の駅に登録する場合の資料等によれば、ある程度クリアできるのではないかと、このように感触を得たわけであります。

なぜかというと、道の駅が国道、県道、主要地方道に直接接続できなければ、指定はできないのではないかということがありました。国道58号線からトンミー市場まで、約600メートルあります。ですから、距離があり過ぎるのでちょっと無理かなというふうな思いもしたわけでありますが、このことについて国土交通省に、県の方から問い合わせをいただいたところ、問題はないというふうな回答を得たわけ

であります。

さらに駐車場、トイレについても問題はないのではないかと。ということは、駐車場20台以上、それから小型バス２台、ある程度駐車のスペースはありますし、トンミー市場の中においても、これは示しております。そういうふうなことで、問題はないというふうな答弁でございました。

私が、県の方と話をした中で、町から登録をするような話は聞いたことがあるが、本格的な事前協議の話は来ていないとのことであります。

また再度話をしますけれども、登録の趣旨、メリットについては後もって申し上げますが、町長の考え方として、登録をする前に、事前協議をする考えがあるか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　非常に難しい要件があると思います。１つは、いわゆる来た人たちの休憩所をきちんと整備せんといかんということと、バスで乗ってくるわけでありますから、トイレをつくらないといけないということ。それから駐車場が、例えばいろんな行事で詰まっている段階で、そういうようになったときどう対応するのかという問題がありますが、一番の問題点は、今のトンミー市場のそこが狭過ぎるということが一つあります。

それに今、公民館、つまり南校の校舎である公民館が、２階が危険校舎であるということです。現在、ロケットの町として大半が、観光者は南種子に来ているわけでありますが、大体ツアーバスというのは、ほとんど鹿児島交通さんも含んで、ここまで、トンミー館まで来ていただいておりますが、そういうような点では何とか間に合っておりますが、それをするための条件整備というのが非常あるということのほかに、今言ったような危険校舎のそれをどうするのかということを含んで、ロケットの町としての様相が、さきに質問した議員への答弁でもちょっと私も申し上げましたが、全体のあの公民館の構想を練り直さんといかんのじゃないかと思います。

一つは、鉄筋補強をするということでいっても、何千万、何億かかるという状況でございますから、そういうような点でいくと、補強をして何年間もつかというようなこともありますが、あるいはまた、ロケットの町にふさわしく、町民が来たとき、お客が来たとき、広々としたところでおりて、そこでコーヒーを飲み、休憩をし、また町民は町民で、毎日来る人はそこで碁をしたりとか、そういったような環境などというのが全然ないわけでありますから、私は先ほどもちょっと申し上げましたが、総合的な計画を30年度、予算化しておりませんが、今回のそれぞれ議員の皆さんの一般質問も踏まえて、やっぱり計画をつくる必要があるんじゃないかと。

それは、私の、町長の考え方だけじゃなくて、一般的な見識者も含んで、あるいはＪＡＸＡの方も入ってもらうとか、関連企業も入ってもらうとか、そういったような中で、どういう配置にすればいいのかなどということも含んで、私は検討していきたいと思っているところであります。

今、登録することについては、そういったようなのが条件として道の駅はついてきますから、そこについては、そういう計画との整合性を合わせるような形の中で取り組ませていただきたいということで、だから、昨年言ったことが、その辺も全く気にせずに、自分の考えを淡々と述べたんじゃないかと。具体的に、それじゃあ言われるように、議員の調査したその内容からいっても、そういった条件があるということもわかっておりますし。

建てている今場所が、本当に一番のところに物産館をつくってしまっているもんですから、そうしたときに、食堂とか、喫茶店とかその辺をして、トイレをつくってということになると、どうなるのかというのがあるということを御理解いただいて、検討させていただきたいと思いますが、御意見も賜る中で総合判断はしたいと思います。

公民館そのものの、つまり、危険校舎をなくするということも含んで、総合的に町民の憩いの場的な集まる場所とするためには、どうしても計画をまとめる必要があるんじゃないかというのを強く思っているというのが、現状の考え方でございますから、御意見を承りたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　町長、全体的な構想の中で道の駅の位置づけをしたいというふうな考えだと思うんですが、私が聞いたとき、本課に行って、写真、図面、距離、ある程度の資料を持ってどうなのかというふうな話を聞いたわけです。そういったところが、ここに当面の運用方針といって、国、県が示されたこの資料を持っていますけれども、それによっては、町長の今話をした危険校舎どうのこうのというのは、そういうことは全然言ってなかったですよ。

ということは、ここに書いてあります、駐車場が20台以上あればいいとか、トイレが20台に合わせたトイレであればいいとか、そういうようなことで緩和されております。ですから、そういうことを含めることであれば、私が聞いた話では、２点ぐらいちょっと問題がありますというふうな話を聞いたのは、公衆電話がないと、それは今後設置する必要はありますよねと。それについては、24時間かけられる公衆電話。それと観光案内、簡単な観光案内をしてくれる、そういう人がいればいいんじゃないかと、そういうふうな話だったんです。

ですから私は、このことについては、登録がされるかされないかわからんですけ

れども、こういうようなことを見れば、ある程度クリアできるんではないかと、そういうふうに思いましたから、ですから、再度事前協議をしていただいて、そういうふうな中で、また町長の政策、そういうこともいった中で、どういうふうにその判断をするのかどうかというのは、ある程度協議をしてもいいんじゃないかと、そういうふうに思ったからこそ、こういうふうな質問をしたわけです。そのことについて、町長。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　道の駅の登録については、今、議員のおっしゃるとおりでございますので、地域の創意工夫によって、道路利用者に快適な休憩と、多様で質の高いサービスを提供する施設であるということには間違いありません。

基本としては、議員のおっしゃったとおりでもわかりましたが、一般的に、全体的に、広く道の駅という、国道の通るそういうようなことを想像しているのかもしれませんが、施設設置構成として、休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な許容の駐車場と清潔なトイレを備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られるという、その辺でも議員のおっしゃる点はクリアできます。

利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内役、これは、今のトンミー館の職員で対応できると思いますから、そういったようなことを備えなければいけないということになってくるとございます。

提供サービスとしては、申し上げておりますように、駐車場、トイレ、電話。24時間の公衆電話については、やっぱり三、四十万でできるようでございますから、この辺は職員が調査してありますので、可能だと思います。

案内サービスの設備は、原則として案内員を設置するということは、今言ったとおり、トンミー館で対応しないといけないのかなと。１人、そこに置くということにはならない、できないと思います。

トンミー市場を道の駅とするために、登録に向けて準備を進めていくということで、当面はしておきたいと。

それから、私の言った総合的な点は、そういうのを含む中で、これから省けることというか、しなくてもいいような、塩釜議員のおっしゃった点でいけば、動かさずにできるというようなことでございますので、理想とした点でいうと、今私が申し上げている点がありますが、担当課としても、こういうのを進めるようにしようということでまとめてありますので、そういうことで理解していただければいいと思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　理解をしていただいたというふうなことで、私も、さらに理解をさせるために申し上げますけれども、登録の趣旨でありますが、道の駅の整備については、いろんな文献があります。ここに一番トンミー市場に合ったような文献がございましたので、ちょっと述べさせていただきますけれども、「北陸の現状と今後の取り組み」という文献がありました。

以前の道の駅は、一般道路における中継施設という位置づけで、通過交通のために設置してきた。今後の道の駅は、地域経済、観光福祉、防災文化など、地域の個性、魅力を生かし、道の駅自体が目的となるように育てていく。具体的には、地元産品の販売、農業体験、買い物弱者向け宅配サービスの提供などの個性的な取り組みが挙げられる。このようなことが書かれておりました。

現在設置している観光物産館、トンミー市場、これにある程度マッチしているのではないかと、このように私なりに思ったところであります。

では、道の駅のメリット、これは、どういうふうなメリットがあるのか。これについては、当然、観光課のほうでは理解をしていると思いますけれども、一定水準以上のサービスが提供できる施設のみに指定される施設であることから、その施設に対する一定の評価を得たこと、また、全国にある道の駅の一つとして位置づけられ、市販地図にも明記され、県のホームページにも紹介されるなど、多様な波及効果が期待され、地域のＰＲが可能となることということであります。

現在、町のホームページでも紹介されておりますが、もし登録されるようになれば、種子島随一の道の駅として、さらなる発展が可能になるのではないかと、このように考えるわけであります。

このことを踏まえ、今後、どのように観光物産館トンミー市場を展開していくのか、町長の所信をお伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　今、塩釜議員の説明というか、提案のその辺でわかりましたので、今後、それに向けてちょっと検討をしていきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　次に、障害者優先調達推進法の対応について、質問をいたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律が、平成25年４月１日から施行されております。

地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため措置を講ずるよう求める責務を定められております。

調べてみますと、平成29年５月30日現在で、全国の対象市町村1,741市町村、そ

のうち策定済み1,219、未策定市町村522、策定率70％のようであります。

鹿児島県では、対象市町村43のうち、策定済み33、未策定10、策定率76.7％、平成30年３月までには、県下の市町村は全部策定する計画のようであります。南種子町は、既に策定をしております。

障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが必要であります。調達の実績は、年度末に公表されることになっております。現在まで、障害者就労施設等からの調達実績をお伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　申し上げます。議員の御指摘のように、障害者施設の受注機会の確保を図るために、国等による障害者就労施設等から、物品等の調達の推進に関する法律が、25年の４月１日に施行されているわけでありますから、法律の施行を受けて、本町においても、南種子町障害者就労施設等から、物品等の調達推進方針を作成してきたところでございますが、島内の就労事業者で可能なものが、畳の表がえ以外は、弁当や盛り皿等でございまして、町内の社会福祉団体では、頻繁に利用しておりますが、町としてはこれまで実績がないのが現状であります。

具体的な内容については、担当課長からでも、次の質問を含んで御説明申し上げます。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　調達の実績はないということでありますが、これについて、県、国からの指導はないものかどうか、保健福祉課長、お聞きをいたします。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　自治体は、御存じのように実績を公表するようになっているところでございますが、年度末に熊毛支庁のほうで会議がございまして、郡内の実績の協議が行われております。

国からの直接の指導はございません。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　町長、今後、町の行政の中で、調達するものがあれば、町としてどのように考えていくのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　障害者就労施設が提供する物品等に、需要の増進を図るための推進方針に基づきまして努力してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　この資料を見ますと、物品、事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨、その他の物品、いろいろこの資料には載っておるんですが、こういうふ

うなことを身障者の施設からできるのであれば、そのような努力をしていただきたいと、このように思います。

次に、子育て支援策について質問をいたします。

本町では、支援策として、出産祝い金事業、離島地域不妊治療支援事業、児童手当支給事業、子供医療費助成事業など、合せて８つの支援を講じていることは、御承知のことであります。

鹿児島市内のデパートまた公共施設には、トイレには障害者兼用のおむつ交換台、また授乳ができるスペースが確保されております。また、島内でも、西之表市のサンシード、あるいは中種子町の大手ディスカウントドラッグなどにも、身障者トイレ、おむつ交換台などが設置をしております。

本町でも、いろいろ調査をしてみると、健康公園など、障害者トイレ兼用におむつ交換台が設置をしており、また、町の図書館においては、子供の遊び場が設置しております。

そういうようなおむつ交換台あるいは授乳施設が、全国的にはどういうふうなことで、鹿児島県下でもこういうことをされているのかどうかなと、そう思いまして、インターネットを調べてみたら、「赤ちゃんの駅」というのがありました。これは、まだ聞きなれていない言葉かもしれませんが、乳幼児を連れた方が外出したときに、気軽に立ち寄っておむつがえや授乳ができるスペースが確保されている施設のようであります。これは、おむつがえや授乳ができる施設がないかというふうなことになるわけでありますが、調べてみますと、子育て支援の一つではないかと、こういうふうなことを思うわけであります。

県内の市町村も、取り組んでいる町もあるようですが、町内の建物ですけれども、島外から授乳児を連れてきた家族は、チャイルドシートはないか、また、授乳ができる場所がないか、多々、そういうふうな意見を聞く場合もあります。

チャイルドシートにつきましては、社会福祉協議会が今後取り組むというふうなことでございますが、おむつがえや授乳ができるスペースは、もう本町にないのではないかと、こういうふうに思っておりますが、これは利用率、それぞれ必要かどうかというふうな議論も必要でありますけれども、公共施設の一角にある程度設置をすれば、これは、大きな予算は必要ないのではないかと、こういうふうに私は思うわけであります。

本町は、たくさんの子育て支援を推進されておりますから、やっぱりこういう方々にも、何らかの対応をしてほしいなと、こういうふうなことを、私は思うわけであります。

一つの子育て支援の取り組みとして、町長、そういうふうな施設を取り組む考え

はないか、所信をお伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　議員の皆さんから御提言いただいている点について、はっきり言って、即やりたいという思いを常に持っているわけでありますが、一般財源的な点、補助の申請とかですけど、今、塩釜議員から御提言いただいている点については、まさに必要だと思いますが、これを一挙にやるというのは不可能だと思います。

しかし、御意見も伺いながら、やっぱり努力する必要はあると思いますから、つまり、ベビーベッドについては、図書館には設置しているわけですが、そのほかありませんので、でも、今産まれる人は四十数名なんです。そんなにいるのかなと思っていましたら、実際、最近も産まれたというのを聞きますから、昨年１年間の点でいうと９名ふえたというような、今は減っています。ですけど、29年度の関係でいえば、年度でいえば、そういうようなことも出てまいりましたので、28年度から29年にかけて。

そういうことを含んで、やっぱり人に来てもらうという点でいくと、自分たちの町だけじゃなくて、よそから来た人がどうなのかというのもありますから、道の駅の問題なども含んで、総合的にどこから始めたらいいのかというのも、内部的には設置に向けて検討していきたいとこういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　次に、南種子健康公園周辺整備について質問をいたします。

健康公園については、野球場、多目的広場、芝生広場として運用をしており、野球はもちろんのこと、サッカー、グラウンドゴルフ、ジョギング、ウオーキング等に活用をしております。

この公園の駐車場は、小型マイクロバス３台、普通車及び軽自動車合わせて102台、障害者用５台、計110台が駐車できるよう設置をしております。

特に大会が重なったりすれば、駐車場が足りないのではないかと思っております。

多目的広場は、主にサッカー場として使用しておりますが、この駐車場を設計する中においては、多目的広場ということでの設計であったということで、駐車台数もそんなにふやした設計ではなかったのではないかと。しかし、現在では、サッカーが主に使用しております。

サッカーについては、年間を通じて子供たちが練習をしております。また、このサッカー場は島民のサッカーをする人たちのチームからも、よいというふうなことでお聞きをするわけであります。

そういう中で、特に大会が重なったりすれば、駐車場が足らないと。そういうふうなところから、不都合あるいは路上にとめたりするときも多々あるような感じが

いたします。

今後、サッカーを、将来は合宿でもできるような、そういうようなことをするとなれば、やっぱりある程度の駐車場の確保は必要ではないかなと私は思うんですが、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　塩釜議員の御質問にお答えいたします。

多目的広場でサッカー等の大会等に駐車場が不足するということでございますが、それは、私のほうも幾分認識しているわけでございますが、30年度は、県体のスポーツ大会等もありますし、全国離島の野球もあったりとか、向こうを利用するのは多くなるんじゃないかと思うわけであります。

野球大会については、中種子町のグラウンド等が、夏休み期間中に大学関係含んで約1,400人のもう申し込みを受け付けているようでありますから、向こうに宿泊するなどというのは、もうほとんどできないような状況も含んで、西之表市と我が町との関係とかいろいろございますので、こういったことを含んで、当面は向こうにある駐車場をうまく利用していただくようなことをしながら、特産品、いわゆる町の施設がありますね、あの奥の建物を１つ壊せばなんですが、予算を計上しておりませんから、もう７月、８月ということであれば、その前の全協があるときとか、臨時議会なり開いて、若干予算を組まないとできないと思いますし、道路を広くするという点では、現状ではできないと思います。

あの付近の町有施設を図面を取り寄せて調べてみた結果、大分、もとの池のところも今、もう全く使われておりませんから、ああいうのについても、議会の皆さんの御意見も拝聴しながら、総合的にどうやっていくかなどということを検討する必要があると思いますので、その質問の趣旨に沿って、可能な限りやっぱり特産品開発センターの奥の町有地の向こうなどを当面は駐車場にするようなことをやらんといかんのかなと思います。

これについては、竹を払ってバラスを敷くという点でいくと、あまり予算を動かさなくてもできるのかなと思ったりしますから、検討させていただきたいと。方向だけは、そういうことを頭に入れて取り組まなければいけないということを思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　私も、その竹山のことを提案をしたいとそういうように思ったわけですが、町長もそういうふうな考えでありますので、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

次に、町道長谷の口１号線の拡幅でありますけれども、これは知っているとおり、

健康公園の隣接する町道長谷１号線であります。起点、終点については、整備をされておりますが、国道58号線からおりてくる三文字の右側、日本油脂のほうに行く路線であります。

この路線の中の約80メートル区間については、拡幅はされておりません。約3.2メートルから3.4メートルぐらいであります。

この地点はよく、危険であるというふうなところで、役場の建設課のほうで伐採をしていただいたり、そういうふうな対応をしてもらっているところでありますが、今回も、シイの木がありまして、大分見通しが悪いというふうな地域住民あるいは利用者の方々からも、いろんな意見がございましたから、役場に連絡をして、早速対応をしていただきました。

しかしながら、この道については、いわば通常の交通量はそんなにないんですけれども、いろんな大会があったときの交通量が、離合ができないとか、見通しが危なくて、そのまたサッカーが終わった後、子供たちが入るときも非常に危険性があると。そういうふうなところから、地域の人たちも、何とかできないかと、そういうふうな話もあるわけです。

ですから、基本的にいえば、ある程度拡幅していただければいいと思うんですけれども、先ほど町長言いましたように、向こうは、池のほうは町の土地でございますから、そんなに事業費はかからないのではないかと、こういうふうに思うわけであります。

ですから、もし事故が起きたら大変でございますから、そういうふうな趣旨を踏まえて、この前は建設課長も現場に行って調査をしたようでありますし、そういうふうなところを、いろんなまた意見を聞きながら検討をしていただけたら幸いだと存じますが、拡幅できないか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　担当課長から内容も聞いているわけでありますが、ちょっと堆肥センターの関係もあって、急遽鹿児島に１週間のうちに２回行ってきたということもありまして、私は、現地確認をしておりませんが、あの辺については、国道を広くするという計画もありました。あれは、下のほうまで大分とって、いわゆる一時停止して、両方が見えるような道路改良というのは、課長から私も説明聞いておりますから、これについては可能な限り事故が起きないような対策について、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小園實重君）　これで塩釜俊朗君の質問を終わります。

―――――――・――・――――――

散　会

○議長（小園實重君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は３月19日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

―――――――・――・――――――

散　会　午後　３時４２分

平成30年第１回南種子町議会定例会

第　　３　　日

平成30年３月19日

平成30年第１回南種子町議会定例会会議録

平成30年３月19日（月曜日）　午前10時開議

１．議事日程（第３号）

○日程第１　一般質問

○日程第２　提案理由の説明

○日程第３　議案第28号　町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について

○日程第４　議案第29号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について

○日程第５　議案第23号　平成３０年度南種子町一般会計予算

○日程第６　議案第24号　平成３０年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

○日程第７　議案第25号　平成３０年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

○日程第８　議案第26号　平成３０年度南種子町介護保険特別会計予算

○日程第９　議案第27号　平成３０年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○日程第10　発議第１号　さとうきび生産回復対策並びに品質取引に係る基準糖度帯の見直しを求める意見書

○日程第11　発議第２号　国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書

○日程第12　発議第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

○日程第13　委員長報告（産業厚生委員会）

○日程第14　閉会中の継続調査申し出

○日程第15　議員派遣

○閉会の宣告

２．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

３．出席議員（１０名）

１番	河野浩二君	２番	柳田　博君
３番	大﨑照男君	４番	塩釜俊朗君
５番	広浜喜一郎君	６番	上園和信君
７番	立石靖夫君	８番	日髙澄夫君
９番	西園　茂君	１０番	小園實重君

４．欠席議員（０名）

５．出席事務局職員

局長	濱田広文君	書記	長田智寛君

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越　修君	副町長	長田　繁君
教育長	遠藤　修君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	髙田真盛君
会計管理者兼会計課長	小川ひとみさん	企画課課長補佐兼観光経済係長	山田直樹君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課徴収確保対策担当参事	岩坪勝則君
税務課徴税課税係長	西村一広君	税務課収納管理・保険税係長	外園幸喜君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	島﨑憲一郎君
保育園長	園田一浩君	教育委員会管理課長兼給食センター所長兼社会教育課長	小脇隆則君
農業委員会事務局長	古市義朗君		

△　開　会　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

開　議

○議長（小園實重君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（小園實重君）　日程第１、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、上園和信君。

［上園和信君登壇］

○６番（上園和信君）　情報収集衛星、光学６号機を乗せたＨ－ⅡＡロケット38号機は、２月27日午後１時34分に種子島宇宙センターから打ち上げられ、打ち上げ約20分後に衛星は予定の軌道に投入、打ち上げは成功しました。Ｈ－ⅡＡロケット打ち上げ成功は、連続で32回、成功率は97.4％となったとのことであります。

連続打ち上げ成功を大いにたたえ、町民とともに喜び、日本で唯一本町だけに存在する種子島宇宙センターを本町の宝と位置づけ、宇宙開発と連携したまちおこし、活気あふれるまちづくりにつなげていかなければならないと、つくづく感じているところであります。

一般質問をいたします。

まず初めに、地域医療の充実についてであります。

地域医療とは、地域住民の健康維持・増進を目的として、医療機関が主導し、行政、住民、企業などが連携して取り組む総合的な医療活動、疾病の治療・予防、退院後の療養・介護・育児支援など幅広い分野に及ぶとされております。

地域医療は、住民に必要な医療供給体制であり、私たち地域住民が安心して暮らすためには、欠かすことができないものであると考えます。

しかし、種子島南部の地域医療を支える公立種子島病院、常勤医師の確保が困難なため、外来診療等に支障を来している状態が長く続き、病院管理者である町長もさまざまな対策を立て、医師確保に努力はしてきていると思うが、問題解決には至っていない現状にあるようです。

町民からは、早く常勤医師を確保していただき、早急に公立種子島病院を立て直してほしい。これが地域住民の切実な声であります。

常勤医師を確保し、診療体制を充実することによって、24時間体制で高度な医療が受けられるようになり、高齢化社会への対応、医師の労働環境の改善、地域住民が安心して暮らせるまちづくり、あわせて、大きく進展しようとしている宇宙開発

への協力・支援体制づくりにも結びついてくる。そのように思うところであります。

公立種子島病院の経営体制、新年度へ向けどう充実させていく考えか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　上園議員の御質問にお答えする前に、御本人に許しを得、一言申し上げたいと存じます。

私は、公立種子島病院に関係する一般質問には、公立種子島病院組合議会が両町より３人の議員により議会があるので、お答えはできない旨を発言しておりましたが、上園議員は病院議会の議員でもありますし、さきの病院議会で一般質問もいただいたところでありますが、今回の質問内容が病院職員の勤務内容についてが主でありますので、回答することにいたしました。御理解いただきたいと思います。

それでは、上園議員の御質問にお答えいたします。

まず、経営状況についてでありますが、先日、病院組合議会で決定いただきました30年度予算書の説明の中で、本年度の決算見込みでは、収入はある程度確実に確保できる可能数値として計上し、収支についての見込みは、2,643万円の赤字を見込んでいるということで説明したとおりでございます。

これを踏まえまして30年度においてどう充実していくのかという御質問でありますが、まずは医師体制についてであります。

勤務医師の確保対策については、現在まで病院事業の最優先課題として取り組んできているところでございます。

東京都内では地域医療振興協会の理事長及び副理事長ほか３人の役員へ、医師派遣について申し入れをしたり、関係大学の各医局、大阪市立池田病院、各医療法人等への挨拶回りや各種会議等における講演会に出席された講師や医療関係者など、たくさんの方々へ面談していただきましたが、国、県の医療制度の見直しにより、現段階では必要な医師確保に至っておらず、満足いくような結果を生むことができない状態であります。これまでまいた種が幾年を経て、芽が出ることを信じておるところでございます。

30年度医師体制は、小児科の徳永先生の招聘が決定しておりますので、常勤医師３名と非常勤の三宅先生を含めた診療体制の構築を図るとともに、現在交渉中の先生にも引き続き御支援をいただけるように、交渉を続けてまいりたいと思っているところでございます。

次に、午後の外来診療再開についてでありますが、あくまでも診療体制は医療を提供する立場である永嶋院長を初め、３名の常勤医師で午前の外来診療を行い、午

後からは入院患者の診療指示を含め、必要な検査データの解析により、指示・管理、各種の職場健診、定期予防接種、中種子中学校を含む町内小中学校、保育所、幼稚園などの健診、救急車の受け入れ、発熱等の時間外診療、介護保険の認定に係る関係書類の整理、身体障害者関係、更生医療関係、保険会社への請求診断書、行政関係意見書など、本当に近年については医師の記載事務処理が拡大しており、３名の医師は毎日夜９時過ぎまで懸命に業務を行っている状況であります。

このような状況での午後の外来診療は、医師サイドでは限界の中でこれ以上は無理であり、適切な医療を提供することができないということでありますので、午前３名、午後２名の５名体制の確保が必要となる状況で、医師確保が重要課題であるとの見解であり、痛感しているところでございます。

外部からの要請では、62床を縮小して病院を引き受けてもよいという話がありますが、ロケットの町としてこれには応じられないところでございます。

次に、夜間急患受け入れについてでありますが、当然、救急指定病院でありますので、勤務医のスキルにもよりますが、患者の動向から、当直医が本院で診療可能と判断されれば受け入れますし、当院の施設では受けかねると判断すれば、救急二次医療機関へ転送するということになります。

種子島医療センターの院長との話の中で、種子島医療センターの医師含む職員は40％が県外からの先生方等で占めているということも伺いましたが、あくまでも当直医は、受け入れの段階で最悪の状態まで考えて最善の方法をとるというのが当直医師の義務であると、院長より伺っておりますので、これに基づき、今後も指定病院として取り組んでまいります。

医療機関の充実については、両町からの支援をいただきながら、年次的に計画的に整備を図っております。ちなみに29年度はＣＴの更新にあわせまして、16列ＣＴから幼児や循環器までの撮影が可能な80列ＣＴを導入し、また超音波診断装置も頸部、心臓、循環器、腹部にそれぞれ幼児に至るまでの撮影できる機種への更新をしております。

次に、医師の労働環境の改善につきましては、全国的な問題でありまして、現在、当直は、週末金曜日の夕方から月曜日の朝までを非常勤の医師にお願いしておりますが、月曜日から木曜日の夜間当直は、２名の医師で２日に１回のペースで病院に勤務している状況であります。

このような状況で翌日も朝から普通の勤務を担っておりますので、医師の勤務環境は非常に厳しい状況でありますし、ましてや、午後の外来を行うことは医師の死活問題であると、３名の医師は申しておりますので、徳永先生の就任は大きな改善とも言えると思いますが、何度も申し上げますが、常勤医師の確保が最重要課題で

あるということは言うまでもないと感じているところでございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　町長が当初申し上げた公立病院のことについては、公立病院組合の議会で質問してくださいということでありますが、もちろん公立病院でも質問はします。

だけど、私はこの議会でもやっぱり一般質問の対象になると思うんですよ、公立病院の。なぜかというと、町長は管理者ですよね、公立病院の。副町長は副管理者。職員も三、四名、事務長以下、係長、派遣もしています。それと毎年度、１億8,000万程度の負担金をちゃんと納めています。名越町長の場合は選挙の公約でもあったんですよね、早急な立て直しが。だからもう、十分に質問の対象になり得ると。私はその判断のもとで一般質問をしているところです。

で、このできない理由をいっぱい説明をしましたが、常勤医師がやっぱり整うと、医師の労働環境の改善にもつながってくるし、それから午後の外来診療もちゃんとできるようになってくるんですよ。

だから、私は、まず常勤医師を確保してくださいということを質問しているんですが、その常勤医師の確保に何回ぐらい関係機関に要請に行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　就任してもう３年目でありますので、あと１年と２カ月ぐらいしか私の任期はありませんが、毎回のごとく、この医師の不足の点についての質問がございますので、医師、職員がはっきり言ってまいっているわけでありまして、こういう病院には勤められないというのを直接聞きますし、そういうのを含んで、外来のほかのところも、全県的にこの問題は伝わっているわけでありますが、一番大きな要因は、医療制度の改革によって、４年の研修医が６年になったと。そのことによって、例えば鹿児島であれば鹿児島で研修できていたのが全部、都会、大阪、名古屋、東京そういったところにほとんどの人が出ていくようになって、もう６年がたちますので、はっきり言って、ことしから若干、この地元に戻ってくるようになりました。

しかし、ことしというのは30年度です。30年度については、ほんのわずかでございますので、決まっているというようなことで、そういうことからすれば、その次の年度からは希望を持っているということでありますが、その辺を御理解いただいて、基本的にはもう百十数名の方に当たっているのは実情でございますから、私、それから副町長、事務長、院長を含むそれぞれの従来やってきた方法をとっておりますが、つまり医療制度の中で、特に30年になりましてから大きく変わります。

それはどういうことかといいますと、まず国保税のその辺が変わることによって、診療体制を、重要というか大変な病気につきましては、もう鹿児島のほうにヘリで運ぶという、それが明確に出ておるわけでありまして、種子島の場合は、西之表の種子島医療センターへというようなことをもう担当課長会の数回の会議の中で、そういう方向に動いているという状況の中で、先ほど私が申し上げましたように、やっぱり南種子町というのは、もう62床をいわゆる高齢者病院的な点に切りかえて、あと委託したらどうなのかというのも、私への誘いもあるわけでありますが、そういう状況の中での医師探しでありますが、私が大体、近く何とかできるという、そういう点でいうと、まだできないんじゃないかというのが来ますから、私は言わないだけでありまして、いましばらく時間をいただく中で、そういう体制の中で動いているということだけは事実ということでございますので、この件についてはその辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　私の質問に、的確に答えてくれるように、議長のほうから誘導してください。

私は、常勤医師確保のために、これまでに何回ぐらい関係機関に行って要請をしているかということです。

今、町長の説明は何か制度が変わっているので、医者の確保が難しいと、こういう説明をくどくど答弁しましたが、何回ぐらい要請に行っているのかですね。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　私は、最初の中でちょっと聞き取り、別のことを聞いていたのかもしれませんが、100回以上行っているわけでありますから、連絡とっているわけでありますので、そういった中でも難しいということでございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　本当に100回行っていますか。

時間がありませんので、次の質問に入ります。

非常にこの診療が済んでから、計算ができるまでの時間が長い、１時間はざらと。それ以上待たされて、相当苦情も出たという話もお聞きをいたします。

どこに行っても、診察が終わってから会計が済むまで、もう非常に短時間で済むような状況をつくっているんですけど。この公立病院は、会計のスピードアップと、待ち時間が長い、短縮に向けた改善はしているのか、新年度からそういうスピードアップ化ができるのかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　短く答弁に的確に答えたらいいんですが、条件を言わないと通

じないと思いますので、それで私は長々というよりも、それぞれの立場でこうなっているということを説明していることについては、御理解いただきたいと思います。

会計のスピードアップ等、待ち時間の短縮と改善に向けての取り組みについての考えということでありますが、私も会計については、事務長に再三にわたって改善を講じるよう指示はしておりますが、事務長によりますと、これまで会計のスピードアップについては、各部局会や院内会議などの内部においても検討をして、手順など改善を図ってきておりますが、診療開始直後においては、９時前までには全て終了しておりますが、その後においては、患者が多数来院することから、１時間、２時間、時には救急車や急患が来た場合、入院患者の急変から、３時間待ちが生じている状況であります。午前の外来診療が、午後３時30分まで、医師を含めスタッフが昼食もとれない状態に至っている現状もございます。

改善策については、改革プランにも示してあるように、電子カルテの導入で、幾分かの会計処理の時間を短縮することは可能になると思いますが、デメリットとして、医師が診察で医事業務までを行うことから、診療時間が長くなるし、医師が患者と向き合う時間よりパソコン画面に向かう時間のほうが長くなるということにもつながるということも言われておりまして、現状の医師体制では、なかなか理解が得られない状況でありますが、鋭意知恵を出して、改善へ向けて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　３時間待ち、ちょっと考えられないんですが。これは、ほかの診療所とか病院はできているんです。診察が終わってから会計が済むまで、もう本当、短時間で。どうしてその公立病院だけができないのか、ちょっと不思議な気がいたします。何か対策を立てたらできるんじゃないですか。診察は、それはすぐ終わって、その後の会計、計算、これがもう長いということ。

次に、もう時間がありません。公立病院内で開業していた歯科診療所が、昨年の３月、閉院をして、本町には４月から歯科診療所が１カ所となっております。5,700人ほどの人口の町に、歯科診療所が１カ所、ちょっと考えられない状態でありますが、町長は、この現実をどう受けとめているかお尋ねいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　診療時間３時間もという話が、実際そういう時間もあります。ちょっと前の問題に戻りますが、私は住民と同じように、「町長だから早くせよ」と言ったことは１回もありません。やっぱり２時間を向こうで待つとか、そのようにやっておりますが、それは一応電話して、「こういう状態は一体どうなっているのか」と聞いた上でも、そういう状況でございますので、本当に住民が思っている

ことだけは、上園議員の指摘のとおりだと思いますので。

それは別といたしまして、ただいまの問題については、福岡の法人や大学の歯学部医局など関係機関に働きかけて、（発言する者あり）失礼しました。昭和59年の11月20日から32年４カ月にわたって南種子町の歯科医療を担っていただいた公立種子島病院内の歯科診療所が、３月をもって閉院したところでございますので、この事実をどう受けとめているかについてでございますが、閉院については、とても残念なことでございます。また、日高先生には、これまでの長きにわたって南種子町の歯科診療行政への貢献に、心から感謝を申し上げたいというのが私の日高先生についての感想でございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　歯科診療所が１カ所になったことを、町長はどう受けとめているかという質問ですけど。

その３時間待ち、これは町長もわかりながら、なかなか改善をしようとしない。それは、その原因はどこにあるんですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　的を外れていたようなことを言っておりましたが（「３時間待ちのことを」と呼ぶ者あり）３時間待ちについては、これは現状が、いわゆる電子カルテの導入が一番大きな原因です。そうでないところもあるんですが、うちの病院は、以前と同じような病院感覚で住民が押し寄せる関係もあって、電子カルテを導入していないのが現状でございますが、これについては、医師側と十分協議をずっと私も続けてきておりますが、さっき申し上げたような状況で、なかなか医師が電子カルテになれていないというようなこともあって進まないということで、この辺については今後、徳永先生からもやっぱりそういう方向に進むべきだという提案も病院内で協議もなされているようでございますから、後にやっぱり期待するよりほかしようがないのかなという感じを持っているところでございます。

それから、歯科診療所が１軒になったわけでありますから、状況について県とも話をしましたが、基本的には、中種子町に３院、歯科医があります。それから、西之表市に７院、歯科医がいるようでありまして、また、日高先生にはそういう点では、南種子町の関係についても招聘をすることは考えているということでございました。でも、歯科医師そのものの点で、町が歯科診療所を運営することについては、歯科医師を招聘するということについては考えていないというのが現状でございます。

つまり、種子島全体から言うと、それが相当満たしているというようなことで、病院の廃止とかそういうのは全県的にあると。だから、日高先生がやめるという状

況を総合的に言うと、南種子に来てやろうという人が現状でいないという、そういうことだと思います。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　町長、全然、この地域医療の現実というのを全く考えていないですね。

○町長（名越　修君）　考えています。

○６番（上園和信君）　中種子町に３軒ある、西之表市に７軒ある、だからそれは満たしているなんて言って。私が質問しているのは、南種子町に１軒しかなくなった歯科診療所、これを町長はどう受けとめているかということですよ。それで、その次の質問は、その招聘をする考えはないか、答えてください。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　いなくなって１軒になったので、大変な状況であるというふうには、該当する人の考え、歯医者に行きたいという人は、皆さんそう思っているわけでありますが、県とかそれぞれ機関と協議する中では、やっぱり満たされているから、どう配置すればいいかという人口的な問題も含んで、現状になっているわけでありますから、この辺では招聘しても２軒が成り立たないというような、そういうようなこと等を含んでじゃないかと思うんですが。現段階で、私としては招聘する考えはないということを申し上げたわけであります。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　もっと真剣に考えてください。種子島宇宙センターもあります。常時1,000人ぐらい技術者、関係者が長期滞在。やっぱり、そこに診療所が１軒では、ちょっと対応できないんじゃないかと。

それで今、現実として歯科診療所が１軒になった関係で、中種子町、西之表市に通っている町民もたくさんおります。特に、車を持たない高齢者の皆さんは１日がかりです、中種子町に行くのに。そういう現実もちゃんと直視をしていただいて、この地域医療の現実というのを、町長、一所懸命になってください。それが町長の選挙公約じゃなかったんですか。

次に、ちょっともう時間もありませんので。この地域医療を病院だけではなくして、町民も行政も一体になってしっかり守っていくという考えから、「地域医療を守り育てる条例」これは仮称ですが、これを制定をする考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　私が歯科診療をやると言えば、「どうして早くしないのか」というのは次に来ますから、私は今、そのさきの答弁になったということだけは御理

解いただきたいと思います。

ただいまの件につきましては、そういう方向で検討をします。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　先進市町村が、たしか宮崎県の都城ですか、ここで、日本で初めてこの条例を制定した市があるようですので、そういう先進地も参考にしながら制定に向けて取り組んでほしいと。

次の質問は、高齢者などのごみ出し支援対策についてです。

我が国の人口は、平成28年10月１日現在で１億2,693万人、65歳以上の高齢者人口は3,459万人となって、総人口に占める高齢化率は27.3％、非常に高くなっているようです。ちなみに、我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年、人口の５％に満たなかったようですが、昭和45年に７％を超えて、平成６年には14％を超えたようであると。その後も上昇を続け、現在27.3％。

本町の、２月末現在でも結構ですので、総人口と高齢者人口・高齢化率、総世帯数と高齢者世帯数・高齢者世帯率についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　担当課長から答弁させます。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　お答えいたします。

２月末現在のデータでございますが、本町の総人口は5,741人、高齢者人口は1,983人、高齢化率34.54％でございます。総世帯数でございますが、2,977世帯、高齢者世帯数1,159世帯、高齢者世帯率38.93％でございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　高齢者は、やっぱり国の27.3％を相当上回っているということで、非常に深刻な状況になっているようです。この高齢化社会は、さまざまな分野に影響を及ぼしているようです。その対策が急がれるということのようです。

この廃棄物分野においては、在宅医療を国が今進めておりますが、それに伴う介護用おむつの処理、それから増加する遺品整理、それとごみ出しに困難を抱える高齢者への支援と、こういうのが課題となっているようです。

高齢化社会の到来に備えて、高齢者などのごみ出し支援制度、これの導入に向けた取り組みはどう考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　高齢者社会を迎えて、いつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、地域での支え合いの仕組みづくりが急がれるところでございます。議員御指摘のごみ出し支援につきましては、シルバー人材センター等に町が委託する方法

などで、ごみ出し支援を実施している自治体もあるようでございますが、本町においては、介護保険の生活支援体制整備事業において取り組みを進めているところでございます。

詳細については、課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　お答えいたします。

町長の答弁のとおりでございますが、介護保険の生活支援体制整備事業の中で、全地区に地域支え合い協議会、地域支え合い推進員を配置をし、地域における支え合いの仕組みづくりを進めているところでございます。

ごみ出し支援と見守りの取り組みについてでございますが、平成29年度は現在、集約中でございますが、平成28年度で、延べ年間2,333件のごみ出しの支援を行っているところでございます。ただ、地区、集落等で取り組みの強弱がございますので、平成30年度はモデル地区を設置をして、地域見守り隊を組織し、体系的に取り組む体制を整備し、ごみ出し支援対策を進めてまいる考えでございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　このごみ出し支援は、全国的にやっぱり導入する市町村もふえているということです。で、環境省が導入に向けて後押しをすると、経費面でもです。ということで、これはやっぱり、これからの高齢化社会には必要な制度だと思いますので、町長、制度導入に向けて取り組んでほしいと、このように思います。課題も相当あるということです。費用の問題なども多く出されていると言われております。

次の質問です。行政組織・機構の改革と人事配置についての質問です。

今、社会も急速に変化をしております。それに応じた組織の機構改革に再編して、重点施策の推進に迅速かつ効率的に対応し、同時に事務執行体制を整えて、独創性や新鮮さと活力に満ちた職場をつくり、これが強いては南種子町のまちづくりに結びついていく。旧態依然のままの行政組織ではなくして、新時代にマッチした行政組織に再編をしていく。その必要性を非常に痛感をしているところです。

本町が抱えている行政課題、人口減少、それに伴う空き家、それから少子・高齢化対策、農業・漁業振興と後継者問題、耕作放棄地解消対策、衰退していく商工業の振興発展への取り組み、課題は数多く上げられます。

そういうことで、この課題を解決していくために、役場行政の組織・機構改革をする考えはないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　人口わずか5,600人でございます。8,000人いたのはほんの四、

五年前のような気がするんですが、職員数、現段階で100名ちょっと、110名はもう下回っておりますが、契約職員が100名近くいるわけであります。つまり学校関係にそれぞれ置くということも、契約職員のそれになっておりますから、そういうことを含んで、職員に近いような契約職員あるいはまたパート職員がやっぱり五、六十名もいるわけです。こういう状況の中で、わずか20億円、ことしは21億円に地方交付税はなりましたが、その状況の中でどう運営していくかということになると、それを十分考えないといけないという思いをしているところでございます。

このような状況の中で、これまでも課の統廃合や事務の所管がえなど、組織の機構改革に取り組んでいるところでありますが、とりわけ人口が減少する中でも多様化する町民ニーズへの対応などに伴う組織のあり方については、これまで以上に取り組みが求められており、御指摘のとおりだと思います。

今後においても、行政需要の変化を的確に捉えて、住民の理解を得ながら、持続可能で質の高い住民サービスへの提供を図られるように、効率的な組織体制の確立に努めてまいりたいと思います。この辺につきましては、議会議員の皆さん方におかれましても、「このように具体的に改革したほうがいいんじゃないか」という提案もいただければ、非常にありがたいと思います。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　将来へ向けて持続可能なまちづくり、観光交流事業の推進。

ことしの秋からは、離島運賃、あれが観光客にも適用されるということを、ちらっとインターネットの情報で見たところです。これが適用されると、やっぱり観光客もふえてくると。それと、ロケットの技術者等の関係者も種子島に入りやすくなると。

それから、簡易水道事業は新水道事業へ新たに変わっていく。

それから、ふるさと寄附金の確保と活用策。

それから、南種子町は、宇宙開発を生かした地域活性化と宇宙ビジネス推進への取り組み。新聞報道で見ると、この宇宙開発関係を我が町に誘致しようと、各地の自治体が非常に活動を活発化させているようです。御存じのとおり、北海道の大樹町、それから福井県とか和歌山県、鹿児島県の肝付町はロケットを生かした地域活性化策、宇宙ビジネスの推進、民間の小型ロケット打ち上げなどの誘致を目指していると。平成30年度当初予算に1,000万円のその調査費の予算を計上している。南種子町も絶対おくれてはなりませんので。それと、ことしはＪＡＸＡの創立50周年、こういうのもわかりながら当初予算には予算の計上をしていませんよね。

そういうことで、新たな時代を見据えたこの行政推進、これをやっぱりやっていかんことには、取り残されてしまうような気がいたします。今のところ、機構改革

はする考えはないということですよね。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　機構改革については十分協議しないと、職員数が少ないんです、はっきり言って107名しかいませんから。そういったような状況の中で、どう対応していくかということについては、いる職員で、どういうふうに配置すればいいかということになりますが、大筋的な機構改革についてはいましばらく見合わせたいと、こういう段階でございます。

50周年関係含んで、それぞれの予算をずっとやっているわけでありまして、他の市町からすれば、宇宙開発の関係、企業誘致の関係含んで、我が町は先端を行っていると私は思っているわけでありますが、上園議員には、それは映っていないようでございますから、やっぱり宣伝をしないといけないのかなというのを感じているところでございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　役場、これは読んで字のごとく「住民の役に立つ場所」、私はそのように受けとめております。市役所は市民の役に立つ場所、ところが、ちょっと住民から聞く話ですが、非常に入りづらいと、それとわかりにくい面もあると、こういう声を耳にするところです。

庁舎内を見ると、課名を書いた看板は掲げていますが、何々係、何々係、どういうことは何係で処理しますとか、そういう親切なこの案内板が不足しているように感じます。それで、研修センターの入り口のところに役場の配置図を、あれはＡ３用紙ですか、張っていますが、非常にあれも見づらい。

ということで、一つ例を言うと、保健福祉課のほうに職員の手づくりだと思うが、地域包括支援センター、それから介護保険係、保健衛生係、福祉年金係、厚紙でつくった案内板をカウンターに置いております。これだけでも非常にわかりやすいと思っております。非常に親切な対応ではないかと思います。

大きくてわかりやすい庁舎内の案内板の設置、町民が利用しやすく職員と話しやすい環境、各課の窓口に椅子を置いて、そこでじっくり腰かけていろいろな相談とか、事務手続を済ませるための椅子とか筆記用具の配置です。

来庁者への丁寧な対応、これはやっていると思いますが。

それから、町民の一般利用度が高い部署を１階にまとめて配置をする。

それから、窓口の一元化。転出・転入のときに、あっちに行ったりこっちに行ったりしないように、窓口の一元化はできないか。

それから、１階に町民のギャラリー的な空間を設置して、そこに町内の児童生徒、町民の絵画等作品を展示、ホットな場所の開設です。これも、この役場の行政機構

改革と一緒に取り組んでほしいと思う気持ちで一般質問に入れたんですが、機構改革は今のところする考えはないということですので、できるところから手をつけてほしい。

入りやすくてわかりやすい庁舎づくり、職員の意見も聞いて取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　以前と違いまして、全職員、契約職員も含んで全ての職員が、パソコンを全部持っているわけでありまして、その辺から言うと、どうしても机を配置しないといけないということになると、そういう問題が一つあるということを前提にして、これまでも職員からの提案で、窓口対応の多い課については、車椅子の方にも利用しやすいような、高齢者、妊婦の方にも座って手続ができるような、相談できるようなローカウンター、つまり低いカウンターの設置をしてきているところでございますが。

また、住民が来庁する際には、幾つかの用事を済ませる方も多くて、中央公民館にあった教育委員会を本庁舎に移した経緯もあります。つまりこれは２階に配置しているところでありますが、住民の負担軽減につながっているんじゃないかと思いますが、以前から提案になっているエレベーターの設置など、やっぱり思い切ってやることによって、今、上園議員から提案のあることについては可能かなということも、ここに立って考えているところでありまして。

こういうことを含んで、29年度と30年度に２カ年にわたって、職員としては、窓口サービスステップアップ研修ということで、全職員の資質向上を今、図っているところでございますので、今後とも、このような研修会を通して、職員の意識改革を通じて、接遇の向上や業務改善に取り組んで、職場風土づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、議員の御指摘のあったトイレの案内板の設置、開放的なスペース等につきましては、利用者の利便性を考えて、これはなるべく早く何とか対応せんといかんのかなというのを感じておりますので、御理解いただきたいと思います。つまり、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　地域包括支援センター、保健福祉課内にあります。保健福祉課長がセンター長でありますが、これは、何か法律によって市町村に設置が義務づけられているようです。この地域包括支援センターの存在感といったらいいか、業務内容が余り住民に浸透していない、そのような気がします。

これから、高齢化社会を迎えて非常に重要度を増す部署になってくると思います。

広報紙などで、その業務内容を周知をする考えはないか。チラシでやっても、あれはもう読まずに捨てる、ごみ箱に捨てる、そういう傾向があるようですので、広報紙を使って業務内容を周知をすると、そういう考えはないですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　全体予算の40％に近い予算が福祉予算でございますので、これは国保税等も含んでそうでありますが、その辺では、今、御指摘の点を住民は感じていると思いますので、具体的には担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　御指摘の地域包括支援センターでございますが、広報紙の本冊子のほうに、毎月、包括支援センターだよりというのを設けさせていただいております。以前、業務内容についても細かく町民に広報した経過もございますが、さらに広報活動を充実させていきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　非常に町民の利用度の高いセンターだと思いますので、業務内容等について周知を図っていただくようにお願いをいたします。

時間もありませんので、次の質問に。

教育委員会の社会教育課長席が、空席というよりも兼務になっているようです。１人の担当者に、２つか、３つの兼務辞令が発令されているようです。社会教育課長というポストがありますので、兼務ではなくして、やっぱり専任課長を配置すべきだと私は考えます。非常にこの社会教育課というのは重要な課であります。生涯学習の推進とか、社会体育の推進、芸術文化の保存・継承活動。

新年度、平成30年度に向けて、専任の課長を配置することについて、教育長、どう考えていますでしょうか。

○議長（小園實重君）　教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　上園議員の御質問にお答えをします。

現在、管理課長が兼務をしておりますが、４月１日には、社会教育課長を配置していただくようにお願いをしているところでございます。

○議長（小園實重君）　上園和信君。

○６番（上園和信君）　教育委員会というのは、教育委員会の専門の職員を持っておりませんので、やっぱりそういう空白が生じた場合には、町長にお願いして、町長部局から職員を派遣してもらうと、そういう苦しい立場にあると思いますが、やっぱり専任の課長を配置して、スムーズな業務運営に努めていただきますことをお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君）　これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで11時５分まで休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０６分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、広浜喜一郎君。

［広浜喜一郎君登壇］

○５番（広浜喜一郎君）　通告に従い、一般質問を行います。

１番目に、公立種子島病院の運営についてでありますが、先ほど同僚議員の質問もありまして重複することもあるかと思いますが、まず１番目に、町民の意見や要望についてであります。

その前に、公立種子島病院の医師及びスタッフの皆さんが、町民の医療福祉の充実のため日夜努力していただいていることに対して、心から感謝を申し上げたいと思います。

今回の質問は、公立種子島病院に対し、近ごろ町民からいろいろな意見や要望が耳に入ってきます。「議会だより」で町民にその実情を知らせるためにも、病院管理者である町長に町民の意見や要望をそのまま質問をいたします。

まず１点目に、受付をして診察をするまでの時間が長過ぎる。朝９時に病院に行って受付をして、12時過ぎまで待っても診察をしてくれないので、腹が立ってもう家に帰ってきたという人。

診察が済んでから、会計の計算が済んで呼ばれるまで１時間以上もかかる。この前は、１時間30分以上も待たされたという人。

薬をもらうだけなのに、その診察に２時間以上、会計をするまでに１時間以上もかかり、昼の12時を過ぎたときもあったという人。

診察の予約をしていたのですが、１時間以上も予定時間を過ぎてしまったという人。

このようなことを多く聞くようになりましたが、その原因は何なのか、改善できるところはないのかどうか、町民にもわかりやすいような管理者である町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　広浜議員の御質問にお答えいたします。上園議員の御質問と重

複する点が多々ありますが、御理解いただきたいと思います。

結論を言えば、医者不足による状況が、今、住民の要望の大きな課題であるということです。もう一つは、私が病院をよくするという、それを言ったことによって、これだけがこの３年間、あと１年しかございませんが、皆さん方の私に対する質問の大きな要因でありますから、ですが、今回の質問については、私のできないことについての、それはもちろんのことでありますが、病院の職員がどういうようなことをやっているかということによって、なるほどというふうにわかってもらえばいいんですが、なかなかわかりにくい点もあります。４月からの町政座談会で細かく説明を、時間をかけてしたいと思っていることをまず申し上げておきたいと思います。

現状は、外来職員は７時30分に出勤して準備をしておるわけでありまして、８時過ぎには問診、血圧測定を初め少しでも診察までの時間短縮に向けてつなげようと、外来師長を中心に職員は率先して業務に当たっておいところでございます。１人目の患者は医師の診察を８時30分に始めて、９時までには会計まで全て完了しておりますが、その後においては予約患者のことでありますとか、今、御意見がありましたように、予約しておいてもその時間に来ると１時間も２時間も待つという、そういう状況を踏まえると大変な御迷惑がかかっているということは、最初の医師不足だということだけは間違いありません。３時間待ちが生じている現状でありますから、午前の外来診察が午後の３時半まで医師を含めてスタッフも昼食もとれずに、そういった状況がこれは毎日ではありませんが、患者が多く来たときのその状況からいえば、そういうような状況であるということを現状報告しなければいけないというのが、私の経過の報告であります。

最大の要因については再三申し上げているように常勤医師の確保でございますから、これについては、本当に先ほど同僚議員からの説明もありましたように、全部、百十数件も行って調査したわけではないんですが、大半については、半分ぐらいは接触して話をずっと詰めていることだけは事実でございます。どうのこうのという予定がありますが、これを言うと、来ないんじゃないかというふうに言われますから言わないだけの話でありまして、今後、一生懸命努力していくことについては御理解いただきたいと思います。

また、改革プランに示してありますように、電子カルテの導入で幾分の会計処理の時間を短縮することは可能であると思いますが、メリット、デメリットあるわけでありまして、医師が患者に向こう時間が短くなるということもありますし、また電子カルテの導入時においては、１人当たりの診療、入力時間が特に長くなるということなどがありますが、そういった医師の少ない現状の段階では、待ち時間が長

くなることは避けたいことから、かなり医局の先生方の理解が得られにくいと、こういう状況もあるということは報告を受けているところでございます。当面、医師確保優先を課題として取り組んでおりますので、内部においては鋭意知恵を出して改善への努力をしてまいりたいということでおりますことを御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　町長においても現状の問題点については認識されているようですので、改善できる点については、早くできることは早目に対応していただきたいというふうに思いますが、この会計が遅いのはやっぱり電子カルテの導入が必要かと思います。電子カルテの導入をする場合に、およそでいいですが幾らぐらいの予算がかかるものかどうか、わかっていれば教えていただきたいです。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　予算については幾らかかかると思いますが、それよりも原因は、やっぱり先生たちがそれを書いて事務処理する一連の会計まで、支出のことまで全て相当勉強せんといかんということが一つありまして、大体１億ぐらいはかかるというようなことでございますから、それは、金額の問題というよりも例えば今、先ほど同僚議員に申し上げましたが、機械の更新を今度しましたが、これは大変な金額をほんのわずかで入れるという、そういうようなこともちゃんと事務局としては働いてやっておりますから、先ほど申し上げましたように、町の負担も大きいわけでありますが、町の払い出しが大きい一つの大きな要因は、国から来る補助金は南種子町に来て、それを全部出しているその辺もありますが、全体的にはやっぱり赤字が続いているわけでありますから、これは医師がきちんとそろえば、その辺は回復できるということは予想しておりますので、一生懸命頑張るというのが病院側もそう思っておりますので、私どももその辺で注意して、中種子の町長、病院議会の議員にもお願いして、対応していこうということを確認しているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　次に、３年前までは午後の診察やリハビリもやっていたのが、現在はやっていないわけですが、関係するスタッフについては、午後は何をしているのだろうかという質問が、町民から何人も私のところにもありましたが、これも町民にわかりやすいような答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　リハビリについては、午前中は外来患者のリハビリを行い、午後は入院患者のリハビリを行っております。

外来スタッフにおいては、臨床検査技師及び放射線技師においても、入院患者の検査と午後の時間外患者の検査及び職場健診関係の検査及び撮影業務を行っております。看護師については、非常勤看護師は外来診療のみなので、午前で勤務を終えまして、残りの常勤看護師は、在宅医療と時間外診療、健診業務を行っているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　受付の会計のほうはどうなっているんですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　会計事務については、恐らく三、四名の方がいるわけでありますが、それについては、具体的な点についての事務長の資料が来ておりませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　次に、平成29年度の決算見込みについてでありますが、前回の議会でも質問いたしましたが、町長は選挙公約で、「公立病院の運営を早急に立て直し、医療福祉の充実を図る」と町民と約束をしていますが、ずっと赤字が続いております。29年度の決算見込みを伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　今のような質問を３カ年間ずっと、私は受けているわけでありまして、これについては、一生懸命努力しているということについては認めてもらえませんので、やっぱり早急にそれを証明するには医師の確保ですから、これはやっぱり命がけでやらんといかんということだけは、十分わかった上で進めていることは御理解いただきたいと思います。

決算につきましては、先ほども申し上げましたが、29年度の決算見込み額は2,643万円の赤字を見込んでいるということでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　このように29年度も相当な赤字で、公立病院の運営は全然立ち直っていないと思いますが、公約が守れない管理者である町長は、現状をどのように考えているのか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　現状は、毎回の議会のたびに言っているとおり、医師がいないことによってこうなっているわけでありますから。これは南種子町だけじゃなくて、県は県立病院を３つぐらいやめているんですよ。廃止しています。例えば鹿屋病院であっても産婦人科をなくしたわけでしょう、そういったようなこと。それから、北薩のほうの病院も廃止いたしましたし、そういうことと診療の科目を減らしたと

いうことです。本町の場合でいうと、本当に種子島の52キロぐらいのこの延長の中で、西之から行く人というのは、やっぱり四十七、八キロの距離で行くような状況というのは、鹿児島などからいうと、薩摩川内にも大きな病院があるわけですし、鹿屋にもあるわけでありますし、その辺が県的な点で言うと、人口比とかその辺で種子島医療センターが主体的な病院として指定されている関係もあって、国の動き、県の動きによって、重患については西之表というようなことで、ずっと医療改革を含んで流れが来ておりまして、その辺でも南種子町としては非常に不利な条件にあると思います。

だから、いろんな交通事故とか急患が出れば、うちの消防については西之表まで通うわけです。中種子町は二十五、六キロですよ。うちはもう四十何キロですから、そういうもろもろへき地であるがゆえにそういうのがあると、しかしそういった同僚議員の質問も踏まえ、ロケット基地がある、そういう状況の中で医師が不足しておりますから、これを一生懸命なってやるということについては、１年の間にはきちんとそろえたいという努力をしていることだけは間違いありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　副町長、長田　繁君。

○副町長（長田　繁君）　決算見込みが赤字ということで、御指摘もいただいておるわけですが、要は医師の確保ができれば、その辺は改善できるということで考えておりまして、私どももそのことでいろんな方面に手配をしてやっておるわけです。

今度小原先生も２年ということで来ていただいたわけですが、延長６カ月していただいて３月31日で転出をされるわけですが、おとといの晩に送別会もして、先生とも十分話もして、どうにか今後も引き続きまたできないかということも、ここ何回もやってきていたわけですが、おとといの送別会の中では、できる限り、しばらくしたらまたそういうことも考えたいということで、前向きな発言もいただいております。

そしてまた今、メモが事務長から入りましたけれども、これまで再三お願いをしていた先生が４月23日からの契約がはっきりできましたので、それまでは来てもいいかどうかということで、再三こちらに来ていろいろしていたわけですが、やっと契約書が交わされましたので、４月の23日からはこちらに入ってくるということになります。

そしてまた、徳永先生については地元ということで、この先生も相当志が高いというか大きな夢を持っておりまして、南種子町の医療というものをどうあるべきかということを十分考えております。そしてまた学校も全部、中種子、南種子全部回って診察もしてきちっとした対応をしたいと、先ほど町長からもほかのところのサ

テライト病院にという話があったわけですが、徳永先生はそういうことには絶対反対だと、きちっとここでこの町をよくするんだという大きな夢と希望がありますので、私どもとしては今言う白土という先生が４月23日に来るわけですけれども、もう一人７月ごろどうにかというのも、ある程度方向的には向いてきておりますから、そういう体制ができれば、幾分前向きに改善していくんじゃないかなというふうに思っているところでございますので、私どもが何もしてないということではないということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　副町長を初め、医師の確保には努力されているということは認めております。ただいま副町長から４月23日から常勤が１人着任する予定だということですが、そうしますと常勤は一応４月23日からは４名体制になるということで理解してよろしいんですか。

○議長（小園實重君）　副町長、長田　繁君。

○副町長（長田　繁君）　今、メモでいただいただけですので、４月23日から即できるかどうかというのはまだはっきりはしてないわけですけれども、一応契約は４月23日であるということであれば、診療はできると思います。

しかしながら、午後の診療をどうするかということに、またそちらに向いてくると思うんですが、午後の診療は、いずれにしろ今の院長が５人体制じゃないとできないというのを明言してございますので、そこはどういう形になるかというのは、５人体制になってからでないと、できないんじゃないかなというふうに思いますけれども、私どもとしては、できるだけ１週間のうち１日でも２日でも午後も診てほしいというお願いはしておりますので、そこを医師の医局会の中でのお願いをしているということでございますから、今の段階での医局の中の先生方の話し合いでは、そこまで至ってないということでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　この４人体制になりましたら、ぜひひとつ午後の診療も、それから午後のリハビリもしていただくように、できるだけお願いしたいというふうに思います。

次、進めます。

シルバー人材センターの運営についてでありますが、現在シルバー人材センターに登録をしている人は何人なのか、これ男女の区別がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　具体的には担当課長から説明させますが、長年の懸案事項でご

ざいましたので、シルバー人材センターは、一般社団法人南種子町シルバーセンターとして昨年の３月17日に設立総会を開催して、１年取り組みを行ってきているところでございます。

登録会員数そのほかについては、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　お答えいたします。

２月末現在のシルバー人材センター登録数でございますが、男性33人、女性25人、合計58人でございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　主に、どのような仕事を受注して運営しているのか、またその仕事の依頼に対して、全ての仕事に対応できているのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　お答えいたします。

２月末までに133件を受注をしておりまして、延べ1,013日会員が従事をしたところでございます。

主な受注内容でございますが、公共施設等の清掃作業や空き家の管理、墓地の清掃、除草作業などが主な業務でございます。

また、全ての依頼された仕事に対応できているかどうかでございますが、高齢者では対応できない業務もございますが、本年度は会員の体制の関係で、農業関係の仕事についてはお断りをしているところでございます。それ以外については、ほとんど対応ができているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　現在、町の職員を派遣して運営をしているようですが、いつまで町の職員を配置するのか、契約職員やパート職員で対応できないのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　議員の御指摘のように、人材センターの円滑な設立運営のために、職員を配置しているところでございます。設立１年目で、高齢者の社会参加と社会貢献など、元気高齢者対策でもございますので、事業が軌道に乗り、国庫補助事業となるまでを考えているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　それは、大体いつごろというのはわかりませんか。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　国庫の補助対象になる要件がございまして、会員100

名以上、延べ5,000日以上の就業日数ということでございますので、平成30年度、その達成のために全力を尽くしていきたいと思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　会員数100人以上ということらしいですんで、これはちょっと難しいんじゃないかと思いますけども。

この前の予算委員会の中で、河内温泉センターの方をこのシルバー人材センターから派遣するというような話がありましたが、これについては実際に４月１日から実施するのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　当初予算にも、そのように委託料で計上させていただいております。今その業務の関係についても調整をしていますので、30年度４月から、温泉センターについてはシルバー人材センターに管理を委託をする予定でございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　ほかの公共施設の管理等について、このシルバー人材センターから派遣する予定とか、そういうのはありませんか。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　現在、公立病院の清掃作業に派遣をしております。さらに、ＪＡＸＡの清掃作業にも派遣をしているんですが、これは民間の会社から要請をされて清掃作業をしておりますので、平成30年度、ＪＡＸＡの管理課ともこれから協議をさせていただいて、シルバー人材センターが直接管理ができるような体制に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　この平成29年度のシルバー人材センターの決算見込み、収入が幾らあって、支出が幾らぐらいになる見込みなのかを伺います。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　平成29年度の決算見込みでございますが、収入は町からの補助金が498万円でございます。事業収入等が595万1,000円を予定をしております。合計で1,093万1,000円でございます。

支出でございますが、会員への配分金が460万円、人件費が256万3,000円が主なもので、1,050万2,000円を予定しているところでございます。

その差額については、法人会計の余剰金については町へ返還をする予定でございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　この人件費の256万3,000円は、先ほどの職員の分で理解していいですか。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　シルバー人材センターで雇用している職員でございまして、職員の人件費は入っておりません。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　すると、その町が派遣しとる職員は、人材センターからではなくて町から人件費については支出しているということですか。その職員の人件費を含めた分では、この収支は出していないということですか。それを出すのが本当じゃないですか、向こうに勤めているんですから。

○議長（小園實重君）　保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君）　実際には、派遣しているわけではございませんで、保健福祉課のシルバー人材担当係長の職名でございますので、その人件費は事業関係のほうには入っていないところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　保健福祉課の職員であろうとも、一応この収支の計算については、含めて計算するのが本当じゃないかと私は思いますけど、一応実情はわかりました。

次に、キャトルセンターの運営について伺います。

現在の預託頭数は何頭ですか。

また、12月議会での同僚議員の繁殖牛の導入についての質問に対し、町長は繁殖牛の導入はどうしてもやりたいと、３月議会に提案したいと答弁をしていましたが、実際に繁殖牛の導入を実施するのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　お答えいたします。

畜産は、気象災害に強い、防災営農的な分野の農業でありますので、これまでも私も、農業振興を柱としてキャトルセンター、堆肥センターの施設の整備に力を入れて、推進をしてきたところでございます。

平成28年度の決算で言いますと、町税がふえた理由は畜産振興、農業所得がふえたわけでありますから、これは畜産でありますから、これはいましばらくは続くという判断のもとに、これを進めようとしているのが私の考え方であります。

今後も、全国的に畜産農家の減少は続くことは予想されておりますが、町内における優良牛の導入、母牛改良や飼養頭数の確保が本町畜産振興の鍵となります。このため、繁殖牛導入を行い、優良牛の導入、母牛改良を図り、さらなる畜産振興を

図ってまいりたいと考えているところでございます。

キャトルセンターの運営改善として、繁殖牛の導入は効率的であり、優良雌牛導入により畜産振興が図られます。繁殖牛導入については、県畜産課に伺い、直接協議をしておりますが、施設運営体制の見直しなど十分な準備が必要でありますので、今後、導入する方向で進めてまいりたいと、こう思っているところでございます。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。預託頭数について。

○総合農政課長（羽生幸一君）　預託頭数につきましては、３月の競り市に36頭出荷し、今現在84頭ということで、３月の末に27頭受け入れの予定であります。現在は84頭であります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　先ほど、町長の答弁の中にも少し入っていたかとは思いますが、補助事業で実施している事業ですので、そう簡単に事業の変更や施設の改修等ができるとは思えませんが、再度、繁殖牛の導入をどうしても実施するのかどうか再度伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　町長でございますから、やっぱり南種子の振興が何が主体でどうなっているかということでいくと、総農業収入の四十数％が畜産関係ですよ。これを飼っている人というのは88軒のようでございますが、そういう状況の中でいきますと、この畜産というのは、今国の状況、外国との関係含んで、これからまだ伸びるという考え方がございますので、私としてはやっぱり県の指導も仰ぎながらこれは取り組んでいきたいと、こういうことでございます。

国庫補助事業でつくったわけでありますから、国の変更手続は当然必要になります。これについては、もう既に畜産課と協議したことでございまして、話を聞いておりますので、今後その検討を一、二カ月かけてやる中で、後ほどまとまった段階でまた議会に報告したいと、このように思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　29年度の決算見込みについてでありますが、キャトルセンターは、当初の設立時点での計画が全然達成されていないと思われます。建設後の最初の年から赤字が続いておりますが、平成29年度の決算見込みを伺います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　キャトルセンターの運営状況で平成29年度の決算見込みでありますが、収入額で2,393万円、支出額で2,739万4,000円で、346万4,000円の赤字見込みであります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　今報告のありました、平成29年度の決算見込みを含めた赤字額の累計は、約3,720万円です。これだけ町民の大事な税金が使われているわけです。赤字の最大の要因は、預託頭数が足りないことだと思いますが、預託頭数がふえない原因は何だと思ってるんですか。当初の見込みが甘かったのではないかと思いますけども、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　実は３カ月飼育になっていたんですが、これが競りの関係で、２カ月飼育と、２カ月しか預からないようになったということも一つ大きな要因としてありますが、そのほかいろんな条件がありますので、これについては担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　預託頭数のふえない要因でありますが、計画の預託頭数につきましては年間400頭で、平成28年度につきましては、342頭の計画比85％まで伸びておりましたが、平成29年度は250頭の62％と低下しているとこであります。

預託頭数のふえない要因としましては、平成25年度より子牛価格が高値に転じたことにより、畜産農家がみずから飼養管理する機運が高まり、畜産専業化、規模拡大により預託者は減少している状況と、子牛状況に応じた飼養技術が不安定で、預託者が期待している増体率のばらつき等に対する不満等がありまして、預託を控えている方がいると。昨年６月に預託料金を引き上げたことも要因ということで考えられているとこであります。

飼養頭数の増減はありますが、キャトルセンター施設は、着実に畜産振興の拠点施設として活用されているとこであります。種子島家畜市場で年８回競り市が開催されておりますが、購買者も県内の方を中心に、九州、愛知県、三重県、茨城県の方々が子牛の購買に毎回来町しております。その購買者や肥育農家が、競り市前に町のキャトルセンターの視察、下見に来る方が年々ふえつつあるとこであります。購買者が安心して購入できる、生産履歴のしっかりした安心安全な農作物生産が農業振興に求められているとこであります。今後、飼養管理等を改善しながら対策を講じ、県の指導もいただいているような状況でありますので、飼養管理技術を向上させて、増頭を図っていきたいと思っております。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　今、競り市の話がありましたけれども、直近の競り市で、キャトルセンターで飼育した牛と、それから自家哺育した牛の価格の差があるのかどうか、それがわかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　３月の競り市の状況でありますが、キャトルセンターから出荷したのは36頭ということで、雌が67万2,000円、去勢で81万3,000円、平均の75万円であります。南種子町の平均につきましては、雌で68万2,000円、去勢で79万9,000円、町の平均で74万1,000円ということで、約9,000円程度キャトルセンターのほうが高かったというような状況であります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　次に、堆肥センターの運営について伺います。

現在、保管蓄積している堆肥があるのかどうか、需要と供給のバランスがとれているのかどうか伺います。

また、堆肥センターの民営化については、今後見込みがあるのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　現在、保管蓄積している堆肥は製品が少なく、製造中の堆肥が300トンであります。

本年度は、堆肥利用促進を図るために、さとうきび事業に堆肥投入を加えたことや大口農家への推進により生産が追いつかない状況にあり、需要と供給のバランスがとれていない状況にあります。例年購入される方の堆肥については、現在生産している堆肥で対応できる見込みでございます。

堆肥センターの民営化については株式会社山有との協議を進めてきておりますが、３月14日に再度協議いたしましたところ、私の申し出をおおむね了承していただきましたので、今後、完全民営化に向けて双方で協議することで進めようとしております。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　今後、堆肥の値上げをするのかどうかを質問する予定だったんですが、先日の予算委員会で、４月から値上げが決まっているという説明を受けましてびっくりしたところです。決まる前に、少しは議会にも説明があってほしかったと思うところですけども、そういうことを議会に説明する必要はないと町長は思っていたのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　議会は４回しかありませんから報告しないのもありますが、基本的には農協の堆肥は、今、１万5,000円なんですよ、トン当たり。うちは6,000円ですから、それを考えたとき、やっぱりうちの堆肥のほうが中身的にはいいというように思っておりますので、これは全体の協議会を開催した結果、やっぱり上げていいだろうという、そういう判断のもとで３月の広報誌でお知らせした状況でございます。現段階で上げても、農協との格差は依然としてあることはだけは間違いな

いと思っております。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　その前に、議会にも全協というのもあるんですけども、説明する必要はなかったということで理解していいんですか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　時期的な問題もありましたから、その辺は可能な限り、やっぱり知らせんといかんかったのかなと、こういう思いであります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　堆肥センターについても、建設後の最初の年から赤字が続いておりますが、平成29年度の決算見込みについて伺います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　堆肥センター運営の平成29年度の決算見込みでありますが、収入額で1,118万7,000円、支出額につきましては2,287万2,000円で1,168万5,000円の赤字の見込みであります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　キャトルセンター、堆肥センターは赤字でもよいという議員もおりますけれども、私は、まず赤字を解消する対策を検討するのが一番だと思います。

平成29年度の決算見込みを含めた堆肥センターの赤字額の累計は9,372万円となる見込みのようです。毎年1,000万円以上の赤字を出してきているわけですが、これに町民の大事な税金が使われているのです。平成30年度予算も1,011万円の赤字予算を計上しています。堆肥の値上げをしても赤字の解消にはならないと思います。値上げをしたことにより、反対に堆肥を購入する人が減少することも予想されます。赤字が解消されるということは、今後も考えられないと思われます。

町がこのような施設をつくって運営すること自体が間違いだったと私は思いますが、もうつくっているわけですので、つくるときの原点に返って経営方法を大きく変える必要があると思われますが、町長のお考えを伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　町はもうかることを前提にしてだけ仕事をするというもんじゃないと思いますよ。議会議員は10名いますけど、町長は１人ですから、私は町民の意見を総合して、こういう事業、つまり本町の場合は農業しかないという大前提のもとに農業に投資をしているわけであります。

道路を１本つくるのに、４人か５人しか通らない道に、やっぱり何千万とか何億かかけてやっているんですよ。それも１つの事業ですよ。行政というのはそういう

ことじゃないかなというふうに、私は長年の経験からいえば思っておりますので、そのことによって将来的には、「うん、よかったな」というようになるということを私は確証したいというように思っておりますので、しばらく時間をいただければその辺の説明はできると思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　私は別にもうかれとは言っていませんよ。とんとんぐらいでもいいんじゃないですか。だけど、毎年1,000万円以上の赤字財政、そんなにまでする必要があるのかというふうに私は思うんです。

先日の議会での同僚議員の質問の中で、堆肥センターの民営化ができるのじゃないかという含みを持たせた発言を町長がしましたが、もし、民営化をした場合、町の一般財源は全然持ち出さないでやらせるという約束ができるのかどうか伺います。もし、民営化した場合ですよ。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　これは当然のことながらそういうのを前提にして、今後話し合いをするということにしてありますので、今、広浜議員の言うような質問の内容からすれば、町長は何もできませんよ。本町の場合はどういった産業が柱でやっているかということだと思いますよ、私は。

私は農業にかけるということを言ってきましたから、当然、赤字であろうが、やっぱりそれをやることによって黒字に転ずるということを目指しておりますので。町長になって、堆肥センターができて、私は４カ月ぐらいで職を失しましたので、それで堆肥を１回販売しただけで、後は別の方がやられましたから、その間、４年間で菌をほとんど買っていないんですよ。450トンしか買っていません。これで堆肥をつくったことによって、農業をやっていた人が町の堆肥から離れていったというのがあります。で、私は最初の議会でそれを言い違えてしまって、議会に大変迷惑をかけましたから、正確に言うと、そういうことも含んで、山村菌というのは世界にまたがっているんですよ、世界に。私が始めようとしたときには、わずか３件ぐらいでしかやっていませんでした。川上村では製造しておりました。それから、山形県で１カ所、もう製造始まっておりましたから。それと、ちょうど北海道に今度つくるというそういう時期に、先に私もかかわったんですが、そういうことが６年、７年の間に、世界を股にかけてどんどん堆肥を輸出していっているわけでありますから、私は間違いなく、その堆肥は石灰を入れなくていいという、米もオオギも、そういうことだけはもう間違いないわけでありますから、自信を持って今後はつくっていただければ、そういったような堆肥が今度でき上がるというように私は期待しておりますので。向こうも条件がありましょうし、町も条件がありますか

ら、しかし町のお金は使わないという。それを使わせるについては、当然、堆肥センターは補助費でつくっておりますが、これを利用して南種子町の農業振興を図る上では、その建物は重要でありますから、そういう点の投資というのは今までのことを含んでやっていくようにしたいと思いますが、全体的な点は今後の協議に委ねたいと思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　農業をするのに堆肥が必要なことは十分にわかっております。しかし、これを行政が1,000万円以上も赤字を出して毎年運営してきたこと自体が、私はおかしいのではないかというふうに思います。

時間もありませんが。現在、堆肥の在庫が全然ないように聞きましたが、４月から値上げをすることに対して３月に購入をしておこうという農家がふえたんじゃないかと思いますけども、現状はそういうことなのかどうか、伺います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　今現在、製造中の堆肥については、町長が述べたとおり約300トンということになっております。３月中に注文をしていこうというお客さんも、今回の町広報を見て数名の方が問い合わせがあって、原料については４月１日以降に配付したものについては値上げの対象となりますという説明はさせてもらっているところであります。

在庫については、今現在、製造中のものと製品を含めて約300トンの状況であります。

○議長（小園實重君）　羽生課長、在庫と、これから製造中のものと区分して、はっきり答弁してください。そこを求めていますから、質問は。

○総合農政課長（羽生幸一君）　今現在、製造中のやつを含めて300トンということで、１槽が約110トンから120トン入る製造中の部分ですが、製品関係については、ここ最近で100トンほど散布をして、製品自体がもう今、品切れ状態ということで、製造中のやつが、今言った300トンということで、３月中に配付ができる分というような状況であります。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　済いません、もう一回確認ですけど、今、販売できる分が300トン、３月中に販売できるのが300トンは在庫があるということで理解していいですか。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　３月中に販売するのが、今言われた300トンを予定をしております。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　町長、現在、生ごみがほとんど堆肥化されていないというふうに聞いているんですけども、最初の目的でもあります生ごみの堆肥化、町民にも依頼をして、分別を徹底して、ぜひこの生ごみを堆肥化する必要があるんじゃないかと思いますけども、町長の見解を伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　言ってはなんですが、赤字の要因は生ごみにも、はっきり言ってあります。それは分別ができていないんですよ。だから、これは４月に入って衛生自治会とも十分協議をして、２カ月前に大崎町に研修にやりましたがその辺を突っ込んで協議していただいて、十分できるようなことで堆肥化するというのは大事かなと思いますから。これについては、今後民営化になりますと堆肥センターではできないかもしれませんが、その辺について、その逆としていろんなことが考えられますので、これはやっぱり堆肥化の方向で進めるためには分別しかありません。御指摘のとおりでございますので、努力するように連携をとっていきたいとこのように思います。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　それで、現在、その生ごみはどういうふうにして保管しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　生ごみの堆肥化したものですが、堆肥センターの製造をする一番入り口のところで受け入れをしまして、隣の槽を１槽、約１２０トンぐらい入る製造の槽ですが、そこで保管をしているような状況であります。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そういうことで、今現在製造している堆肥が普通の畑の場合に使えないというのが一つあります。そこで林業関係、シキミ等含んで、植えるとき、それを使ってもらうというようなことを含んで、これは製造方法は全く変わっていないわけでありますから、使わせるように。それから、今度、桜を植えようとしておりますが、そういうのにも、下にはちゃんとその堆肥を使ってやるという、追肥もして泥を掘ってやるという点では問題ありませんので、こういう点についてはもうちょっと、例えば町民にも宣伝して無償で提供するようなことがあってもいいんじゃないかなと、こう考えているところでございます。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　ぜひ、この生ごみを堆肥化させるように、ひとつお願いしたいというように思いますが。議会も今度、産業厚生委員会で堆肥センターの視察を

する予定になっていますが、まだどこというのは決まっていないですけども、大崎町あたりがいいんじゃないかとは思っていますが。そういうことで、この生ごみ、たくさんたまっていると思いますが、ぜひ今後堆肥化するように、ひとつお願いしておきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君）　これで広浜喜一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後１時10分とします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時０７分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。日髙澄夫君。

［日髙澄夫君登壇］

○８番（日髙澄夫君）　町民の皆さん、今、テレビが大変おもしろいです。第196国会が開会中ですが、安倍政権による国民、国権の最高機関である国会をばかにする前代未聞の異常事態が発生しています。安倍首相の妻、昭恵氏が絡む森友公文書改ざん事件です。改ざんした文書からは、安倍首相が出てくる部分１カ所、妻の昭恵氏が出てくる部分５カ所が全て消されていました。なぜ消されたのでしょうか。

昨年２月17日、森友疑惑への関与を追求された安倍首相、衆院予算委員会で「私や妻が関係していたなら首相も国会議員もやめる」と発言しましたが。「安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは「いい土地ですから前に進めてください」とのお言葉をいただいた」、首相発言の直後から、このような記載が公文書から消されました。そんたくがあったのではないかと言われております。

ジャーナリストの大谷昭宏さんは、「安倍さん、もう首相をおやめなさい。佐川前国税庁長官や麻生財務相の首を切れば済むという話ではない。森友問題で誰より責任があるのは安倍首相夫妻です。文書改ざんの動機は全て安倍さんのためです。行政府が国民をだましたということです」と話しております。

南種子町でも平成24年に公文書改ざん、捏造で、職員を懲戒免職にするという前代未聞の事件が発生しました。

それからもう一点、今月初め、検討に値するテレビ報道がありました。

キヤノンは2021年に民間ロケット打ち上げ施設の建設の計画をするなど、市場の拡大が期待されているとの報道がありました。キヤノンの動きや、先月、内之浦ロケット打ち上げ場からの小型衛星の打ち上げ成功によって、将来の展望をいち早く

察してかどうかはテレビ報道からは理解できませんでしたけども、肝付町は地域活性化策の検討のために鹿児島銀行、日本政策投資銀行と政策協定を結んだと報道がありました。例えば、南種子町が民間企業の小型衛星打ち上げ施設の誘致や企業誘致を検討するのか、それとも肝付町と大型・小型の射場立地自治体としてすみ分けをするかどうか、あるいはまた北海道の大樹町など誘致競争が具体的になるのではないかと予想されます。おくれをとらないようにしていただきたいと思います。

それでは、長くなりましたが一般質問に入らせていただきます。

１、国保税についてでありますが、応能・応益の割合を60対40にすることについて、町長にお伺いをします。

今定例会、開会初日の３月５日、議案第７号国保税条例の改正案が提案されるとは思っていませんでした。理由は改正条例案の審議で申し上げましたが、平成29年第４回定例会での私の一般質問に対する答弁で、町長は税務課長に次のように答弁させていたからであります。それは、「６月の本算定前に確定した所得に対する税額等を求めまして、税率改正については、そのとき判断をしたいというふうに考えています」と答弁しております。課税・収納事務は市町村の責任ですから、税務課長の答弁に、もちろん瑕疵はありませんし、私は今定例会で、最後で最初の要望をしようと考え、６月の定例会までに検討してもらいたかったわけであります。税務課長の答弁を信じて提案をした私がばかだったし、南種子町から裏切られたという気持ちでいっぱいです。

私が国保税の引き下げを、議員になって一貫して要求してきましたのは、南種子町の保険税が高いからであります。現行税率では熊毛で一番高い税率になっていると思いますし、また県内でも高いほうに位置しているのではないかと思っております。

昨年12月定例会で応能・応益の割合を50対50と言いました。これは1991年の国保法施行令の改正で、初めて賦課割合の標準を政令で定めたものであります。厚生省（当時）は「応益負担の割合について標準は定めるが、自治体が独自に判断して決めるもの」としておりましたので50対50というのを示しました。1995年、国保法改正では、応益割合が高い市町村に対しては、新たに２割軽減措置を設けました。こういうこともあって南種子町の応能・応益の比率は、平成23年度の改正では50対50どころか39.9対60.1として、平成29年度まで応益が高くなっております。この結果の新たな問題として、２割軽減されない境界層の被保険者が苦しい生活を強いられているのであります。

６月議会で、60対40を改めて検討する考えは、町長は持っていないかどうかお伺いをします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　日髙議員の御質問にお答えいたします。

まず、昨年12月議会で税務課長が答弁した件については、後ほど一言申し上げます。

ことしの１月になりましてから、全国市町村長、それから関係課長含んで、国の国保税に関する会議が急に数回行われました。そういった中で、最終的には２月の中旬ごろ、このようにいくということが決定をされたわけでありまして、その辺は１月の末あたりから、この問題が、急に国が30年度からこのようにやっていくということの方針のもとで各市町村長を集めて説明をしてきたということも一つあります。

そういった中で、日髙議員のおっしゃる点については、昨年の１２月議会において税務課長が答弁したことについては、ちょっと課長もいなかったことも含んで私の見識違いもありましたが、現状では、これから全て国保事業については国のほうでやっていくという方針を明確に示してきたので、後ほど、これから説明する状況で対応していきたいとこう考えているところでございます。

税制改正についてでございますが、所得確定後、６月議会で提案する流れで来ていましたので、あの時期はそのつもりでいました。ところが議員も御承知のとおり、平成30年度からは大きな制度改正ということで、その施行日が４月１日ということもあってかどうか、県が示した納付金や標準課税に対し、市町村の動きを探る調査、報告が相次ぎ、本町といたしましても応能・応益の割合の見直しなど気がかりな点もあったので検討作業を進めたところであります。こうした流れの中で、本町の税率は、県が示した標準税率が最適であると総合的に判断をしたところでございます。

今回、議会における税率改正になったことは、税が下がるよりも税が上がるほうへの説明が求められるわけですので、その対応を考えると、６月議会を終えてからでは十分な期間がとれないこと、また法定外繰り入れについては現時点で想定していないことから、今回の制度改正に伴う件については税も含めて３月の提案とし、スタートしたいと考えたところであります。

次に、60対40の割合にすることの考えですが、今回の改正で国が定める50対50に近い形になり、低所得者には減税となり、所得の高い世帯には増税となることで、まずは低所得者への負担軽減という課題が改善されます。

60対40への考えということですが、増額になった世帯について、さらに増額になるということになりますので、激変緩和措置がなくなった後のことなども考慮したときに理解が得られる範囲となるのか見きわめたいと考えるところです。新制度が

動き出す30年度ですから、国は30年度の実績を見て、新たな方針を示してくることも予想されます。これは、さらに１年後になりますが、現時点での制度の安定と今後の動きを見守りたいというところです。

議員がおっしゃるとおり、税金を安くしたい気持ちは全く同じでありますので、全体的な判断として、今の状況であることを御理解いただければと思うところでありますが、私も気になっているのは税務課長の答弁であります。したがって、１年間、この制度でやる中で、日髙議員の発言している内容についての分析も図ってみたいと、こういうことを現時点で考えていることだけをお伝えしておきます。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　町長、市町村に賦課と徴収の権限があるというのは、これは都道府県と市町村が経営体が一緒になっても、30年度からも変わらないわけですよ、本質的には。また、行政の本筋の中では変わらないわけです。

そういう中で12月議会の、私が「これまでは決算補塡という考え方で法定外繰り入れがなされてきましたが、平成30年度からは方向は県が仕切るという形になって変わるわけですけれども、平成30年度は国保税そのものを引き下げるために税率を改正するという考えはないでしょうか」という中で、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、町長の答弁として、「県下の自治体、首長を集めての会議も実はありました。そういった場合にうちの経済的状況を言っても、日髙議員がいつも言っているようなそういう状態であるというのは間違いないわけです。ところで、そういう形の中で以前やっていたことをやっていいのかというのが一つはありまして、私としては税率の引き下げについては、あくまでも税負担の増加による激変考慮をして検討をしていこうというようなことを担当課長には言っておりますが、それはそれぞれ税の審議会もありますし、まだ時間がありますから、そういったようなことを頭に入れながらというのは課長には指示しているところでございます」というふうに答弁がなされて、私は、この税務課長の答弁と町長の12月議会でのこの部分の答弁については信じて、できるだけ60対40になるようにという、それに近いような数字になるようにという形で質問をしてきたつもりだったんですけども。

６月議会でもう一回、ほかの市町村でもやられているように、保険税を毎年度決定する段階で法定外繰り入れを、どのくらいすればいいか、例えば2,000万円不足するから1,000万円ぐらいは法定外繰り入れをして、残り1,000万円の分について税額を決める、そういうふうな形で税率を決めていくというような、そういうことが毎年毎年できるわけですよね、賦課徴収の権限が市町村にありますから。できるわけですから、そういうふうなことも含めて６月でやっていただくだろうというふうに思っておったんですけども、この６月の時点で申告も終わりましたから、その所

得が確定された段階でもう一回、保険税を決める段階で法定外繰り入れを許されるのはどのぐらいだろうかと。例えば500万とか1,000万ぐらいは、この29年度決算時点で法定外繰り入れをした二千何百万のうちの1,000万を税額を決める段階で、30年、31年はもう固定化していこうじゃないかというような形で、６月の段階で税額を決める時点で法定外繰り入れをやるというようなことも含めて、この３月５日の改正条例を可決しましたけども、もう一回見直しをするというふうな気持ちはないでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そこが非常に大きな問題でして、実は、国が全国的に国保税を統一するという考え方が示されたのは１月の中旬以降なんですよ、各県に。

県は慌てまして、まず担当課長会議を開き、それから市町村長を集めた段階では国から説明に来ました。そういうような状況を踏まえて、その後、また課長会を開いて、結局３０年以降は国がそういう方向でやっていくというようなことなんですが、我が町の場合でいうと、私は記憶にあるんですが、私は助役をやっておりましたから、柳田町長が日髙議員の質問に対して、それはきちんと法定外でやっていくということをずっと続けてきているわけです。実は国保税の問題については１市２町の、今の数字的に言えば、うちは福祉予算が他の町よりもずっと、県下でもはっきり言って福祉予算はトップだと私は思っておりますが、そういうような点も含んで、そのほかの面での福祉に関する予算をつぎ込んでおりますし、この辺はそのようにいく中で、そのボーダーラインを今決めるという点では、私は難色を示しているということでございますので、やっぱり一連の経過を見て、他の市町村と同じような状況で進む中で、その段階でどう変わるのかという、何名ぐらいでどれぐらい、どうなるのかと。その際１％を上げることによって、あるいは下げることによってどうなるのかということが、国のやろうとしていることに反するかどうかということも含んで検討しなければいけないというのは、現時点での私の考え方でございますので。これは税務課長の言ったことについては私の言ったことですから、それはそれとして受けとめながら、現時点でスタートは、県下の市町村と一緒にスタートさせるということで、１年間の状況を見ながら、そこ辺を分析したいというのを、最後、私は申し上げた次第でございますので、その辺で御理解いただければありがたいとこのように思います。

これは、はっきり言って市町村の段階で熊毛の１市３町でもいいわけですが、私の福祉予算関係含んで、もう全然違うんですよ。もう40％近くなっているわけでありますから、そこ辺では思い切った構成をして、議員の理解を得て進んでいるわけですので、御理解いただきたいなという点があります。

税務課長の言ったことを、今いないからということではないんですが、全く無視はしておりませんから。それは、私も１６日の議会でのそれぞれの質問と日髙議員の意見も踏まえながら検討して、今考えているということだけはお伝えしておきたいとこのように思います。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　それでは、６月議会での検討を期待をして。

３月議会で西之表市、中種子町、南種子町はもちろん決まりましたけども、屋久島町についても、この税率を含めて応能・応益の割合も決定されるでしょうから、その時点で、３月議会が終わった時点で、この熊毛郡内もどうなっているかというのも把握もしながら、また改めて６月議会で、医療費の決算時点で国保会計がどのぐらい赤字が出るからという形で、今、法定外繰り入れを政府も認めているわけで、2,000万円、3,000万円という形で南種子町も法定外繰り入れをやっております。それを、私はこの保険税の中でも繰り入れをやってほしいと、法定外繰り入れをやって保険税を下げていただきたいというのが私のお願いということだったんですが。それが４月に入った時点で熊毛郡内の応能・応益の割合もわかるでしょうから、また鹿児島県内の状況もわかるでしょうから、それも踏まえて６月議会で、またお願いをしたいというふうに思います。

では、２番目に行きます。南種子町職員の交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程（昭和62年９月21日訓令第５号）についてであります。

１番目に、平成24年４月１日訓令第２号は廃止することということでお伺いをしたいと思います。

廃止を要望する理由を簡単に述べてみたいと思います。ちょっと長くなりますが、お許しをお願いします。

梶原弘徳前南種子町長が、前代未聞の職員を懲戒免職するという事件が発生しました。平成24年６月22日、懲戒免職処分発令。平成24年７月６日、鹿児島県人事委員会に不服申し立て。平成25年６月18日、同委員会は不服申し立てを棄却する採決。平成25年12月11日、職員が懲戒免職処分取り消しを求めて提訴。平成27年２月24日、南種子町長が職員に対し、平成24年６月22日付でした懲戒免職処分を取り消す判決言い渡し。平成27年４月28日、福岡高裁宮崎支部に控訴。平成27年７月８日、控訴棄却の判決。南種子町が最高裁に上告しなかったので結審しました。職員が勝訴したわけであります。

一方、懲戒免職処分を受けた職員の親族が、南種子町職員の交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程について、平成24年４月１日訓令２号で改正されたとする同規程は、実際は平成24年６月ごろに改正されたものであり、平成24

年４月１日訓令２号「南種子町職員の交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程」は虚偽有印公文書作成、同行使したものであると、梶原弘徳前町長ほか３名を平成25年９月２日、種子島警察署に告発しました。この告発に対して鹿児島地方検察庁は、平成29年７月31日、不起訴処分しました。鹿児島地検の不起訴処分した検察官に対して親族は、不起訴処分は不当であると鹿児島検察審査会に平成29年11月10日、申し立てをしましたが、鹿児島検察審査会は「不起訴処分は相当」の議決をしました。

職員の懲戒免職処分に対する一連の裁判所の判断と検察官の判断ではっきりしたことは、１つ、訓令２号は平成24年６月29日に口頭で職員に周知され、同年９月20日に町例規集に掲載されたものであり、検挙された後に公布されたものと一審は判断をしております。

２つ目に、平成24年４月１日訓令２号について、検察官も平成24年４月１日は虚偽であると認めております。

検察官は起訴猶予処分による不起訴にしたということでしたが、問題を引き起こした梶原弘徳前町長の政治的、道義的責任は今後も追求しなければならない事件であると思います。

以上のようなことから、平成24年４月１日訓令２号は廃止以外にないと思いますが、町長の判断はどういう気持ちでしょうか、お伺いをします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　総務課長に答弁させます。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　平成24年４月１日に制定されたという訓令第２号南種子町職員の交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程の一部を改正する訓令については、これまでの事実経過として、日付をさかのぼって改正した事実が判明したために、訓令そのものの効力が無効という結論に達しました。そのことを踏まえまして、新たに平成30年２月１日付で同規程の全文を改正する訓令を施行し、職員にも周知徹底をしたところであります。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　済みません。新しい公布は30年２月１日、何号、例規集には載せておりますか。

○議長（小園實重君）　総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　例規集については、それぞれの議会ごとに、ほかの条例とか一緒にまとめてしますので、一応改正はされていますけども、まだ載っていません。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　次に行きます。３番目の産米農家、稲作農家対策についてでありますが、これはもう政府が決めたことですから、この議会でどうのこうのということにはならないとは思いますけども、心配する農家の皆さんもいらっしゃいますので。

１つに、収入保険の加入対象者について、白色申告者を除外する理由は何だと理解しておりますか、お伺いをします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　国は農業成長産業化を図るために、品目の枠にとらわれず、農業経営全体を対象にした農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度、これは資料もできておりますが、収入保険制度を本年度10月より加入申請の受け付けを始め、31年の１月１日から開始することとしております。

質問でありますが、加入対象者について白色申告を除外する理由でありますが、国は青色申告者を対象にした理由として、国費を投入して収入減少を補塡する制度は他産業にない制度であるため、収入把握の適正、正確性が求められ、日々の取引残高まで記帳する義務があり、在庫等と記帳が照合でき、不正が起こりにくいことから青色申告者を対象としております。白色申告者ではその義務がないため、除外されているということでございます。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　ことし平成30年度からのスタートということになるわけで、何かほかにこれが見直しされるとかいうような情報なんかは入っていないですか。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　今回、来年の１月１日から開始されるという収入保険ですが、この概要については町長のほうで今説明したとおりですが、平成28年度に国のほうにおきましては地域の活性化創造本部ということで農業競争力強化プログラムを決定し、29年６月に農業災害補償法の一部を改正する法律が、今回の農業保険法ということで改正をされたところであります。

国においても今回、31年１月１日から開始をし、施行後約４年間をめどにして、制度のあり方等について再度検討を行い、農家の対応をしていくということでありますので、一年一年、要望をして地域の声をつなげていきたいと思います。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　１番目と２番目と一緒にして質問させていただきますけども。救済策はないかということですが、市町村ではありませんと、多分言うとは思うんですね。というのが、民主党政権の時代につくられた戸別所得補償制度があったわ

けですけども、主な作物の生産を支えて生産調整に参加した稲作農家に10アール当たり１万5,000円を交付する定額部分と、暴落時に一定水準の米価まで補塡する変動部分があったわけで、それを安倍政権は平成24年産から変動部分を全廃をしてきました。同時に定額部分も半分の7,500円に削減をして、ことしで全廃することにしているというのが29年度までだったと思うんですね。それで30年度からは、こういう形で収入保険になると。

じゃあ、純粋に稲作農家の経営を支えるという点では、ＪＡとかあるいは民間の米の販売業者といいますか、集荷業者といいますか、そういうところが国全体の流通を見た上での価格から割り出すという、そういう格好で農家責任ということになっていくんでしょうか。もし、わかっておれば、お答えをしてください。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　今、現段階ではわかってはおりません。

○議長（小園實重君）　日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　これを何かに言っても始まりませんので、まずは国がどういうふうに稲作農家に対して政策を進めていくのか、ＴＰＰが11カ国で、またやられるようですので、そういう点では大規模農家の輸出を中心にやるというのが、政府の基本的な方針になっておりますので、そこで譲歩をしないと、２町歩、３町歩、４町歩ぐらいの稲作農家には、もう経営が成り立たないようになっていくんじゃないかなと。

ＷＣＳあるいは飼料米なんかのほうにいくと、最高13万も支給すると。じゃあ、稲作農家の皆さんで食糧用は全く補償しないとかいう、補助金を流さないとか、そういう格好になって、相当矛盾をするんじゃないかと思いますので、これは今後、様子を見ないといけないのかなと。行政としても責任を持ってどうするというのができない以上は、言えない以上は、もう幾らこういう質問をしても始まらないという気持ちかなと思ったりしておりますが、非常に残念です。

何とかして、自民党が農家の皆さんからも支持を受けて自民党一強の政府をつくったんですが、その方が日本国の大部分の農家の皆さんを、経営の面倒を見ないというようなことになったら大変ですので、そこはまた町長も機会があれば要請をしてください。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　ただいまの問題を含んで、いろいろ思っているわけです。基本的には南種子町は米、甘しょ、サトウキビ、これ全てお金を、単価としては国が決めるという残念な状況でありまして、そういった中で今、日髙議員がおっしゃるように、自民党のとっているその辺については先は見えているわけでありますから、

そこで農家はそれぞれ、東北含んで鹿児島でも考えられておりますが、例えばここでも上質米をつくろうと、そして高く売ろうという、それも実は始まっているわけです、南種子町でも。

今回、この水田農業にとりましては、ちょっと私も国に対する要望を、実はしている点があります。それはどういうことかというと、やっぱり水田の乾田化をして、遊ばせない水田をどうつくるかというような問題もあって、この辺は国に通じるようなことも含んで、そういった中で何かというと、やっぱりバイオ米をつくるということ、これが求められておる。やっぱり石灰を多く使う、金肥だけでつくる農業というのを、これから変えていかないといけないと。

実は河口課長は今入院中でありまして、残念ながら、今度の議会に出てこれませんでしたが、私と３カ月に１回ぐらい、卸企業を回るわけですが、そういった中で、「絶対、課長、野菜も送ってほしい、町長、野菜も送ってほしい」とこういうのを言われているわけですが、それは今まで私どもがとってきたバイオ野菜の堆肥の使い方についての試験をするのがまずかったりとか、その辺で、ちょっと私の４年間の留守もありましたから、それが成り立っていませんが。実を言うと、そこのトンミー館では、野菜は町の堆肥ということを決めて、それぞれ耕作者に伝えておりますが。こういうようなことを含んでいく中で、奄美大島では毎日のごとく船がやっているわけですから、そういうのを目指すようなことでないと、国が決める農業の単価で決めるような、そういう農業ではだめだということです。

しかし、種子島からさとうきびをとった場合、どうなるかということが、また一つあるということです。５ヘクタールぐらいサトウキビを作っていては、もう採算はとれません、はっきり言って。でも、それは首長としては、１市２町での場合でいうと言えない立場にありまして、だから総合農政課も本当に苦労をして、いわゆる減反を、ですが１市２町の中では一番少ないわけです、はっきり言って、減反率は。

そういうようなことをやっておりますが、今、農業は本当、辛抱の時代だと思いますが、御理解いただいて、今後ともいろいろ意見については提言していただければありがたいと思います。

ちょっと余計だったかもしれませんが、終わります。

○８番（日髙澄夫君）　終わります。

○議長（小園實重君）　これで、日髙澄夫君の質問を終わります。

次に、西園　茂君。

［西園　茂君登壇］

○９番（西園　茂君）　それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせてい

ただきます。

日本の高齢化、ＡＩ・ロボット利用による効率的な経済体制が追いつかない状態で、人手不足の時代が到来しています。特に農業分野における人手不足が深刻化しています。

国は、昨年の６月に国家戦略特別区域法が改正され、特別区に限り、農業の外国人就労を認める農業支援外国人受入事業の実施を決定しています。本町も人手不足が深刻化している中、私たちの町でも、きび作農家は278人と、10年前と比較して136人の減少となっています。

前回の一般質問でもしましたが、28、29年産さとうきび生産は10アール当たり６トンで、本町では約２万8,800トンの生産で５億7,000万円の売り上げです。１戸当たり約1.7ヘクタールつくっておりますけども、205万円の売り上げでございました。10アールに換算しますと、たかだか12万円でございます。

29年、30年産見込みでは10アール当たり4.3トン、町全体で２万400トンで、ことしはトン当たり２万円しませんので、平均単価は約１万8,000円、トン当たりとなります。よって、３億6,700万円、１戸当たり132万円の売り上げでございます。何と10アール当たり７万7,000円程度にしかなりません。昨年より、町全体で２億円の減収、農家１戸当たり73万円の減収となります。そこから刈り取り料金、販売経費、生産費を引きますので、純収益は微々たるものか、赤字になることは明らかです。

生産農家では、金肥が高過ぎる、町堆肥も高いとの評価です。４月１日より堆肥の値上げが町広報紙に掲載されておりましたが、時期尚早です。早急に撤回すべきです。農家の生産意欲を維持できるのか、非常に心配しております。

ことしのきび振興対策では、優良種苗供給確保事業、優良種苗助成事業、きび種苗圃場改良事業、きび一芽苗供給事業、きび増産強化対策事業、きび増産推進事業の６事業の実施で、30年、31年のきび作付計画が、昨年より２ヘクタール少ないだけの474ヘクタールの確保ができたとしていますが、これで目標とする増産は達成すると考えているのか質問をいたします。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　ことしのさとうきびの生産状況でございますが、収量、品質ともに過去最低の状況でありまして、非常に厳しい経営が、今質問の内容のとおりだと私も思っているところであります。

目標としている6.5トンについては、鹿児島県、沖縄県におけるさとうきび増産計画を策定しておりまして、平成27年度策定の見直しを行い、種子島全体の平成30

年度計画は栽培面積で2,700ヘクタールの、単収は6,531キロを上げているところでございますが、ことしの状況からすると大変な計画であると思います。

このさとうきびの糖度の問題、それから単収の問題は日照時間との関係とか非常に影響が大きいわけですが、それにしましても、方針としているそこに到達できないということ、先ほど西園議員の説明の中にありましたように、基本的にはやっぱり赤字が大半なんです、はっきり言って。１町歩以下になると絶対赤字ですから。それは刈り取り料との関係でいうと、それに満たないというのがはっきりしています。

つまり、作付の関係とかいろいろありますので、こういうことを考えたとき、やっぱり変えなければいけないという思いをしているところでございますが、6,500キロという目標は、これまでの実績を踏まえての増産計画の単収でありますが、通常やってきた農業、施肥の問題とか、これははっきり言ってできません。私はできないと思います。それは天気の非常にいい三、四年前のその辺ではあったにしても、これはどうなるかというのはありますが、これをやるには、やっぱり施肥関係を含んで、私の狙いとしている堆肥の問題がありますから、それも本格的に外国に輸出しているのを、こっちのほうで使うような状況になれば、十分太刀打ちできると。

それから、今議員がおっしゃいました堆肥の値上げの件については、基本的には農協の堆肥が、現在、散布まで含んで１万5,000円なんです、トン当。それからいうと6,000円ですから、散布料は1,000円ありますけども、こういうことを考えれば、それだけ入れてもきちんとやれるという、これは沖縄あるいは奄美大島の実例からしても可能だと考えておりますので、そういうことを含んで取り組まなければいけないと考えているところでございます。

今回の議員の方々からの御質問も、私が本町の実績を証明したとおり、他の町村よりも余りにも低過ぎるという思いがありますので、これをきちんとやりたいという、そういう大きな狙いですが、案外こうすることによって実現可能だというように思っております。本町の堆肥生産を民営化することによって大量生産をお願いし、堆肥だけで、石灰も不要なさとうきび生産によって、奄美のさとうきび生産にまさる実績を目指したいというのが私の本心であります。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　今、私が質問した内容につきましては、例年と変わらず、きびに関しましてはいろんな補助事業関係をやっておりますけれども、その結果が今のような状態で、これがまた何年も続いているということを考えれば、早急な別の対策というのを考えないと、恐らくきびの作付関係については、もう終わりを告げるような形になるんじゃないかという思いがしてなりません。

日程第10の発議の中でも、さとうきびの糖度帯の見直しであるとか、それから今１トン当たり１万6,000円のお金をいただいておりますけども、そういう補助金関係の見直しとか、いろんなことで国のほうに要望をするということで、後で発議があるかと思いますけれども。

この予算委員会の審議の中でいろいろな資料をもらいましたけれども、その中に今年度の数値を６トン500という形で示しておりますけれども、これはなぜなのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　目標としております数値の６トン500についてですが、10アール当たりの単収につきましては、鹿児島県と沖縄県におけるさとうきび増産計画を策定しておりまして、平成27年度に策定見直しを行い、種子島全体の平成30年度の計画については単収6,531キロということで、種子島全体の10アール当たり単収を掲げております。この６トン531キロを参考に、29年度単収、あと30年度単収ということで6,500キロということで計画をしているところであります。

以上です。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　６トン500というと、反当13万円しかならないんです。だから、よく計算してみると、今の計算でいくと堆肥を２トン入れると２万円です。そうすると金肥が１俵当たり3,000円超えているんで、４俵から５俵は必要だ、そうすると１万5,000円、またプラスされます。それから、刈り取り料金が今6,800円ですから、６トンあったときに、もう４万近くなりますよ。そうすると、ほとんど手に何万円台ぐらいしか残らないと。ただ、これを目標にするのには余りにふざけているんじゃないかという思いがするわけです。

私は、もう以前から、きびについては８トンどりをということで推奨しておりますけれども、やはり８トンが最低だと思っています。そうでないと農家の生活自体ができない。それをわかっていないのがちょっと悔しい限りで、経費は幾ら要って、それで残ったお金がたかだか数万円であれば、これ１枚の10アールの畑を１年つくって、それだけしかないという話ですよ。

ですから、本来であれば、ことしも去年のきびの後を利用した２年きび、３年きびというのがあるので、通常だったら６トン500というのが普通でしょうけども、これじゃあ生活ができないということをやっぱり頭の中にたたき込んでもらって、いろんな施策をするべきじゃないかなというふうに私は思います。幾らできるかというのが基本じゃなくて、農家の生活ができるかというのを基本にしてもらって対策を打ってもらいたいというのが私の希望でございますし、そうせざるを得ないよ

うな状況に、きび作農家がなっているということも事実ですので、そこら辺については、今後、農家に対する話の中でも、ぜひとも最低でも８トンはとりたいという意気込みで頑張りますという程度ぐらいの話はしてもらいたいなというふうに思っております。

さて、ことしのことになりますので、どういう対策をとっていったらいいのかというのが基本になろうかと思います。まず、町長に聞きたいんですが、今回265戸の農家が474ヘクタールのきびをつくるという計画でございます。まず、その農家の現状分析というのが、今できているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　今、西園議員から出たいろいろな問題、考え方は私は全く一緒ですよ。私は、もうサトウキビはつくらないほうがいいと。今、６トン幾らのその辺は、やっぱり５ヘクタール以上、10ヘクタールぐらいの人であれば、まあまあちゃんと自分で刈り取り機も持っておるしいいんですが、もうそれ以下の人というのは成り立たないわけですよ。自分で刈り取る分については１トン当たり、つまり刈り取り料の２万幾らはあるわけですから、それを何人で切るかというのはあるんですが、つまり農家の日当が出てくるというのは、それではできるんですが。

つまり、１町歩か２町歩かつくっておって、幅の狭い畝幅でつくった場合に大型の機械、これは、誰に頼むかによりますけど、やっぱり大型の場合は押していくわけですから、全部潰れるわけです。こういう実態というのを個別に指導するという体制に、行政、農協含んで、なっていないということを含んで、その辺でも意見を申し上げているわけですけど、これが大きな問題でして、金肥を入れて金肥ばっかりでつくったところで成り立つはずがないわけですから。しかし、ことしは中種子町も大幅に予算をふやしているわけですが、これは金肥は、私は後々だめになると思います。ですが、南種子町の場合も、例年よりもさらに総合農政課の予算をふやしていますから。ですが、本当に辛抱の時期だというのは率直な気持ちです。

内容的に言うと、課長としては、南種子だけが県が示す、あるいは熊毛の１市２町の技連会で熊毛支庁含んで協議したその方針を、我が町はこうやるというのは言えない立場にあると思います。ですから、そこに新光糖業が入ってくると、潰れたら我々はもうどうしようもないんだと、これより下がったらということがきておりますから、面積をふやすこととか含んで、そのことばっかりが今大きな課題となっているということでありますので。だから、何をやるかということですが、例えば30年度の予算関係で言っても、このとおりいくかどうかというのは非常にクエスチョンマークです。

しかし、総合農政課が、今、示しているこの案が１市２町の案として出ておりますから、農家に対してはそれを督励する方法しかないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思います。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　私が今、農家の現状分析ができているかという話をしたのは、生産意欲の問題もありますけれども、本当にこういう10アール当たり4.3トンしかできなかったきびで、その運転資金ができているかどうかというのが、本当に心配しております。恐らく、ここ数年、やはりよくなかったので、農協に営農資金の赤字が出た場合に棚上げをして、それで次年度につなげていくという形をとってきておりますけれども、今回つくる265戸の農家が、そういう運転資金関係の確保はできているのかなというのが不安でございます。

それから、今後、計画の中で進めていく上で、いつまでだったら大型化というのが可能になってくるかとか、それから今の年齢構成でどれぐらいまで、きびの今の与えられたものを生産できるかとか、それから圃場によって余りよくない圃場が散見されるんで、適期管理が本当にやれるかどうかというような調査なり、徹底して圃場をチェックしていかないと、本当にきび作農家が倒れていくというのが現実で、後に残る精脱の組合なり、そういう大型の農家の人たちは相当投資をしているので、その償還すらもできないような状態になってくると。

私は実際、南種子のきびについては、今の試算でいくと大体15万トン、新光糖業が必要だと言われているわけですから、その割り当てからいうと南種子で約３万トンぐらいは維持しないと、恐らく種子島全体で15万トンというのができないというふうに思っています。その生産が可能な面積というのは幾らかというと、やはり８トンを基準にしたときに、約70戸程度が５町５反以上の作付面積で可能な状態になります。そういう状況を何年ぐらいまで維持できるかというのが基本になろうかと思うんで、そういう試算なんかもやっぱり明確にして、それで組合員にハッパをかけるということしかないのかなというふうに思っております。

ただ、一つ一つ分析してもらいたいのが、その5.5ヘクタールぐらいの面積を一農家が確保できていないという理由も恐らくあるでしょうし、機械化についても、まだ半分も機械をそろえていないと、管理作業に本当に手間がかかっているという現状もあるでしょうし、そういうのを一つ一つチェックして、そして確実に作業を進めていくことしかないのかなというふうに思います。

実は、いろいろ話したり、また、町長の答弁を聞いて、ちょっと一飛びしたいんですが、その手法をどういうふうにやっていくかというのが、やはり課題となってくると思います。その中で、現状は皆さん十分理解していると思うんですけれども、

今、南種子町では小型、ミニのハーベスターが約20台稼働しているんですけれども、約77戸で294ヘクタール。この面積は、ことしはどうにか継続できるという総合農政課のほうからの報告も受けておりますので、あとは町長が行財政改革の中で農業振興を図るために、組織のあり方について検討するというふうに言っているわけですけれども、これはきびにかかわらず、いろんな組織のあり方について検討するんだろうと思うんですけれども、こういう内容を具体的に、町長、どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　先ほどの答弁の中で課長が数字的な点を、僕は発言したことによってとめておりますので、後ほどそれは発言させたいと思います。

その件については、例えば今、サトウキビのことに限って言えば、若い人がサトウキビの担当になっているわけですよ。この辺は、人は若いかもしれませんが、私はサトウキビづくりの経験者、これをこういうふうにしなければいけないという意見を示すような点で頭の中に入れておりまして、これが即、ちょっと期間がかかりますけど、どうしてもそういうことをする中で、廿しょについては、もう堆肥を入れてつくればちゃんと単収は上がるというのは確証しておりますから。水田についても、山村さんの菌は店で売っているとおりですから、ここであの堆肥を使ってやった場合には、全部私が売ってあげますといったような、もう注文が相当あるんだそうです。そういったようなことを含んで、つくり方の問題があるわけでありますから、この辺の体制づくりというのはどうしても必要だと思っておりますので、しばらく時間をいただいて、また、西園議員は農協の理事もなさっていたわけですし、農協の内容も十分わかっているわけですね。

しかし、農協は金肥にしろ、堆肥にしろ、販売しないとどうしようもない立場にありますから、そういうことを考えて、それは私どもはまた大型農家が、先ほど西園議員の発言の中にありましたように、農協との密接な関係がある中で大型化してきていることも事実ですから、ハーベスターの刈り取りも90％を超えていることだけは間違いないんですが、問題は、面積の少ない人のつくり方の問題なんですよね。それは若い職員ではどうしようもないというのは私の考え方ですから、例えば農業のサトウキビのことを言えば、そういった点が具体的な点としてあるということだけを今申し上げておきたいというふうに、あとは課長から説明させます。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　さとうきび農家の分析状況関係を、ちょっとまた説明しますけども。

本町のさとうきびにつきましては、目標500ヘクタールと掲げまして、平成31年

度、単収７トンということで掲げて頑張っているところであります。

今のさとうきびの状況につきましては、栽培面積で476ヘクタールということで、栽培者が、今言われる278戸で現在収穫をしている面積であります。

１戸当たりの平均栽培面積については1.7ヘクタール、ちょうど資料的に30年前が栽培者907戸、１戸当たりの平均については64アールということで、約３倍近くまで規模拡大がなされてきているところであります。

高齢者65歳以上の栽培に占める割合と今後10年後どうなるかという質問に対してですが、ここにつきましては、70代、80代の栽培の年齢構成につきましては、今現在70代が17％、80代については７％、合わせまして24％を占めているような状況であります。

規模別の戸数関係では１ヘクタール未満が54％、２ヘクタール未満が31％ということで、２ヘクタール未満まで足しますと85％という高い数字の今現在、栽培の戸数の構成になっております。

規模別の面積でいきますと、５ヘクタール以上の栽培者の占める割合について、面積ですが、ここについては約60％ということで、今後10年後のさとうきび経営を考えたときに、農家戸数は自然と減少をしていくと。その中で規模的には今1.7ヘクタールが平均で、１ヘクタール以上は拡大をしていくということに対し、規模の小さかった２ヘクタール未満の部分については、いかに単収を上げさせて所得を伸ばしていくかというのが、面積を大きくつくると、規模拡大というのはちょっと望めませんので、単収をいかに上げさせていくかという対策に取り組んでいるところであります。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　私は前回、今後のきびに関しましても、ほかの組織もそうですけれども、農業振興の推進につきましては、大いに今ある組織を利用しなければだめだという話をした経緯があります。とりあえず、組織は、きび甘しょ振興会という相当な人数を抱えた組織があるわけで、大体これを利用しない手は、私はないと思っております。

先般の生涯学習大会で講演をした先生がいいことを言ったなと私は思っているんですけれども、内容が、生涯の学習の一環で、もうけを考えるのが当然だというような内容の発言をしておりました。私もそのとおりだと思います。幾ら生涯学習大会をやったとしても、そこに文化面関係では、残念ながら飯を食えるというのはほとんどいないわけで、そうするとどうしても生涯学習の一環としての中にも、もうけというのを位置づけるということは非常に大切なことかなというふうに思うので、あの先生、いいことを言ってくれたなというふうに私は思いました。

ちょっと話が飛びましたけども、生産組織の充実というのは、私は前も申しましたように、数値目標の設定をどうしても生産組織の中でつくってもらいたいと。今、各校区の役員たちもいるようですので、その校区の中でも数値目標を設定してもらって、そしてまた各個人の数字の積み上げを徹底してもらって、個々の農家まで数値目標を設定してもらうというのが一番の増産関係の設定の仕方かなというふうに思いますので、大いに生産組織を利用して充実を図っていかないことには、恐らく南種子町全体の生産規模なり、それから経済規模の拡大という形にはつながらないと思うので、ぜひともそういう組織を使った取り組みをしてもらいたいと。これには、どうしてもお金がかかります。どうしても各組織の役員の人たちに出てきてもらって話し合いをしてもらいたいというのが基本となると思うので、できれば、ある程度予算化もしてもらうことを私は希望しているんですが、そういう予算確保が今後できるのかできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そういった提言をしていただければいいと思います。

今、さとうきびの生産は全部農協の組織でありまして、そのほかの点もです。役場はそういった組織がないわけです。だから、私はやっぱり直接そういった人と、例えば代表が来るとすれば三役が来て、こういうことでお願いしますぐらいで済ませてしまうものですから。先ほどの生涯学習大会のああいう経験も踏まえて、一堂に会してそれぞれ意見を述べるという、そういう状況の中から言っても、町もそういった人たちを相手にして組織をつくって、こういう数値目標をしてやっていくという点でいけば、またそこで幾らか意識の改革はできるんじゃないかと思いますから、その辺については取り組みたいと思います。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　前回も話しましたけれども、町の総合農政課の中で、毎年のごとく、作物についても数値目標、長期５カ年計画ですか、つくって、目標も立てているんですけれども、その数字がどこから上がってきているのかというのが基本だろうと思うんです。それが明確でないと達成するはずがないんで。やっぱり組織が活発に活動して、自分たちみずからの数値目標をつくったその数字が、毎年の南種子町の農産物関係の数値になっていくのが当然だと思うし、また町としても、農協も一経済団体ですので、それだけを当てにするんじゃなくて、町みずから、そういういろんな組織を立ち上げて、その人たちに数字をつくってもらうという形が一番理想だと思うんで、組織づくりは徹底してやってもらいたいと。町長の今の行財政改革の中でそういう組織のあり方について検討したいということだったので大いに期待はしておりますけれども。

ことしのきびの生産で特にお願いしたいのが、刈り取り料金の値下げというのをどうしてもお願いしたいと。恐らく今の精脱の組織なり、それから今の大型農家の人たちが幾ら頑張っても、３万トン以上のきびの生産ができないわけで、そうするとちっちゃい農家の加勢がないことには目標達成できないと思います。その中でネックになっているのが、きびの刈り取り料金、今6,800円ですか。それを値下げするという活動ですか、そういう交渉をやってもらいたいというのがありますけれども、どうでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　課長の考え方もありますが、実を言うと、この前議員の皆さんも一緒に奄美大島に行ったとき、向こうの刈り取り関係、安く刈り取っているわけです。だから、それがなぜできないのかということはあるんですが、その辺については大型機械、つまり1,000万も2,000万も、その上もするそうです。そういった機械を買う人、あるいは10ヘクタールぐらいつくっている人でも大型機械を買うということで、これも一千四、五百万するわけです。そういう人たちがどれだけ刈らないと、それを何年間で戻すということにならないこともある中から、きているんではないかと私は想像するわけです。

奄美の状況からすれば、ちょっと課長ともその辺は語ったんですが、やはり農協と中種子町、３者の会議をつくって町も投資をしているわけですから、だから、その中で奄美なんかにも行ってもらって、それで刈り取り料金を下げてもらうと、こういうこともしないといけないと思います。これについては中種子の町長が会長でございますので、私もじかにその辺は若干語りましたが、ですけど、正式に、こういうのもうちの議会で出たことも含んで申し上げて対応すべきであろうとこのように思います。

あとは課長から話をします。

○議長（小園實重君）　総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君）　さとうきびの収穫のハーベスターの作業料金でありますが、今現在、消費税込みの6,804円ということになっておりますが、ここについては平成23年度から200円引き下げということで、今まで6,500円であったものを、単収が低いということで、今議員指摘の刈り取り料金の値下げということで、6,300円のプラス消費税で6,804円ということになっております。それまでは6,500円に消費税でしたから、ここの引き下げ関係について、町長が述べた奄美大島では刈り取り料金が格安になっているということで、ここ種子島におきましては精脱施設というのを、平成12年に種子島農業公社のところで試験的に県の試作機を入れまして、本町では平成14年に長谷の有尾に建設しております南種子精脱施設というの

ができております。

内容等については、これの設立をする段階で、平成10年度からずっと検討をしたんですが、各市町にばらばら精脱施設をつくるんじゃなくて、種子島全体、全域１カ所、新光糖業の横に精脱施設をつくって、今後雇用がかなり厳しくなっていくということで、雇用対策関係を含めて種子島１カ所の精脱施設をつくり、奄美大島のような形の製糖工場の横に精脱施設を隣接させてコスト低減を図るべきであるということで、奄美大島については今言ったトン当たり5,500円というのを実現されています。本町では6,500円と1,000円高いのは、そこの精脱施設が分散していると。現況、もう施設が西之表市、中種子町、南種子町ということで精脱施設ができておりますので、今後平成31年度に向けた料金関係の検討を３年前から行ってきております。なかなか受ける側の生産組織、委託をする生産者の代表ということで、一方では下げてもらいたい、一方では経営が成り立たないということで、結果的には、単収をいかに６トン500以上に上げさせていくかというところにきております。

ここの料金関係については、町長が言われた種子島農業公社のハーベスター利用組合関係、町の利用組合とも検討しながら、今後進めていきたいと思います。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　私は農家ですので、きびをつくっている農家ともいつも話す中で、普通に考えても、大体１日10トン以上は必ず切るわけですから、10トン以上といったら手取りの６万8,000円です。それ以上切るわけですから、機械の稼働率、１日の稼動率からすると相当なもうけだと思うんです。だから、これなぜ値下げできないのかなということで、自分の仲間にも聞いた中で、結果的にちょこっと結論めいたのが出たのが、農業公社の存在というのが出てきました。

私が農協の理事をやっているときにも、実際言って、農業公社の経営が大変で、刈り取り料金を下げられないというのが現状としてありました。ですから、今、南種子町は農業公社の稼働は１台しかないですけれども、そこら辺が原因になって値下げできないんじゃないかということを農家の自分の仲間の連中に聞いたところ、とりあえず単収がありさえすれば採算はとれるんだと、根っこは農業公社だという人が数人おります。ですから、もう少し農業公社が、害にならない程度で縮小してもらって、それで恐らく民間の払い下げでもして、大体第三セクターでつくった組織については採算ベースをとるのは非常に難しいですので、もうそろそろネックになってきているのかなと思います。

ですから、そういうところも交えて話もしてもらいたいと。実際の話、何らかで経費を落とさないと、とりあえずきび作関係は終わるということは間違いないので、ぜひともそこら辺も早急に計画をつくってもらって話し合いも進めてもらいたいと

思います。

だから、大型農家が生き残るためには、そういうお手伝いをもらわないとだめな状態に来ているんだということを話しすれば、大型農家の連中も、それじゃあ1,000円、2,000円下げてもいいのかなという思いになると思うんで、ぜひとも早目に交渉してもらって進めてもらいたいなというふうに思います。

あと30分で終わる予定だったんですが。堆肥のことに関しましては、同僚議員が既に話をしているんで、また町長の答弁の中でも山有との話し合いを詰めて、いい方向を向けていきたいという答弁もありましたので、増産関係についてはいいんですが、今つくっている堆肥の量からすると、大体100ヘクタールの農地ぐらいにしか満たないというような状況です。そうすると、生産性を上げる、そういうバイオ堆肥を利用するという方向からいうと、どの作物にどれだけ使って、いい商品をつくっていこうかというのが見えてこないわけです。ですから、ある程度の増産計画ができたら、ことしは、例えば安納芋について100町歩ぐらいの堆肥をつくろうとか、それから水田には、ことしは200トンばかり使おうとか、何かそういう利用の仕方というか、利用計画みたいなものをつくらないと、都会のお客様にいいものを供給しようと思う中では、そういう計画がちゃんとできないと生産者も困りますし、また、いいものをつくっていこうという方針にちょっと離れてきますんで、そこら辺の利用計画というか、堆肥についても生産が幾らできるから、どういう方向に向けようという計画、議論あたりは進めてもらいたいと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　まず、農業公社の件については西園議員の言うとおりでありまして、私は離脱したいという考え方を、正式な会の中じゃないんですが言ったことがあります。

一つ困った問題として、水田の関係で苗を育てる業者とか、それがいないというのが一つありまして。ですが、私はことし試験を、自分の水田に17アールつくりますから、やっぱりバイオ堆肥でつくります。そういうことを考えると、今言われるように基本的にはどれぐらい堆肥が必要なのかというのは、実は総合農政課のほうでは、私が指示をしたときに、もうでき上がっているわけです。全体の耕作面積の、その辺で何％にして、年次計画的な点というのは課長の中では数字は持っているわけですが、これをするには、もう今の町のやり方ではだめということがはっきりわかりました。

どういうことかというと、町は農家の牛のそれだけでやっているということですから。牛を飼っている人も半分以上は自分の家に置いて、実を言うと野積みしてい

るところもありますから、あれは違法ですから。そういうようなことを含んで、きちんとやらせるべきじゃないかという提案もあるわけでして。だから、これについては鹿児島でやっているような生産方針に切りかえるということは、こちらとしてはできませんが、会社はやるわけでありまして、その辺について鹿児島市との関係が実はありまして、山村さんは鹿児島の47万都市の全てのし尿処理をもう40年もやっておるわけですから、その中で山村菌を開発、発見して、これ今はもう世界に向けてどんどんやっている、そういう状況を踏まえたら増産はできるというように判断していますが。それは１年ではできませんけど、それに取りかかってもらって、逐次そういったことで、得をするということはなし遂げてもらわんと困りますので、この辺については、今後話し合いの中で整理をしていきたいと。だから、農業公社については、今言う水田の問題とかありましたが、これは今おっしゃるとおりだと思いますけど、意見としては私は申し上げたいとこのように思っております。

すぐ、離脱ということにはならないかもしれませんが、私は町が負担すべき点は負担してでも離脱したほうが、南種子町としては面積も少ないのでいいんじゃないかということで、今、公社は機械を買っているんです、刈り取り機も。職員もふやしているんです。だから、そういう点でいくと、今度はそのほかのことをせんときから、どんどん広くなっていくという点でいくと経営は成り立たないので、やっぱり下げるわけにいかないという意見が出てきますから。ですけど、南種子町は、言ったように南種子町内のそういう関係機関、団体の意見をまとめるようなことをやっぱり総合農政課でやらせんといかんのかなということは感じておりますから、きょうの意見としては、それを参考にして取り組んでみたいとこのように思います。

○議長（小園實重君）　西園　茂君。

○９番（西園　茂君）　私は、とりあえず町民の生活の安定が、私たち町行政の仕事だろうと思うし、そのためにはやっぱり生産規模の拡大なり経済規模の拡大をやっていかないと豊かさというのは追求できないと思うので。その中で、やっぱり役場職員だけでは、もう限界なんですよ。役場が主導してやろうということに関しては。ただ、町民も巻き込んで一緒にやらないと、この経済規模というのはなかなか拡大しないので、そういう組織なり、あるいは地区の公民館なり、いろんな組織を利用しながら、いろんな分野でお手伝いをもらって拡大するしかないのかなというふうに思いますので、ぜひ情報もどんどん流して、それで協力もらうところは協力をしてもらって、こういう生産規模の拡大ができていけばすばらしい町になると思うので、ひとつそこら辺をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小園實重君）　これで、西園　茂君の質問を終わります。

ここで14時45分まで休憩します。

―――――――・――・―――――――

休憩　午後　２時３４分

再開　午後　２時４５分

―――――――・――・―――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――――・――・―――――――

日程第２　提案理由の説明

○議長（小園實重君）　日程第２、町長から追加議案として提出されました議案第28号及び議案第29号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越　修君。

［名越　修町長登壇］

○町長（名越　修君）　提案理由について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、条例案件２件でございます。

それでは、条例案件について要約して御説明申し上げます。

議案第28号は、町長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定についてでございまして、町長、副町長及び教育長の給料を10％減額するものでございます。

議案第29号は、南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定についてでございまして、地域防災拠点施設の設置に伴い、条例制定をするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これで提案理由の説明を終わります。

―――――――・――・―――――――

日程第３　議案第28号　町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第３、議案第28号町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、髙田真盛君。

○総務課長（髙田真盛君）　議案第28号について御説明申し上げます。

議案第28号は、町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定についてでございます。

本条例は、町長、副町長及び教育長の給料を減額する特例について制定を行うものであります。

条例をごらんいただきたいと思います。この条例は、第１条で趣旨、第２条で給

料の減額、附則で施行日、有効期限について定めたところでございます。

第１条では、町長、副町長及び教育長の給与について減額する特例を定めるものであります。

次に、第２条の給料の規定におきましては、平成30年４月１日から平成31年３月31日まで、町長、副町長及び教育長の給料月額を10％カットし、給料月額の90％を支給するというものであります。ただし、期末手当、退職手当の算定に当たりましては、10％カットは適用しないというものでございます。

この条例の施行日は平成30年４月１日、それから、条例の施行有効期限は平成31年３月31日までとなってございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　町長、最初からこれを出すべきであったと思いますよ。町長の選挙公約でもあり、議会との約束でもあるわけですから。

町長、先日の30年度予算の総括質疑の中で私の質問があったから、仕方なくこの条例制定議案を提出したのかどうか伺います。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　その件については、答える必要はありません。

○議長（小園實重君）　広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　町長は南種子町の代表者であり、最高責任者でもあります。その町長が、議会で約束したことを守らないということがあってもいいと思っていたのかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　答えられません。

○議長（小園實重君）　５番、広浜喜一郎君。

○５番（広浜喜一郎君）　副町長、教育長に伺います。当初予算の編成時点で、町長から30年度は３役の給料の10％削減はしないという話があったのかどうか。議会との約束でもあるから削減しなければいけないのではないかという提言を、町長にはしなかったのかどうか、副町長、教育長に伺います。

○議長（小園實重君）　まず、副町長、長田　繁君。

○副町長（長田　繁君）　最初のこういう御意見が出たときに、後で議事録をずっと見てみたところが、４年間は減額をするというようなことで議事録に載っていましたので、今回当初の段階ではそういう話はあって、減額はしないという話はあったわけですが、それが４年間全部を減額するというふうに私も捉えてなかったので、そ

ういう話はしてございません。

○議長（小園實重君）　次に、教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　私は、当初の公約はお聞きしておりませんでしたので、最初のときが１年更新という形だったので、その都度その都度お話があって決められるものだと思っておりました。ですので、最初は減額しないということでしたので、それで。また、減額するということでございましたので、私はもらえるだけの給料であればいいですので、そのようにしてお答えをしたところです。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　２時５６分

―――――・――・―――――

○議長（小園實重君）　休憩を閉じて再開します。

ほかに質疑はありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　せっかく、私は休憩をとって今回出したこの条例を３月５日の総括質疑の中で町長は理由まで説明をしておったんですよね。だから、今回出した理由について、提出者の町長でありますから答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　全体の意見として、それをちゃんと守るべきじゃないかという意見が多いという判断をしましたので、そういうことで提案いたしました。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑ありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　町長が、この減額をしなかった理由が、出張が多いからしなかったというのが理由でしたよね。この本会議場でそのとおり答えています、町長は。総務課長、町長の出張というのは、町長本人が多いということを明言していますので、何回ぐらいあるのかですね、月に。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　これは、出張については、数字的に全部調査した上でまた、御報告申し上げます。総務課のほうにさせます。

○議長（小園實重君）　６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　後で資料を、その回数とか、いついつ出張があったとか、そういうのは提出をしていただくということですね。

それで、土曜日も日曜日も仕事が入って家にいないのも、この理由の一つでしたよね。それも町長として当然のことですよ。町長というのは24時間町長ですよ。そ

れが、土曜日も日曜日もないからカットしなかったと。そういうことは、この本会議の中で言うべきことじゃないですよ、町長。そのことについて。

○議長（小園實重君）　町長、名越　修君。

○町長（名越　修君）　そのとおりだと思いますので、反省をしております。

基本的にはそういうことですが、今言ったように完全に24時間ですから、夜も夜中も電話が来ますから、それを含んで給与を下げるなどということを方針に出しちゃいけないという、次から出る人についてはそのようにしていただければ。この中にいるかもしれませんから。お願いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第28号町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第４　議案第29号　南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（小園實重君）　日程第４、議案第29号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島﨑憲一郎君。

○建設課長（島﨑憲一郎君）　それでは、議案第29号について御説明いたします。

議案第29号は、南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例制定は、平成26年度より社会資本整備総合交付金事業で整備を進めてきておりました地域防災拠点施設が、平成29年度で完成したことから、同施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

第１条は、この条例の制定趣旨に関する規定であります。

第２条は、防災拠点施設の設置に関する規定であります。

第３条は、施設の名称及び位置を規定するものであります。位置については、当該施設用地の中で一番面積の大きい地番を表示してありますので御理解ください。

第４条は、設置目的を達成するための業務を規定するものであります。

第５条については、施設の管理に関する規定であります。

第６条は、利用の許可、第７条は、その取り消しについて規定するものであります。利用の許可については、防災訓練等で日や時間を単位として施設を専用使用する場合を想定しております。駐車場施設の利用については、防災訓練等で特別に一般の利用者の使用制限を行う必要のある場合を除き、他の公の施設の駐車場利用と同様の使用を想定しております。

第８条は、損害の賠償について規定するものであります。

第９条は、施設の管理運営に関する規定であり、第２項では、地方自治法第244条の２第３項の規定により、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定するものです。

第10条は、この条例に規定するもののほか、管理に関する事項を規則に委任する旨の規定です。参考までに、制定予定の施行規則についてはお手元に配付してありますのでお目通しを願います。

なお、附則において、この条例は平成30年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第29号南種子町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第５　議案第23号　平成30年度南種子町一般会計予算

日程第６　議案第24号　平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第７　議案第25号　平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

日程第８　議案第26号　平成30年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第９　議案第27号　平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（小園實重君）　日程第５、議案第23号から日程第９、議案第27号までを一括上程いたします。

平成30年度予算議案については委員会に付託していたものです。審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。まず、産業厚生委員長、上園和信君。

［上園和信産業厚生委員長登壇］

○産業厚生委員長（上園和信君）　産業厚生委員会に分割付託された平成30年度南種子町一般会計予算並びに４特別会計予算の審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、３月６、７日の２日間、全委員出席のもと、課長、事務局長、係長の出席のもと、産業厚生委員会に分割付託された平成30年度一般会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、簡易水道事業特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療保険特別会計予算の審査を行いました。審査の方法は、平成30年度一般会計・特別会計予算委員会分割付託表のとおりであります。

農業委員会です。農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられた。担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地利用の最適化に引き続き取り組み、国が運用を開始した農地情報システム「全国農地ナビ」の情報活用促進、農業委員会で管理している「農地基本台帳」「農地地図」など情報提供に努め、農業委員・農地利用最適化推進委員を含め、関係機関が一体となり、農地振興に努めてまいりますとの説明。

質疑・応答は「農業委員会費235万2,000円増になっているが、内容は」「最適化推進委員報酬８人分と費用弁償、職員給料等の増額です」。「認定農業者、担い手農家数と、50歳以下、60歳以下などの年齢構成は」「認定農業者は約100人、担い手農家数は農業委員会で決定分175人、年齢構成は出していない」などが主なものです。

企画課観光経済係です。本町は、歴史と自然と科学とロマンあふれる町であるので、平成30年度も本町の持つ資源を生かした観光振興を図り、観光産業による町の活性化を積極的に推進します。

有人国境離島法による滞在型観光促進事業として、種子島１市２町でのサイクルツーリズム事業、アニメツーリズム推進事業、外国人観光客滞在促進プロモーション事業を実施し、観光客誘致と、プロのサーフィン大会開催への支援を行い、サーフィン愛好者の誘客を図ります。

第２回宇宙芸術祭の開催、日本旅行の商品「赤い風船」を全国販売していただき、これにより、多くの観光客の来島が期待されます。

種子島南部観光地整備事業で、浜田海浜公園と長谷公園の環境整備、花のまちづくりとして「ジャカランダ」「サンダンカ」の植栽を進めます。

商工業の振興は、購買力の流失防止や明るく元気な商店街づくりを推進します。

特定有人国境離島法に基づく、創業、事業拡大のための設備投資資金、運転資金の支援を行い、雇用機会の拡充を図ります。

ふるさと納税は、現在４億8,000万円位の申し込みがあり、多くの納税額を確保できるよう努めてまいりますとの説明。

「上中市街地トイレ・駐車場設置の予算が計上されていないが」「商店も減少しているのに大金を使って整備する必要性を協議している。町長が議会でやりますと答弁しているので、早急に答えを出したい」主な質疑・答弁内容です。

あおぞら保育園です。平成30年２月末で開園15年６カ月が経過した。これまでどおり０歳児から５歳児までの子供を預かり、年齢に応じた保育、保護者の就労時間に合わせ、１時間の繰り上げ繰り下げ保育、子育て支援事業など、子供たちの安全と保護者の子育て支援など関係機関との連携を図りながら、就学へ向けた取り組みを実施しますとの説明。

質疑・応答は「児童福祉費負担金が昨年より199万4,000円増額になっているが、園児数が減っているのに負担金がふえた理由は」「平成30年度予算は、平成29年12月現在調定額の85％で計上している」。

次に、総合農政課です。農業を取り巻く環境は、農産物の価格低迷や生産資材の高騰、産地間競争、販売形態の変化、農業構造の脆弱化、農家戸数や農業所得の減少など依然として厳しい環境下にあり、このような情勢を踏まえ、国・県の農業施策を活用し、担い手農家や新規就農者の確保・育成に努め、農地中間管理事業の推進による農地の集積、集約を図り効果的な経営支援を図ってまいります。

基幹作物の早期水稲は、国の生産数量目標配分の廃止など政策見直しが示され、水田農業確立推進活動事業による農家への情報提供に努めます。

さとうきび、でん粉原料用甘しょは、各対策事業を講じ生産拡大に努め、安納芋、豆類等の園芸作物、レザー、ロベの花卉類は栽培技術向上支援や施設整備を図り、農業所得向上を目指します。

土地改良事業は、県営事業で河内浦地区、茎永地区圃場整備事業に取り組み、優良農地の確保と担い手農家、中心経営体への農地集積を図り、安定した農業経営の確立を目指します。

畜産です。子牛競り価格も高騰しているが、高齢化による畜産農家の減少が続い

ている状況にあり、酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき、効率的な草地や施設整備を図り、生産性向上や経営の合理化、大規模農家育成、自給飼料の安定供給など積極的に進めてまいります。

キャトルセンター、堆肥センターを活用した畜産環境保全や施設設備抑止に努め、両施設の適正な運営に努力します。

林業は、町森林整備計画に基づく効率的な林業支援による地元産材の利用促進に努め、特用林産物のシキミ、ヒサカキの生産拡大に取り組みます。

水産業は、つくり育てる漁業推進を図るため、離島漁業再生支援の取り組みとブリ人工種苗中間育成に係る施設整備を図りますとの説明であります。

質疑応答は、「キャトルセンターに繁殖牛の導入はするのか」「繁殖牛も入れて、キャトルセンターの健全経営をしなければならないとの方針である。施設の利用目的も含め、繁殖牛を導入した場合の試算等、内部で検討していく」。「堆肥センターの堆肥、４月から値上げするのか」「４月から料金を改定し販売する。バラ堆肥、トン当たり現行6,000円を9,000円に、散布は据え置き。フレコンは4,500円に、袋堆肥は現行300円を350円に値上げする」。「農業次世代人材投資事業11人の経営作物の人数は」「スナップエンドウ３人、安納芋２人、果樹１人、野菜４人です」。「29・30年期さとうきび不作対策は」「単収４トン900に対し、４トン300となっている。糖度は２月20日現在10.97度、基準糖度帯13.1から14.3度の中に入っていない。栽培面積の減少対策は、栽培者や町技連会、関係機関で推進した結果474ヘクタールとほぼ横ばいを保っている」などです。

次は、建設課簡易水道事業です。水道は、水道法の規定に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することが目的であります。

歳入は、水道事業会計運営の根幹である水道使用料の収納に努め、歳出においては、簡易水道事業の統合を推進し、上水道として企業会計移行への体制整備を行います。

通常業務は、安定した水道水の供給を行うため、適切な水道施設の維持管理と断水、漏水等のふぐあいの改善に昼夜を問わず対応し、安心・安全な水道水の供給に努めてまいりますとの説明です。

「給水率が98.66％となっているが、残りの1.34％は」「芙蓉苑とＪＡＸＡです」。「水源は何カ所か。西部地区、島間地区を除く町内全戸給水になったとき、今の水源地で対応できるのか」「水源は全部で６カ所。中央地区に摺久保、小比良、八久保、健康公園前に地下を掘って水源を確保しており、中央地区に４カ所。西部は木原に地下水を掘って水中ポンプで上げており、島間も河川水をポンプで上げて

いる。中央地区は水量的には十分、西部地区も安定して供給、島間地区も水量的には心配ない」などが主な質疑・答弁内容です。

建設課です。国庫補助事業の継続事業で、新栄町焼野線、堂中野線、恵美之江線の改良舗装事業を実施し、橋梁長寿命化修繕事業は修繕計画に基づき、平成30年度は夏田橋ほか５つの橋を計画しています。

道路維持管理については、公共施設の維持管理を直営班の機動性を有効活用し、住民の安心・安全な生活のため、地域の要望等に対し迅速な対応に努めます。

都市公園の維持管理に継続して努め、住宅管理は住環境整備のため公営住宅の補修、修繕を行い、集落内環境整備については、自治公民館からの要望により、身近な生活圏の環境整備に努めてまいります。

河川管理は、寄り洲の除去などの環境整備を図り、災害復旧については、直営班による迅速な維持管理作業と、災害未然防止のための維持点検に努めます。

住宅使用料は収納が年々厳しくなる傾向にあるが、滞納を最小限にとどめるよう収納に努めることにしておりますとの説明です。

質疑・答弁は、「島間港のしゅんせつ、地元負担金は」「地元負担金は10％、しゅんせつの計画は今年度と次年度の２カ年で終わる予定。県も国の補助事業を利用しているので、国の補助事業の予算化次第では１年延びるかもしれませんが、今のところは県は２カ年と予定しているようです」。「平成30年度、公営住宅の建設予定と地区からの要望状況は」「新しい建設事業はなし。下中地区から要望が出されています」などが主なものです。

保健福祉課です。国の施策を基本としながら、住民に密着した行政事務を積極的に実施し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。平成28年度から実施している地域支援事業等をより充実させ、各地区、集落公民館や福祉団体と連携した高齢者、障害者、子供を含めた総合窓口の設置、包括支援体制を強化してまいります。

福祉年金係です。深刻化する高齢化社会に適応した福祉サービスが提供できるよう、地域包括支援センターを中心とした地域支援事業と高齢者へのサービス調整を行いながら、南種子町シルバー人材センターの支援、活用、地区老人クラブや町老連への助成により、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

河内温泉センターの運営は、シルバー人材センターに管理委託し、利用者サービスの拡大と赤字縮減に努め、福祉センターは、トイレ等の整備と生きがい活動室に空調機器を設置し有効活用を図り、引き続き、放課後児童クラブを全小学校区に開設し、仕事と子育ての両立支援を推進します。

福祉サービスのさらなる向上を目指し、平成31年度、福祉事務所開設に向け準備

を進めます。

保健衛生係です。町民の健康づくりについては、疾病の早期発見、早期治療を図るため各種がん検診を積極的に推進し、受診率の向上に努め、健康教室や健康相談などを実施してまいります。

母子保健は、妊婦、乳幼児の各種健診を実施し、定期予防接種により感染症の発生と蔓延防止を図ります。引き続き子供医療費の助成を行い、子供の健康保持増進と子育て世帯の医療費負担軽減に努めます。

環境衛生は、資源ごみの拠点収集の実施、資源ごみの有効利用と焼却ごみの減量化を図り、ゴミステーションの整備、補助事業を活用した合併浄化槽設置など、住民の生活環境対策の取り組みを積極的に行います。

保険給付については、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県と市町村の共同保険制度へ移行することから、国民健康保険会計に国保担当の保健師を配置し、医療費適正化事業や特定健診、特定保健指導を充実させ、医療費適正化による国保財政の健全化に努め、健診率60％目標に取り組みます。

介護保険事業は、平成30年度は第７期保険事業計画のスタートの年度に当たります。事業計画の基本目標に基づき、高齢者の自立支援、尊厳の維持を基本とし、介護予防教室、訪問指導など地域支援事業を充実し、高齢者の自立支援を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、シルバー人材センターや高齢者ポイントアップ事業などを活用し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアを推進してまいりますとの説明であります。

「河内温泉センター運営についてシルバー人材センターへの委託は決定か。委託により赤字解消は図られるのか」「シルバー人材センターは１社随意契約ができる団体なので委託する。現在は、全て社会保険に加入した臨時職員で対応しているが、人材センターの場合は社会保険加入の必要性はない」。「保育所等交通費補助の内容は」「通園距離掛けるキロ当たり37円の油代に対する補助」。「海岸漂着物地域対策推進事業の委託方法と実施場所は」「シルバー人材センターに委託し、場所は西海岸を予定しているが、漂着物の状況に応じて選定する」。「地域密着型サービス事業所は町内何カ所開設しているか」「小規模多機能型が１事業所、介護老人福祉施設が１カ所、グループホームが３事業所、通所介護事業所が１事業所の合計６事業所」。「福祉事務所設置、平成31年度開設に向け検討していくのか」「施政方針で述べたように、平成30年度に準備に取りかかり、平成31年度に開設することとしています」などが主な質疑・答弁内容です。

以上で、一般会計、４特別会計の審査を終わり、会計ごとに討論・採決に入り、起立による採決を行いました。

産業厚生委員会が分割付託を受けた議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算について討論に入り、１人の委員から「総合農政課の堆肥センターの運営に関する予算にどうしても納得できない部分がある。農林水産費を含めて反対します」との反対討論がありました。ほかに討論もなく、採決の結果、起立少数でありました。よって、産業厚生委員会が分割付託を受けた議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算は否決すべきものと決定しました。

議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算については、討論もなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算については、討論もなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算については、討論もなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算については、討論もなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

なお、以上の審査を通じて、次の１点を当委員会の意見として集約しました。

１、さとうきび、でん粉原料用サツマイモの増産対策に万全を期すこと。

これを当議会の意見として町執行当局に申し入れることが適当であるとの決定をしたところであります。議長においてよろしくお取り計らい願います。

以上で、産業厚生委員会が分割付託を受けた平成30年度一般会計並びに４特別会計の予算審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小園實重君）　次に、総務文教委員長、河野浩二君。

［河野浩二総務文教委員長登壇］

○総務文教委員長（河野浩二君）　総務文教委員会に分割付託された平成30年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告します。

当委員会は３月６日と７日に全委員出席のもと、第１委員会室で関係課長、係長の出席を求め、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金、予備費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、地籍調査について審査を行いました。

まず、会計課です。会計課は一般会計及び特別会計並びに病院事業会計の歳入歳出に属する歳計現金の扱いはもとより、所得税・県民税・住宅敷金等の歳計外の出納及び保管、株券・出えん金等の有価証券の管理並びに各基金の管理運用、物品・油脂類等の管理に努めている。

現金及び有価証券の保管については、地方自治法第235条の４の「現金及び有価証券の保管」に、歳計現金は「最も確実、かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」とありますので、支払い準備金に支障を来さないよう配慮しながら、

指定金融機関の種子屋久農業協同組合並びに収納代理金融機関に預金する等、適正な運用利益を図っているとのこと。質疑はありませんでした。

議会事務局、監査委員室。議会事務局長の予算の概要について説明を受け、質疑に入りました。質疑では、職員の時間外手当は２万円しか計上していないが、サービス残業はないのかという問いに、議会も監査も時間外に全く仕事をしていないかと言われればそうでもないが、特別、時間外手当を必要とするものではないとのこと。

社会教育課。各地区の公民館を基軸として、家庭、学校、地域、各種団体との連携を図りながら、生きがいとぬくもりに満ちた生涯学習社会を推進し、共生、協働の地域社会づくりに努めるとのこと。

質疑では、広田ミュージアムの使用料。本年度150万円程度の歳入だが、開館当初は1,000万円ぐらい組んだのではの問いに、御指摘のとおり建設当初の見込みからするとかなり低くなっている。いろいろな事業も考えながらふやす努力をしていきたいとのこと。

赤米文化交流事業を、今回、岡山県総社市で開催する計画であるが、今後も継続して開催するのかの問いに、赤米サミットは現在２巡目。対馬までの２巡目が終わったら保存会、子供の交流を進めていければと協議会で話が出ているとのこと。サミットを開催する効果と目的は何かとの問いに、当然ＰＲにもなる。今、日本遺産登録を目指して努力しているとのこと。

トンミー大使の経費を51万円計上しているがの問いに、トンミー大使の相川七瀬氏が、赤米のお田植え、稲刈り等に来ていただいたときの旅費等の経費とのこと。

図書館劇場の39万8,000円。30年度２回講演予定のようだが、50万円ぐらいにふやして充実した形でできないのかの問いに、子供から大人まで一緒に楽しめるもの。近くで、肌で感じられるような小規模な会場で開催。鹿児島に芸術祭典とこども芸術劇場があり、一緒に招致することで半額の経費でできるとのこと。

ゲートボール場、陸上競技場の周辺に桜の木を植える考えはないかとの問いに、成人式で毎年１本ずつではあるが植樹している。現在、野球場に植樹しているが、今後、御指摘の場所に植樹できればと考えているとのこと。

旧南校跡地の建屋の整備は考えていないのかの問いに、学校跡地の整備については、使う前に整備をする事業はあるが、活用を始めてからの事業がなかなかない。単独でやる場合は起債事業しかない。駐車場側の建物は耐震補強の必要があるとのこと。

税務課。町税は本町の重要な自主財源である。適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として、税収確保を図ることを基本に予算編成を行った。町内の景気につ

いては、畜産は順調に伸びている中で、農産物全般において、水稲は平年並みであったものの甘しょ・キビは相次ぐ台風の影響を受け、収量、品質ともに平年を下回る状況と見ている。ただ、キビの平成28年・29年期が良好で１月から４月の収益が好調であったと思われ、所得の減少は最低限にとどまったと見ているとのこと。今後とも、適正課税と税収確保に努めていくとのこと。

質疑では、給与、営業、農業所得が増加との考えで調停している。何をもとにしているのかとの問いに、ロケットの打ち上げ回数も昨年多かったので営業への影響。農業関係では、災害の発生状況を加味してやっている。さとうきびは、昨年１月から４月までの収穫状況は悪くはなかった。米も悪くはなかったし、ＷＣＳも交付金がかなり来ている。悪かったと憶測できるのは、でん粉甘しょ農家。安納芋等への転換が進み、甘しょの作付面積が減っていると見ているとのこと。

時間外手当は足りているかの問いに、足りない。通常の分と申告の分はつけていない。徴収に係る分はつけているとのこと。残業したのに時間外の支払いができないということはおかしい。要求すべきではないかの問いに、当初予算は昨年並みに組まれているが、補正予算は要求していない。今期は時間外をつけるよう指導しているとのこと。申告していない人、課税の実態はどうかの問いに、申告に来られない方は結構いる。申告をしたほうが有利になる場合が多いし、昨年は高額の還付金の補正もあった。申告するよう呼びかけたい。

教育委員会給食センター。子供たちが、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の取り組みを推進し、昨年度から米飯給食を週４回にふやし、南種子町産の米や地場野菜の活用など地産地消に配慮した、安心でおいしい学校給食の提供に努めていくとのこと。

質疑では、ＡＢＳ（界面活性剤）は、河川、海の汚染につながる。浄化槽の設置は建てかえも含めて検討していないかの問いに、給食センターは38年経過しており老朽化が進んでいる。第５次長期振興計画で、平成31年度設計委託950万円計上している。浄化槽の設置は建てかえにあわせてやっていくとのこと。

教育委員会管理課。教育文化の振興については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指し、活力ある教育の振興を図っていくとのこと。学校教育については、知・徳・体の調和のとれた生きる力を備え、伝統文化を尊重し、それらを育んできた我が郷土と国を愛する態度を養い、日本人としての誇りを保ち、国家及び地域社会づくりに貢献できる人材の育成に努めていくとのこと。

質疑では、中学校通学バスの運行管理業務。契約日、契約金額はとの問いに、契約日３月２日。契約額3,402万円とのこと。

宇宙留学生は50名か。その内訳はの問いに、里親留学38名、家族留学16名（10世帯）とのこと。

スクールバスの運行形態はの問いに、運行形態はこれまでと同じだが、大川線に１路線追加して５路線で運行。茎永線は逆回りに変更とのこと。

通学以外の運行について、賃金をどのように見ているのかの問いに、校外学習、１日遠足、陸上記録会等含めて、年間800時間、100日程度を含んだ運行委託になっているとのこと。

車庫はの問いに、車庫建設は考えたいとのこと。

企画課。地方版総合戦略計画「トライタウン南種子町　宇宙・歴史・文化の町総合戦略」に基づき５カ年総合戦略の取り組みを推進します。戦略に掲げた具体的な施策については、各課との連携を図り、事業推進の効率化とＰＤＣＡサイクルにより目標数値に向けた施策の効果検証を行うとのこと。

また、情報発信、地場産品の販売促進、種子島宇宙芸術祭の推進、移住者サポートなどを地域おこし協力隊を活用し推進するとのこと。

質疑では、全国離島中学生野球大会が種子島１市２町で実施される。開催地元負担金540万円は南種子町が負担する分か。中種子町、西之表市も同額支出かとの問いに、中種子町、西之表市も同額負担とのこと。

人材育成補助金。外国へのホームステイ事業を実施するかとの問いに、ホームステイ事業は実施することになると思うとのこと。

地域おこし協力隊。全国においては任期を終了した６割が同じ地域に定住している。南種子町ではどうかとの問いに、採用段階では３年後、残る意思があるとのこと。１人は農業、ほかの隊員には今後何をやりたいのか、サポートしながらやっていきたいとのこと。

種子島全体の地域公共交通バスの補助制度のあり方。このまま自主財源をつぎ込むことは大変なことになる。国の基準緩和等に向けて対応はしているかの問いに、基準の引き下げについてお願いしているが、現状では答えは出ていないとのこと。

ロケットコンテスト。29年度の参加人員と予算は組んでいるのかの問いに、参加人員は300人程度。町内宿泊で３泊４日。予算は町から４万円。協力会からトロフィーと５万円とのこと。

地方創生事業として何を取り組んでいるのかの問いに、一番議論しているのは、定住対策と空き家対策。30年度は宇宙留学のＯＧ・ＯＢの合同同窓会等を考えているとのこと。

選挙管理委員会。公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務の執行が委員会に課せられた職務である。平成30年度も引き続き選挙に携わる関係者の資質向上と

選挙の公正な執行、明るい選挙啓発に努めるとのこと。質疑はありませんでした。

総務課。予算編成の基本方針としては、真に必要と認められる行政需要に対応するため、重点的かつ効果的な施策の展開に努めている。なお、歳入において、税収の確保、国・県支出金や有利債の活用など、引き続き財源確保に努めることにしているとのこと。

質疑では、防災公園内の一部をスクールバスの認可のための車庫にしているようだが、それでいいのかの問いに、防災公園は１次避難所、避難者の誘導、公共施設への移動も出てくる。そこにバスがあれば活用もしやすくなると思う。避難場所としてかなり面積があるので、バスがあることで避難の妨げになることは、今のところ想定していないとのこと。

交通指導員の報酬はどのようになったのかとの問いに、30年度当初予算で消防団員の出動手当並みに引き上げるよう予算計上しているとのこと。

28年度の決算認定でのふるさと納税活用策は、地区に補助して地域が盛り上がるような事業、方策をすべきということであった。現在どのようにしているのかとの問いに、寄附者の思いも含めて、何に活用したらいいか検討しないといけない。企画課等とも連携しながらしっかり検討したい。

敬老祝い金、出産祝い金、子供医療費の助成金等がある。ふるさと納税で行っていることをＰＲしているのかの問いに、議会答弁で広報紙等に掲載すると回答しているとのこと。

以上で、総務文教委員会に分割付託された議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算についての各課の審査を終え、討論・採決を行った。討論はなく、起立採決の結果、総務文教委員会に分割付託された平成30年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、以上の審査を通じて、次の２点を当委員会の意見として集約しました。

コミュニティーバス及びスクールバスの活用で、公立種子島病院からの帰りの便を確保すること。

スクールバスの車庫の位置変更と活用の方策を検討すること。

これを当議会の意見として、執行当局へ申し入れることが適当であると決定しました。議長において、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に分割付託された平成30年度南種子町一般会計予算審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小園實重君）　以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、各会計ごとに委員長報告について質疑を行います。

初めに、議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算の委員長報告について質疑

を行います。質疑ありませんか。７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　産業厚生委員長に質問しますが、まず最初に、１点は、１市２町で共同開催されたサーフィン大会の費用対効果について、参加人員、それから本町のホテル、旅館等に宿泊した質疑はされなかったのかどうか、答弁を求めます。

○議長（小園實重君）　産業厚生委員長、上園和信君。

○産業厚生委員長（上園和信君）　そういう質疑は出されませんでした。

○議長（小園實重君）　７番、立石靖夫君。

○７番（立石靖夫君）　次に、産業厚生委員会の予算質疑の中で、先ほども堆肥の値上げは慎むべきと、撤廃すべきというような一般質問もありましたが、委員会の中で堆肥の値上げについて、値上げすべきでないとの意見は出なかったのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　産業厚生委員長、上園和信君。

○産業厚生委員長（上園和信君）　お答えします。そういう意見は出されませんでした。

○議長（小園實重君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第25号平成30年度南種子町簡易水道特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

次に、議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから、各会計ごとに討論・採決を行います。採決は起立により行います。

議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算について討論はありませんか。まず、

反対討論を許します。反対ですか。

○５番（広浜喜一郎君）　はい。

○議長（小園實重君）　５番、広浜喜一郎君。

［広浜喜一郎君登壇］

○５番（広浜喜一郎君）　先ほど、産業厚生委員長から報告がありましたが、農林水産業費の中の堆肥センター運営費の予算について、余りにも納得のできない点が多いですので、反対討論を行います。

まず、堆肥料金を４月からトン当たり6,000円から9,000円に値上げをするということですが、3,000円も値上げをすると、堆肥の購入者が減少することも予想されます。値上げをしても大幅に赤字が解消されるということにはならないと思われます。また、値上げをする前に、議会にも少しは話があってもよかったのではないかというふうに思います。この値上げにも反対です。

歳出の中で、委託料の発酵促進剤運搬業務委託料が、29年度の３倍以上の518万4,000円となっています。原料になる牛ふん等が余り集まらない中で、発酵促進剤の業務予算だけをふやして、どのようにして堆肥をつくっていくのか疑問です。

また、町長は、可能な限り29年度中に民間委託をしたいと議会でも発言をしておりましたが、全くめどが立っていないのが現状だと思います。30年度の当初予算も1,011万1,000円の赤字を見込んで予算を計上していますが、このような予算計上が本当によいものかどうか、収入、支出を同額として努力をするというのが予算編成の基本だと思います。

このようなことを含め、全く先が見えない堆肥センターの運営です。どこが悪くて軌道に乗らないのか、原点に立ち返って予算編成も考え直す必要があると思いますので、農林水産業費の堆肥センター運営費が含まれた当初予算に反対をするものです。議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（小園實重君）　次に、賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する総務文教委員会委員長の報告は原案のとおり可決、産業厚生委員会委員長の報告は原案否決です。したがって、原案について採決します。議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第23号平成30年度南種子町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。したがって、原案について採決します。議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第24号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。したがって、原案について採決します。議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第25号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。したがって、原案について採決します。

議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第26号平成30年度南種子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。したがって、原案について採決します。

議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算に賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（小園實重君）　起立多数です。したがって、議案第27号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見については、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。再開を16時00分とします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　３時５２分

再開　午後　３時５９分

――――――・――・――――――

○議長（小園實重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第10　発議第１号　さとうきび生産回復対策並びに品質取引に係る基準糖度帯の見直しを求める意見書

○議長（小園實重君）　日程第10、発議第１号さとうきび生産回復対策並びに品質取引に係る基準糖度帯の見直しを求める意見書についてを議題とします。提出者の説明を求めます。塩釜俊朗君。

［塩釜俊朗君登壇］

○４番（塩釜俊朗君）　発議第１号について提案をいたします。

発議第１号は、さとうきび生産回復対策並びに品質取引に係る基準糖度帯の見直しを求める意見書であります。

別紙意見書を、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に提出す

るものであります。

提出者は、南種子町議会議員、塩釜俊朗。賛成者は、南種子町議会議員、上園和信、同、西園　茂、同、広浜喜一郎、同、柳田　博でございます。

趣旨説明をいたします。

さとうきびは種子島の重要な基幹作物であり、その生産の状況は、栽培農家はもとより、関連産業にも大きな影響を与える。

近年、さとうきび生産は危機的状況に陥っており、その理由として、高齢化による離農で栽培農家の減少の影響もあるが、相次ぐ台風の被害により、大幅な単収減とあわせ、平均糖度が例年を大きく下回り、農家所得が激減し、生産意欲の減退につながっていることが最大の理由である。

29、30年期については、４回の台風被害により、過去最低の単収が見込まれ、糖度についても、過去最低から２番目に低い糖度と予想され、過去に経験したことがない未曽有の危機的状況であり、再生産ができるか焦りを隠せない状況である。

このような中、さとうきび増産基金事業の活用により、当年度・次年度対策を行うとともに、関係機関が一体となり、作業機械による省力化の推進、精脱用施設の導入、法人化の推進など、ありとあらゆる手を尽くし、栽培面積の維持拡大に努めている。

しかし、さとうきび増産プロジェクト計画面積の2,700ヘクタールには及ばない状況と、製糖工場の「新光糖業」についても、過去最低の１万500トンの製糖量となり、赤字の見込みとなることから、今後の事業継続についても心配されている。

種子島は台風災害から免れない地域であるとともに、さとうきび栽培の北限でもあり、基準糖度帯糖度の割合も低い状況である。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。

１、交付金を引き上げること。

２、基準糖度帯の引き下げを行うこと。

３、台風災害及び計画面積確保等の支援策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　会議で訂正ができると思いますので、私の考えでは、下から６行目、製糖工場の「新光糖業」とありますが、ここを製糖工場の正式名称をうたうべきではないかと思うんです。そうしないと失礼になりはしないかと思うんですが、そこ辺はどうですか、発議者。

○議長（小園實重君）　塩釜俊朗君。

○４番（塩釜俊朗君）　製糖工場の新光糖業についてもということは、一応、ただし書きといいますか、新光糖業という通常の名称であるので、これでいいのではないかと、こういうふうに判断します。

○議長（小園實重君）　８番、日髙澄夫君。

○８番（日髙澄夫君）　事務局はどう思いますか。（「通称ではまずいと思うんだけどな。意見書だから」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

――――――――・――・――――――――

休憩　午後　４時０５分

再開　午後　４時０６分

――――――――・――・――――――――

○議長（小園實重君）　休憩を閉じて再開します。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、発議第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、発議第１号さとうきび生産回復対策並びに品質取引に係る基準糖度帯の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、会議規則第45条の規定による文書の整理について議長に一任願います。

――――――――・――・――――――――

日程第11　発議第２号　国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書

○議長（小園實重君）　日程第11、発議第２号国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書についてを議題とします。提出者の説明を求めます。日髙澄夫君。

［日髙澄夫君登壇］

○８番（日髙澄夫君）　まず、お礼を申し上げます。議運の皆さんに、議案として取り

上げていただきました。ありがとうございました。

発議第２号は、国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書であります。

鹿児島県知事宛てでございます。

提出者は、南種子町議会議員、日髙澄夫でございます。

それでは、この発議案件は、請願、陳情という形で南種子町議会に申請されておりませんので、常任委員会での審査がなされておりません。よって、別紙意見書を読み上げて発議にかえたいと思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

それでは、読み上げます。

国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書。

平成27年５月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成30年度から、新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等、国民健康保険制度が始まって以来の大改革が行われようとしている。

これにより、都道府県は、厚生労働省が策定した「国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に従い、国民健康保険事業に必要な費用を、市町村に納付金として割り当てを行い、市町村は標準保険料率を参考にしながら、国民健康保険税率を決定することになる。

国民健康保険は、被用者保険に加入できない自営業者、非正規労働者、年金生活者などが加入する医療保険であり、南種子町では、平成30年１月末現在で、1,054世帯、1,728人が加入している。

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入していることにより、医療費水準が高く、所得水準が低いため、保険税負担が重くなるという構造的な問題がある。

また、社会保険と異なり事業者負担がないことから、国民健康保険税が高額にならざるを得ないという状況にあり、保険税負担を軽減するため、多くの市町村が国民健康保険特別会計への赤字繰り入れを、一般会計から行っているところである。南種子町は、国保会計に対し、一般会計から、平成28年度、2,274万5,000円の法定外繰り入れを行っている。

社会保障制度としての国民健康保険制度を維持し、自治体及び町民負担の軽減のため、以下の点を実施するよう見直しを強く求める。

１、国に対し、国民健康保険への国庫負担率の引き上げを求めること。

２、保険税の引き上げとならないよう財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年３月19日、鹿児島県南種子町議会。

よろしくお願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、発議第２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、発議第２号国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、会議規則第45条の規定による文書の整理等について議長に一任願います。

―――――・――・―――――

日程第12　発議第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

○議長（小園實重君）　日程第12、発議第３号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についてを議題とします。提出者の説明を求めます。日髙澄夫君。

［日髙澄夫君登壇］

○８番（日髙澄夫君）　議運の皆さんに、発議第３号を取り上げてくださったことに敬意を表します。

発議第３号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書であります。

内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てであります。

提出者として、南種子町議会議員、日髙澄夫でございます。

この発議案件は、請願、陳情という形で南種子町議会に申請されておりませんので、常任委員会の審査がなされておりません。よって、別紙意見書を読み上げて発議にかえたいと思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

それでは、意見書を読み上げます。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。

国際法史上初めて、核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年７月７日の国連会議で、国連加盟国の約３分の２に当たる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は、第１条において、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、

貯蔵、さらに、その使用と使用の威嚇を禁止し、条約締結国に対し、「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。

同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効する。同年９月20日には、ニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続が始まった。同日中に50カ国以上が署名し、３カ国が既に批准書を持参した。今後は発効に向けて、署名した国々の国内で批准手続が行われていくことになる。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、同年12月10日には、2017年のノーベル平和賞が、国際ＮＧＯ核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）に授与された。

世界162カ国、7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は、2017年８月の第９回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる「核兵器禁止条約」の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める」特別決議を可決した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。

よって、政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年３月19日、鹿児島県南種子町議会。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。６番、上園和信君。

○６番（上園和信君）　この意見書の内容に、「2017年」、「平成29年」、その下に「2017年」というふうに、まちまちに記載されておりますので、これを西暦に統一するか……（発言する者あり）わかりました。

○議長（小園實重君）　６番、よろしいですか。

○６番（上園和信君）　訂正をしているようですが、中ほどに「同年12月」とあるんです、ここも。それからその上に「同年」、二、三カ所あるようですので（「２カ所」と呼ぶ者あり）２カ所です、そうしたほうがいいんじゃないかと思います。

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　４時２０分

再開　午後　４時２３分

―――――――・――・―――――――

○議長（小園實重君）　休憩を閉じて再開します。

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから、発議第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、発議第３号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、会議規則第45条の規定による文書の整理について議長に一任願います。

―――――――・――・―――――――

日程第13　委員長報告（産業厚生委員会）

○議長（小園實重君）　日程第13、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査の報告について、産業厚生委員長の報告を求めます。産業厚生委員長、上園和信君。

［上園和信産業厚生委員長登壇］

○産業厚生委員長（上園和信君）　産業厚生委員会が、閉会中の所管事務調査として申し入れておりました、島間港及びロケット運搬道路、種子島空港の整備促進に関する調査の経過と結果について報告いたします。

調査は、鹿児島県管理の島間港並びに国道58号線島間港から上中までの間、県道茎永上中線及び種子島空港の滑走路延伸と附帯設備の早期整備を要請し、本町はもとより、種子島地域の振興発展、今後大きく進展しようとしている宇宙開発への支援、協力体制の強化へつなげていくことを目的とするものであります。

まず初めに、ロケット輸送業務を担う三菱重工業防衛・宇宙セグメント調達部宇宙調達課主席チーム統括鈴木哲也氏、同主席技師野尻昌俊氏の二人に出席をいただき、平成29年８月24日、議会第２委員会室で、委員全員出席のもと、所管事務調査に向けての事前調査を実施しました。

ロケットは、愛知県飛島村から貨物船で輸送し、島間港に陸揚げして、島間港から上中までの国道58号線、県道茎永上中線を通り、種子島宇宙センター吉信射点ま

での18キロのコースを、島間港を夜10時に出発し、約５時間30分ほどをかけ輸送している。

輸送に際し、上中交差点内の街灯の向き変更、道路周辺の定期的な樹木伐採、防災無線等を活用した輸送通知の呼びかけなどを行っており、関係機関の協力でスムーズな輸送が行われております。

次世代のＨ３のロケット輸送については、まだサイズ等が未確定であるが、①輸送道路周辺の道路標識や看板等の移設、もしくは着脱式への変更。②輸送道路の歩道縁石の変更。③輸送道路周辺電柱及び送電線の移設。④道路周辺の樹木の伐採などの対策が予想されるとの説明を受け、事前調査を終えました。

平成29年11月17日、熊毛支庁会議室で、委員全員出席のもと、島間港及びロケット運搬道路、種子島空港の整備促進についての調査を実施しました。熊毛支庁からは、大塚建設部長兼建設課長、町田技術主幹兼港湾空港係長、渡辺道路建設係長、新澤技術主幹兼道路維持係長、片平技術主幹兼技術調整係長の５人に出席をいただきました。

島間港の整備の現状については、島間港は重要な港湾だと理解している。種子島南部の物流の拠点、定期フェリーの発着港、ロケット機体の陸揚げ等、外海に面していることから波浪が大きい。湾内の静穏度向上のために、平成20年度から防波堤西の整備を進めており、平成28年度、本体工事160メートルを完了し、今後は、消波ブロックと上部工が残っているが、早期完成が図られるよう努めていきたい。

昨年、砂が島間港航路の東側に相当量たまっていることがわかった。平成28年度からしゅんせつ作業を進めている。一部は防波堤工事に使う土砂に使用。平成29年度は、大規模にしゅんせつ。土砂を処分する場所がなくなったため、海洋投入処分を考えており、その手続を進めている。国の承認次第、できるだけ早くしゅんせつ作業に着手したいとの説明です。

質疑は、防波堤西整備の完成年度は。

予算が絡むことなので、いつ完成とは言えない。平成29年度上部工ができる。少なくとも数年で完成すると思っている。交付金事業でやっているが、金額の増減が激しい。計画どおりにはいかない。静穏度については、確保されると思っている。

土砂のしゅんせつ工事は平成29年度で完了か。

予算の関係があるが、平成29年度着手。現在、海洋投棄処分について環境省と協議中とのこと。

次に、ロケット運搬道路の整備については、国道58号線島間港から上中まで、県道茎永上中線の整備拡幅は。

ロケット輸送時の安全確保のため、ロケット運搬道路として２車線改良と、でき

るだけ幅広でカーブを少なくし、ロケット運搬に支障を来さないよう整備してきた。その結果、全線が２車線に改良済みになっており、特に茎永上中線は、勾配が急な部分は３車線で整備してきた。要望にある２車線を３車線にすることについては、その整備の必要性、緊急性など今後検討し、南種子町と連携をとりながら研究していきたいとの説明。

質疑では、両歩道のある場所を片側を車道にするという考え方は。

基本的には国土交通省所管の道路という考えで、道路法の道路でないという理由は必要となる。

ロケットは大型化していく。現在のＨ－Ⅱよりもロケットのサイズも大きくなる。道路標識の移設や着脱式への変更、歩道縁石の変更、電柱・送電線の移設、輸送道路周辺の定期な樹木の伐採など、県に対し要望は来ていないか。

昨年、運送する会社に、今後道路の拡幅する必要性はないか、支障になっているものはないか話をした。Ｈ－Ⅲまでには、この道路は問題。改良してもらわないといけないとお聞きした。強いて挙げれば、イプシロンロケットを輸送する場合、宮瀬橋の強度が足りないので今対応している。

種子島空港整備については、種子島空港の就航率は。

開港してから台風や異常気象など影響でばらつきがあるが、過去５年平均で95.2％となっており、就航率の国際基準が95％なので、それを上回っている。

種子島空港は、ジェット化で整備され、ＩＬＳも設置されており、ランクはカテゴリーＩという状況で、鹿児島空港や奄美空港など、一般的なジェット空港の機能を備えている。これをさらに羽田空港とか新千歳空港と同じようにカテゴリーを上げていくには、新たなハード整備や運用体制の充実、航空会社の課題など、今後、国、航空会社と意見交換を行ったり、就航率等を見ながら必要性について検討していきたい。

就航率は、平成26、27年度は、国際標準を下回っており悪かった。平成29年から飛行機の新機種を導入しており、就航率も改善されると思うとの説明であります。

質疑は、ＩＬＳの整備どのぐらいかかるか。

最近、青森空港が整備した。どれぐらいかかったかはわからないが、全国に100カ所ぐらい空港があるが、設置は９カ所。飛行機の計器だけではなく、パイロットのライセンスも必要などの質疑応答があり、熊毛支庁での調査を終えました。

次に、平成30年１月31日、鹿児島県庁での調査を実施しました。

会場は、県庁７階会議室。産業厚生委員全員出席。県庁からは、土木部港湾空港課、道路建設課、企画部地域政策課、離島振興課などから、関係職員８人の出席をいただきました。

島間港の整備の現状と今後の計画については、現在、防波堤西の整備を進めており、本体工160メートルを完了。今後は、消波ブロックと上部工が残っており、約半分の76メートルは本年度で完成する。あと84メートルのかさ上げ工と消波工が残る。早期完成が図られるよう努めたい。

航路に土砂が堆積している。早期しゅんせつの要望があり、平成28年度にしゅんせつし、砂はケーソンの中詰め材として利用。残りは陸上処分ができない関係から、海洋投棄の手続を進めており、環境省の縦覧が１月で終わり許可になる見込み。２月にしゅんせつ工事を発注予定。ウミガメの関係で、春先まで工事ができないようであるので、それまでに、たくさん掘って、それでも完了できない場合は、平成30年度も予算を投入し、残りのしゅんせつ等をやっていきたいとの説明。

土砂のしゅんせつ。タンカーも入りづらいと聞く、やがてモジャコ漁も始まる。早期にやってほしい。

貨物船の船長から、浅くなっているとの情報も聞いている。大型クルーズ船の入港には支障はあると思うが、本年度で貨物船の入港には支障がないぐらいまでは掘れると思う。中間養殖の話も聞いている。地元漁協と調整し、取り組んでいきたい。

本年度の事業費と、完了年度の見通しと、完成後の島間港の新たな整備計画。町からの要望は。

本年度の予算は２億9,000万円、予算が毎年どれだけ来るかわからない。来た予算を県内離島の港湾整備に充てている。防波堤西整備完了後の計画については、静穏度対策は一定の効果が得られるとのことから、今後の具体的な計画はない。恒久的な砂の流入対策も、今後の検討課題との質疑応答であります。

ロケット運搬道路の整備については、ロケット運搬道路の機能を確保することで整備を進め、全区間２車線で改良を終えている。国道58号線で、一部歩道がないところがある。茎永上中線では一部３車線となっている。３車線整備ということについては、交通量的には２車線で十分な整備ができていると考える。ロケット関連については、国の事業で重要だと理解するが、３車線にということは、他の機関と連携しながら、今後研究していく必要があると考える。今すぐ着手ということは非常に難しいとの説明。

質疑は、ロケット、今後、年間五、六機打ち上げということになる。道路改良する際、歩道が必要との認識で設計したと思うが、今は歩道を利用する人はほとんどいない。車道と歩道の高さを同じくし、３車線化する、そういうことは可能か。

せっかく歩道と車道と分けてつくった。それを変えることになる。簡単にできるかなと思う。研究は必要と考える。

次に、種子島空港の整備については、種子島空港は平成18年３月完成。滑走路は

2,000メートル。乗降客は、年７万7,000人程度。現在は、空港の維持管理に努めている。就航率は、台風等、気象条件によりばらつきはあるが、過去５年間平均就航率は95.2%。国際基準が95%なので、それを少々上回っている状況である。

種子島空港には、ＩＬＳ（計器着陸装置）のカテゴリーＩが整備されている。高カテゴリーの整備については、ＩＬＳは国の管理で、航空灯やこれに対応した運用体制、電気施設を管理する人員の増員、航空会社では、電波を発する機器を新たに飛行機に積まなければならないための運航許可の取得、パイロットの資格取得などの課題がある。今後、必要性を検討していきたいとの説明でした。

質疑応答は、欠航が多い、特に５、６月の濃霧時期。カテゴリーとは。

平成25、26年、27年度５、６月の就航率は80%台、カテゴリーＩは、飛行機がおりる場合、高度60メートルで滑走路が見えないと着陸したらだめ。カテゴリーⅡは、高度30メートルで滑走路が見えれば着陸可能。カテゴリーⅢは、着陸直前まで電波で誘導。カテゴリーⅡは、日本で２空港。カテゴリーⅢは、８空港となっているなどであります。

鹿児島県での調査を終了し、以上の調査結果を踏まえ、３月15日に産業委員会を開催し、次のとおり意見の集約を行いました。

島間港、国道58号線島間港から上中までと県道茎永上中線、種子島空港はスムーズな人の往来や物流の輸送などの拠点、港湾、空港、幹線道路として、本町はもとより種子島地域の経済の振興発展に欠かせない重要な施設であります。あわせて、今後大きく進展しようとしている宇宙開発の推進にも大きく関連してまいります。

島間港を初め、国道58号線島間港から上中までと、県道茎永上中線、種子島空港とその附帯施設の早期整備を、関係機関に対し強く要請すべきであると考えます。

これを、当議会の意見として町執行当局に申し入れることが適当であると決定した次第であります。

議長において、よろしくお取り計らいくださるようお願いします。

以上で、産業厚生委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小園實重君）　これで、所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見については、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

―――――――・――・―――――――

日程第14　閉会中の継続調査申し出

○議長（小園實重君）　日程第14、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――・――・――――――――

日程第15　議員派遣

○議長（小園實重君）　日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

――――――――・――・――――――――

閉　会

○議長（小園實重君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第１回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

――――――――・――・――――――――

閉　会　午後　４時４３分

地方自治法第１２３条第２項によりここに署名する。

南種子町議会議長　　小　園　實　重

南種子町議会議員　　日　髙　澄　夫

南種子町議会議員　　西　園　　茂